

平成 19 年度委託調査

「日本企業の対中国ビジネス  
展開支援のための実態調査」

報 告 書



この事業は、競輪の補助金を受けて  
実施したものです。

<http://keirin.jp>



平成 20 年 3 月

財団法人日中経済協会  
日中投資促進機構

## 前 書

我が国の貿易相手国である中国は、日本にとって長年最大の貿易相手国であった米国を遂に抜き、2007年には第1位の相手国となった。加えて中国は地勢的にも隣国にあたり、長年日本産業の構造調整先としての有力な進出先国であった。製造業者にとっては日本に代る生産拠点であり、販売業者にとっては有望な市場国として中国への役割・期待は益々高まっている。

このような状況を反映して、日本からの対中直接投資額も長期間に渡り高水準で推移した結果、その累積投資額も今や膨大なものとなり、進出企業の現地活動規模は、分野によっては日本を凌ぐ勢いとなっている。

一方、中国は急速な経済発展を遂げる国であり、WTO加盟以降は、対外開放策を着実に実行してきているとはいえ、性急な法令の制定及びその猶予措置のない適用、法令整備に伴う細則、運用基準の未整備・不統一、中央政府から地方政府の法令・行政指導の不徹底、不条理な行政指導の頻発等の様々な問題が山積しているのも事実である。

この他、新たに施行された「新企業所得税法」、「労働契約法」といった進出企業経営の根幹に係わる法律の運用問題、頻発する土地収用問題、加工貿易の規制強化といった進出企業に重要な影響を及ぼす共通的な問題も増大している。

このような状況下のもとでも日本企業の対中投資への勢いは依然根強いものがあり、中堅・中小企業の新たな進出も増加している。また、新たに進出を予定しているこれら小規模な企業にとっては、中国の法律内容や許認可事項について馴染みが薄い上、中国の発展に伴い生じる様々な問題にも対応せざるを得ない。実際にはこれら企業からの相談の多くは、全く経験のない中国での事業会社設立に関する相談、或いは操業後生じる様々な障害、トラブルなど多岐に及んでいるが、これらは概して共通的事項も多くあり、これらを典型的に整理・分類し、その方策を示唆することは既進出・進出予定の日本企業の経営判断に大いに資するものと考えられる。

日中投資促進機構では、財団法人日中経済協会からの委託を受けて本報告書を作成するにあたり、日本企業の対中投資に伴う比較的関心の多い15項目についてその特徴的事項（共通的事項）を質問（Q）及び回答（A）形式に取りまとめた。この取りまとめに当たっては事務局スタッフが中心となり、これに専門の法律事務所や会計事務所の専門家からのアドバイスを受けたほか、必要に応じ中国政府関係機関などに対する調査や中国側からの助言・情報提供などを受けて作成した。

# 目 次

## 1．日本企業の対中国ビジネス展開支援のための実態調査

第1章 経営範囲に関する事項	1
1．保税區企業への口銭支払いについて	3
2．コンサルティング会社と管理性公司について	5
3．委託生産と経営範囲の関係について	7
4．潤滑油の定義について	8
5．経営範囲の拡大における定款の書き方について	10
6．生産型企業の経営範囲拡大について	11
7．保税區貿易企業の国内販売権取得状況について	13
8．CEPA について	15
9．保税區貿易企業の分公司設置について	17
10．商業企業と保税區貿易企業との違いについて	19
11．中国側自然人と外国側投資者による合併企業設立について	20
12．販売代理店契約の締結について	22
13．商業企業の設立（上海）について	24
第2章 設立・再編成に関する事項	27
1．合併企業の再投資による企業設立について	29
2．外商投資企業の出資による新しい企業の設立について	30
3．分公司の設立について	31
4．中国国内企業の買収について	32
5．中国国内企業の買収スキームについて	34
6．出資持分譲渡における企業名称変更の手続きについて	36
7．保税區企業を含む現地法人の統合について	37
8．駐在員事務所と現地法人の合併について	39
9．撤退手続きの必要性について	40
10．中外合併企業における中方持分比率20%超の意味について	41
11．増資の許認可機関について	42
12．外商投資企業の減資に関する規制緩和について	43
13．休眠状態にある外商投資企業の管理規定について	44
14．企業内の共産党組織設立について	45
15．優先株の発行について	47
16．中国からの輸出貿易について	48
17．公司法改正に対する対応について	49
18．外商投資企業の事務所に関する問題について	52

19. 上海外高橋保税區企業の分公司・事務所について	54
20. 銀行の事務所登記について	55
21. 親会社登記簿謄本の認証について	57
22. 中外合弁企業の日本側出資者のみによる増資について	58
23. 内資企業持分買収による合弁企業設立について	59
24. 外商投資企業の再投資要件について	60
25. 有限責任公司から株式有限公司への移行について	61
26. 合弁企業増資後の総投資額について	62
27. 董事会決議の書面について	64
28. 董事の義務について	65
29. 董事会の費用負担について	68
30. 財務検査の権利について	69
31. 中国進出企業の経営悪化による影響について	70
32. 出資比率と議決権の関係について	72
33. 時効について	73
第3章 組織に関する事項	75
1. 監事会、監事の設置について	77
2. 独資企業の総経理の兼任規定について	79
3. 駐在員事務所の所長の兼任規定について	81
4. 合弁企業における董事長と総経理の選任について	82
5. 董事長選任方法の変更について	83
6. 監事(会)の設置義務について	84
7. 外商独資企業の監事(会)設置義務について	86
8. 董事の交代について	89
9. 董事の人数について	90
第4章 保税區に関する事項	91
1. ネム木材の輸出税還付の廃止について	93
2. 保税物流園区での貨物の取り扱いについて	95
3. 保税物流中心(A型)について	96
4. 保税貨物の貸し出しについて	98
5. 保税區貿易企業への業務委託費支払いについて	99
6. 保税區貿易企業の機能について	100
7. 保税工場内での構内作業規制について	103

第5章 設備輸入に関する事項	105
1. 生産型外商投資企業の輸入設備免税措置について	107
2. 中古設備輸入の規制厳格化について	109
3. 中古設備輸入における船積み前検査およびCCC認証について	111
4. 中古設備の船積み前検査制度について	112
第6章 設備導入に関する事項	113
1. 価格評価しない輸入設備について	115
2. 中古設備輸入について	117
第7章 加工貿易に関する事項	119
1. 転廠について	121
2. 金型の移動および原料の転売について	122
3. 進料加工契約における免税輸入原料の処理について	124
4. 進料加工後の不良品返品について	126
5. 手冊に関する税関総署公告について	128
6. 輸出税還付の廃止と加工貿易禁止について	129
7. 『加工貿易禁止商品目録』の輸出・輸入・輸出入の定義について	130
8. 進料加工貿易から来料加工貿易への変更について	132
9. 来料加工方式で免税輸入した生産設備を使用し国内販売を行うことについて	134
第8章 人事・労務に関する事項	135
1. 法定制限を超える時間外労働について	137
2. 損害賠償の就業規則への記載について	138
3. 経済補償金について	139
4. 雇員の病気時における補償金などについて	140
5. 労働契約の解除について	143
6. 駐在員事務所の中国人職員雇用について	145
7. 外国籍社員への外貨給与支払について	146
8. 中国に派遣した研修生の取得ビザについて	147
9. 工会の設置について	148
10. 定年時の一時帰国について	150
11. 現地スタッフの直接雇用について	151
12. 「会計士」および「通関士」について	154
13. 最高賃金について	156
14. 董事長の給与ベースアップについて	157
15. 董事の給与について	159
16. スタッフの地域手当について	160

17. 労働法の労働時間などについて	161
18. 労働契約の効力について	162
19. 工会資金について	163
20. ストライキについて	165
21. 企業工会活動条例（施行）の性質について	166
22. 労働契約法（草案）について	168
23. 「労働契約法」施行における経済的影響について	169
第9章 企業所得税に関する事項	171
1. 広告宣伝費の企業所得税税引前控除について	173
2. 中国の企業所得税内外統一による日本のタックスヘイブン税制への影響について	174
3. 移転価格設定の際の利益率について	175
4. 外高橋保税区内貿易企業の企業所得税について	176
第10章 個人所得税に関する事項	179
1. 日本での年金生活者の中国における個人所得税について	181
2. 日本での使用人兼取締役が中国で総経理に従事する際の個人所得税について	183
3. 滞在期間による個人所得税率変更の有無について	185
4. 中国に派遣した研修生の個人所得税について	186
5. 中国人採用者に関わる個人所得税について	187
6. 本社長が現地法人の役職を非常勤で兼任する場合の個人所得税について	188
7. ワールド課税について	190
第11章 関税・流通税等に関する事項	193
1. 増値税の一般納税者資格について	195
2. 増値税発票の発行期日について	196
3. 液晶ディスプレイの増値税還付率について	198
4. 親子ローンの利息に関わる税金について	199
5. 修理代金への関税について	200
6. 新たな輸出関税品目について	201
7. 中国とタイとの間の租税協定について	202
8. 委託加工における増値税について	203
9. 金型への課税について	204
10. 立替金にかかる営業税について	207
11. 建築工事の営業税について	209
12. 売買契約に関わる印花税について	210
13. 労務発票について	211

第12章 外貨・資金管理に関する事項	213
1．保税区分資企業からの送金について	215
2．三国間取引について	217
3．仲介貿易の外貨送金と増値税について	218
4．日中間の代金決済について	219
5．物流関連コストの送金について	220
6．輸出作業費、輸送費の送金について	221
7．貿易外取引の送金手続について	223
8．設備代金について	225
9．外資企業の利益送金について	226
10．中国企業との契約について	227
11．借入限度額と総投資額の関係について	229
12．親会社保証付の現地金融機関からの借入について	231
13．債務保証の限度額について	233
14．日本本社保証による現地銀行からの人民元建借入について	235
15．借入限度額について	237
16．金型購入費用を国内顧客に負担させることについて	238
17．駐在員への日本国内支払給与の現地法人負担方法について	239
18．保税区分企業の外貨管理に関する制限について	240
19．現地法人同士の取引における親会社保証について	241
第13章 会計に関する事項	243
1．クレーム損失引当金の計上について	245
2．財務会計文書の保管期間について	246
3．ソフトウェアによる会計処理について	247
4．三項基金について	248
5．還付税金の会計処理について	249
6．借入金支払利息の損金算入について	250
7．法定積立金の再投資について	252
第14章 技術ライセンスと知的財産権に関する事項	253
1．ロイヤリティー契約の契約期間について	255
2．ロイヤリティー契約を締結する際の当該技術権利の帰属先について	256
3．偽造防止技術製品（シール）の輸出について	258
第15章 その他に関する事項	259
1．輸出入食品の包装材に関する規制について	261
2．喫茶店経営（上海）について	262

3 . 中国の法律法規の名称の違いについて .....	264
4 . 中国版RoHS指令の施行における運用細則について .....	266
5 . 製品品質法について .....	268
6 . 「批発」と「零售」の用語の定義について .....	269
7 . 「兼併」と「合併」の用語の違いについて .....	270

## 2 .【参考資料】最近の外資政策関連法規の公布状況



# 日本企業の対中国ビジネス展開支援のための実態調査

## 第1章 経営範囲に関する事項

## 1. 保税区企業への口銭支払いについて

**Q**：駐在員事務所を閉鎖し、駐在員事務所の業務を保税区企業に移管しました。保税区企業の業務は従来と変わらず、商流には介在せず、連絡業務を行うのみです。

これまで日本の本社が負担していた駐在員事務所経費を、その事務所関連取引の粗利の一定比率を以って計算した口銭として、新たに保税区現地法人に支払っております（口銭の額は従来の経費とほぼ同額）。

『外商投資商業分野管理弁法』に基づいて、国内販売権を申請するにあたり、口銭は新たな経営範囲として、「傭金代理（競売は除く）」に該当するのでしょうか。それとも、「コンサルタント業務」に該当するのでしょうか。

**A**：駐在事務所で行っていた連絡業務を中心とする活動業務（以下「事務所活動」）が、『外商投資商業分野管理弁法』（商務部 商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行）＜以下『8号令』＞における「傭金代理」に該当するか、否かのご質問ですが、『8号令』第3条における「傭金代理」に関する説明箇所には照らすと、事務所活動は「傭金代理」に該当しないと判断します。

即ち、『8号令』第3条では「傭金代理」を「貨物の販売代理業、仲買人もしくは競売人またはその他の卸売業者が、費用の受取りを通じて契約ベースで他人の貨物を行う販売および関連する付属サービス」と説明しているため、貨物に関わらない事務所活動は「傭金代理」に該当しないと考えます。

なお、以下の点につきご留意下さい。

(1) 保税区企業の経営範囲に認められるコンサルティングは、取扱製品に関わる技術コンサルティングに限定され、事務所

活動の一つとして行っていたと思われる特定製品の市場調査は含まれません。駐在員事務所で行っていた市場調査は、渉外調査に属され、『渉外調査管理弁法』（国家統計局 国家統計局第7号令 2004年10月13日公布 同日施行）第8条、第10条および第12条などの規定によって、一定の条件（経営または業務範囲に市場調査などの内容を明記すること）を具備するとともに、調査許可証も取得しなければならないということになります。ご注意下さい。一方、『8号令』第3条では「傭金代理」、「卸売」および「小売」のそれぞれの分野において「付属サービス」が認められており、事務所活動の一つとして行っていたと思われる特定製品の市場調査はこれに該当するのではないかと考えます（念のため当局にご確認下さい）。従って万全を期すためには、当該保税区企業を商業化して、関係手続き（市場調査を行う場合は許可を得ること）を完了

した上、事務所活動を継続したほうが得策ではないかと考えます。

(2) 親会社から保税区企業への支払い金額について、ご質問では「日本の本体が負担していた駐在員事務所経費を、その旧事務所関連取引の粗利の一定比率を以って計算した口銭として、新たに現地法人

に支払っている（口銭額は従来の経費とほぼ同額）」とのご説明がありました。日本の親会社と中国現地法人との間の取引における値決めについては、常に移転価格を指摘される恐れがあるので、当該値決めが正当であるよう注意を払う必要があります。

## 2. コンサルティング会社と管理性公司について

**Q** : コンサルティング会社と上海市の規定による地域本部(管理性公司)との違いについて教えてください。

1. コンサルティング会社設立の根拠法は何でしょうか。
2. 地域本部(管理性公司)の機能につきましては、『上海市の外国多国籍企業の地域本部設立を奨励する暫定規定』により以下の業務が可能と聞いております。この中で、コンサルティング会社で行える業務、行えない業務を教えてください。
  - (1) 投資経営方針の決定
  - (2) マーケティングサービス
  - (3) 資金運用と財務管理
  - (4) 技術支援と研究開発
  - (5) 情報サービス
  - (6) 従業員の育成と管理
  - (7) 法律、法規、規則で規定するその他の経営、管理およびサービス活動
3. 地域本部(管理性公司)では、出資関係のない企業へのサービス提供も可能でしょうか。
4. 『外商投資商業分野管理弁法』に基づく国内販売について、経営範囲を拡大することにより、両者とも従事することが可能でしょうか。
5. 両者を比較した場合のメリット、デメリットがあれば教えてください。
6. 地域本部(管理性公司)の規定によれば、「資金運用と財務管理」という業務が認められておりますが、実際に関連企業に出向き、帳簿をつける、といったようなことは可能でしょうか。

**A** : 1. に関しましては、コンサルティング会社の設立を特別に定めた法規はございませんが、『外商投資産業指導目録』(国家発展改革委員会・商務部令第24号 2004年11月30日公布 2005年1月1日施行)にはコンサルティング業務について記載があります。設立の根拠法規は外資三法(『外資企業法』、『中外合弁経営企業法』、『中外

合作経営企業法』)などの特別法が該当します。特別法に明確な規定がない場合は、公司法などの一般法に基づきます。

2. に関しましては、地域本部(管理性公司)で認められた業務をコンサルタント会社で行えるかどうかは『外商投資産業指導目録』でも明確ではありませんので、審査認可窓口の判断次第といえるでしょう。

地域本部（管理性公司）は、上海市が投資誘致のために、名誉職的な呼称を付加した性質の企業です。200万米ドルを出資して地域本部（管理性公司）という資格を得たにも係らず、比較的低額な登録資本金で設立が可能なコンサルティング会社に同様の業務が認められるとは考えにくいと思われます。

3. に関しましては、社名に「企業管理諮詢公司」と表されるように、地域本部（管理性公司）は本質的にコンサルティング会社であり、中国内に直接出資することはできません。『上海市の外国多国籍企業の地域本部設立を奨励する暫定規定』（上海市人民政府 2002年7月20日公布 同日施行）＜以下『規定』＞第5条によれば、地域本部（管理性公司）は中国の国内外で授權管理する企業が3つ以上あり、それらに対して管理とサービス機能を負うとあります。

実際に、地域本部（管理性公司）が管理、サービスを提供できる企業は、日本の本社が直接或いは間接的に出資をしている先に限られます。従って、日本本社と出資関係のない企業に対しては管理業務を行えないと考えます。

4. に関しましては、地域本部（管理性公司）やコンサルティング会社が『外商投資商業分野管理弁法』（商務部 商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行）＜以下『8号令』＞に基づき、経営範囲を拡大し、卸売や小売業のような商業行為を行えるかどうかという点でお答えいたします。

地域本部（管理性公司）が経営範囲を拡大することで商業企業化が可能かどうかについて、昨年8月に上海市の対外経済貿易委員会に問い合わせをした際、できないという回答がありました。

地域本部（管理性公司）は『規定』に記載されている業務しか行えず、商業行為を行うのであれば、『8号令』に基づき別途、商業企業を設立しなければならないとのことでした。

一方で、コンサルティング会社については、上海市のコンサルタント会社に確認しましたが、現状、商業企業化した事例はないようです。

5. に関しましては、地域本部（管理性公司）とコンサルティング会社では、業務面では管理、サービス業務を提供できる対象先が違う点があげられます。税務面では、浦東に登録する地域本部（管理性公司）の場合、浦東の優遇税制を享受できます。

6. に関しましては、地域本部（管理性公司）が管理している企業に対し、統一的な資金管理や財務支援は実務上難しいのですが、財務サービスの提供は可能です。

実際に管理している企業に出向形式で財務担当者を設置しているケースもあります。

### 3 . 委託生産と経営範囲の関係について

**Q** : 江蘇省に設立した生産型企業で、一部の製品の生産を他社に委託生産してもらい、自社ブランドで再販しようと考えています。

現在の営業許可証に記載した経営範囲は「 および関連製品の製造販売 および技術サービス」となっていますが、このような経営範囲で当該製品を他社に生産委託することは可能でしょうか。

**A** : 江蘇省に所在する生産型企業が自社で生産をしないで、生産工程を他社に委託するものとして回答いたします。

そもそも、生産型企業は自社で製造した製品のみ販売することが可能で、他社が製造した商品を買って、販売することは仕入れ販売行為と見なされる可能性があります。従って、他社で製造した製品を現地法人で買い取り、さらに自社で製造工程を加えるか、『外商投資商業分野管理弁法』（商務部 商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行）に基づいて、現地法人の経営範囲を拡大し、仕入れ販売権（卸売り）を取得するといった選択肢が考えられます。

営業許可証に記載される経営範囲について、通常、生産型企業が経営範囲を拡大した場合、「自社製品の販売」部分が削除され、さらに国内販売に係る経営範囲が追記されます。具体的な手続きは、『外商投資非商業企業の販売経営範囲追加の関連問題に関する通知』（商務部 商資函[2005]第9号 2005年4月2日公布 同日施行）によって規定されています。

ご質問の経営範囲は、一見自社製品に限らず販売が可能と見えますが、生産型企業が販売できる製品は自社製品に限られることから、本件の場合、万全を期すのであれば、経営範囲を拡大されることをお勧めいたします。

#### 4 . 潤滑油の定義について

**Q** : 保税區貿易企業の定款に潤滑油(自動車、建設機械、工作機械などに使用)を記載し申請しようとしたところ、上海あるコンサルティング会社からこれは制限品目である「製品油」(中国語は成品油)に該当し、これを記載すると北京の商務部管轄になり、上海での認可は不可と言われました。製品油はガソリン、軽油など燃料用途に使用されるものを指し、潤滑油はこれに当たらないと理解していたので意外でした。これに関連して、以下について教えてください。

- 1 . 潤滑油は製品油に該当するのでしょうか。
- 2 . 中央(北京)の商務部認可となると、他の品目の申請にも支障を来たすことになるのでしょうか(時間が掛かるなど)。
- 3 . 『外商投資商業分野管理弁法』の第17条には、2006年12月11日まで製品油の扱いは不可とありますが、これを過ぎれば自由に取り扱いが可能でしょうか。

**A** : 1. に関しましては、潤滑油は製品油に該当すると考えます。

中国がWTOに加盟した際の議定書附属書に潤滑油は製品油に分類されております(附属書2A2: 国家貿易産品)。一方で、『製品油市場管理暫行弁法』(商務部 商務部令2004年第23号 2004年12月2日公布 2005年1月1日施行) <以下『弁法』> 第4条に製品油について記載があり、この『弁法』で指す製品油は「ガソリン、灯油、軽油」が該当し、「潤滑油」は含まれておりません( )。

『弁法』をもって、潤滑油が製品油に該当しないとは一概には言えませんが、製品油はガソリンなどの燃料用途に使用されるものを指しているとも考えられます。

( ) 商務部のHPに外商投資商業企業のマニュアルがあり、『外商投資商業分野管

理弁法』(商務部 商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行) <以下『8号令』> の関連法規として弁法が記載されていることから、製品油の経営については弁法に従います。

2. に関しましては、中央の商務部への申請認可の場合、地方の申請に比べ時間がかかり、審査も二段構えになるのではなかろうかと考えてよいのではないのでしょうか。中央の審査だからといって、他の品目の申請に影響があるとは思いません。中央の申請が必要な品目については、後日追加申請することとして、先にその他品目について地方部門で認可を取得しておくのも一つの手段かと思えます(但し、申請直後の追加申請は認可されない可能性もありますのでご留意下さい)。

3. に関しましては、『8号令』第17条に従い、2006年12月11日までは製品油の卸売業務はできませんが、それ以降は可能です(ガソリンスタンド経営のような小売業務は2004年12月11日以後可能です)。既に、製品油に関する申請書類や経営に関する基準が

はっきりしておりますので、それらに基づいて申請すること自体は可能と考えます。

- ・ 申請書類：外商投資商業企業マニュアル
- ・ 経営に関する規定：『製品油市場管理暫行弁法』



## 5. 経営範囲の拡大における定款の書き方について

**Q** : 当社は上海外高橋保税區に貿易企業を保有しております。現在、国内販売権取得に向けて申請をする予定です。経営範囲を拡大することになりますが、定款の書き方について以下のことを教えて下さい。

1. 取扱品目の制限（2～3品目）は撤廃されたのでしょうか。
2. 日本本社の登記簿謄本に記載されているような具体的品目を多数併記することは可能でしょうか。
3. 後日、定款に経営範囲を追加することは難しいのでしょうか。

**A** : 1. に関しましては、定款の取扱品目については、地域により違いもありますが、原則そのような制限はないようです。むしろ、登録資本金と取扱品目との間に合理性があるかどうかの方が重要です。2～3品目と言っても、「金属、食品、機械」での3品目は大手商社且つそれなりの投資金額でないと認められませんが、「射出成形機、工作機械、検査機器」での3品目は問題がないようです。

2. に関しましては、認可取得のポイントとして、取扱商品は明確且つ合理的であることがあげられます。取扱品目を多数列記することは可能ですが、まずは取扱いたい品目を具体的にリストアップしてみて、これらを簡潔な表現で分類する方が、明確且つ効率的かと思えます。

3. に関しましては、後日、定款に経営範囲（取扱品目）を追加することは可能で、審査認可機関への追加申請手続きが必要で

す。『外商投資商業企業審査を地方部門へ委託することに関する通知』（商務部 商資函[2005]94号 2005年12月9日公布 2006年3月1日施行）が制定されています。

一部例外はありますが、商業部門の審査批准が地方に権限委譲され、その後の変更についても、地方部門で審査批准を受けることが可能になりました。

従前、北京の商務部へ申請しなければならなかったことから考えると、申請手続きは早まるものと思われませんが、度重なる変更、申請後直ぐの変更は認可されない可能性もありますのでご留意下さい。

また、『企業経営範囲登記管理規定』（国家工商管理総局 国家工商管理総局令第12号 2006年6月14日公布 2006年7月1日施行）第8条によると、審査認可機関によって認可された日から30日以内、認可文書、証書をもって登記機関に変更の申請を出さなければなりません。

## 6 . 生産型企業の経営範囲拡大について

**Q** : 当社は広州市に100%独資の生産型企業があります。  
今後、この生産型企業が経営範囲を拡大し、中国で卸売り業務を行う予定ですが、関連する規定や情報などを教えて下さい。

仮に経営範囲の追加ができた場合、次第に卸売りの売上げは増加し、メーカーとしての卸売りの規制を超えた場合に対応すればよろしいでしょうか。

**A** : ご存知のように、『外商投資商業分野  
管理弁法』(商務部 商務部令2004  
年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1  
日施行) <以下『8号令』>により、2004  
年12月以降、独資形態による商業企業の新  
規設立や、生産型企業の経営範囲拡大によ  
る商業企業化が可能になりました。

御社の広州にある生産型企業が『8号令』  
に基づいて、卸売りの経営範囲を拡大する  
際の根拠規定、ならびに主な注意事項は以  
下のとおりです。

### < 根拠規定および関連通知 >

『8号令』第24条には、「外商投資商業企  
業以外のその他の外商投資企業が本弁法第  
3条に挙げる経営活動(卸売りを含む)に従  
事する場合は、本弁法の規定に合致し、か  
つ法に依って相応の経営範囲を変更しなけ  
ればならない」とあることから、生産型企  
業が経営範囲の拡大により、卸売業に従事  
することは可能です。

さらに、2005年4月に『外商投資非商業企  
業の販売経営範囲追加の関連問題に関する  
通知』(商務部 商資函[2005]第9号 2005  
年4月2日公布 同日施行) <以下『通知』

> が公布され、経営範囲を追加変更する時  
の手続き要領が明らかになりました。

### < 注意点 >

生産型企業が経営範囲の拡大を申請する  
際の注意点は、まず経営範囲の項目があげ  
られます。特に取扱品目については、商務  
部の規定によれば特に制限はないものの、  
生産型企業で認められている既存の経営範  
囲とあまりにも乖離した品目である場合な  
どには品目を減らすよう指導を受けるケー  
スもあるようです。

また、経営範囲の追加申請の際には、F/S  
におけるキャッシュフローや損益などが重  
視され、事業規模に見合った資本金の追加  
を求められるケースもあるようです。

商務部は、『外商投資商業企業審査を地方  
部門へ委託することに関する通知』(商務部  
商資函[2005]第94号 2005年12月9日公布  
2006年3月1日施行)により、商業分野に関  
する審査権限を地方部門に委譲することを  
定める通知を公布しました。今後、商務部  
が地方毎に基準の相違が発生しないように  
どのようにコントロールするか注意が必要  
です。

次に、ご質問の卸売の売上が増加し、生産型企業の卸売の規制を超えた場合の注意点ですが、生産型企業が卸売の経営範囲を拡大した場合、いままで享受してきた企業所得税の優遇（二免三減）が受けられるかどうかという点で回答いたします。

先程の『通知』には「生産型企業が経営範囲の変更後も、引き続き生産型企業である場合、その販売営業収入は、一般に企業の総売上額の30%を越えない」との記載があり、税法とは矛盾が生じていました（ 1）。

その後、2005年9月に商務部から『外商投資商業企業マニュアル』が出され、税法に従う旨記載されております。その一方で、税務総局内では10%ルールや、商業行為による売上に枠を設けて、それを越えた部分には優遇を適用しないなどの議論もあるようなので、今後注意が必要です。

一昨年度から漸次、生産型企業が経営範囲を拡大しており、それら企業は2006年12月に初回の決算を迎えております。

参考までに上海のコンサルティング会社

に現在の状況を確認しましたが、商業分野の売上規模が多くないという理由もあり、企業所得税については特に問題になっていないようです。しかしながら、商業行為で得た利潤が50%以下の場合、その部分についても優遇が受けられるのかどうかなどは不明で、実務上、生産部分と商業部分で分離会計を行う必要がでてくる可能性もあります。

（ 1）

1994年に国家税総総局より公布の『外商投資企業が生産型および非生産型業務を兼営する場合いかに税收優遇措置を享受するかに関する通知』（国家税務総局国税発[1994]209号 1994年9月19日公布 1994年1月1日施行）によれば、「兼営型外国投資企業の生産経営による収益が全業務収入の50%を越えた年度に、所轄税務機関に申請し許可を受けて、当該年度に相応の減免税の優遇を受けることができる」と定められている。

## 7. 保税區貿易企業の国内販売権取得状況について

**Q** : 2005年7月の76号通達により保税區貿易企業の国内販売権申請方法が明確になりました。その後、認可権限が上海市政府レベルに移譲（本年3月）されました。以下につき教えて下さい。

1. 現在、日系の保税區貿易企業の国内販売権取得はどのような状況なのでしょうか。一説によれば、3,000社程あると聞いたことがありますが、これらの企業は『外商投資商業分野管理弁法』<以下『8号令』>に基づいた商業企業の設立よりも、保税區貿易企業を活用し、経営範囲の拡大を選択する傾向にあるのでしょうか。
2. 『8号令』に基づいて外商投資の商業企業を設立した場合、分公司（営業活動可）の設置は、現状どのような状況になっているのでしょうか。
3. 『8号令』に基づいて商業企業を設立する場合、上海市の認可窓口はどこでしょうか。

**A** : 1. に関しましては、保税區貿易企業による『外商投資商業分野管理弁法』（商務部 商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行）<以下『8号令』>に基づく商業企業化の申請状況について回答いたします。

2005年11月に当機構で現地ヒアリングを行った際、国内取引を行う保税區貿易企業は総じて「コンプライアンスの観点から商業弁法に基づいて経営範囲の拡大の申請をする」との傾向にありました。

その一方で、保税區貿易企業が経営範囲を拡大して商業企業化した場合、外貨、分公司設立などといった運用上の課題があること、また、2006年3月から一部の業務を除き、原則商業企業の認可が地方へ権限委譲されるなどの理由から、申請については取りあえず静観する企業が多いというのが実

態でした。また、保税貨物を取扱わない場合など、法的な裏付けを得たかたちで国内販売を行う為に、一般地域に商業企業の設立を選択する事例も散見されました。

最近の事例では、上海のあるコンサルティング会社に確認したところ、保税區企業の経営範囲の拡大の申請が多いとのことですが、申請状況について概算ですが、昨年は新設25社に対して経営範囲拡大が1社程度であったのが、今年に入り、新設1社に対して経営範囲拡大が2社程度という状況のようです。また、上海市の場合、上海市外国投資工作委員会で審査を行っており、新設と経営範囲拡大の窓口がそれぞれ違います。審査に要する期間は、新設であれば1ヶ月程度、経営範囲の拡大は3ヶ月程度かかる模様です。

外商投資企業の連絡事務所の登記問題の

影響もあり、今後、保税区貿易企業による経営範囲拡大の申請がますます増えるものと予想されます。

2. に関しましては、『8号令』に基づいて外商投資卸売り企業を設立し、その分公司を設置している事例はあります。

一方で、分公司が実際にオペレーション

を行う際、異地通関、外貨管理などの点で不明な点が多いことから、機構としても引き続きウオッチして参ります。

3. に関しましては、『8号令』の上海市における申請認可窓口は、上海市外国投資工作委員会ならびに上海市対外経済貿易委員会となります。

## 8 . CEPA について

**Q** : 2005年12月施行の『外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法』で香港資本に限らず外資100%の貨運代理が認められた現在でもCEPA によって香港経由で企業を設立できますでしょうか。また、もしできるとすれば、香港からの投資と香港以外からの投資は何が違い、それぞれどんなメリット、デメリットがあるのでしょうか。

**A** : 『外商投資国際貨物運輸代理企業管理弁法』( 商務部 商務部令2005年第19号 2005年12月1日公布 2005年12月11日施行 ) < 以下、『管理弁法』 > により、2005年12月11日から独資による国際貨物運輸代理企業の設立が可能になりました。また、最低資本金も内資企業と同じ100万米ドルまで引き下げられました。これはWTOのサービス分野開放の公約に合わせたものと思われま。

これに先立つ2003年6月29日に中国中央政府と香港政府の間で経済・貿易緊密化協定 = CEPA ( Close Economic Partnership Arrangement ) が締結され、2004年1月1日からサービス分野の開放と273品目の無関税化が実行されました。その後、いわゆるCEPA ( 2004年10月27日締結、2005年1月1日施行 )、CEPA ( 2005年10月18日締結、2006年1月1日施行 ) により開放するサービス分野の範囲が拡大され、無関税品目が追加されています。

国際貨物運輸代理については最初のCEPAにより開放されており、外国企業は香港の現地法人からの投資という形で中国国内に独資の国際貨物運輸代理企業を既に

設立しています。従って2006年4月現在、当該弁法またはCEPAのいずれによっても、国際貨物運輸代理企業は設立可能です。

香港から中国本土への投資も外国からの投資として扱われますが、『管理弁法』の付属文書でCEPAに基づいて制定された香港、マカオのサービス提供者から中国国内の国際貨物運輸代理企業に対する投資に関する補充規定(『管理弁法』と同時に公布および施行)の関係条文によると、一定の条件を満足した香港の現地法人は投資(合資、合作および独資)の形で中国国内に国際貨物運輸代理企業を設立する場合には、最低資本金は海運代理業務を経営する場合は500万元、空輸代理業務を経営する場合は300万元、陸運代理業務を経営する場合は200万元となります。即ち、最低資本金の面から見れば、香港の現地法人から投資する方が外国企業より有利ではないかと思われま。2006年8月21日において中国政府と香港特別行政区当局間で、1998年に締結した二重課税防止協定 - Double Taxation Arrangement (「旧協定」) に代わる新しい二重課税防止協定 (「新協定」) の調印が行われました。「新協定」は基本的にはOECD

条約モデルに基づき、所得の項目（受動的所得の種類）や、一般規定（情報交換の条項等）が加えられ、「旧協定」よりさらに広範囲がカバーされた包括的な協定となって

います。「新協定」は両政府の必要な法的手続きが完了した後、中国側では2007年1月、香港側では2007年4月からの適用が予定されています。

## 9. 保稅区貿易企業の分公司設置について

**Q** : 保稅区貿易企業の分公司設置に関して、以下の二点について教えてください。

1. 外高橋保稅区の貿易企業は分公司の登記期限満了に伴い、經營型或いは連絡型分公司の登記申請を行うことになると思いますが、上海市内（浦西地区）他の省市にある分公司をそれぞれのタイプの分公司として登記すべきか、何か判断基準になるようなものはあるでしょうか。

例えば、他省市に分公司を經營型として登記した場合、月次決算などに関わる會計担当者の増員、或いは企業所得稅の変更（浦東地区の優遇稅率15%との比較）などによるコストアップが考えられます。『外商が投資する企業の審査認可登記管理の法律適用範圍の若干問題に関する執行意見』（國家工商行政管理總局・商務部・稅關總署・國家外為管理局 工商外企字[2006]81号 2006年4月24日公布 同日施行）＜以下『執行意見』＞の持つ意味、經營コスト面などを考え、どちらのタイプの分公司を選択すればいいかアドバイス願います。

2. 『執行意見』は、既存の事務所の登記期限終了後、登記抹消手続きを行い、必要に応じて、新たに「連絡型」或いは「經營型」分公司の登記を行うことができ、一方で取れて分公司の登記を行わなくてもよい、という意味に理解します。

現行の事務所の期限切れなし登記抹消後、「連絡型」公司としてわざわざ工商登記する意義はどこにあるのでしょうか。業務の内容が「非營業」であれば、分公司登記しないで、つまり現行の事務所（場所は浦西）の体制を続行しても問題はないと考えてよいでしょうか。

**A** : 1. に関しまして、まず、外高橋保稅区における外商投資企業の連絡事務所登記制度について整理させていただきます。

ご存知のとおり、『外高橋保稅区企業工商管理の若干問題に関する通知』（上海市外高橋保稅区管理委員會經貿處・浦東新区工商局 外高橋保稅区分局 2006年5月15日公布 同日施行）により、外高橋保稅区における外商投資企業の連絡事務所の登記問題につ

いて以下の点が明らかになりました。

連絡事務所の登記証明の満了後は登記手続きを行わない。

企業は外高橋保稅区工商分局で抹消手続きを行うことができ、関連經營業務に従事する分公司の手続きを行うことができる。

保稅区内の貿易、小口配送類企業は、『外商投資商業分野管理弁法』（商務部



商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行)に基づいて販売権(原文:分銷權)を取得した後、区外において販売業務に従事する分公司を設立することができる。

区内の生産、貨運代理、研究開発、コンサルタントなどの類型企業は区外に関連業務の分公司を設立することができる。

保税区内の販売権(原文:分銷權)の審査認可手続を行っていない貿易、小口配送企業については、「親会社の経営範囲内の連絡、コンサルタント業務に従事する」分公司を設立することができる。

つまり、外高橋保税区における貿易企業の事務取扱機構は、登記の有効期間満了後、まず事務取扱機構の抹消手続をした上で、上記に基づき商業企業化した後、販売業務を行う分公司を設立するか、に基づき、親会社の連絡業務、コンサルタント業務に従事する分公司を設立するかの選択肢が考えられます。

次に、ご質問の「販売業務を行う分公司」とするか「親会社の連絡業務などを行う分公司」を設立するかの判断基準ですが、コスト面などの問題もありますが、重要なポイントはその機構が経営性の活動を行うかどうかとを考えます。

「親会社の連絡業務などを行う分公司」に許される補助活動(連絡活動)は、情報収集・市場調査・本社製品の紹介などで、契約締結・請求書発送・代金決済などは経営(営業)活動と見なされる恐れもあります。

以上の点から、上海外高橋保税区の貿易企業が区外で経営活動を行うのであれば、「8号令」に基づき、経営範囲を拡大した上で、区外の連絡事務所を分公司登記されることをお勧めいたします。

2.に關しましては、「親会社の連絡業務などを行う分公司」は工商登記をすることにより分公司の営業許可証が取得できるため、従来工商登記をしない「連絡事務所」で問題となりうる口座開設、駐在員の就業手続などの問題が今後回避されるものと考えます。

また、『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の実施に関する通知』(国家工商行政管理総局 工商外企[2006]102号 2006年5月26日公布 同日施行)の第2条第4項の規定によって、「連絡型」事務所の登記がすでに不要となりますので、登記抹消後の連絡事務所がそのまま続行しても問題がないと考えます。

## 10. 商業企業と保税區貿易企業との違いについて

**Q**：『外商投資商業分野管理弁法』に基づく商業企業（卸売業）と外高橋保税區に登記した貿易企業との機能の違いを教えてください。商業企業では保税貨物の取り扱いができないだけで、その他は外高橋登記の貿易商社と機能は同じであると理解して宜しいでしょうか。

**A**：『外商投資商業分野管理弁法』（商務部 商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行）＜以下『8号令』＞に基づいて設立した商業企業と、上海外高橋保税區に設立した貿易企業との機能について以下、回答いたします。

### < 国内販売について >

『8号令』により設立された商業企業は、『8号令』に基づき「国内販売権」を取得することから、法的裏づけを得たかたちで国内販売が行えます。一方、保税區に設立された貿易企業は、その経営範囲に国内販売を記載して登記することはできないことから、外貿公司や交易市場を通じてでも、国内販売を行うことはグレーな取引と見なされる恐れがあります。

2005年7月13日に、保税區企業にも商業企業への経営範囲の拡大を認める『保税區および保税物流園區貿易管理の関連問題に関する通知』（商務部・税関総署 商資字[2005]76号 2005年7月13日公布 同日施

行）が公布され、保税區貿易企業が国内販売を行う際の経営範囲の問題は制度上クリアになり、上海外高橋保税區的貿易企業で商業企業化している事例は多数あります。

### < 保税貨物の取扱いについて >

『8号令』による保税區外の商業企業は保税貨物の取扱ができない一方で、保税區に設立された貿易企業は保税貨物の取扱が可能で、国際貿易や中継貿易にも従事できるといった保税區の本来的な機能を享受することができます。

その他にも、『8号令』に基づいた貿易企業は、F/Sに取扱品目、販売計画について詳細に記載が必要なことから取扱製品を明確化する必要がありますが、保税區的貿易企業は詳細なF/Sを提出する必要がなく、実質取扱製品を明確化する必要がないことなどがあげられます。

## 11. 中国側自然人と外国側投資者による合弁企業設立について

**Q** : 『中外合弁経営企業法』第1条によると、合弁企業は「外国の会社、企業、その他の経営組織或いは自然人(以下、外国側投資者)が中国政府の批准を得て、中国の会社、企業、その他の経済組織(以下、中国側投資者)が共同で設立する。」と定義されており、中国人自然人は中国側投資者に含まれていません。

2003年1月からは、『外商投資企業の審査批准、登記、外為および税収管理の関連問題に関する通知』第5条に基づき、「外国側投資者が国内企業の株式権を買い入れる際に、中国側自然人株主が元の会社で株主の地位を1年以上有している場合、認可を経て、引き続き変更後に設立される外商投資企業の中国側投資者になることができる。」ようになりました。しかしながら、「中国側自然人が新規の設立或いは買入れにより、外国側投資者と合弁で外商投資企業を設立することは暫時許可しない。」とされました。

その後、『外国投資者の国内企業合併買収に関する規定』第57条により「被株式権合併買収国内会社の中国自然人株主は、認可を経て、引き続き変更後に設立される外商投資企業の中国側投資者となれる。」ことになりました。

そこで以下のことについて教えてください。

1. 中国側自然人と外国側投資者による合弁企業の新規設立については、「暫時許可しない」ままで、変更はないのでしょうか。
2. 「国外で外国の長期居住資格を得ている中国公民」には「外国企業常駐事務所の首席代表および代表に就任する資格」がありますが、その人が個人名義で日本企業(または日本人個人)と合弁で中国に法人を設立することも認められるのでしょうか。

**A** : 1. に関しましては、結論から申し上げます。『中外合弁経営企業法』(全国人民代表大会 主席令第48号 2001年3月15日改正 同日公布 同日施行)第1条のとおり、中国側自然人は外商投資企業の中国側投資者に含まれない、という大原則は変更されていない、すなわち中国側自然人と外国側投資者による合弁企業の新規設立は「暫時許可しない」まま、と解されます。

そもそもこの大原則のままでは、買収によって内資企業が外商投資企業に変更される場合、既存の中国側自然人投資者の持分をわざわざ処分しなければならない、という不都合が生じます。

これを避けるために、『外国投資者の国内企業合併買収に関する暫行規定』(対外貿易経済合作部・国家税務総局・国家工商行政管理総局・国家外為管理局令2003年第3号

2003年3月7日公布 2003年4月12日施行  
2006年9月8日失効) 第10条において(ご質問で触れられた『外商投資企業の審査批准、登記、外為および税収管理の関連問題に関する通知』( 対外貿易経済合作部・国家税務総局・国家工商行政管理総局・国家外為管理局 外経貿法発[2002] 575号 2002年12月30日公布 2003年1月1日施行) とおそろく同じ趣旨で) まず、

1. 内資企業において1年以上持分権者たる地位を有すること
2. 認可を得ること

を条件に、中国側自然人が投資者としての地位を維持できるようにしました。

さらに今回、上記暫行規定を修正する形で施行された『外国投資者の国内企業合併買収に関する規定』( 商務部・国務院国有資産監督管理委員会・国家税務総局・国家工商行政管理総局・中国証券監督管理委員会・国家外為管理局令2006年第10号 2006年8月8日公布 2006年9月8日施行) 第57条において、条件1を削除して条件2のみとする、若干の緩和がなされたわけです。

しかしこの変更もあくまでも大原則を前提としたものであり、一足飛びに中国側自然人が新規設立外商投資企業の投資者となることを許可された、とは解釈できないと考えられます。

2. に関しましては、『外国企業の在中國常駐代表機構の審査認可および管理に関する実施細則』( 対外貿易経済合作部令1995年第3号 1995年2月13日公布 同日施行) <以下『実施細則』> 第29条第2号によれば、「国外で外国の長期の居住資格を得ている中国公民」は外国企業常駐代表機構の首席代表および代表に就けます。

しかし、『実施細則』第29条第4号には「外国企業が中国の公民( 本条第2号にいう中国公民を含まない) を雇用しその常駐代表機構の首席代表または代表に任命するときは、必ず現地の外事サービス単位または中華人民共和国政府が指定するその他の単位に委託して、中華人民共和国の関係法律および法規に基づき申請手続を行わなければならない。」とあります。すなわち、外国の長期居住は、中国人が首席代表および代表に就けるか否かの条件ではなく、それによって手続が異なる、というに過ぎないわけです。

『華僑、香港および澳門同胞の投資を奨励する規定』( 国務院第64号令 1990年8月19日公布 同日施行) によれば、海外定住する中国籍個人( 華僑) が国内で外商投資企業を設立することが認められ、かつ外商投資企業と同じ優遇を受けることになっています。

## 12. 販売代理店契約の締結について

**Q** : 中国国内向けに当社製品を輸入販売する販売代理店と契約を締結したいと考えています。その際の契約書作成における留意点があればアドバイスををお願いします。

なお、中国で代理販売をする販売代理店の主体資格要件に對外貿易権を有するとあったように記憶しています。それは、對外貿易権を持たない中国企業とは販売代理店契約はできないということでしょうか。(例えば、對外貿易権のある對外貿易公司を介して輸入してはどうでしょうか。当社には上海外高橋に独資企業がありここを介すことは可能でしょうか。)

その他、契約上で販売地域の限定・製品の販売価格指示は、独占禁止法上の問題がございますか。

**A** : 御社(日本)が中国企業と契約を直接締結する、或いは御社(日本)の上海外高橋現地法人が中国企業と契約を締結し販売代理店網を構築するものと仮定させていただきます。また、御社(日本)、或いは御社(日本)の上海外高橋現地法人が製品を販売店に継続的に供給し、販売店が再販売するものとして回答させていただきます。

まず、御社(日本)が中国企業と販売店契約を締結する際、『對外貿易法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第15号 2004年4月6日改正 同日公布 2004年7月1日施行)第9条に基づき、中国企業が對外貿易権を保有しているか、或いは對外貿易権を保有する貿易公司と取引することが必要です。従って、中国企業が貨物を輸出入する際には、對外貿易主管部門に対して届出を行い、予め對外貿易権を取得しておく必要があります。

次に、御社(日本)の上海外高橋現地法人が中国企業と販売店契約を締結する際、その現地法人は『對外貿易法』に基づき對外貿易権を保有すると同時に、『外商投資商業分野管理弁法』(商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行)<以下『8号令』>に基づき、国内販売権を取得しておく必要があります。従前、上海外高橋の貿易企業が国内販売を行うことは法的裏付けに欠けグレーな取引であると認識されておりました。その後、『保稅区および保稅物流園區貿易管理の関連問題に関する通知』(商務部弁公室・稅関総署弁公室 商資字[2005]76号 2005年7月13日公布 同日施行)により、保稅区企業は『對外貿易法』や『8号令』に基づき、對外貿易権および国内販売権を取得すれば、国内での貿易活動や販売活動が可能となりました。従って、上海外高橋の御社現地法人が御社(日本)から製品を仕入れ、中国企業向けに販

売を行うためには、対外貿易権を取得することに加え、『8号令』により経営範囲を拡大し、国内販売権を取得しておく必要があります。

最後に、販売店と契約を締結する際に、契約書に「販売地域の限定」や「製品の販売価格指示」を盛り込むことが中国の独占禁止関連の法律法規に違反するか否かについて回答いたします。中国の独占禁止法は、現在草案段階で今後の動向に注意する必要があります。「販売地域の限定」については、既に『不正競争防止法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第10号 1993年9月2日公布 1993年12月1日施行)第12条において、経営者は、商品を販売する場合、購入者の意思に違反して不合理な条件を付与してはいけなると規定しています。「製品の販売価

格指示」についても、『価格独占行為の制止に関する暫定規定』(国家發展改革委員会令 第3号 2003年6月18日公布 2003年11月1日施行)第5条に経営者の市場支配的地位を利用した再販売価格の強制的維持を禁止する規定があります。「販売地域の限定」における不合理な条件、「製品の販売価格指示」における市場支配的地位の定義は明確ではありませんが、今後、独占禁止法が公布された際に、独占禁止法に抵触するリスクがありますので、契約書作成時には注意が必要です。

なお、弁護士法人キャスト系賀の曾我代表弁護士が監修された『中国契約マニュアル』(中央経済社)に販売代理店契約の雛形と留意事項が詳しく記載されていますので、参考書籍として紹介させていただきます。

### 13. 商業企業の設立（上海）について

**Q**：上海での商業企業の設立に関して、以下のことを教えてください。

1. 貿易会社を設立する方法は、「純粹に8号令に基づき設立する場合」、「外高橋保税区内に貿易会社を設立し8号令に基づき保税區外に分公司を設立する場合」の2ケースと考えられるのでしょうか。
2. 上海での貿易会社設立手続きの手順（フロー）を教えてください。
3. また、各ケースのメリット、デメリットは何でしょうか。

**A**：ご質問にある「貿易会社」という言葉は、一般には保税區に設立し輸出入に従事する会社を指すことが多いのですが、文脈から察するに『外商投資商業分野管理弁法』（商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行）<以下『8号令』>に基づいて設立する「商業会社」を指すものとして回答します。

商業会社を設立（上海）する方法としては、(1)「『8号令』に基づき商業会社を一般區に設立する」、(2)「外高橋保税区内に貿易会社を設立して商業分野に經營範圍を拡大する」、(3)「最初から外高橋保税区内に『8号令』に基づく商業会社を設立する」の3パターンが考えられると思います。

しかしながら、(3)につきましては、『保税區および保税物流園區貿易管理の關連問題に關する通知』（商務部弁公室・税關總署弁公室 商資字[2005]76号 2005年7月13日公布 同日施行）第1条に「保税區や保税物流園區内の企業および個人は、『對外貿易法』、『對外貿易經營者届出登記弁法』、『外商投資商業分野管理弁法』およびその他の關連規定に照らし、法に依って貿易權を取

得し、販売權を申請することができる。」とあり、既に設立済みの保税区内会社を前提として規定していることから、保税区内に企業設立と同時に商業会社設立申請することは困難と考えます。

従いまして、以下(1)、(2)を前提としてお答えします。

(1)について：上海での外商投資商業企業設立手続きの手順

企業設立申請實務を委託

企業名称仮登記（企業名称事前照合確認書 取得）

企業設立區の不動産交易センターでの不動産賃貸借契約書の登録登記（賃貸借契約書登録登記証 取得）

企業設立申請

地方商業領域主管部門への申請書類回付（「当地商業發展の全体要求に合致する」旨の意見書 取得）

地方商業領域主管部門からの事前同意書発行（批准文書および批准証書 取得）

商務部宛ての送達状発行

中央商業領域主管部門への申請書類  
回付

中央商業領域主管部門からの批准文  
書発行（批准文書 取得）

地方政府への批准回答（批准証書  
取得）

企業設立登記申請（営業許可書 取得）

以上ですが、2006年3月1日より一部のケ  
ースを除き、外商投資企業（卸売・小売）  
の設立は省・直轄市レベルで審査・批准が  
行われることとなっています（『外商投資商  
業企業審査を地方部門へ委託することに関  
する通知』（商務部 商資函[2005]94号 2005  
年12月9日公布 2006年3月1日施行）をご参  
照下さい）。

従いまして、中央認可の小売企業の場合  
は上記 ~ 、地方認可の小売企業の場合  
は ~ 、中央認可の卸売企業の場合は  
~ 、地方認可の卸売企業の場合  
は ~ となります。

(2)について:外高橋保税区内の貿易公司  
の設立手順

まず通常の外商投資企業設立におい  
て保税区管理委員会の批准を受ける。

< 外高橋保税区内の貿易公司の経営範囲拡  
大手順 >

外高橋保税区内の貿易公司の経営範囲拡  
大における必要項目は、下記のとおりです。

- a. 経営範囲内の「保税区外の輸出入経  
営権を有する中国国内企業との貿易代  
理契約を通じての貿易業務」の項目を  
削除し、「 ~ 、 ~ の卸売り、輸  
出入、コミッション代理（競売を除  
く）; ならびに上述業務に関連付帯する

業務」を追加する

b. 経営範囲拡大による事業計画規模に  
応じた総投資額の増額（+増資）が必要

c. 定款記載内容の変更

d. 個別ライセンス（経営許可証）の取  
得が必要な場合には、当該許可証を取  
得し申請時提出

なお、商業企業新設の場合と同様、2006  
年3月1日以降は、基本的に省・直轄市レベ  
ルの外商主管部門にて審査・批准が行われ  
ます。

< 卸売業の場合 >

経営範囲拡大の申請実務委託

外高橋保税区管理委員会経貿処（元の  
審査批准部門）宛の経営範囲拡大申請

上海市外国投資工作委員会（省・直轄  
市レベルの外資主管部門）への書類回付  
（批准文書（経営範囲変更に関する許可  
回答書）および新批准証書 取得）

商務部宛の送達状発行

商務部宛の批准文書発行および地方  
政府（上海市外国投資工作委員会）へ  
の批准回答（批准文書（経営範囲変更  
に関する許可回答書）および新批准証  
書 取得）

変更登記申請（新営業許可証 取得）

なお、地方認可の場合は上記の ~ 、  
中央認可の場合は ~ 。

< 小売業の場合 >

上記、卸売業の場合の申請に加え、国内商  
業領域主管部門の審査意見を踏まえて外商主  
管部門にて最終審査・批准が行われます。

「保税区貿易公司の分公司設置」につき



ましては、「Q&A集第10集P17」をご参照下さい。

商業会社と貿易会社（保税区域外に分公司設置）のメリット・デメリットのご質問ですが、これは設立しようとする会社の主たる目的が、何なのかによって設立する会社の形態も違うと思われまゝ。

設立しようとする会社の主たる目的が、輸出入業務が中心であれば、貿易会社を設立し必要に合わせて経営範囲の拡大を実施すればよいでしょう。また、国内販売を主とするのであれば、商業会社を設立するのが望ましいと思われまゝ。

確かに、商業企業であれば保税取引ができない、貿易会社では経営範囲拡大において取扱い品目に制限が加えられる可能性があるなどの問題があります。その他に、外高橋保税区域内貿易会社では、営業活動しようとする区域外に活動拠点が必要となります。しかし、駐在事務所では営業活動を行ってはならないとの規制・罰則が強化されており、結果として営業活動のできる分公司の設立が必要となる訳です。従って、業務の実態に合わせて営業機能のある場所が保税区域内で足りるのか、保税区域外に分公司を置くことが必要なのか、といった設立場所と設立形態の選択が必要であるということになります。

## 第2章 設立・再編成に関する事項



## 1. 合弁企業の再投資による企業設立について

**Q** : 当社が中国に有する日中の出資比率50 : 50の合弁企業と、同社の中国側親会社が、それぞれ出資する新たな合弁企業（製造業）の設立を検討しています。

この場合、新しい合弁企業はいわゆる三資企業ではなく、内資企業の扱いになると認識していますが、基本的な準拠法は公司法だけでしょうか。また、このような再投資による企業設立に関する全般的な解説書がありましたら御紹介下さい。

**A** : 合弁企業の再投資に関わる主な法規としては、『公司法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日改正 同日公布 2006年1月1日施行）以外では、『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』（対外経済貿易合作部・国家工商行政管理总局令2000年第6号 2000年7月25日公布 2000年9月1日施行）<以下『暫定規定』>があります。

なお、『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に關す

る執行意見」実施に関する通知』（国家工商行政管理総局 工商外企字[2006]第102号 2006年5月26日公布 同日施行）第2条第3項により、『暫定規定』第5条および第6条に規定されている外商投資企業の投資条件や累計投資額の制限が廃止されました。

再投資による企業設立に関して概観するには、『中国ビジネス組織変更・撤退 完全マニュアル』（水野真澄著 明日香出版社）が参考になると思います。

## 2 . 外商投資企業の出資による新しい企業の設立について

**Q** : 中国に既に設立されている外商投資企業の出資で、中国内に新たに企業を設立する場合における規定・手順に関しまして、参考になる法規があれば教えて下さい。

**A** : 外商投資企業の投資により中国内に新たに企業を設立する場合は、主に『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』( 対外経済貿易合作部・国家工商行政管理总局令2000年第6号 2000年7月25日公布 2000年9月1日施行 ) <以下『暫定規定』> を参照して下さい。また、『外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の

若干問題に関する執行意見」実施に関する通知』( 国家工商行政管理总局 工商外企字 [2006] 第102号 2006年5月26日公布 同日施行 ) 第2条第3項により、『暫定規定』第5条および第6条に規定されている外商投資企業の投資条件や累計投資額の制限が執行停止になっていることを注意する必要がありますでしょう。

### 3 . 分公司の設立について

**Q** : 保税区内に設立している生産型の外商投資企業は保税区内に分公司を設立できないようですが、保税区内に設立している企業が保税区内に分公司を設立することは可能ですか。

**A** : 保税区内企業が保税区内に分公司を設立できるか否かについて、明確な規定はありません。

『公司登記管理条例』( 国务院令第451号 2005年12月18日改正 同日公布 2006年1月1日施行 ) 第47条第3項に「分公司の经营范围は、公司の经营范围を超えてはならない。」とあり( その他法令にも類似の規定あり ) 分公司の经营范围は親会社の经营范围内に留まるのが原則です。

保税区内企業は保税取引など保税区内特有の業務が認められる訳ですが、そのような業務を经营范围に持てない保税区内企業の分公司ができるとなると、その原則に反することになるため、やはり保税区内企業が保

税区内に分公司を設立することは認められないと解されますし、実際そのようです。

一方、保税区内生産型企業が保税区内に分公司を設立できるか否かについては、外高桥保税区内の場合は、『外高桥保税区内企業工商管理の若干問題に関する通知』( 上海市外高桥保税区内管理委員会経貿処・浦东新区工商局外高桥保税区内分局 2006年5月15日公布 同日施行 ) 第2条に「区内の生産、貨運代理、研究開発、コンサルタントなど類型の企業は、区外に関連業務の分公司を設立することができる。」と規定されています。その他の保税区内については明確ではありませんので、当局の判断によるものと思われます。

## 4 . 中国国内企業の買収について

**Q** : 現在、中国に生産型の現地法人を設立していますが、日本からの投資として、同業の中国企業の買収（株式買取）を検討しています。この場合の、注意すべき税務問題と、許認可を得なければならない部署（申請手順）をご教示下さい。

また、買収後に中国の2社を合併させる時の懸念に関しましても、併せてご教示いただきたく、お願いいたします。

**A** : まず、外国投資家による中国国内企業の買収に関しては、『外国投資者の国内企業買収に関する規定』（商務部・国有资产监督管理委员会・国家稅務總局・国家工商行政管理總局・中国証券監督管理委員會・国家外為管理局令 2006年第10号 2006年8月8日公布 2006年9月8日施行）が施行されました（もちろん、その他の関連法規も見する必要があります）。

審査認可機関は商務部または省級主管部門で、買収後の外商投資企業の投資総額、企業類型、業種によって定められます。登記管理機関は工商行政管理總局または地方工商行政管理局、外為管理機関は国家外為管理局またはその分枝機構です。

買収スキームとして、外国投資家による中国国内企業の出資持分購入や増資の引き受けを行う「持分買収スキーム」と、外国投資家がまず外商投資企業を新規設立してそこが国内企業の資産を購入する、或いは外国投資家が国内企業の資産を購入してそれを出資する形で外商投資企業を新規設立する「資産買収スキーム」の2種類があります。ここでは「持分買収スキーム」の手続

きについて説明します。概略は以下のとおりです。

1. 審査認可機関へ申請をし、批准証書を得る（外商投資企業への変更設立の申請も含まれる）。
2. 外商投資企業への変更登記の申請。
3. 營業許可証の取得。
4. 各種関係機関で登記手続き。

また、国内企業の資産に国有資産が含まれる場合、国有資産管理の関連規定に従うこととなります。また、当該買収が過度の市場集中にあたる場合は、商務部および国家工商行政管理總局への報告義務があり、関連当局が聴聞会を開催して認可の可否を決定します。

なお、買収により新たに設立された外商投資企業が依然として生産型企業に該当すれば二免三減の優遇措置を受けることができます。

次に、合併については『外商投資企業の合併と分割に関する規定』（對外貿易經濟合作部・国家工商行政管理總局令2001年第8号 2001年11月22日改正 同日公布 同日

施行)が適用されます。

既存の現地法人(A社)が、新たに買収して変更設立する企業(B社)を吸収合併する場合の手続きの概略は以下のとおりです。

1. A社原審査認可機関(多くの場合地元の商務部門)に合併の認可申請し、合併同意について初歩的の回答を得る(但し、合併後の投資総額の和が審査認可機関の認可権限を超える場合は、相応する権限の審査認可機関が審査認可する)。
2. 債権者に対する通知および3回以上の公告。
3. 原審査認可機関に対して追加資料を提出し、認可決定を得る。
4. A社 原審査認可機関にて外商投資企業認可証書変更手続き。  
登記機関(多くの場合地元の工商行政管理部門)にて企業変更登記手続き。  
B社 原審査認可機関にて外商投資企業認可証書取消し。  
登記機関にて企業抹消登記手続き。
5. 税務、税関、土地管理、外為管理な

ど関連機関での各種登記手続き。

6. B社債権者・債務者への通知および公告。

吸収合併以外にも、新規に企業を設立してA社・B社両方を解散する「新設合併」もあります。吸収合併に比べて、各種書類手続きの手間は増えますが、負担に大きな違いはないと思われます。但し、合併によって経営範囲を拡大する場合や投資総額が増加して審査認可機関が変更されてしまうような場合は、当局が新設合併を望むこともあるようです。

また、合併に伴う税務処理に関しては『外商投資企業の合併、分割、株式権再編および資産譲渡などの再編業務に係わる所得税の処理に関する暫定施行規定(国税発[1997]71号 1997年4月28日公布 同日施行)に規定されています。

詳細は書ききれませんので、二免三減についてのみ触れておきますと、A社B社の二免三減残存期間が残っていない場合は、合併後は当然、二免三減を享受できず、残存期間が同一の場合は、その期間のみ享受できます。両社の残存期間が不一致の場合、課税所得を区分計算し、それぞれの残存期間中享受できます。



## 5 . 中国国内企業の買収スキームについて

**Q** : 中国における中国国内企業の買収スキームについて、「持分買収スキーム(株式買収)」と「資産買収スキーム(新会社設立)」の実務上の違いをご教示下さい。

**A** : まず、持分買収か資産買収、どちらのスキームを採用するかは、貴社と被買収企業側がどのような合意に至るかによります。ただ、被買収企業について、持分買収については非外商投資企業(内資企業)をターゲットとする場合にのみ適用されることが『外国投資者の国内企業買収に関する規定』(商務部・国有資産監督管理委員会・国家税務総局・国家工商行政管理総局・中国証券監督管理委員会・国家外為管理局令2006年第10号 2006年8月8日公布 2006年9月8日施行) <以下『本規定』> 第2条により明確にされています。他方、資産買収については、非外商投資企業(内資企業)のみならず、外商投資企業をターゲットとする場合にも『本規定』が適用されるのかという問題については、規定上明確にされていません。実務の観点からは、このようなケースにおいては、管轄の関係部門に確認する必要があるでしょう。

資産買収は、被買収企業の国内企業としての存続を前提としていますので、被買収企業の資産の一部を買収するのであれば資産買収スキームになりますし、全部を対象とするならば、現実的に被買収企業は存続し得ないので、持分買収スキームになると考えます。

資産買収における「資産」の範囲については、規定上明確ではないのですが、例えば被買収企業の設備の一部(一部の資産買収も可能。たとえば数本の異なる生産ラインから一部の購入、土地の一部、建屋の購入など)だけを購入するような場合は『本規定』の適用は受けないと解され、「事業」(例えばある工場、ある営業店まるごと、など)を指すと解されます。判断に悩むものは当局の確認が必要でしょう。

債権・債務については『本規定』第13条第1項に「外国投資家が持分権を買収する場合、買収後に設立する外商投資企業は、買収された国内企業の債権および債務を承継する。」とあり、持分買収の場合は債権・債務は当然に承継されます。

一方、『本規定』第13条第2項に「外国投資家が資産を買収する場合、資産を売却する国内企業がその元の債権および債務を引き受ける。」とあり、債権・債務を切り離せることにはなっていますが、買収対象資産に係わる債権・債務は併せて承継するのが一般的ですので、その点では、持分買収の場合とあまり違いがないかもしれません。

なお、『本規定』第13条第3項に「外国投資者、被買収国内企業、債権者およびその他の当事者は買収された国内企業の債権債

務の処置に対して別途合意を結ぶことができるが、当該合意は第三者の利益および社会の公共利益を損なってはならない。債権債務の処置合意は、審査認可機関へ報告しなければならない。」とあり、持分買収の場合でも、債権債務の一部を承継しないようにすることは合意できるのですが、『本規定』21条に定める買収審査認可申請文書にこの報告書が含まれているので、当該合意は制限を受ける可能性があります。

土地に関してですが、被買収企業の土地使用权が有償払い下げ或いはリースであれば、持分買収か資産買収かを問わず、譲渡やリースにより引き続き使用することは基本的に可能です。しかし、無償払い下げの場合は、譲渡・賃貸はできないため、どち

らの買収スキームでも、改めて有償払い下げに変更するなり、リースにするなり、手続きをとる必要があります。いずれにせよ、土地に関しては特にトラブルが多いため、法規制や実際の運用、被買収企業の登記など、十分な確認が必要です。

税務に関しては、持分買収の場合は基本的に国内企業が継続しているものとして（外商投資企業に変更されるので、優遇は受けませんが）処理をすることになりますし、買収に対して増値税や営業税を課せられることはありません。

資産買収の場合は、資産の内容によって税務処理が異なってきますので、個別の確認が必要となります。

## 6 . 出資持分譲渡における企業名称変更の手続きについて

**Q** : 日本企業が100%出資する独資企業が、その全持分を他の日本企業に譲渡する場合について伺います。

企業名と董事会、正副総経理は変更になりますが、経営範囲や資本金は変更しません。

日中投資促進機構が2001年7月に作成し、会員ネット・データライブラリーに掲載されている『出資持分譲渡の手続き』以外に、企業名を変更したことで発生する事項はございますか。

**A** : 外商投資企業に係る変更登記については、『公司登記管理条例』（国务院令第451号 2005年12月18日改正 同日公布 2006年1月1日施行）の第5章に規定されています。

企業名称の変更登記については、『公司登記管理条例』第28条に「企業が名称を変更する場合は、変更の決議または決定をした日から30日以内に変更登記を申請しなければならない。」と規定されており、また『企業名称登記管理実施弁法（改正）』（国家工商行政管理总局令第10号 2004年6月14日公布 2004年7月1日施行）第26条では「企

業の名称変更は、その登記機関へ変更登記申請を行わなければならない。」と定められているのみです。

よって、企業名称の変更に伴い、工商行政管理機関に登記申請し受理・認可を受けた後に特に必要となる手続は、税務登記の変更手続きなどを除いて、特になし、と思料されます。

なお、出資持分譲渡の手続きにつきましては、既にご覧いただいている会員ネット・データライブラリーに掲載している『出資持分譲渡の手続き』の記載どおりで問題ないと思われま

## 7. 保税區企業を含む現地法人の統合について

**Q**：当社の出資する中国現地法人3社（いずれも独資企業）の統合を検討しています。

3社の状況は、A社は北京の生産型企業（国内販売権取得済）、B社は上海の保税區企業、C社は他省の生産型企業です。統括形態は3社を1社にして、3社の内の2社を分公司に再編したいと考えています。

以上の計画は、法律上可能でしょうか。可能である場合、その手続きは難しいでしょうか。

**A**：結論から申し上げます、お問い合わせの計画は、実現は非常に難しいと思われる。

お問い合わせのように、3社を統合し、1社を総公司として存続させ、他2社を分公司に再編するならば、合併の手段をとることになります（営業譲渡、買収といった再編手段もありますが、趣旨と異なるようですので、ここでは割愛します）。

なお、内資企業や合併企業が合併に絡む場合は、その他の課題もありますが、ここでは独資企業の場合に限定いたします。

『公司登記管理条例』（国务院令第451号 2005年12月18日改正 同日公布 2006年1月1日施行）第47条第3項に「分公司の経営範囲は、公司の経営範囲を超えてはならない。」とあり、被合併企業の経営範囲を維持したまま分公司化する場合、合併企業（合併後の総公司）は被合併企業の経営範囲を網羅するものでなければいけません。

まず、保税區企業は保税取引など保税區特有の経営範囲を有しているため、一般区の企業が保税區内に分公司をもつことはで

きないと解されています。従って、A社にしるC社にしる、B社を合併することはできないと思われます。

逆に保税區企業が一般区企業を合併できるか否かは、一般区企業の経営範囲が保税區企業の経営範囲に馴染むものか、が問われるわけですが、本件の場合、保税區企業は貿易企業であり、一般区生産型企業を合併するのは非常に難しいと思われます。

また、一般区生産型企業間の合併については、合併後の総公司の経営範囲をある程度拡大することで対処することは可能ですが、既存の経営範囲があまりにもかけ離れている場合は、合併を認められない可能性もあります。

いずれにせよ、どのような場合に法的に可能かは法令上明確ではなく、後述の許認可機関の判断によるところが大きいと考えます。

合併については、『外商投資企業の合併と分割に関する規定』（対外貿易経済合作部・国家工商行政管理总局令2001年第8号 2001年11月22日改正 同日公布 同日施

行)に規定されています。

許認可機関は総会社となる企業を設立した際の原審査機関、例えば省の商務部門、

になりますが、被合併企業(吸収されて分  
会社となる企業)の所在地の審査機関に意見  
を求める必要があります。

## 8 . 駐在員事務所と現地法人の合併について

**Q** : 『外商投資企業の合併と分割に関する規定』第2条によると、同規定は、中外合弁企業、中外合作企業、独資企業、外商投資株式有限公司の間における合併または分割に適用されると記載があります。

今回グループの再編にともなって、外国企業駐在員事務所と現地法人との間で合併を検討しているのですが、この場合、上記規定は適用されないという理解でよいのでしょうか。個別の資産移転、吸収される側の解散、事務所閉鎖といった個別の手続きを経る必要があるのでしょうか。

**A** : 『外商投資企業の合併と分割に関する規定』( 対外貿易経済合作部・国家工商行政管理総局令2001年第8号 2001年11月22日改正 同日公布 同日施行 ) は、外国企業駐在員事務所には適用されないと

解されます。

従って、ご理解のとおり、事務所を閉鎖、個別の資産譲渡（場合によっては不動産の移管も）などの手続きを取る必要があります。

## 9 . 撤退手続きの必要性について

**Q** : 中外合作企業で、清算をせずに、撤退することは可能でしょうか。  
清算委員会を立ち上げず、資産など全てを放棄して派遣者を引き上げると  
いう意味でお伺いたします。

**A** : 合作のパートナーに全ての権利を譲渡して日方出資者が撤退するというケースではなく、その合作企業の活動を打ち切るというケースと理解して回答します。

『中外合作経営企業法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第40号 2000年10月31日改正 同日公布 同日施行)第23条にて「合作企業が期間満了或いは繰上げ終了する場合、法定手続きに照らして、資産や債権、債務を清算しなければならない。中外合作者は、合作企業契約の約定に照らして、合作企業の財産の帰属を確定しなければならない。合作企業が期間満了或いは繰上げ終了する場合、工商行政管理機関や税務機関で登記抹消手続きを行わなければならない。」と規定されています。

また、『中外合作経営企業法実施細則』(1995年8月7日国务院批准 对外貿易經濟合作部令1995年第6号 1995年9月4日公布 同日施行)第49条に「合作企業の清算事項は、国の関係する法律、行政法規および合作企業契約、定款の規定に照らして処理する。」と規定されています。この関連法規にあたる『外商投資企業清算規則』(1996年6月15日国务院批准 对外貿易經濟合作部令1996年第2号 1996年7月9日公布 同日施行)第2条に「中華人民共和国国内において法に依って設立された中外合弁企業、中外合

作企業、独資企業(以下「企業」と称す)が清算を行う場合、本弁法を適用する。企業が法に依って破産を宣告された場合、破産清算に関する法律、行政法規に照らして処理する。」と規定されています。(破産に関しては、『企業破産法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第54号 2006年8月27日公布 2007年6月1日施行)が公布されており、2007年6月1日からはこれが適用されます。それまでは『企業破産法(試行)』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第45号 1986年12月2日公布 1988年11月1日施行 2007年6月1日失効予定)が適用されます。)

従いまして、外商投資企業が清算をせずに撤退することは、規定において不可能です。

もしかしたら、上記のようなことは全て理解された上で、あえて手続きを無視して所謂「夜逃げ」のように中国から撤収した場合、どのような罰則の可能性があるのかをお問い合わせなのかもしれませんが、日中投資促進機構としましては、中国進出企業は現地においてコンプライアンスを遵守しなければならない、という立場に立っておりますので、規定違反を敢えて行った場合はどうなるのか、ということに関しては、お答えできません。

## 10. 中外合弁企業における中方持分比率20%超の意味について

**Q** : 今回、中国において中外合弁企業を設立するにあたり、中国側から持分比率を20%超にしたいとの強い要請があります。

この20%超という持ち株比率には、法的な意味、権利、或いは優遇策があるのでしょうか。

**A** : 中外合弁企業において中国側持分比率が20%を超えるか否か（逆にいえば日本側持分比率が80%を超えないか否か）ということが法的に何らかの意味があるのか、というご質問としてお答えします。

結論から申し上げますと、法的な意味はないと思われます。

例えば、『外商投資産業指導目録』（国家発展改革委員会・商務部令第24号 2004年11月30日公布 2005年1月1日施行）の添付文書中、幾つかの奨励類・制限類に属する業種の外資比率を制限していますが、80%を超えないように制限している業種はありません（なお、外資比率制限の多くはすでに撤廃されています）。

『中外合弁経営企業法』（全国人民代表大会 主席令第48号 2001年3月15日改正 同日公布 同日施行）においては、外国側投資比率を一般に25%を下回らないようにと規定しているのみです。

中国側として持分比率を20%以上にする、ということに関連することとして、「企業集団財務公司」というものがあります。これは『企業集団財務公司管理規則』（中国銀行業監督管理委員会令2004年第5号 2004年7月27日公布 2004年9月1日施行）<以下『管理規則』> 第2条にて、「財務公司とは、企業集団の資金の集中管理の強化と企業集団

の資金の使用効率の向上を目的とし、企業集団の構成単位（以下「構成単位」という）のために財務管理サービスを提供する非銀行金融機関を指す。」と規定されています。この「構成単位」に関しては、『管理規則』第3条にて「構成単位は、親会社およびその持分支配率が51%以上の子会社（以下「子会社」という）親会社もしくは子会社の単独持分もしくは共同持分が20%以上の企業、または持分が20%に満たないが筆頭株主の地位を占める企業、並びに親会社もしくは子会社に属する事業単位法人または社会团体法人を含む。」と規定されています。『管理規則』に基づき中外合弁企業を企業集団財務公司の「構成単位」にしたいという場合には、中国側として持分比率を20%以上にする意味があると言えます。

なお、『管理規則』第3条にて、「企業集団とは、中華人民共和国国内において法に従い登記され、資本により結びつき、親子会社を主体とし、集団定款を共同の行為規範とした、親会社、子会社、株式参加会社およびその他構成企業または機構により共同で組織される企業法人連合体を指す。」と規定されています。



## 11. 増資の許認可機関について

**Q**：増資により累積総投資額が1億米ドル以上となる場合は中央政府の許認可が必要でしょうか。それとも、1回あたりの総投資額が1億米ドル未満であれば、地方政府に許認可権限があると考えてよろしいでしょうか。

また、個別プロジェクトの許認可に係る根拠法規をご教示下さい。

**A**：「当初の総投資額が1億米ドル未満の個別プロジェクト（奨励類）について、増資などにより累積総投資額が1億米ドル以上となる場合においても地方政府にて許可されるのか、またその根拠法規は何か。」という質問としてお答えいたします。

結論から申し上げますと、奨励類および許可類のプロジェクトであれば、1回あたりの総投資額が1億米ドル以上にならない場合は地方認可、ということになります。

『国務院投資体制改革に関する決定』（国務院 国発[2004]20号 2004年7月16日公布 同日施行）の付属資料である『政府が認可する投資プロジェクト目録（2004年）』12. 外商投資に関する規定にて、『外商投資産業指導目録』中の総投資（増資を含む）1億米ドルおよびそれ以上の奨励類、許可類プロジェクトは、国家発展改革委員会が許可する。『外商投資産業指導目録』中の総投資（増資を含む）5,000万米ドルおよびそれ以上の制限類プロジェクトは、国家発展改革委員会が許可する。《…中略…》上述プロジェクト以外の外商投資プロジェクトは、地方政府が関係する法規に照らして許可を行う。」と規定されており、また『遵

法行政で外商投資企業審査認可業務をより良く行うことに関する通知』（商務部 商資函[2005]3号 2005年1月21日公布 同日施行）第7条にて、「各級外経貿（商務）主管部門は、法律で規定する手続きおよび国務院が授権した権限に厳格に照らし、外商投資および香港マカオ台湾投資に対する審査認可を行わなければならない。設立済みの外商投資企業および香港マカオ台湾企業の変更手続きは、原則として元の企業設立審査認可部門が審査認可を行う。設立済みの奨励類、許可類の外商投資企業および香港マカオ台湾企業で追加投資額が1億米ドルおよびそれ以上のもの、制限類の外商投資企業および香港マカオ台湾企業の追加投資額が5,000万米ドルおよびそれ以上のものは、商務部が審査認可手続きを行う。」と規定されています。

また、自動車や鉄鋼などの基幹産業的プロジェクトなどについては、上記『政府が認可する投資プロジェクト目録（2004年）』の基準によって、地方認可であっても国家発展改革委員会への報告（実質的には許可申請）が義務づけられていますので注意が必要です。

## 12. 外商投資企業の減資に関する規制緩和について

**Q** : 独資企業の減資につきましては、『独資企業法実施細則』の中で禁止されていると理解しています。

細則公布から約6年が経過しましたが、独資企業をはじめとする外商投資企業の減資可能性につきまして、その後何か規制緩和の動きはありませんでしょうか。また実例などありましたら、ご教示下さい。

**A** : 法令法規に関しましては、その後に規制緩和の方向に改正されたというような話はありません。外商投資企業の減資につきましては、『独資企業法実施細則』（国務院令第301号 2001年4月12日改正 同日公布 同日施行）第21条、『中外合弁経営企業法実施条例』（国務院令第311号 2001年7月22日改正 同日公布 同日施行）第19条、『中外合作経営企業法実施細則』（1995年8月7日国務院批准 対外貿易経済合作部令1995年第6号 1995年9月4日公布 同日施行）第16条にて、「登録資本は経営期間内に減少してはならない。」と規定されています。但し、3つの規定共にその後ろに「投

資総額および生産経営規模などに変化が生じたために確かに減少させる必要がある場合は、審査認可機関の認可を受けなければならない。」と記載されており、また『外商投資企業の投資総額と登録資本金の調整に関する規定と手続きの通知』（対外貿易経済合作部・国家工商行政管理总局 外経貿法発[1995]366号 1995年5月25日公布 同日施行）でも、一定の条件の下での減資が認められています。実際に減資の手続きを行ったという企業があることを聞いたことはありません。但し、認められたケースは非常に少ないようで、ハードルは高いように感じています。

### 13. 休眠状態にある外商投資企業の管理規定について

**Q** : 中国の法律では、企業のオペレーションが停止し、休眠状態が一定の期間経過した場合、その法律規定はどうなっているでしょうか。また、休眠企業の定義を教えてください。

**A** : 外国企業が投資する会社の登記（設立・変更・終了）については、『公司登記管理条例』（国务院令第451号 2005年12月18日改正 同日公布 2006年1月1日施行）に基づき行うと規定されています。

休眠状態にある企業については、『公司登記管理条例』第72条により、「公司の設立後、正当な理由なく6ヵ月を経過しても開業しない場合、或いは開業後自主的な営業停止が6ヵ月以上連続する場合は、公司登記機関

が営業許可証を取り上げる。」と規定されています。

上記のとおり、6ヵ月以上営業を停止する場合には、営業許可証を取り上げられる可能性があり、よって6ヵ月以上の休眠状態を認める法的根拠はないといえるのですが、実際のところ企業年度検査が徹底して行われていないなどの理由から、事実上休眠している外商投資企業が存在している事例はあるようです。

## 14. 企業内の共産党組織設立について

**Q** : 企業内の共産党組織に関しまして、以下のことを教えてください。

1. 中外合弁企業について、合弁パートナーから合弁企業内に共産党組織を設けるといった提案があった場合、もしその企業内に3人以上の党員がいたとしたら、この提案を拒否することはできないのでしょうか。
2. 現有の管理機構との兼合い、棲み分けなどについて、どう考えればいいのでしょうか。
3. 最近、日系外商投資企業の中に、共産党組織を設ける動きはありますか。

**A** : 1. に関しましては、外資三法には共産党に関する規定はありません。しかしながら、『公司法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日改正 同日公布 2006年1月1日施行)第19条には、共産党に関する規定があります。『公司法』第218条に基づき、外資三法に規定のないものは『公司法』がそのまま適用されますので、共産党の活動に関しましては、『公司法』第19条「中国共産党規約の規定に基づき、企業内に中国共産党の組織を設立し、党の活動を行うものとする。企業は党組織の活動のために必要な条件を提供しなければならない。」の規定が適用されます。

具体的には、『中国共産党規約』(中国共産党第16回全国代表大会で一部改正の上、2002年11月14日に採択)第29条に「企業、農村、政府機関、学校、科学研究機関、住民区・コミュニティ、社会団体、社会仲介組織、人民解放軍の中隊およびその他の末端組織で、正式党員が3名以上いるところには、すべて党の末端組織を作るものとす

る。」と規定されていますので、企業内に3名以上の正式党員がいるのであれば、共産党の末端組織を設立したいとの要求があった場合、企業は拒否することはできません。

2. に関しましては、現有の管理機構との兼合いや棲み分けですが、『公司法』第19条では「企業は党組織の活動のために必要な条件を提供しなければならない。」とのみ規定しています。『中国共産党規約』には、外商投資企業の共産党組織に対する規定はありませんが、第32条に「国有企業および集団所有制企業における党の末端組織は、政治的中核としての役割を發揮し、企業の生産・経営を軸に活動を進める。当該企業における党と国家の方針、政策の貫徹と執行を保証し、監督する。株主総会、取締役会、監事会および支配人(工場長)が法によって職権を行使することを支持する。」という規定があります。従って、企業の経営管理機構と企業内の共産党末端組織とはまったく独立して基本的には干渉しあわない組織、と位置づけられると考えます。

3. に関しましては、日系外商投資企業内に共産党組織を設ける動き、というものは当方では認識しておりません。但し、前述のとおり、企業内に3名以上の正式党员がいる場合は、企業が共産党の末端組織を設立する義務はないものの、企業内の党员から共産党の末端組織を設立したいとの要求があった場合、企業は『公司法』に従い、必要な条件を提供する義務が発生します。

本件に関して、北京の駐在員にヒアリン

グをしたところ、共産党組織設立の要求を受け、設立を認めた日系独資企業のケースがあるそうです。『公司法』の改正施行から1年経ち、外商投資企業においても共産党組織設立の要求がある程度定着しつつあるようです（旧『公司法』第17条には「企業における中国共産党の基礎組織の活動は、中国共産党規約による。」としか規定されておらず、現在の『公司法』のような企業の義務が明記されていませんでした）。

## 15. 優先株の発行について

**Q** : 優先株は、どのような形態の企業で発行することができるのでしょうか。

**A** : 『公司法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日改正 同日公布 2006年1月1日施行)などに基づいて中国で設立される株式有限会社の株式については、優先株・普通株の区別はありません。『公司法』第127条第1項には「株式の発行は、公開、公平、公正の原則を実行し、同一種類の1株ごとは、同等の

権利を有しなければならない。」とありますから、優先配当や議決権制限などのある優先株は原則発行できません。

『公司法』第132条には「会社が発行する本法で規定する以外のその他種類の株券について、国务院は別途規定することができる。」とありますが、現時点で特に優先株を許容するような法令は見当たりません。

## 16. 中国からの輸出貿易について

**Q** : 日系自動車部品メーカーが上海地区に設立した工場で生産した部品を、米国の自社工場へ輸出する場合について、下記についてご教示下さい。

1. 合併、独資により、中国での規制に違いはあるのでしょうか。
2. 現在この工場は、製品を全て中国内のカーメーカーへ納入しています。輸出企業として輸出手続（輸出許認可、通関など）を行うためには、事前にいずれかの監督官庁でどのような種類の許認可を取得する必要があるのでしょうか。
3. 輸出企業として活動するために今後必要となる、事前手続きや所要日数などアドバイス願います。

**A** : 1. に関しましては、外商投資企業は、合併、独資ともに、自家用品（設備、原材料など）の輸入および自家製品の輸出について、自動的に対外貿易権を付与されます（『中外合併経営企業法』（全国人民代表大会 主席令第48号 2001年3月15日改正 同日公布 同日施行）第10条、『中外合併経営企業法实施条例』（国务院令第311号 2001年7月22日改正 同日公布 同日施行）第51条～第55条、『独資企業法』（全国人民代表大会 主席令第41号 2000年10月31日改正 同日公布 同日施行）第15条、『独資企業法实施细则』（国务院令第301号 2001年4月12日改正 同日公布 同日施行）第44条～第45条 参照）。

従って、『対外貿易法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第15号 2004年4月6日改正 同日公布 2004年7月1日施行）第9条に規定する対外貿易事業者としての届出・登録も不要です。即ち、合併、独資による規制の違いはありません。

2. 3. に関しましては、主な手続きを以下に列挙します。

実際に輸出入を行うにあたっては、まずは『税関法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第35号 2000年7月8日改正 同日公布 2001年1月1日施行）第11条に基づき、税関への企業登録が必要となります。但し、御社の場合、設備や原材料など輸入のために、既に登録済みの可能性が高いと思われるので、ご確認願います。

企業登録は企業の所在地を管轄する税関に申請します。この企業登録は当該税関管轄区内のみ通用しますので、もしその他の税関で通関を行うならば、管轄税関を通じて当該税関に申請を送達してもらって受理される必要があります。

通関業務は通関員の資格を有する者しかできません。通関員を自社で雇用し、自社通関する場合は「自理通関企業」としての登録申請が、上記登録とは別に必要です。通関員を自社雇用せずに、通関代理業者に

通関を委託することも可能です。

続いて、貨物通関後に輸出代金が確実に回収されたかを照合・確認する手続きが必要です。昨今、これをオンラインシステム上で行う、「輸出代金回収照合報告システム」の整備が各地で進められており、貴社所在地では既に導入されており、貴社として必要（或いは要請を受ける）ならば、本システムへの認証加入手続きが必要となります。

なお、貴社製品（自動車部品）については、おそらく『貨物輸出入管理条例』（国務院令2006年第332号 2001年12月10日公布

2002年1月1日施行）第3章にて管理対象となる、「輸出禁止貨物」や「輸出制限貨物」には該当しませんので、輸出に当たって特段の手続きは必要ありません。

上記に係わる所有日数については、残念ながら確たる情報はありませんが、当局（申請窓口）と事前に話をつけておく、そして申請書類に漏れがないようにしておく、といった準備が万全であれば、さほど時間はかからないと思われます。



## 17. 公司法改正に対する対応について

**Q** : 当社は上海外高橋保税区の貿易型企業ですが、2006年1月1日からの公司法改正によりコーポレートガバナンスが強化されることになり、日系企業も様々な影響を受けると聞いています。取り急ぎ対応すべきことは何か、ご教示願います。

**A** : 今回の改正『公司法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて改正 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行)でのガバナンス強化は、株主の決議無効・取消請求権、株主代表訴訟の許容、少数株主の撤退権の設定など、株式有限会社の株主の権利保護に係わる事項が大半です。

従って、御社を含めてほとんどが有限責任会社である日系外商投資企業にとって、ガバナンス強化に直接関係ありそうな改正は多くありません。強いて言えば、以下の2つが挙げられます。

### < 「法人格否認の法理」の明文化 >

改正『公司法』第20条第3項に「企業の株主が企業法人の独立的地位および株主の有限責任を濫用して、債務を逃れ、企業の債権者の利益を著しく損なった場合、企業の債務に対して連帯して責任を負わなければならない。」とあります。一般的には例えば個人事業者が責任回避のために子会社を設立したような悪質なケースで、債権者の利益を損なった場合に、親会社に連帯責任を負わせるのが本来の趣旨です。しかし、当

局の拡大解釈で通常の場合も運用される可能性は否定できません。(本件につきましては「Q&A集第9集P11」も参照願います。)

### < 監事(会)の設置について >

監事(会)(監査・監査役と訳する場合があります)設置については、改正『公司法』第52条第1項には「有限責任会社は監事会を置き、その成員は3名を下回ってはならない。株主の人数が比較的少なく、または規模が比較的小さい有限責任会社は、1名ないし2名の監事を置き、監事会を置かないことができる。」とあります。これ自体は改正前と殆ど同じで、外商投資企業においては監事(会)を設置することは、これまで実務上ま

れです。ところで、ご存知のとおり、外商投資企業は、『外資企業法』『中外合作経営企業法』『中外合弁経営企業法』の外資三法を中心とする外商投資企業法制の適用を受け、それらに定めのない事項については原則『公司法』の定めに従います。実は、監事(会)の規定については、外商投資企業法制の中にはありません。このため、中国側当事者や認可機関などから『公司法』に基づいて、監事(会)の設置を要求されて困る、といっ

たケースもあります。

今回の改正により、「監事会は株主の代表および適当な比率の企業従業員の代表を含まなければならない、そのうち従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならず、具体的な比率は企業定款によりこれを規定する。」(第52条第2項より抜粋)と、従業員代表比率の数値基準がはじめて導入され、また、第52条第3項では「監事会は、主席1名を置き、監事全体の過半数が選挙により選出する。監事会主席は、監事会会議を招集し、および主催する。監事会主席が職務を履行することができず、または職務を履行しな

い場合には、半数以上の監事が共同で1名の監事を推挙して監事会会議を招集させ、および主宰させる。」と、これまで以上に運営について具体的に規定されました。

この改正は本来監事(会)を持つべき企業にとっては、コンプライアンス強化のため必要なのでしょうか。しかし、この改正によって、持分権者が少なく本来監事(会)の必要性のない外商投資企業に対しても、経営権の拡大申請や新設申請の際に当局から設置の指導が強まるのではないかと、この危惧もあります。

#### 【回答後の変更】

『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」公布に関する通知』(国家工商行政管理総局・商務部・税関総署・国家外為管理局 工商外企字[2006]81号 2006年4月24日公布 同日施行)や『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の実施に関する通知』(国家工商行政管理総局 工商外企字[2006]102号 2006年5月26日公布 同日施行)により、2006年1月1日以降設立の外商投資企業の監事(会)設置が義務付けられました。但し、監事制度の組織(監事会または監事)、設置方法(選挙または任命)、任期、職権などの具体的な事項については企業の定款が各自の企業の状況に基づき規定することになります。

## 18. 外商投資企業の事務所に関する問題について

**Q**：『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」公布に関する通知』（国家工商行政管理総局・商務部・税関総署・国家外為管理局 工商外企字[2006]81号 2006年4月24日公布 同日施行）＜以下『執行意見』＞が公布され、外商投資企業の事務所の登記が不要となること以外に、事務所における経営活動を取り締まる旨が明記されています。中国においては、事務所（「連絡処」）を設置し、営業擬似行為を行っているケースが存在しているようですが、経営活動と連絡活動の相違点はなんでしょうか。また、事務所の登記が不要になったことによる影響など、本件に関する問題点について教示願います。

**A**：経営活動と連絡活動の相違に関しましては、何をもちて経営（営業）活動と見なすかという明確な根拠規定は存在していません。社会通念に基づき、対象となる企業の属する業界や対象企業の性質・実態に照らして、ケースバイケースで判断されるようです。

一般には、事務所（常駐代表所、連絡処）に許される補助活動（連絡活動）は、情報収集・市場調査・本社製品の紹介などで、契約締結・請求書発送・代金決済などは経営（営業）活動と見なされます。また、『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の重点条項解説』（国家工商行政管理総局外資司、2006年9月22日公布）によると、「生産型企業の事務所が従事する製品の選別、加工、製造、販売および上述業務に関連する買付、セールス、倉庫保管、配送、据付、調整テスト、メンテナンスなどの活動や、非生産型企業の事務所が直接請け負うサー

ビス項目、関連サービスを提供する場合については、その住所地以外における経営活動の従事を認定することができるが、法に依る分公司の登記にうまく導かなければならない。」とされています。

従業員の人数が過大、在庫用などスペースが過大、口座で顧客と金銭授受を行っている、という状況があれば、経営活動を行っていると思なされる可能性が大了。しかし、逆にこういった外形的な状況がなくても、経営活動と思なされないとは言い切れません。

事務所の登記が不要になったことによつて、生じる問題としては、

- ・登記とリンクしている各種社会保険などの納付を事務所所在地で行えるか
- ・登記のない事務所には就業証・居留証は発行されず、直接雇用できないのはいか、また本社に発行されて管理される場合、実際の勤務地・生活地が異なることにより、虚偽申告とされるのはいか

・口座開設など、相手方が登記を要求する場合にどのように対処するのかといったことが問題となる可能性があります。

なお経営活動取締り主体に関しましては、事務所が経営活動を行った場合、『無許可経営調査処分取締り法』(国務院 国務院令第370号 2003年1月6日公布 2003年3月1日施行) <以下『取締り法』>が適用され、調査・処分が行われます。『取締り法』第5条に「各級工商行政管理部門は法に従ってその職責を履行し、適時にその管轄範囲内の無許可経営行為に対して調査・処分を行う」とあること、『取締り法』第9条に「県級以上の工商行政管理部門は無許可経営行為の嫌疑に対して調査・処分を進める場合、以下の職権を行使できる。(以下省略)」とあることから、事務所所在地の県級以上の工商行政管理局が取り締まりの主体となります。

一方、執行意見の公布後、『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の実施に関する通知』(国家工商行政管理総局 工商外企字[2006]102号 2006年5月26日公布 同日施行) <以下『実施通知』>が出されています。『実施通知』第2条第4項に「(前

略)外商が投資する会社の事務機関が工商登記の対象でなくなった後も、外資登記管理機関は引き続きそれに対して監督管理を行わなければならない、事務機関が経営活動に従事することを禁止する。各被授權局および属地監督管理に従事する基層工商所は法執行の監督管理の過程において、事務機関の経営活動従事の実施について重点をおかなければならず、法執行の基準を注意深く把握しなければならない。事務機関の名義で直接商品の生産経営に従事する、或いは直接サービスの提供に従事しているものについては、法に依って厳格に取り締まる。情状が軽微であり、損害が大きいものについては、指導を行い、規範を主としなければならない。」とあります。取締り強化の流れで考えると、本社所管の工商行政管理局も本社への年度調査などを通じ、必要に応じて(別の工商行政管理局の所管である)事務所に調査に赴くなど、取締りの主体となりうる、と解されます。

上記回答は、いずれにせよ実務上の不明点はまだあり、事務所の展開活用において懸念は残りますが、今後の工商行政管理局の動きや新規法令などをウォッチしながら進めざるを得ないと思われま

## 19. 上海外高橋保税區企業の分公司・事務所について

**Q** : 当社は上海外高橋保税區の貿易公司であり、連絡事務所を既に数ヶ所設置済みで、近々商業権の申請を行う予定です。これに関連して以下を教えてください。

1. 『「外商が投資する公司の審査認可登記管理の法律適用範圍の若干問題に関する執行意見」公布に関する通知』(国家工商行政管理總局・商務部・税関總署・国家外為管理局 工商外企字[2006]81号 2006年4月24日公布 同日施行) <以下『執行意見』>によると、連絡事務所の登記期間満了後は抹消登記或いは必要に応じて分公司の設立申請を行わなければならないとのことですが、この分公司の实的機能は連絡事務所と同等、との理解で正しいでしょうか。
2. 分公司が保税区内貿易公司の實質的な支店(營業活動可)となるためには、具体的にどのような要件が必要なのでしょうか。
3. この『執行意見』公布により、日本の親会社の駐在員事務所に対する影響は、今後考えられるのでしょうか。

**A** : 1.と2.に関しましては、『外高橋保税區企業工商管理の若干問題に関する通知』(上海市外高橋保税區管理委員會經貿処・浦東新区工商局外高橋保税區分局 2006年5月15日公布 同日施行) <以下『通知』>に詳しく定められています。

『通知』によると、関連經營(營業)業務に従事できる分公司を設立できるのは、今後の貴社のように『外商投資商業分野管理弁法』(商務部 商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行) <以下『8号令』>に基づいて販売権(原文:分銷權)を取得した貿易、小口配送、生産、貨運代理、研究開発、コンサルタントなどの企業であり、まだ『8号令』に従って販売権(原文:分銷權)を取得していない貿易、小口配送企業は「親会社の經營範圍内の連

絡、コンサルタント業務に従事する」分公司しか設立できません。

後者の分公司は役割としては連絡事務所に近いものですが、連絡事務所の場合は今後登記できないことにより、就業証、居留証などが発行されなくなると考えられますので、ともかく分公司化することで、その不都合は避けることはできます。

尚、すでに上海の一部では連絡事務所の經營活動に対する取締り強化が始まっているようです。

3.に関しましては、『執行意見』は外商投資企業に関するものですので、これをもって直接的には外国企業の駐在員事務所に影響はないと思われまゝ。間接的な影響についても現時点では特に情報を得てはおりません。

## 20. 銀行の事務所登記について

**Q** : 邦銀の駐在員事務所の登記に関して、どのような法規が適用されるのか、特に登記期間満了に伴う更新手続きや駐在員のビザなどの扱いについて、ご教示願います。

**A** : 外国銀行の駐在員事務所に対する管理規定としては『外資系金融機構中国常駐代表機構管理規則』（中国人民銀行 中国人民銀行令[2002]第8号 2002年6月13日公布 2002年7月18日施行）＜以下『管理規則』＞、『外資金融機構行政許可事項実施規則』（中国銀行業監督管理委員会 中国銀行業監督管理委員会令2006年第4号 2006年1月12日公布 2006年2月1日施行）などが挙げられます。

駐在員事務所の登記期間満了に伴う更新手続きは、『管理規則』第25条に定められており、所在地の中国人民銀行の要認可事項となっています。具体的には、有効駐在期間満了の2ヵ月前までに、当該外資金融機構の授権署名者が署名した申請書、および代表機構の首席代表が署名した当該代表機構の直近3年間の業務報告書を提出し、所在地の中国人民銀行の審査認可を受けなければ

ならない旨、定められています。

尚、『管理規則』では審査認可機関が中国人民銀行とされていますが、『中国銀行業監督管理委員会が従来中国人民銀行の履行していた監督管理職責を履行することに関する全国人民代表大会常務委員会の決定』（全国人民代表大会常務委員会 2003年4月26日公布 同日施行）に基づき、現在は銀行業監督管理委員会に審査認可権が移転しています。

その認可を受けた後、工商行政管理部門での延長登記をはじめとする関連当局での更新手続き、および従業員の就業証、居留許可、ビザなどの各種手続きを行うことになるかと思われます。最近、更新手続きを行ったある邦銀の駐在員事務所にもヒアリングしてみましたが、実務上、何の問題もなくスムーズに更新手続きは完了しているとのことでした。

**【回答後の変更】**

『外資銀行管理条例』（国务院 国务院令 第478号 2006年11月8日公布 2006年12月11日施行）および『外資銀行管理条例实施细则』（中国銀行業監督管理委員会 中国銀行業監督管理委員会主席令2006年第6号 2006年11月17日公布 2006年12月11日施行）が公布され、外国銀行の駐在員事務所の設立等に関してもこれらの適用を受けることになりました。

尚、『中国銀行業監督管理委員会の「外資銀行管理条例实施细则」公布後の関連問題に関する公告』（中国銀行業監督管理委員会 銀監発[2006]82号 2006年11月11日公布 2006年11月24日施行）第7条によると、『外資系金融機構中国常駐代表機構管理規則』は今後適用されませんが、更新手続き等に関する詳細規定はまだ出されていません。

## 21. 親会社登記簿謄本の認証について

**Q** : 広州にて独資企業を設立する手続きを進めています。提出書類の1つとして出資者証明が必要だとして、親会社の登記簿謄本に中国語訳を添付し提出したところ、中国駐日本大使館の認証が必要、との連絡がありました。これは新しい規定に基づくものですか。

**A** : ご質問の件、『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」公布に関する通知』(国家工商行政管理総局・商務部・税関総署・国家外為管理局 工商外企字[2006]81号 2006年4月24日公布 同日施行) <以下『執行意見』> が根拠となっています。

『執行意見』第5条に、「外商が投資する会社の審査認可および設立登記を申請する際に、審査認可および設立登記機関へ提出する外国投資者の主体資格証明或いは身分証明は、所在国の公証機関の公証を経、か

つ当該国に駐在する我が国の大使館(領事館)の認証を経なければならない。」とあります。日本においては、次の手順で認証を得ることができます。

地方法務局にて登記簿謄本の申請

地方法務局にて「登記官押印証明」の申請

外務省にて「公印確認」の申請

中華人民共和国駐日本大使館領事部で「認証」の申請

尚、広州市で本件について特別に定めた地方性法規はありません。

### 【回答後の変更】

『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の重点条項解説』(国家工商行政管理総局外資局 2006年9月22日公布) 第3条に公証認証について詳細規定があります。(但し、本質問への回答は変更ありません。)



## 22. 中外合弁企業の日本側出資者のみによる増資について

**Q**：中外合弁企業において、中国側のみが配当を受け取り、日本側は配当を受けずに当該合弁企業の増資に使うことは可能でしょうか。

**A**：合弁企業関連の法規には、特に「増資分を誰が引き受けるか」を明記したものではありません。

『公司法』(全国人民代表大会常務委員会主席令第42号 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて改正 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行)第35条には「会社が新たに増資する場合、株主は実際に払い込んだ出資の比率に従って、優先的に出資の払込を引き受ける権利を有する。但し、全株主が出資比率によって優先的に出資を引き受けないと約定する場合はこの限りではない」旨が定められています。

従って、増資額は各当事者の現況を考慮し、各々の意見を求めた上で、引き受け能力に則した増資決議がなされた場合、各当事者が異議を唱えなければ、その決議は有

効と解されます。

実務上、合弁契約書、定款の中で当事者が出資比率に応じて新たな持分を引き受ける権利のあることを定めている場合が多いと思われますので、先ずはその約定内容を確認した上で、出資比率の変更について中国側と交渉する必要があると考えます。

既に中国側が、自らは配当を受け取り、日本側単独での増資を了承している場合は問題ありませんが、出資比率の変更が中国側にとって不利益をもたらすような場合は、当事者間で事前に説明を行い、了解を取り付けることが重要となります。

尚、今回のケースでも、日本側が本来受取るべき配当相当額を増資に充当した場合、従前どおり、税務上の優遇(所得税の40%還付)を受けることは問題ないと考えます。

## 23. 内資企業持分買収による合併企業設立について

**Q** : 天津のある内資企業の持分(25%以上)を買収し、合併企業にする予定です。この場合の適用法規などをご教示願います。

**A** : 本ケースですと、『外国投資者による国内企業買収暫定規定』(対外貿易経済合作部・国家税務総局・国家工商行政管理総局・国家外貨管理局令2003年第3号 2003年3月7日公布 2003年4月12日施行) <以下『暫定規定』>に基づいて行うことで対応可能です。但し、『外商投資産業指導目録』(国家発展改革委員会・商務部令第24号 2004年11月30日公布 2005年1月1日施行)において外国投資者による経営が禁止されている産業の場合は、外国投資者の買収はできません。

手続き方法としては、『暫定規定』第5条に「外国投資者が国内企業を買収して外商投資企業を設立する場合、本規定に従い審査認可機関の承認を得て、登記管理機関にて変更登記または設立登記を行わなければならない」とあります。なお、ここでいう審査認可機関と登記管理機関については、

『暫定規定』第6条に「審査認可機関は中華人民共和国対外貿易経済合作部(現商務部)または省級対外貿易経済主管部門であり、登記管理機関は中華人民共和国国家工商行政管理総局またはこれが授権した地方工商行政管理局である。」とあります。

結局、新規に合併企業を立ち上げる時と同じ手続きが必要となり、『中外合弁経営企業法』(全国人民代表大会 主席令第48号 2001年3月15日第9期全国人民代表大会第4回会議にて『「中外合弁経営企業法」の改正に関する決定』に基づき改正 2001年3月15日公布 同日施行)および『中外合弁経営企業法実施条例』(国務院 国務院令第311号 2001年7月22日『国務院の「中外合弁経営企業法実施条例」改正の決定』に基づき改正 2001年7月22日公布 同日施行)に基づいて行うこととなります。

### 【回答後の変更】

『外国投資者の国内企業合併買収に関する規定』(商務部・国務院国有資産監督管理委員会・国家税務総局・国家工商行政管理総局・中国証券監督管理委員会・国家外貨管理局令2006年第10号 2006年8月8日公布 2006年9月8日施行)が施行されましたが、上述の内容の範囲では、主旨変更はありません。

## 24. 外商投資企業の再投資要件について

**Q**：外商投資企業の再投資要件について、最近変更があったと聞いています。具体的にご教示願います。

**A**：外商投資企業が中国国内で再投資を行う場合の要件および限度額について、『外商投資企業の国内投資に関する暫定規定』（対外貿易経済合作部・国家工商行政管理总局令2000年第6号 2000年7月25日公布 2000年9月1日施行）＜以下『暫定規定』＞第5条および第6条には次のように定められています。

- ・登録資本がすでに全て払い込まれていること
- ・利潤が出始めていること
- ・法に則って経営され、違法経営の記録がないこと
- ・累計投資額が自身の純資産の50%を超えないこと

一方、改正前『公司法』第12条にも上述同様にあった「累計投資額が自身の純資産の50パーセントを超えてはならない」との規定が、改正『公司法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて改正 2005年10月27日公布 2006年1月1

日施行）において削除されました。

従って、累計投資額限度について、『暫定規定』の規定が依然として適用されるのかが不明の状況が続いていました。

その後、『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の実施に関する通知』（国家工商行政管理総局 工商外企字[2006] 102号 2006年5月26日公布 同日施行）＜以下『実施通知』＞が、『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」公布に関する通知』（国家工商行政管理総局・商務部・税関総署・国家外為管理局 工商外企字[2006]81号 2006年4月24日公布 同日施行）に続いて公布され、再投資に関する要件や限度額の取り扱いが明らかになりました。

即ち、『実施通知』第2条第3項には、『暫定規定』第5条および第6条は今後執行しない」とあり、冒頭の要件および限度額に関する規制の執行が停止された次第です。

## 25. 有限責任公司から株式有限公司への移行について

**Q** : 中外合弁の有限責任公司を株式有限公司に移行する場合の根拠法規、董事会全会一致決議の必要性、最低登録資本金についてご教示願います。

**A** : 『外商投資株式有限公司の設立に関する若干問題の暫行規定』（対外貿易経済合作部 対外貿易経済合作部令1995年第1号 1995年1月10日公布 同日施行）第15条に基づき、既存の外商投資合弁有限責任公司是、外商投資株式有限責任公司に組織変更することができるかとされています。

同条において、変更申請時提出書類の一つとして、組織変更に関する原外商投資企業の董事会決議が要求されていますが、全

会一致決議であることは明文上要求されていません。従って、最終的には定款によって確定されることになると思われますが、実際には組織変更は企業にとって重要な事項であるとして、定款により全会一致決議事項とされているのが一般的ではないかと思われます。

株式有限公司の最低登録資本金については、同法第7条に3,000万人民元と規定されています。

## 26. 合併企業増資後の総投資額について

**Q**：弊社出資先である中国合併企業がこのたび増資することになり、登録資本の変更が必要になりました。この時、以下のことについて教えてください。

1. 総投資額のうち70%を登録資本に充て、残りの投資額30%を従来の総投資額に単純加算することはできるでしょうか。
2. 1.において単純加算できない場合、登録資本が総投資額を上回るようになります。借入れ枠なども考慮すると、さらに総投資額を増加申請する必要があるかと思いますが、その場合、どのような手続を踏めばよいでしょうか。

**A**：まず、増資に伴う総投資額算出の根拠規定として『中外合併企業の登録資本と総投資額の比率に関する暫定規定』（国家工商行政管理局 工商企字[1987]第38号 1987年3月1日公布 同日施行）<以下『暫定規定』>が挙げられ、第5条に「投資額を増額させる場合、追加する登録資本と増加する投資額の比率は本規定によらねばならない。」とあります。

その具体的な比率は第3条に定められており、例えば、総投資額が300万米ドル以下の場合、登録資本は総投資額の70%以上を求められています。

なお、ここで注意しなければならないのは、『「中外合併企業の登録資本と総投資額の比率に関する暫定規定」第五条の解釈に関する回答』（国家工商行政管理局企業登記司 企外字[1987]第54号 1987年9月17日公布 同日施行）の規定上、この比率<以下「最低資本金比率」>は増資後の出来上がりの額面に適用されるのではなく、今回の増資部分の額面に適用されるということです。

具体例をあげて計算すると、以下のようになります。

<企業設立時、「総投資額100万米ドル、登録資本70万米ドル」の企業が、総投資額として200万米ドルの増額を行うケース>

企業設立時：総投資額 100万米ドル

登録資本 70万米ドル

今回の増資：総投資額 200万米ドル

登録資本 140万米ドル ( )

出来上がり：総投資額 300万米ドル

登録資本 210万米ドル

( )の計算方法：

200万米ドル(総投資額)×70%(最低資本金比率)

よって、1.に関しましては、今回の増資部分を個別計算した上で、当初の総投資額、登録資本に各々加算することになります。

但し、実務上、『暫定規定』に対する解釈、運用が異なる地域も見受けられますので、事前に関連当局にご確認されることをお勧めします。

2.に関しましては、上記の計算方法から

も分かるとおり、総投資額、登録資本の出来上りの金額は加算方式で求められることになるので、登録資本が総投資額を上回ることはありません。

なお、増資にかかる一連の手続は『中外合弁経営企業法実施条例』(国務院 国務院令第311号 2001年7月22日『国務院の「中外合弁経営企業法実施条例」改正の決定』に基づき改正 2001年7月22日公布 同日施行)に定められていますが、簡単に手順

を説明すると、以下のようになります。

　　董事会での全会一致決議(董事会メンバーの2/3以上の出席(代理出席)による決議)

　　合弁契約、定款の変更

　　審査認可機関(商務部門)の審査認可  
　　登記管理機関(工商行政管理局)での  
　　登記変更手続

　　増資払込

　　会計事務所による増資審査(験資)

## 27. 董事会決議の書面について

**Q** : 董事会決議の書面の言語について、日系企業では、一般的にどのような方法をとっているのでしょうか。

董事会決議書面は、商務部などに提出する場合がありますので、中文は必須だと思いますが、中国語のわからない日本人のために、中文版と日文版と2枚作成し、それぞれに董事の署名をもらっている場合がありますが、これが一般的なのでしょうか。

**A** : 董事会議事録自体の使用言語を定めた規定が存在するか探してみましたが、見つけることはできませんでした。但し、ご存知のように『中外合弁経営企業法実施条例』（国務院 国務院令第311号 2001年7月22日『国務院の「中外合弁経営企業法実施条例」改正の決定』に基づき改正 2001年7月22日公布 同日施行）などでは、増資や定款変更といった審査認可機関に董事会議事録の提出が必要なものについては、中文で作成することが義務付けられているため、一般的には中文および日文双方を正本とし、同等の効力を有する2種類の議事録を作成するケースが多いかと思われま

す。なお、董事会議事録は制定された特定の様式はなく、各社適宜の様式で作成、対応しているのが実態のようであり、実務上は、上述したように言語毎に議事録を作成する

など、方法は自由かと考えます。

但し、言語毎に議事録を正本として作成する場合、日文×中文の間で解釈上の問題、齟齬が生じないように整合性に留意が必要であり、それに費やす労力、費用も相応のものになってくると考えられます。

このような場合の対処策として、審査認可機関に提出を要しない決議内容のものであれば、日文で作成し、あくまで日文を正本とした上で、中国語版は年度検査などで関連当局から提出を求められることを想定し、「原本の中文翻訳版」という注意書きをつけた補足資料として、正本（日文）に添付しているケースもあるようです。

## 28. 董事の義務について

**Q** : 日本の取締役には、善管注意義務・忠実義務・競業避止義務・利益相反取引規制・会社に対する損害賠償責任がありますが、中国では同様の義務が定められていますか。

**A** : 董事の義務については、『公司法』( 全国人民代表大会常務委員会 主席令 第42号 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて改正 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行 ) において、日本の『会社法』( 2006年5月1日施行 ) の取締役の義務とほぼ同様の規定がございます。

以下、主な条文を列挙いたします。

< 忠実義務 >

『公司法』

第21条 会社の支配的株主、実質的支配者、董事、幹事、高級管理人員は、その関連関係を利用して、会社の利益を損ねてはならない。前款の規定に違反して、会社に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

第148条 董事、監事、高級管理人員は、法律、行政法規および会社の定款を遵守し、会社に対して、忠実義務および勤勉義務を負わなければならない。

董事、監事、高級管理人員は、職権を利用して賄賂の收受或いはその他の不法収入を得てはならず、会社の財産を侵奪してはならない。

『会社法』

第355条 取締役は、法令および定款ならびに株主総会の決議を遵守し、株式会社のため忠実にその職務を行わなければならない。

< 競業避止義務・利益相反取引制限 など >

『公司法』

第149条 董事、高級管理人員には、以下に挙げる行為があってはならない。

- (一) 会社の資金を流用すること
- (二) 会社の資金を、個人名義或いは別の個人名義で開設した口座に預け入れること
- (三) 公司定款の規定に違反して、株主会、株主総会或いは董事会の同意を経ずに、会社の資金を他人に貸し付ける、或いは会社の財産を以って他人の担保に提供すること
- (四) 公司定款の規定に違反して、或いは株主会、株主総会の同意を経ずに、当該公司与契約を締結する、或いは取引を行うこと
- (五) 株主会或いは株主総会の同意を経ずに、職務上の便宜を利用して、自分のため、或いは他人のために会社に属する商業チャンスを手に入れ、その在任



する公司と同類の業務を自営する、或いは他人のために経営すること

- (六) 他人と公司間の取引の手数料を受け取り、自分のものとする
- (七) 公司の秘密を無断で公表すること
- (八) 公司に対する忠実義務に違反するその他の行為

董事、高級管理人員が、前款の規定に違反して得た収入は、公司の所有に帰さなければならない。

『会社法』

第356条 取締役は、次に掲げる場合には、株主総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (一) 取締役が自己または第三者のために株式会社の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
- (二) 取締役が自己または第三者のために株式会社と取引をしようとするとき。
- (三) 株式会社が取締役の債務を保証することその他取締役以外の者との間において株式会社と当該取締役との利益が相反する取引をしようとするとき。
- (四) 民法第108条の規定は、前項の承認を受けた同項第2号の取引については、適用しない。

< 報告義務 >

『公司法』

第151条 株主会或いは株主総会が、董事、監事、高級管理人員の会議への列席を要求する場合、董事、監事、高級管理人員は会議に列席し、かつ株主の質問を受けなければならない。

董事、高級管理人員は、監事会或いは監事会を設置しない有限責任公司の監事へ、関係する状況および資料を事実どおりに提出し、監事会或いは監事の職権行使を妨害してはならない。

但し、これは下記『会社法』第357条の報告義務とは異なりますが。

『会社法』

第357条 取締役は、株式会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を株主(監査役設置会社にあつては、監査役)に報告しなければならない。

- 2. 監査役会設置会社における前項の規定の適用については、同項中「株主(監査役設置会社にあつては、監査役)」とあるのは、「監査役会」とする。

< 会社に対する損害賠償責任 >

『公司法』

第150条 董事、監事、高級管理人員が公司の職務を執行する際、法律、行政法規或いは公司定款の規定に違反し、会社に損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

『会社法』

第423条 取締役、会計参与、監査役、執行役または会計監査人は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(第2項以下省略)

なお、蛇足ながら日本においては、『会社法』第330条に「株式会社と役員および会計

監査人との関係は、委任に関する規定に従う。』、『民法』第644条に「受任者は委任の本旨に従ひ善良なる管理者の注意を以て委任事務を処理する義務を負ふ」と規定されており、取締役は善管注意義務があるとさ

れていますが、『公司法』においては同様の定めはありません。但し、日本において、忠実義務が善管注意義務を具現し明確化したものと解されています。

## 29. 董事会の費用負担について

**Q** : 合併企業の董事会を中国で開催する場合、董事会に出席する日方董事の費用（日本からの航空券や宿泊代）や日当はどこが負担するのでしょうか。合併企業が負担するのが筋であろうと思われるのですが、その際に日方が立て替えた金額を合併企業に請求したとして、日本への送金はできるのでしょうか。

**A** : 合併企業の董事会開催に関わる日方董事の経費負担につきましては、合併パートナーとの取り決めによります。即ち、合併契約や董事会規則で定義するということです。

ある例ですが、董事会規則に以下のように記載してあるそうです。

「董事が董事会に出席するのに要した移動

費・宿泊費・滞在費などは、甲乙（注：日中方双方）それぞれが負担する。当企業（合併事業体）は会場費・通訳ほか開催に関わる費用一切を負担する。」

立て替えた費用については、上記のようにルールを明示した契約書などの写しと、請求書または実費の領収書を銀行に提示することで送金は可能です。

### 30 . 財務検査の権利について

**Q** : 中国に、弊社が出資している合弁企業A社とB社があります。A社は、B社株式の25.5%を出資しております。

この時、A社はB社の財務に対して、検査する権利があるのでしょうか。

**A** : 合弁企業の出資当事者による会計帳簿の閲覧権限につきましては、2006年1月1日に施行された『公司法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて改正 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行)第34条にて、有限責任会社の株主による閲覧請求について定めています。

即ち、「株主は、会社の会計帳簿の閲覧を要求することができる。株主が会社の会計帳簿の閲覧を要求する場合、会社に書面請求を提出し、その目的を説明しなければな

らない。会社に合理的な根拠があり、株主の会計帳簿の閲覧には不正な目的があり、会社の合理的利益を損なう可能性があるとして認める場合、閲覧の提供を拒否することができ、かつ株主が書面請求を提出した日より15日以内に、書面で株主に回答し、その理由を説明しなければならない。会社が閲覧の提供を拒絶した場合、株主は、会社に閲覧を認めさせるよう人民法院へ請求することができる」と定めています。

実務上は、合弁契約における出資当事者の権利として、上記規定の趣旨を合弁契約に織り込む対応が考えられるでしょう。

## 31. 中国進出企業の経営悪化による影響について

**Q** : 外国企業100%出資の「A企業」の経営が悪化(三期連続赤字決算)しました。この時、以下について教えてください。

1. 中国では、「A企業」が三期連続赤字決算になると、融資取引のある銀行は、「A企業」の期限の利益を喪失させて、貸付金の回収を行う義務(法律上または銀行内規定上)が発生しますか。
2. 中国では、「A企業」が不渡りを何回出しても、「A企業」の経営活動上、何ら影響はありませんか。
3. 中国では、日本のように債権者集会というものが存在しますか。または、これに代わるようなものがありますか。

**A** : 1. に関しまして、三期連続で赤字計上した場合、銀行が融資を引き上げる、という点は以下のような事情が背景にあると考えられます。やや専門的な話ですがご紹介します。

まず、債権の分類は、『貸付リスク分類指導原則』(中央人民銀行 2001年12月24日公布 同日施行) < 以下『指導原則』 > 第4条によると、「正常(日本の正常と要管理)」「関注(要注意)」「次級(破綻懸念)」「可疑(実質破綻先)」「損失(日本では分類しません)」の五段階となっています。

引当率は『銀行貸付損失準備引当の計算マニュアル』(中央人民銀行 銀発[2002]98号 2002年4月2日公布 2002年1月1日施行) 第4条、第5条によって、それぞれ1%(正常債権でも1%かかります)、2%、25%、50%、100%で、貸出金元本全体(金利ではなく)にかかります。

今回の三期連続赤字というケースですが、資源開発や不動産賃貸業などのように、回

収に長期を要するケースでは「創業赤字」と見なし、分類債権にはしませんが、通常の製造業の場合ですと、3年も赤字であることが「関注」扱いとなり、引当率が上がるため、一般的に銀行は回収に入るか、引当率を上回る金利引上げを要求してくるのが一般的です。これは法律の問題ではなく、銀行の経営上の問題です。

但し、『指導原則』第4条では、「関注」について、「借主が当面貸付元利全額を償還する能力を有するけれども、償還に対して不利な影響を生ずる恐れのあるいくつかの要素が存在する。」という定義を付けていますので、三期連続赤字は「関注」に分類される可能性がない訳でもありません(日本は二期連続赤字で要注意分類)。また、銀行が銀行業監督管理委員会の年度検査の際に、三期連続赤字だと、その企業が、今後業容改善し債権回収に懸念がない、と検査官に説明するのに無理があるので銀行は嫌がることが多いのです。

一方、仮に三期連続赤字でも、例えば、部品供給会社が、製品の最終納品先の工場立ち上げが遅れたことが理由で赤字であったものが、その後、四期目に無事、納入先が立ち上がり既に大量発注を抱え、今後の売上増加、利益増加＝回収原資確保、に問題なし、と判断すれば「関注」ではない、というロジックがつくので、回収しないこともあるわけです。

ちなみに、上述しましたが、日本では二期連続赤字で、まず、一度要注意先に分類し、そこから相応の理由があれば正常先に戻していく、という作業をしております。引当を積む、積まないは銀行業の経営上、非常に大きな問題となっており、これは以前の中国ではあまり厳格に運営されていませんでしたが、今はかなり厳しく査定しているので中国の銀行でも三期連続赤字だと回収に入るのが一般的だと思います。

こうした事情を背景として「A企業」と銀行との契約内容上、銀行側が「三期連続赤字＝期限の利益喪失」という条項を入れ

ていることは十分考えられることであり、その場合は、銀行が貸付金の期限の利益を喪失し、「A企業」に対して、貸付金の全額回収を求める可能性があります。またそれ以外にも同様なデフォルト条項の有無を含めて、一度融資契約書の内容を確認されることをお勧めいたします。

2.に關しましては、中国の手形制度には「商業為替手形」や「銀行引受商業為替手形」がありますが、日本のような関連法規に基づく不渡り制度はありません。しかしながら、当然、支払が滞ることにより販売先や取引銀行からの信用力が低下するので、今後の事業活動に影響はできるものと考えます。

3.に關しましては、債務者がデフォルト状態に陥り、法的措置が講じられた場合、債権者や債務を確定するために債権者集會が開かれることはあるようです。また法的措置がとられないまでも、債権者である銀行が集まり、債務者や他の債権者と交渉する事例もあるようです。

## 32. 出資比率と議決権の関係について

**Q**：出資比率と議決権の関係について、定めた法律はありますか。

**A**： 董事会の議決事項は、『中外合弁経営企業法実施条例』（国務院 国務院令 第311号 2001年7月22日 『国務院の「中外合弁経営企業法実施条例」改正の決定』に基づき改正 2001年7月22日公布 同日施行）＜以下『実施条例』＞第33条に4つの全員一致決議事項が記載されており、かつ同条に「その他の事項は、合弁企業の定款に明記する議決規則に基づいて決議できるものとする。」と規定されています。

出資比率が影響してくるものとしては、董事会における董事の人数配分です。董事会における董事の人数は、『実施条例』第31条において、「董事の人数配分は、各合弁当事者が出資比率を参考に協議の上で確定する。」と規定されています。

株主会における議決権について直接定めたものとして、『公司法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて改正 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行）第43条を挙げることができます。同条は、「株主会会議の議決権は、出資比率に応じてこれを行使する。但し、定款において別段の規定がある場合を除く。」と規定しています。

なお、『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」公布に関する通知』（国家工商行政管理総局・商務部・税関総署・国家外為管理局 工商外企字[2006]81号 2006年4月24日公布 同日施行）＜以下『執行意見』＞および『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の実施に関する通知』（国家工商行政管理総局 工商外企字[2006]102号 2006年5月26日公布 同日施行）＜以下『実施通知』＞において規定があります。これら規定によりますと、中外合資および中外合作の有限責任会社については、董事会を設立して権力機構とする必要があり、企業のその他の組織機構については、企業の定款において規定する。外商合資および外商独資の有限責任会社ならびに外国投資家が投資する株式有限責任会社の組織機構については、『公司法』の規定に従って組織機構を設定する必要があるということになります（『執行意見』第3条および『実施通知』第2条第1項）。従って、今後上述の場合には『実施条例』第31条、上述の場合には『公司法』第43条それぞれの適用を受けることになります。

### 33 . 時効について

**Q** : 合弁企業の中方出資者が、合弁契約違反を犯した場合の時効について教えてください。

**A** : 今回ご相談いただきました合弁契約の違反内容が定かではございませんので、一般論としてお答えいたします。

まず、合弁企業の場合、『中外合弁経営企業法実施条例』（国務院 国務院令第311号 2001年7月22日『国務院の「中外合弁経営企業法実施条例」改正の決定』に基づき改正 2001年7月22日公布・施行）第11条により、合弁企業契約の内容に契約違反の責任に関する条項を必ず織り込むこととなっています。契約違反があった場合には、『中外合弁経営企業法』（全国人民代表大会 主席令第48号 2001年3月15日第9期全国人民代表大会第4回会議にて『「中外合弁経営企業法」の改正に関する決定』に基づき改正 2001年3月15日公布 同日施行）第15条により、「合弁各方に紛争が生じ、董事会での協議では解決できない場合、中国の仲裁機関が調停或いは仲裁することとする。合弁各方の協議によりその他の仲裁機関が仲裁することもできる。合弁各方が契約において仲裁条項を締結していない場合、或いは書面による仲裁協議がまとまらない場合、人民

法院へ提訴することができる。」と規定されています。

次に、時効につきましては、『民法通則』（全国人民代表大会 主席令第37号 1986年4月12日公布 1987年1月1日施行）第135条に、「人民法院に対し、民事上の権利の保護を請求する訴訟時効の期間は法律に別の定めがあるときを除き、2年とする。」と定められています。また、『民法通則』第136条では、身体に障害を受けた場合の賠償請求、品質不合格の商品を売出し未だ公告していないとき、支払賃借料の遅延および拒否、預けた財物の紛失および損壊、についての訴訟時効の期間は1年としています。

なお、時効の起算日については、『民法通則』第137条により、「訴訟時効の期間は、権利の侵害を知り、または知り得たときから起算する。但し、権利が侵害された日から20年を超えたときには、人民法院はこれを保護しない。特別な事情があるときには、人民法院は訴訟時効の期間を延長することができる。」となっています。





## 第3章 組織に関する事項



## 1. 監事会、監事の設置について

**Q** : 当社は資本金10億円、従業員90名の独資現地法人に出資しています。公司法の改正により、監事会或いは監事の設置が義務付けられたとのことですが、

1. 監事の権限や責任の範囲はどうなっているのか。
2. 監査報告は必要か。
3. 日本在住の役員や社員が兼務で非常勤の形でできるのか、駐在して常勤の形が必要か。
4. 実際、中国の日系独資企業の監事にはどのような立場の方が就任しているのか。

につきまして、ご教示下さい。

**A** : 有限責任会社の監事会および監事、という前提で回答いたします。

監事会の設置に関しましては、『公司法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日改正 同日公布 2006年1月1日施行）第52条にて「有限責任会社は監事会を設置し、その構成員は3名を下回ってはならない。株主の人数が少ない、或いは規模が小さい有限責任会社は、1名ないし2名の監事を置き、監事会を設置しなくてもよい。」と規定されています。「株主の人数が少ない、或いは規模が小さい」という文言への定量的な定義はありませんが、例えばこの独資企業への出資企業が1~2社の場合であれば、1名ないし2名の監事を置き、監事会を設置しなくてもよいということになるかと思われます。

以下、質問にお答えします。

1. に関しましては、監事の権限は、『公司

法』第54条によって、

「監事会または監事会を設置しない会社の監事は、以下に挙げる職権を行使する。

- (一) 公司財務の検査。
- (二) 董事、高級管理人員の会社の職務執行行為に対する監督。法律、行政法規、公司定款或いは董事会決議違反の董事、高級管理人員に対する罷免を提議すること。
- (三) 董事、高級管理人員の行為が公司の利益を損ねた場合、董事、高級管理人員対して是正を要求すること。
- (四) 臨時株主会の招集を提議し、董事会が本法で規定する株主会会議の招集および主宰の職責を履行しない際に、株主会会議を招集、主宰すること。
- (五) 株主会会議に提案を行うこと。
- (六) 本法第152条の規定に照らして、董事、高級管理人員に対して提訴を行うこと。
- (七) 公司の定款で規定するその他の職権。」

と規定されています。

次に監事の責任ですが、これは『公司法』第148条によって「董事、監事、高級管理人員は、法律、行政法規および会社の定款を遵守し、会社に対して、忠実義務および勤勉義務を負わなければならない。董事、監事、高級管理人員は、職権を利用して賄賂の收受或いはその他の不法収入を得てはならず、会社の財産を横領してはならない。」と規定され、かつ『公司法』第150条によって「董事、監事、高級管理人員が会社の職務を執行する際、法律、行政法規或いは公司定款の規定に違反し、会社に損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。」と規定されています。

2. に関しましては、『公司法』第54条第5項に職権の行使として「株主会会議に提案を行うこと」があり、かつ『公司法』第38条第4項に株主会の職権の行使として「監事会または監事の報告を審議承認すること」とあります。このことから、監事会または監事会を設置しない会社の監事は、株主会に対して監事報告を行う必要があります。

なお、『企業年度検査弁法』（国家工商行政管理総局令第23号 2006年2月24日公布 2006年3月1日施行）および『外商投資企業に対して連合年検を行うことに関わる実施法案に関する通知』（対外貿易経済合作部・

国家経済貿易委員会・財政部・税関総署・国家税務総局・国家工商行政管理局・国家外為管理局 1998年外経貿資発第938号 1998年12月10日公布 同日施行）には、監事報告を提出することについて要求されていません。

3. に関しましては、監事の条件として、『公司法』第52条にて「董事、高級管理職は、監事を兼任してはならない。」と規定され、かつ『公司法』第147条にて監事の欠格事由が規定されていますが、常勤は必須とはされていません。常勤の方が望ましいのかもしれませんが、『公司法』第54条の職権を行使し、株主会に監事報告することがきちんとできるのであれば、非常勤でも構わない、ということかと思われます。

4. に関しましては、3. にて記載しました当該現地法人の董事、高級管理職以外でかつ欠格事由に当てはまらない人であることが大前提です。

実際に監事に就任される方は、上記を満たした出資企業の管轄役員、業務管理担当者が就任されるケースを耳にしますし、その他のケースでは、当該現地法人ないし出資企業がコンサルタントや弁護士と契約を締結して監事に就任していただくようなケースがあるようです。

## 2. 独資企業の総経理の兼任規定について

**Q**：中外合弁企業の総経理はその他の経済組織の総経理または副総経理を兼任してはならないと法律上明記されていますが、独資企業の総経理はその他の経済組織の総経理または副総経理を兼任することは可能でしょうか。

**A**：「一人が独資企業2社の総経理ないし副総経理を兼務すること」について、『独資企業法』（全国人民代表大会 主席令第41号 2000年10月31日改正 同日公布 同日施行）では兼務の禁止規定はありません。独資関連法規には、そもそも中方が存在せずその利益を法規で強制してまで保護する必要がなく、また独資企業の内部自治を重視する趣旨から内部組織についての規定はほとんど置かれておらず、合弁企業については定めのある兼任禁止の規定が独資企業を規律する基本法である『独資企業法』、および『独資企業法実施細則』（国务院令第301号 2001年4月12日改正 同日公布 同日施行）に規定されていません。但し、『公司法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行）第149条にて、「董事および高級管理者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。《…中略…》(5)株主会または株主総会の同意を経ないで、職務上の便宜を利用して自己または他人のため会社に属する商業的機会の取得を謀り、任職する会社と同類の業務を自ら経営し、または他人のため経営する行為。《…中略…》董事または高級管理者が前項の規定に違反して取得した収入は、会社の所有に

帰属しなければならない。」と規定されています。さらに、『公司法』第218条の「外国投資家の投資による有限責任会社および株式会社には、この法律を適用する。外国投資家投資に関する法律に別段の規定がある場合には、当該規定を適用する。」という規定に鑑みれば、『独資企業法』に規定がないご質問の件について、例え同じ親会社に属されているといっても、あくまでも別法人である他の独資企業の総経理ないし副総経理を兼務することは、上記の『公司法』の関係規定に照らして禁止される可能性が十分存在するでしょう。この点について、事前に株主会または投資者である親会社の書面による承認が必要だと考えます。また、2社以上の外資が出資して設立した独資企業の場合には、契約書などに高級管理人員の兼業禁止が記載されている可能性もあり、この点にも一定の注意を払うことが必要です。

また、合弁企業の場合は、『中外合弁経営企業法実施条例』（国务院令第311号 2001年7月22日改正 同日公布 同日施行）第37条により、「一人が合弁企業2社の総経理ないし副総経理を兼務すること」および「一人が合弁企業と独資企業の総経理ないし副総経理を兼務すること」はできません。な

お、この兼任禁止規定が独資企業についても類推適用される可能性を完全には排除することはできないので、かかる兼任が法律上問題ないと断定することはできない、と

いう考え方を紹介していた法務関係の論文をかつて拝読したことがあることを、最後に付記させていただきます。

### 3 . 駐在員事務所の所長の兼任規定について

**Q** : 北京の駐在員事務所の所長が、別の地区に設立した現地法人の董事を兼任することは、法制上の問題があるのでしょうか。

**A** : 董事に関しては、正副総経理のように、兼任を禁止するような規定（『中外合弁経営企業法实施条例』（国务院令 第311号 2001年7月22日改正 同日公布 同日施行）第37条第4項）はありませんが、『公司法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令 第42号 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行）第149条にて、「董事および高級管理者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。《…中略…》(5)株主会または株主総会の同意を経ないで、職務上の便宜を利用して自己または他人のため会社に属する商業的機会の取得を謀り、任職する会社と同類の業務を自ら経営し、または他人

のため経営する行為。」と規定されており、さらに、『公司法』第218条にて、「外国投資家の投資による有限責任会社および株式会社には、この法律を適用する。外国投資家投資に関する法律に別段の規定がある場合には、当該規定を適用する。」と規定されています。

従いまして、駐在員事務所の所長が董事を兼任することについては、株主会の承認等の条件を満たす必要があります。但し、現地法人と駐在員事務所とは「同類の業務」を経営するのは不可能という事情を鑑みれば、法制上の不都合はないと考えます。



#### 4 . 合弁企業における 董事長と総経理の選任について

**Q** : 1995年に、当社と国営企業の出資により合弁企業を設立しました。当時は、当社が60%の出資で総経理を選任し、中方は董事長を選任しました。その後中方が民営化されたり、増資が行われたりして、現在当社が80%の出資となっています。

上記のとおり、設立時の合弁基本契約書が現状に合わなくなっているため改訂すべく中方と交渉をしています。その中で多数の出資をしている日方が董事長と総経理、中方に副董事長を取ると提案していますが、中方からは、合弁企業の場合一方が董事長を取ったら他方は総経理を選択することに法律で決まっているとの発言がありました。

中方の発言は、本当に法律で定められているものなのでしょうか。それとも、強制力のない慣習によるものなのでしょうか、ご教示下さい。

**A** : 『中外合弁経営企業法』(全国人民代表大会 主席令第48号 2001年3月15日改正 同日公布 同日施行)第6条には「中国側または外国側の合弁当事者の一方が董事長を務める場合、他方が副董事長を務める。《…中略…》正副総経理(または正副工場長)は、各合弁当事者が分担して務めるものとする。」とあります。しかし、これは一方が董事長と総経理の両方を出すことを妨げるものではありません。

また、『中外合弁経営企業法実施条例』(国务院令第311号 2001年7月22日改正 同日公布 同日施行)第37条には「董事会の招聘を経て、董事長、副董事長、董事は、合弁企業の総経理、副総経理またはその他の

高級管理職を兼任することができる。」とあり、董事長と総経理の兼務(一方が両ポジションをとる)も可能です。

すなわち、中方発言を裏付ける法規はありません。(当局がそのような指導をする地方があるかどうかは、当方に事例がなく、分かりません。仮にそのような指導を受けた場合は、法的な根拠がないからといって、無視するわけにはいかないと思われます。)

とはいえ、出資比率が60%から80%に増加したことをもって、これまでと違い董事長も総経理も日方から出す、という判断を積極的に支持する法規もありませんので、まずは話し合いで決着を図るべきものと思われま

## 5 . 董事長選任方法の変更について

**Q** : 現在の合弁契約書に董事長は中国側より派遣すると書いてあります。今後、交代で董事長を選任するか、日本側より派遣することにしたいと考えています。中国側の反発もあるかと思われませんが、董事長選任方法を変更することは可能でしょうか。

**A** : 一般論でしかお答えできませんが、合弁契約書はそもそも双方の合意に基づいて締結しているわけですから、一方の合意なくして修正することは不可能です。

定款においておそらく、董事長をどちらから出すかを規定されているものと思われ

ますが、定款の修正は『中外合弁経営企業法実施条例』（国務院令第311号 2001年7月22日改正 同日公布 同日施行）第33条の定める董事会全員一致決議事項ですから、ここからも、中国側の賛成なくして変更することはできません。

## 6 . 監事(会)の設置義務について

**Q** : 『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」公布に関する通知』(国家工商行政管理総局・商務部・税関総署・国家外為管理局 工商外企字[2006]81号 2006年4月24日公布 同日施行) <以下『執行意見』>によると、独資企業を新設する場合には、監事(会)や株主会を設置する必要があるとされているようです。

ところで、既存の企業を買収した場合にも、“新設”と見なされて、監事(会)や株主会を設置する必要があるのか、ご教授願います。

**A** : 既存企業の買収の場合、新設ではなく、被買収企業の変更登記が必要になるに過ぎません。但し、内資企業を買収した場合は、新たな外商投資企業としての設立登記を行うこともありますので、その場合は新設扱いになると思われま

す。さて、ご指摘の執行意見の後に、『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の実施に関する通知』(国家工商行政管理総局 工商外企字[2006]102号 2006年5月26日公布 同日施行) <以下『実施通知』>が出版されています。

『実施通知』第2条第1項には、「(前略)外商合弁、外商独資の有限責任公司および外商が投資する株式有限公司の組織機構は、『公司法』の規定に合致し、健全な会社の組織機構を確立しなければならない。2006年1月1日以前に設立済みの外商が投資する会社が定款を改正するか否かは、公司登記機関は強制的な要求は行わず、会社が自ら決定する。改正した場合は、審査認可機関に報告して認可を受け、登記機関へ届出

る。」とあります。なお、2006年9月22日に国家工商行政管理総局外資局から『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の重点条項解説』が公布され、「監事制度とは、『公司法』が設立を強制的に要求しているものであり、外商投資に関係する法律はこの点については別途規定しておらず、このため、法律の適用原則に基づき、あらゆる種類の外商投資の会社は、監事制度を設立しなければならず、監事制度の組織形式(監事会もしくは監事)、設立方式(選挙もしくは任命)、任期、職権などの具体的事項については、会社の定款が各自の会社の状況に基づき規定することができる。さらに強調する必要があるのは、法律は過去に遡らないという原則に基づき、2006年1月1日以前に設立された外商投資の会社が会社の定款に対し修正を行うか否かについては、会社登記機関は強制的な要求をせず、会社は自ら決定し、修正を行う場合は審査認可機関に報告して認可を受け登記機関で届出を行う。」とされています。上記の文献から、『公

司法〔全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて改正2005年10月27日公布 2006年1月1日施行）に基づいて監事(会)や株主会の設置を義務付けられるのは、2006年1月1日以降新設された企業のみ、となりますので、新設か否かが重要になります。

ところが、江蘇省にて『国の4部委の「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」を徹底実行することに関する通知〔江蘇省

工商行政管理局・江蘇省對外貿易經濟合作庁・南京税関・国家外為管理局江蘇省分局蘇工商外[2006]188号 2006年6月5日公布同日施行）＜以下『江蘇省通知』＞が出され、これによれば買収によって定款を変更する場合、新設でなくとも監事(会)や株主会の設置を求められる可能性があります。

貴社の買収した企業が江蘇省にあるのなら当然この『江蘇省通知』の対象となるわけですが、他地区でも同様の指導をしている例が散見されており、注意が必要です。

## 7. 外商独資企業の監事(会)設置義務について

**Q** : 江蘇省にて『国の4部委の「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」を徹底実行することに関する通知』(江蘇省工商行政管理局・江蘇省対外貿易経済合作庁・南京税関・国家外為管理局江蘇省分局 蘇工商外[2006]188号2006年6月5日公布 同日施行) <以下『江蘇省通知』>が公布されました。

この『江蘇省通知』によると、2006年1月1日以降登記した外商独資企業は監事(会)を設置しなければならない、とのことですが、以下につきご教示願います。

1. 2006年1月から『江蘇省通知』公布までの間に江蘇省で登記された外商独資企業は、申請して批准を受けたばかりの定款を、2006年末までに、監事(会)に関する規定を反映・修正して、再度申請・批准を行う必要があるのでしょうか。もし、このような修正手続きを踏まないと具体的にはどのような罰則があるのでしょうか。
2. 2005年12月31日以前に登記された外商独資企業については、監事(会)に関する規定を反映することは強制されませんが、次回増資など定款を変更する際に、この規定を反映するよう指導を受ける可能性があるのでしょうか。
3. 『江蘇省通知』と同様の通知が、全国レベル(特に、北京市、上海市、天津市、広東省など)で公布・施行される可能性はありますか。また、中央の国家工商行政管理総局は、今回のこの通知についてどのような見解を持っていますか。

**A** : まず、本件に関連する法規を以下列挙します。

『公司法』(全国人民代表大会常務委員会主席令第42号 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて改正 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行)

『公司登記管理条例』(国务院 国务院令第451号 2005年12月18日『国务院の「公司登記管理条例」改正に関する決定』に

基づき改正 2005年12月18日公布 2006年1月1日施行) <以下『条例』>

『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」公布に関する通知』(国家工商行政管理総局・商務部・税関総署・国家外為管理局 工商外企字[2006]81号 2006年4月24日公布 同日施行) <以下『執行意見』>

『「外商が投資する会社の審査認可登記管

理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の実施に関する通知』(国家工商行政管理総局 工商外企字[2006] 102号 2006年5月26日公布 同日施行) <以下『実施通知』>

『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の重点条項解説』(国家工商行政管理層局 2006年9月22日公布)

『国の4部委の「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」を徹底実行することに関する通知』(江蘇省工商行政管理局・江蘇省対外貿易経済合作庁・南京税関・国家外為管理局江蘇省分局 蘇工商外[2006]188号 2006年6月5日公布 同日施行) <以下『江蘇省通知』>

1. に関しましては、『江蘇省通知』第2条は、外商投資企業は監事会或いは1乃至2名の監事の設置、その定款での規定を義務付けています。さらに2006年1月1日以降に登記した企業でそれに合致していない場合は2006年12月31日までに必要な規範化を完了しなければならないとし、2005年12月31日までに登記済みの企業で合致していない場合は、そうするように当局が指導をしてもよいが、強制はしない、とあります。

従って、江蘇省において2006年1月1日以降に登記した外商投資企業については、2006年12月31日までに定款を変更して監事(会)を設置する必要があることとなります。

さて、その手続き内容ですが、まず独資企業の定款の変更は、『外資企業法実施細則』(国务院 国务院第301号 2001年4月12日『国务院の「外資企業法実施細則」改正

に関する決定』に基づき改正 2001年4月12日公布・改正) 第16条により審査認可対象事項とされていますので、審査認可部門にて認可を受ける必要があります。次に、登記手続については、監事(会)については、『条例』第9条に定める登記事項には含まれていないため、変更登記手続を行う必要はありません。しかし『条例』第37条にて、定款の修正が登記事項に関係しない場合は、修正後の定款か定款の修正案を元の公司登記機関に届けねばならない旨を規定していますし、『執行意見』第18条では明確に、会社の董事、監事、経理に関する事項およびその変更は、公司登記機関へ届け出る必要があると規定しています。従って、公司登記機関に届け出る必要があります。

また、このような修正手続を踏まない場合の罰則についてですが、明確な規定は置かれていないようです。もっとも『条例』第73条2項には「会社が本条例の規定に照らして関係する届出を行っていない場合は、公司登記機関が期限を切って手続きするように命じる。期限を過ぎても手続きを行わない場合は、3万元以下の罰金に処する。」とあり、当該規定は、変更したにもかかわらず届出を行わない場合の規定であり、本件のように変更すべきところを変更していないという場合には直接適用されないと思われるものの、事情の類似性を根拠に、監事(会)の設置とその届出を本年末までに行わないと、これが類推適用される可能性も皆無ではありません。また、罰則ではありませんが、年度検査に通過できないということなども考えられます。

尚、『公司法』第52条第1項には「有限責任会社は、監事会を設置するものとし、そ

の構成員は3名を下回ってはならない。株主の人数が比較的少ないまたは規模が比較的小さい有限責任会社は、1名乃至2名の監事を置き、監事会を設置しないことができる。」とあり、当局の指導にもよりますが、通常の外資投資有限責任会社の場合は株主数は少なく、監事のみを設置で可と思われます。

2. に関しましては、『江蘇省通知』第10条には「(前略)2005年12月31日までに登記している外資が投資する会社が、2006年1月1日以降に改めて定款を修正する場合、新しい定款は現行の法律、行政法規に合致しなければならないが、会社が定款の一部の条項についてのみ修正を行い、定款の修正案のみを提供する場合は、定款のすべての条項について規範化するように会社に求めない。」とあり、増資に際して必要な定款の変更が一部にとどまり、監事(会)の設置の要否に直接関係しないような場合には、監事(会)の設置を強制されることはないと考え

られます(増資を機に定款を全面改訂するような場合や変更される定款の条項が監事(会)の設置の要否に直接関係するような場合は、やはり監事(会)設置を強制されるものと思われます。)。しかしながら、上記1.にて既述のとおり、指導をすることはできるとされていることとの関係上、定款の一部変更の機会をとらえて監事(会)を設置するよう比較的強い指導を受ける可能性は十分にあり得ると推測されます。

3. に関しましては、2006年9月22日に国家工商行政管理総局外資局から『「外資が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」の重点条項解説』が公布されたにもかかわらず、あるコンサルタントの方のヒアリングによると、国家工商行政管理総局も『江蘇省通知』を支持し、かつ他地区に対しても同様の指導をしているようです。また、浙江省において、『江蘇省通知』と同趣旨の指導をされた企業もあるようです。

## 8 . 董事の交代について

**Q** : 董事の交代に伴う手続きとしては、董事会決議のほかに、工商局への登録などが必要かと思いますが、具体的にはどのような処置が必要でしょうか。

**A** : 董事の交代についてですが、厳密にいうと董事の交代は董事会の決議事項ではありません。例えば、合弁企業のケースについては、『中外合弁経営企業法』（全国人民代表大会 主席令第48号 2001年3月15日第9期全国人民代表大会第4回会議にて『「中外合弁経営企業法」の改正に関する決定』に基づき改正 2001年3月15日公布 同日施行）第6条で、「合弁企業には董事会を置き、その人員と構成は合弁各方が任命や更迭を行う。」と定められていることから、董事は各合弁当事者が任命し、董事会はその董事の就任を確認するに留まります。

また、工商行政管理局への届出につきましては、『公司登記管理条例』（国务院 国务院令第451号 2005年12月18日『国务院による「公司登記管理条例」の改正に関する決定』に基づき改正 2005年12月18日公布 2006年1月1日施行）第37条に基づいて「公司定款の変更（単なる董事交替ではなく、董事数を変更する場合）」を、『公司登記管

理条例』第38条に基づいて「董事の変動」を、届け出る必要があります。さらに、上述の内容は『「外商が投資する会社の審査認可登記管理の法律適用範囲の若干問題に関する執行意見」公布に関する通知』（国家工商行政管理総局・商務部・税関総署・国家外為管理局 工商外企字[2006]81号 2006年4月24日公布 同日施行）第18条にも詳しく規定されています。

なお、上記のとおり、董事の交代は法的には董事会決議事項ではありませんが、もし中国側から董事が出るような形態の合弁・合作企業であれば（独資以外）、「好ましからざる董事」を拒否、或いは一定期間で「去っていただく」権利、一種の拒否権、忌避権を日本側が持てるよう、就任、任期について、企業定款や合弁契約の中で「董事会決議事項」にしておいたほうがよろしいかと思われます。



## 9 . 董事の人数について

**Q** : 弊社では、董事の人数を偶数から奇数の人数に変更しようとしたところ、工商局から偶数は認められない旨の回答がありました。董事の人数について定めた根拠法などはあるのでしょうか。

**A** : 董事の人数を奇数または偶数にしなければならないと明記した法律を見つけることはできませんでした。

『公司法』(全国人民代表大会常務委員会主席令第42号 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて改正 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行)第45条や『中外合弁経営企業法实施条例』(国务院 国务院令第311号 2001年7月22日『国务院の「中外合弁経営企業法实施条例」改正の決定』に基づき改正 2001年7月22日公布 同日施行)第31条において、

董事の人数の上限または下限について触れていますが、どちらについても董事の数を奇数または偶数にしなければならないとの記載はございません。

但し、董事会の決議において、出席董事の全員一致を要する決議事項を除いては、定款に定めた方法により決議することができます。その際に、過半数以上の賛成により可決すると定めているようなケースについては、当局より董事の人数を奇数にした方がよいとの指導を受けた事例はあるようです。

## 第 4 章 保税区に関する事項



## 1. ネム木材の輸出税還付の廃止について

**Q**：弊社の現地法人は、2006年9月14日に公布された『輸出税還付率調整および加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知』により、深圳工場で加工しているネム木材が輸出入還付を廃止される対象となり困惑しています。ネム木材が対象となる根拠はこの通知の「附属文書1」という理解でよろしいでしょうか。

或いは、同通知の中で、「禁止類目録の具体的な商品名称は商務部が関係部門と共に別途公布する。」とあるのですが、これはまだ未公布でしょうか。

また、後で通達などにより対象品目（HSコード）がはっきりしたら、「やはり対象外だった」というような可能性はあるでしょうか。

**A**：『一部商品の輸出税還付率調整および加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知』（財政部・国家発展改革委員会・商務部・税関総署・国家税務総局 財税[2006]139号 2006年9月14日公布 2006年9月15日施行）第1条第1項第3号にある「一部木材の第一次製品など」という表現が、還付廃止の根拠と思われます。「附属文書1」の木材関連項目（44章）を見ますと、ネム木材をはじめとする「具体的な商品材料名とそのHSコードの提示」はなく、かなり大括りな項目となっているため、解釈の幅は大変広がっています。

次に「禁止類目録の具体的な…別途公布する。」との件につきましては、現時点で未公布となっています。

また、後で通達などにより対象品目（HSコード）がはっきりしたら、「やはり対象外だった」というような可能性はあり得ます。よくあるケースとしては、暫定的に保証金という名目で税関に支払い、通達が出てから精算するというものです。但し、個別にきちんと交渉するようにしないと、特に返金のケースはなかなかスムーズにはいかないようです。

**【回答後の変更】**

『加工貿易禁止類商品目録』( 商務部・税関総署・国家環境保護総局公告 2006年第82号 2006年11月1日公布 2006年11月22日施行 ) <以下『82号通知』> の公布によって、禁止目録の具体的な商品名とHSコードが明確になりました。ただ、『82号通知』の禁止類商品のリストからは、ネム木材を見つけることはできませんでした。また、当該リスト第548番での「その他の木材、但し針葉木および熱帯木を除く」という規定からみれば、熱帯木であるネム木材は『82号通知』の対象外品目であることは考えられます。但し、商務部等の関係政府機関に確認することが必要であります。

なお、『2007年加工貿易禁止類商品目録』( 商務部・税関総署・国家環境保護総局公告2007年第17号 2007年4月5日公布 2007年4月26日施行 )により目録は更に修正されています。

## 2. 保稅物流園区での貨物の取り扱いについて

**Q** : 以下の物流、商流を検討しております。

『物流』大連A社 大連保稅物流園区（上海保稅区企業B社の資産）  
大連C社

『商流』大連C社 上海保稅区企業B社 大連A社

この時、以下のことに関しまして教えて下さい。

1. 大連保稅物流園区で上海保稅区企業B社の貨物を取り扱うことは可能でしょうか。
2. 上海保稅区企業B社は上海の外貨管理局に対して、大連で発行された報關單で、決済（T.T.送金）が可能でしょうか。
3. 保稅物流園区経由の売買において、A社とB社間は人民元決済、B社とC社は外貨決済ということは可能でしょうか。

**A** : 1. に関しましては、『税関の保稅物流園区に対する管理弁法』（税関總署税関總署令[2005]第134号 2005年11月28日公布 2006年1月1日施行）<以下『園区弁法』>第7条によれば、園区の業務として「輸出入貨物およびその他税関手続未完了貨物の保管」があげられます。つまり、上海保稅区企業B社が、大連保稅物流園区内に設立された倉庫業を営む企業と貨物の保管契約を締結することにより、当該貨物の荷主として当該貨物を保管させることは可能です。

2. に関しましては、『園区弁法』第27条において、園区の外にある異地企業が税関区を跨いで園区で貨物を引き取る場合、園区の主管税関で申告手続きを行うことができる旨定めています。従って、本件のように、大連保稅物流園区に搬入される段階で輸出通關された貨物を、異地企業にあたる上海

保稅区企業B社が受取り、その貨物の受領に対応して発生する代金の外貨支払いも原則可能だと考えます。具体的には、外貨支払い手続に必要な輸入貨物申告書の正本として、大連物流園区を管轄する税関のものを外貨取扱指定銀行に提示することにより上海保稅区貿易企業B社から大連A社への外貨支払いは可能だと考えます。但し、その場合、上海保稅区企業B社は、外貨預金口座から区外企業に対して支払わなければならない、支払いのための外貨購入は不可能です（『保稅区外貨管理弁法』（国家外為管理局 匯發[2002]74号 2002年7月25日公布 2002年10月1日施行）第26条）。

3. に関しましては、大連A社×上海保稅区企業B社との決済について、人民元でも外貨でも決済は原則可能で、上海保稅区貿易企業B社×C社との取引についても同様と考えます（『保稅区外貨管理弁法』第7条）。

### 3 . 保税物流中心（A型）について

**Q** : 保税区、保税物流園区以外の地域で、日本向けのバイヤーズコンソリゼーションを行う為の輸出保税倉庫の構築を検討している流通業です。

輸出監管倉庫について取得方法を検討している中で、現地で知り合ったコンサルタントより保税物流中心（A型）の提案がございましたが、両者の違いがよく分かりません。

どちらも法律が1年内に変更され、定義が変更されたようなのですが、どのような違いがあるのでしょうか。

また申請条件はクリアできると思うのですが、実際の認可はおりにているのでしょうか。

**A** : ご承知のとおり、「輸出監督管理倉庫」（以下、「監管倉庫」）および「保税物流中心A型」（以下「保税物流中心」）については、『税関の輸出監督管理倉庫および保管貨物に対する管理弁法』（税関総署 税関総署令第133号 2005年11月28日公布 2006年1月1日施行）および『保税物流中心（A型）に対する税関の暫定管理弁法』（税関総署 税関総署令第129号 2005年6月23日公布 2005年7月1日施行）が公布されております。

これらの管理弁法に基づきその制度や機能の違いについて説明いたします。

「監管倉庫」および「保税物流中心」はともに税関の認可を経て設立されます。

基本的な機能について、「監管倉庫」は原則国外への輸出貨物のみ取扱いが可能なのに対し、「保税物流中心」は国外への輸出貨物のみならず、国外からの輸入貨物も取扱いが可能です。

そのうち輸出貨物について、「監管倉

庫」は税関の輸出手続きが完了済みの貨物が取扱えるのに対し、「保税物流中心」は税関の輸出手続きが未了の貨物の取扱いも可能です。

経営範囲について、「監管倉庫」では、通関済み輸出貨物について、保管、保税物流配送、品質検査およびラベル貼りなどの簡単な加工などが可能で、輸出配送型倉庫または国内結転型倉庫を設立することができます。一方、「保税物流中心」は、保管、保税物流配送や簡単な加工、中継貿易や国際物流業務などが可能で、自己使用型物流センターまたは公共使用型物流センターを設立することができます。

また、「監管倉庫」および「保税物流中心」共に、製造業務はできません。

増値税の輸出還付について、「監管倉庫」の場合、規定上、特定の条件を満たした監管倉庫であれば、貨物が倉庫に入り通関手続きを完了した後、税関は増値

税の還付申請書類（退税単）を発行します。その後、売主はその還付書類を地元の管轄税務局へ持参することで、増値税の還付を受けることは可能ですが、実際には、貨物が船積みされないと還付書類が発行されないケースがあるようです。一方で、「保税物流中心」の場合、中国国内から「保税物流中心」に貨物を搬入した段階で税関は基本的に増値税の還付申請書類（退税単）を発行する旨規定して

いますが、何分制定されて日が浅い制度なので、税務局は「保税物流中心」に貨物が運び込まれる取引を国内扱いと見なし、増値税還付を認めないことが十分予想されます。従って、実際の取引の開始前には、貨物の売主（＝増値税還付の受益者）に還付の可否を確認してもらうことが必要と考えます。

日系企業による「保税物流中心」の設立事例はあるようです。



## 4 . 保稅貨物の貸し出しについて

**Q** : 上海外高橋保稅区の企業では、毎月25日締めで棚卸を行うために、それまでに保稅貨物が返却されれば物品の一時貸出しは可能である、とのことでしたが、実際に保稅区から貨物を一時貸出しする仕組みは存在するのでしょうか。

**A** : 保稅区内に保管している保稅貨物を、保稅区外の企業などに対して一時的に貸出しをすることが可能か否かという趣旨で回答いたします。

保稅区内の貨物を保稅状態のまま一時的に、区外の企業に搬出（輸入）し、再度、保稅区内に搬入（輸出）することは可能と考えます。

『中華人民共和国輸出入関稅条例』（国务院 国务院令 第392号 2003年11月23日公布 2004年1月1日施行）<以下『条例』>の第42条により、税関の認可を経て、且つ、入国或いは出国時の納稅義務者が税関に納付稅額に相当する保証金を納付、或いは担保を提供すれば、一時的に貨物を入国或いは一時的に出国することができます。また、入国或いは出国の日より6ヶ月以内に再出国或いは再入国しなければならず、その期限を延長することもできます。

ご存知のように、保稅区は税関が監督管理する特殊地域で、区外から保稅区への貨物の搬入は輸出扱い、保稅区から区外への搬出は輸入扱いとなります。輸出入における関稅の取扱いを定めた『条例』に基づき、保稅区と区外間で一時的に貨物を搬出入す

ることは、保証金を差し入れるなどの条件はあるものの、可能と考えます。また、『条例』第42条には、その対象となる貨物について記されており、例えば以下の貨物などが該当します。

- ・ 展覧会、交易会、会議および類似活動において展示或いは使用される貨物
- ・ 文化、スポーツ交流活動において使用する公演、競技用品
- ・ 新聞報道或いは映画、テレビ番組の撮影に使用する器械、設備および用品
- ・ 科学研究、授業、医療活動に使用する器械、設備および用品
- ・ サンプル品
- ・ 据付、調整試験、検査設備を供する際に使用する器械、工具 など

主に、商業目的に使用されない貨物が対象となるようで、実務的にも、区外で開催される展覧会で使用するために、一時的に保稅区から区外へ貨物を貸し出すケースもあるようです。

いずれにせよ、税関の認可が必要ですので、まずは地元の税関に確認されることをお勧めいたします。

## 5 . 保稅区貿易企業への業務委託費支払いについて

**Q** : 従来、上海事務所（駐在員事務所）で行っていた連絡業務を保稅区貿易企業に移管し、本社から貿易企業に対し「取次業務口錢」を支払っております。

現在は貿易企業側の機能に基づき、固定の比率（本社 / 貿易企業の取り分）を決め（通年では不変、毎年見直し）粗利にこれを掛けて口錢を算出しておりますが、この方法では個々の取引毎に口錢を算出しなければならず、実務が煩雑になります。

当初、コスト方式つまり従来の駐在員事務所経費とほぼ見合いの金額を「業務委託費」として算出し、これを貿易企業に支払うことも検討しましたが、この方式だと対稅務署（日本の）への説明が困難、との判断で上記口錢方式を採用した経緯があります。

現在、このコスト方式の採用の可否を再検討しておりますが、実行は難しいでしょうか。

**A** : 日本本社から保稅区貿易企業に対して「業務委託費」を包括的に支払うことができるか否かという趣旨で回答いたします。

日本本社と保稅区貿易企業との間で業務委託契約を締結し、日本本社が「業務委託費」を包括的に支払うことは可能と考えます。

但し、「業務委託費」が、日本の稅務上、保稅区貿易企業に対する資金援助に当たり、寄付金と認定され、日本本社側で損金算入できない可能性もあります。その理由として、日本本社が保稅区貿易企業に対して、業務委託に基づいた役務を提供したという証拠書類がないことから、その事実を証明

できないことがあげられます。

次に、保稅区貿易企業による日本本社への役務提供が同社の通常業務の一環としての連絡、伺いの域を超えない報告書などである場合、保稅区貿易企業が日本本社に役務の提供をしていたとはいえ、「業務委託費」が業務委託契約に基づく役務の提供の対価とは認められない可能性もあります。その場合、日本本社から保稅区貿易企業に対する寄附金と認められ、損金算入できない可能性もありますので注意が必要です（関連情報が国税不服審判所のHPにございます）。

いずれにせよ、日本の稅理士や稅理士法人にご相談されることをお勧めいたします。

## 6. 保税區貿易企業の機能について

**Q** : 外高橋保税區貿易企業の機能について、以下の点を教えて下さい。

1. 保税區の交易市場経由の国内販売は、交易市場という「官」が介在し、ここが増値税発票を代理発行しているのので、この取引形態は合法と考えるよろしいでしょうか。(『外商投資商業分野管理弁法』(商務部 商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行) <以下『8号令』>による国内販売権を取得しない状況です。)
2. 今後、保税區貿易企業が国内販売権を取得していく方向になるかと思いますが、保税區にとって交易市場の手数料は既得權益なので、この取引形態は今後も続くでしょうか。
3. 保税區貿易企業が未だ国内販売権を取得していなくても、旧駐在員事務所の仕事(リエゾンオフィスの連絡業務)に対し本社から口銭を受取ることは企業所得税を支払っているのので特に違法ではないと考えてよろしいでしょうか。
4. 『8号令』第17条により、2006年12月11日まで外商投資商業企業が経営できないとされている品目(化学肥料、製品油、原油)については、この期日を過ぎると自動的に自由化されるので、取扱いは問題ないのでしょうか。
5. 現在適用されている企業所得税の優遇税率は今後も続行されるのでしょうか。また、内外統一税率になっても、浦東新区は自分の利益を維持するために優遇策を継続するのでしょうか。

**A** : 1. に関しましては、『8号令』に基づいて国内販売権を取得しない状態で、保税區貿易企業が国内販売を行うことは、経営範圍の点で法的裏付けに欠けることから、所謂グレーな取引に該当します。

通関および外貨交換業務を外貿会社に、増値税発票の発行業務を交易市場に委託するなどして、保税區貿易企業による国内販売は一般的に広く行われてきましたが、交易市場に増値税発票の発行業務を委託するからといって、その取引自体が合法ということにはなりません。

万全を期すのであれば、『8号令』に基づき、経営範圍を拡大し国内販売権を取得されることをお勧めいたします。

2. に関しましては、保税區の貿易企業が『8号令』に基づいて経営範圍を拡大すれば、原則交易市場を介さずに国内販売することは可能です。

商業企業化した保税區貿易企業が国内販売を行う際、交易市場を活用するニーズやメリットがあれば、増値税発票の発行業務を中心とした交易市場の役割は存続し、保税區企業も交易市場を引き続き活用するも

のと思われます。

先般、交易市場の費用体系が見直され、交易市場における増値税発票の発行手数料が大幅に引き下げられております。今後、企業も費用対効果で交易市場を活用するかどうかの選択を行うであろうし、交易市場もいかにしてその優位性を保てるかが鍵だと考えます。

3.に關しましては、保税區企業が親会社の市場調査や連絡業務を行うことについて、その役務提供の対価としてフィーを徴求されるのであれば、保税區企業の経営範囲にコンサルティング業務などを追加する、或いは『8号令』に基づいて経営範囲を拡大し商業企業化するといった選択肢が考えられます。

企業所得税を支払えば、本来行えるべき業務範囲を超えて活動できることにはなりません。むしろ、経営範囲が実際に行う業務範囲に合致することが重要です。

従って、まずは経営範囲が実際に行う業務に合致するよう、その中身について吟味されることをお勧めいたします。

4.に關しましては、『8号令』第17条によれば、2006年12月11日までは化学肥料、製品油、原油の卸売りの経営ができません。従って、2006年12月11日よりそれら品目の卸売り業務が可能になるものと考えます。但し、『外商投資商業企業審査を地方部門へ委託することに関する通知』（商務部 商資函[2005]94号 2005年12月9日公布 2006年3月1日施行）の第1条によって、『8号令』第17条が規定する品目を経営するためには、商務部の審査批准を受ける必要があります。

5.に關しましては、企業所得税の統一に

ついて、2006年5月29日にホテルニューオータニ東京で開催した第14回定期合同会議の席上、国家税務総局の許善達副局長より関連する発言がございましたので紹介いたします（以下、発言内容抜粋）。

『1994年の工商税制改革後、我が国は内資企業と外商投資企業、外国企業に対して、2種類の企業所得税制を実行しています。外商投資企業は内資企業と比べて、実際の税負担が低く、これは企業の公平競争という良好な税収環境の形成に不利なものです。

企業所得税改革の基本構想は次のようなものです。各種企業に対して統一の企業所得税制度を実行し、法人を基本納税単位とし、企業所得税の納税者を正確に区分します。

税引き前控除項目の範囲と基準を合理的に区分し、企業所得税の課税ベースを規範化します。優遇政策は地域を主とするものから、産業を主とし地域を従とするものに転換します。

税引き前控除、税収優遇などの政策の合理的な調整を結び付け、企業所得税の税率を適度に引き下げます。

全人代はすでに本案を立法計画に組み入れており、国務院はすでに関係部門へ準備作業を急ぐよう指示しています。準備作業完了を待って、正式に企業所得税法の草案を全人代へ提出して審議を受けます。』

報道によりますと、2006年内に全人代で審議をするという情報もございます。当機構としましても、引き続き注視して参ります。

浦東新区で行われている優遇政策は地方レベルで行われておりますので、企業所得

税の統一とは若干趣が異なります。  
浦東新区の優遇策は浦東新区の政策に負う  
ところが多く、未来永劫その制度が存続す  
るとは考えにくく、中長期計画でコストと  
して織り込むことも必要かと存じます。

浦東新区の優遇策は、浦東新区が投資誘  
致のインセンティブとして制度化しており  
ますので、浦東の投資誘致のスタンスに留  
意するとともに、浦東新区の財政にも注視  
する必要があります。

## 7. 保税工場内での構内作業規制について

**Q** : 中国・保税工場（進料加工）内で、今後、構内物流作業を外注企業に委託する予定です。その際、委託先の選定にあたって、法律的制約などはありますか。

現在の委託予定先は、保税区外に登記した中外合資企業で、倉庫・運送・流通加工・貨物分流業務の経営免許を持っています。法律上、当該企業の起用に問題があるか否か、ご教示下さい。

また、問題ないとした場合、2社間の作業契約のみで作業を遂行することについても問題ないでしょうか。

**A** : 本件について、中国国内で物流業務を行っている業者に問合せをしたところ、今回のような保税区外に登記した中外合資企業に外注するといったケースを聞いたことがなく、判断は難しいが、特に規制するような法令文書も見当たらないとのことです。（ただ、保税区内外を問わず、構内物流作業として物流業者が客先構内に入る場合、「仮事務所（PE）」として、客先を管轄している工商局や税務局などに登録する必要があるようです。この登録は物流業者が行うもので、発注先には関係はない、と

いう参考意見もいただいております。）

結論として、当該企業の起用において問題はないと思われませんが、「保税」の取り扱いなどにおけるトラブルを回避するため、工商局や税務局などに確認されることをお勧めします。

また当該契約は、経営範囲・免許などに問題がなければ、中国国内における（外国送金を伴わない）委託契約であることから契約自体には特段の問題はないと思われま



## 第 5 章 設備輸入に関する事項





## 1. 生産型外商投資企業の輸入設備免税措置について

**Q**：外商投資企業は投資総額の範囲内において生産目的で輸入する機械設備については、関税および増値税が免除されますが、保税區や輸出加工區また物流園區（中心）に進出している生産型企業でも同様の扱いになりますか。

また、投資総額を超えた機械設備免税輸入（保税區では正確には輸入ではありませんが）は可能ですか。

**A**：まず、生産型外商投資企業が設備を免税輸入するには、原則として下記の条件を満たす必要があります。

1. 投資総額の枠内での輸入であること
2. 製品が奨励類に属すること（許可類の場合は、一旦納税を行い、製品を100%輸出すれば5年にわたって還付を受けられる）
3. 設備が免税対象外品目に該当しないこと
4. 自己使用設備であること

また、下記の条件で例外的に投資総額枠外の免税輸入が可能となります。

外商投資企業が奨励類、研究開発センター、先進技術型、輸出型のいずれかであること

先に免税輸入した設備の更新・メンテナンスのための輸入であること

設備が免税対象外品目に該当しないこと

自己使用設備であること

輸入のための資金は、総投資額以外の自己資本であること

なお、加工貿易の受託企業の場合は以下の条件で、投資総額に関係なく設備の免税輸入が可能です。

- 1) 外国の加工委託者が設備を無償提供すること
- 2) 当該設備の提供を加工貿易契約に明記し、売買差額などで代金を返還する義務がないことを明記すること
- 3) 当該設備に関連する製品を70%以上輸出すること
- 4) 当該設備が免税対象外品目に該当しないこと

さて、保税區などは特殊な地域とはいえ、あくまでも中国国内であり、特段の措置以外は一般地域と同様の国内法規の適用を受けます。自己使用設備輸入に関しても上述の投資総額に関する原則は、保税區などに当てはまると考えます。但し、奨励類以外の業種の場合でも設備の免税輸入が認められています。投資総額枠外の免税輸入など、その他の条件については、おそらくは同様の取り扱いとと思われますが、規定上不明確なものも多く、都度当局に確認する必要があります。根拠規定としては『上海

外高橋保税区条例』(上海市人民代表大会  
1996年12月20日公布 1997年1月1日施行)  
第37条、『税関の輸出加工区に対する監管的  
暫行弁法』(国务院令第389号 2003年9月2  
日修正 同日公布 2003年11月1日施行)第

17条、などがあります。なお、保税区、輸  
出加工区などの特別地域の優位性はその保  
税取り扱いであり、保税区以外の地域にお  
ける投資総額概念はあまり使わないよう  
です。

## 2. 中古設備輸入の規制厳格化について

**Q** : 2007年1月15日より、中国への中古設備の輸入規制が厳しくなるという話があるのですが、どのような内容でしょうか。

40万米ドル以上の設備は必ず船積み前検査を実施する、8年以上の古い設備は輸入許可されない、日本・台湾・韓国製の中古設備は必ず船積み前検査を行う、といったようないろいろな噂をききますが、実体がよくわかりませんので教えて下さい。

**A** : 2006年10月10日に商務部より、機電製品輸入に関する3種類の意見聴取稿が出されました（意見聴取はもう締め切られています）。

- ・『機電製品輸入管理弁法』（意見聴取稿）
- ・『機電製品自動輸入許可管理実施弁法』（意見聴取稿）
- ・『重点中古機電製品輸入管理弁法（試行）』（意見聴取稿）

『機電製品輸入管理弁法』（意見聴取稿）第9条に「国は中古機電製品の国の安全、社会の公共利益および安全、衛生、健康、環境保護に対して生じる可能性のある危害の程度に基づいて、規定の製造年限を超えた中古機電製品の輸入を禁止する。規定の製造年限を超えた輸入を禁止する中古機電製品目録は、国家質検総局、商務部、税関総署が聯合で制定、調整し、かつ公布する。」とあります。

その他にも、気になる文言はいくつかあるのですが、これまで適宜出されていた中古機電に関する通知類をまとめて分かりやすくした部分も多々あります。環境保護の

観点から、中古機電輸入厳格化の方向にあるのは確かですが、具体的にどのような影響が出てくるかは、今後の動きをみて精査する必要があります。

『輸入中古機電製品検査監督管理弁法』（国家質量監督検査検疫総局令第37号 2002年12月31日公布 2003年5月1日施行）に関連した『国家質量監督検査検疫総局公告 2003年第40号』（2003年4月24日公布 2003年8月1日施行）第4条によると、

- (1) 人体の健康安全、衛生、環境保護にかかわる大型の中古設備
- (2) 国の貿易主管部門の認可を経た、国が特に必要とする輸入中古機電製品
- (3) 8年以上（8年を含む）前に製造された機電製品

は船積み前予備検査を申請実施しなければならない、とされています。

意見聴取稿には船積み前予備検査対象について、これまでと異なる記載はなく、今後、価格のような新たな基準を導入するかは不明です。但し、設備の種類によって価格帯は大きく異なるので、一律に価格を基

準とすることは無意味だと思われます。

しかしながら上記(3)から考えて、「規定の製造年限を越えた中古機電製品の輸入を禁止する」場合に、8年を一つの目安にして『輸入禁止中古機電製品目録』を作成する可能性はあるかと思えます。

また、日本・台湾・韓国製の中古設備だけ船積み前予備検査を行った場合は、特定国に対する差別的措置ということになり、WTO規定違反と見なされる可能性は大です。

### 3 . 中古設備輸入における船積み前検査およびCCC認証について

**Q** : 無錫と上海の工場に、中古の設備を輸出します。この設備は電子基板に部品を装着するものです。中国から事前に日本へ検査に来るのですが、無錫と上海に送る設備は同じ場所にあり、同じ物なのですが、それぞれの地域から日程をずらして検査に来るようです。どちらか片方の検査で済ますことはできないのでしょうか。また、CCC認証は船積み前検査とは別に必要になりますか。

**A** : 日中投促の投資機構ニュース 112 (2004年11月)に、「中古機電製品輸入手続調査」のレポートを掲載しています。ご参照下さい。

輸入検査の手続きは『輸入中古機電製品検査監督手続規定』(国家質量監督検疫検査総局第53号 2003年8月18日公布 2003年10月1日施行)<以下『第53号規定』>にて、届出・船積み前検査・着荷検査・監督管理が詳細かつ明確に規定されており、輸入しようとする当該中古機電製品に対して船積み前検査が必要か否かについては、届出の段階で明確となり、必要であると判断された場合には、船積み前検査を受けなければならないとされています。

船積み前検査は、国家質量監督検疫検査総局が「届出書」を発行し実施される場合と、(荷受人の所在地の)直属の検疫局が「届出書」を出して実施される場合がありますが(第15条)、船積み前検査に従事する機関は、検査実施にて作成する「積出前検査報告」の真実性・正確性について責任

を負い法律責任を負う(第38条)とされています。従って、当該検疫局は、各自の検査対象・検査結果に責任を持たなければならないと、自らの目で検査を行い、検査を省略したり他担当局に任せたりすることはできないと思われます。

従いまして、ご質問にある無錫と上海の検査をどちらか片方で済ますことは不可能と考えます。

CCC認証につきましては、『第53号規定』第11条第2項において、「当該機械はCCC認証が要求される中古機電製品である場合には、届出申請人は申請する際に、必ず相応する証明文書を提供しなければならない。」と規定されていることから、貴社が輸出する設備が『強制的製品認証実施に係る製品目録』(国家質量監督検疫検査総局・国家認証認可監督管理委員会 2005年9月12日公布)に組み入れる製品であれば、届出申請する前に、まずCCC認証が必要と思われます。

#### 4 . 中古設備の船積み前検査制度について

**Q** : 中古設備の船積み前検査について、2007年1月から規則が変わって中国からの検査員が来ることが少なくなり、代行機関（CCIC・JAPAN）での対応が増えるとの話を伺いました。その話とともに、2007年1月に予定されてきた中国からの検査が立て続けに2件キャンセルされました。

中古設備の船積み前検査制度に、どのような変更があったのでしょうか。

**A** : 中古設備の船積み前検査の制度について大きな変更があったかどうかについて、社団法人日本海事検定協会にヒアリングをいたしました。結論から申し上げますと、2007年1月の規則変更につきましては、特段の情報は入っていないとのことです。

但し、従来の日中商品検査株式会社（中国検験認証（集団）有限公司と日本海事検定協会との共同出資）に加えて、約2年前に北京の国家質量監督検験検疫総局のトップが中古設備の検査強化を目的としてCCIC・JAPANの設立を提唱し、2005年の8月1日にCCIC・JAPAN株式会社（中国検験認証集団日本有限公司 以下「CCIC・JAPAN」）が設立されました。これにより2006年の4月頃から中国各地の出入境検験検疫局に代わって船積み前検査を取り扱うことが多く

なっているとのことです。加えて、『国家質量監督検験検疫総局公告2006年第135号』（2006年9月14日公布 2006年10月1日施行）は、輸出中古機械・電気設備輸出前検査に従事する機構および人員の資格に関しての公告で、中古機械・電気設備船積み前指定検査機関としての資格をCCIC・JAPANが正式に取得したことが記載されています。この公告による認定もあり、上海市が特にCCIC・JAPANによる検査を奨励しているようです。

実際のところ、CCIC・JAPANが船積み前検査機関として認定されて間もないこともあり、現状各地区によって運用に若干の違いがあると思われます。従いまして、中国の各申請先に事前にお問合せされること（CCIC・JAPANの検査を受けることの確認など）をお勧めします。

## 第 6 章 設備導入に関する事項





## 1. 価格評価しない輸入設備について

**Q** : 価格評価しない設備を当社の合併企業に納入し、納入後間もなく5年を経過しますが、今後もこの設備を引き続き現地にて使用したいと考えています。

以下、二つの質問をさせて下さい。

1. 5年を経過し引き続き使用する場合、減価償却した後の価格で関税と増値税を納付すれば問題ありませんか。
2. この設備を使用して、当社と合併企業は進料加工契約を結び部品輸入と製品輸出をしています。この設備を引き続き使用する場合、現行の進料加工契約に何らかの影響はありますか。

**A** : 関連法規としましては『加工貿易輸入設備関連問題に関する通知』（外経貿部・税関総署 [1998]外経貿政発第383号 1998年7月1日公布 同日施行）＜以下『383号通知』＞、と『加工貿易取引下で外国企業が提供する価格評価しない輸入設備の税関監督管理解除関連問題をさらに明確にすることに関する通知』（税関総署・対外貿易経済合作部・国家質量監督検疫総局 署法発[2001]420号 2001年11月6日公布 2002年1月1日施行）＜以下『420号通知』＞があります。

1. に関しましては、上記規定では、監督管理期限が満了した「価格評価しない設備」を海外に積み戻さず、国内で継続して使用する場合、機電製品輸入管理機関の輸入審査批准を受ける必要があり、税関はその批准文書に基づき監督管理解除手続きを経て監督管理解除証明を発行すること、そして輸入関税、輸入段階における増値税については免除する旨定めています（『383号通知』

第8条、『420号通知』第3条）。

また、監督管理期限が満了し、国内で継続して使用する「価格評価しない設備」は、安全、環境保護、衛生などの項目について検疫機関による検査を受ける必要があり、「検疫証明書」が発給された後に、監督管理解除手続きを行い継続使用することができる旨定めています（『420号通知』第4条）。

なお、期間が満了した「価格評価しない設備」の監督管理解除手続きを速やかに行わない企業に対し、税関の調査部門は、その企業に対し規定違反行為として処分を課させ、処分が決定するまで新たな加工貿易登録手続きを行わない旨を定めており、注意が必要です（『420号通知』3条第2項）。

2. に関しましては、各規定において該当するものはなく、契約自体に特別影響を与えるものはないと考えます。

但し、監督管理期間が満了した「価格評価しない設備」を国内で継続して使用する

ことは、加工貿易上免除されている輸入手続（輸入許可証など）および、その「価格評価しない設備」自体が中古機電製品として扱われ、中古機電製品輸入手続を改めて

とることが必要となり注意が必要です（『420号通知』第5条）。

なお、手続きにつきましては「Q&A集第5集P80」を参照して下さい。

## 2 . 中古設備輸入について

**Q** : 日本から中古設備を上海の現地法人向けに輸出の検討をしております。中古設備の輸入手続きが難しいのは承知しておりますが、最近、設備に関する基準の変更や『中古機電管理弁法』など関係法規の改正・通達などが出ていますか。また、この相談を現地のどのセクションに行けば解決できるのでしょうか。

**A** : 直近は、関連法規の改正・通達などはありません。但し、「自動輸入許可製品」目録については、『商務部・税関総署公告2005年第106号(2006年自動輸入許可機電製品目録)』(商務部・税関総署公告2005年第106号 2005年12月10日公布 2006年1月1日施行)が最新です。また、商務部は現在、『重点中古機電輸入管理弁法(施行)』を制定する最中で、来年施行予定となるようです。この管理弁法において、重点中古機電の定義、輸入する場合の申請手続きなどについて、詳しい規定があります。

(具体的な内容は、

<http://tfs.mofcom.gov.cn/aarticle/as/200610/20061003371077.html>

をご参照下さい。)

スムーズに輸入手続きをとるには、主管部門である現地の機電輸出入弁公室および実際の判断権限を有する出入境検閲検疫機関に事前確認する必要があると考えます。特に最近では、環境負荷の高い設備については審査が厳しく場合によっては、日本での積出前予備検査が必要になりますので、その場合は、日本海事検定協会のように第三者証明ができる機関に依頼することになるでしょう。

### 【回答後の変更】

『重点中古機電輸入管理弁法(施行)』の意見募集は、2006年10月20日にすでに終了したようです。



## 第 7 章 加工貿易に関する事項



## 1 . 転廠について

**Q** : 転廠についてですが、現在広東省での運用が困難になっていると聞いています。現在、どのような規制がなされているのでしょうか。

**A** : 転廠を規制する規定を探してみましたが、お問合せの内容に該当するものを見つけることはできませんでした。但し、現地の事情について、広東省の通関コンサルタントに問い合わせを行ったところ、税関システムが旧型から刷新されたのを受けて(2004年10月頃と思われます) 転廠貨物について、従前はHSコード4桁が合致すればよいとされていたものが、8桁全てが一致しなければならず、不一致の貨物については転廠手続を行うことができないという事例が発生しているようです。

一方、転廠ではなく加工貿易自体を規制する最近の規定としては、『商務部、税関総署公告2005年第50号』(商務部・税関総署2005年8月1日公布 2005年8月22日施行)

『一部の高エネルギー消費、高汚染、資源

性製品の輸出抑制の関連措置に関する通知』(国家発展改革委員会・財務部・商務部・国土資源部・税関総署・国家税務総局・国家環境保護総局 発改経貿[2005] 2595号 2005年12月9日公布 2006年1月1日施行)などが挙げられ、国民経済の発展や産業発展政策に影響を与えたり、環境負荷の高い製品(高エネルギー消費、高汚染など)について、加工貿易禁止目録に組入れることを定めています。

もし、お取り扱いの製品が、これらの規定に該当してくるようであれば、施行以降の加工貿易契約は審査認可されず、また、施行以前に認可を得たものについては、認可期限満了後の延長は認めないなどの措置がとられることとなります。



## 2. 金型の移動および原料の転売について

**Q** : 日本の下請企業A社との間で売買契約に基づく取引をしています。  
A社に貸与した金型が、A社の中国子会社B社に免税で輸出され、B社で当該来料加工を行っています。

この時、以下のことについて教えてください。

1. A社との取引を打ち切りたいが、A社に貸与している金型を、他の下請企業である中国C社に移動できますか。その場合、どのような手続きが必要でしょうか。
2. B社には輸入した原料が残っていますが、その原料の転売は可能でしょうか。

**A** : 1.に関しましては、加工貿易の為に免税輸入した金型を、中国内でダイレクトに他社に移転（無償貸与）できるかどうかについては、法規上明確ではなく、税関に確認することをお勧めします。

ご参考までに、根拠法などについて以下お伝えします。

『加工貿易輸入設備の関連問題に関する通知』（対外経済貿易合作部・税関総署 [1998]外経貿政発第383号 1998年7月1日公布 同日施行）第7条第1項に「上記免税の価額評価しない設備については、輸入の日から返送輸出し、かつ、税関の規定に従い監督管理を解除するまで、税関の監督管理貨物に属する。監督管理期間はこれを5年とする。監督管理期間内において、無断で国内において販売し、交換し、譲渡し、抵当とし、または他の用途に流用してはならない。」とあります。さらに、監督管理の解除についての補足規定『加工貿易項目下で外国企業が提供する無償輸入設備の税関監督管理解除関連問題をさらに明確にする通知』（税関総署・対外貿易経済合作部・国

家質量監督検査検疫総局 署法発[2001]420号 2001年11月7日公布 2002年1月1日施行）があります。

上記2つの通知によれば、監督管理解除などの手続きは次のようになります。

< 監督管理期間満了前の設備 >

監督管理解除を申請し、設備使用年限に応じた減価償却した後の価値に従って関税および輸入段階の増値税を納付する。

- 廃棄・返送出国は以上の手続きで可能
- 国内で継続使用する場合は、改めて検査検疫、中古機電製品としての輸入手続きを要する。

< 監督管理期間満了後の設備 >

監督管理解除を申請。関税・増値税の納付は不要

- 廃棄・返送出国は以上の手続きで可能。
- 国内で継続使用する場合は、改めて検査検疫、中古機電製品としての輸入手続きを要する。

ところで、継続使用ではなく転売などの処分移転に関しては、どの税関も、監督管理期間満了後の設備については上記手続き

を踏めば企業の判断に任せる、としています。しかし、監督管理期間満了前の設備については、上記手続きを踏んでも転売などの処分移転を認めない、との判断をする税関が多いようです。

さらに、以上はあくまでも一般の機電設備についてであり、金型については機電製品のような中古品の輸入管理に関する規制がなく、上述のような手続きができません（通常の輸入手続きでこと足りるのかもしれませんが）。また、そもそも金型は単独輸入では免税対象にならないのが殆どですので（機電設備と一緒にでも認められない場合もあり）、仮にいったん日本に返品送品して改めてC社に無償貸与しようとしても、免税輸入が認められない可能性が大です。

2. に関しましては、『加工貿易保税輸入原料・部品国内販売審査認可暫定施行弁法』（対外貿易経済合作部 [1999]外経貿管発第315号 1999年5月27日公布 1999年6月1日施行）第3条により、加工貿易保税輸入原料・部品は、省級の対外経済貿易主管部門に報告し認可を受ければ、国内販売が可能です。但し、第4条より下記のいずれかの条件に合致する必要があります。委託側

の正当な理由による加工貿易契約の中止  
市場価格の下落による受託側からの加工貿易契約の中止  
製品品質の契約条件への未達  
加工技術の改良などによる余剰材料の発生  
不可抗力による輸出契約履行不能  
その他の正当な理由。（その他手続きについても本弁法に定めていますのでご確認ください。）

この認可を得た後、『税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法』（税関総署 税関総署令第113号 2004年2月26日公布 2004年4月1日施行）第34条に基づき、税関で保税原料に対する輸入税および延滞利息を納付することになります。

尚、本件の原料とは、製品の加工に引き続き利用可能な「余剰材」と考えられますが、『加工貿易の端材、余剰材、不良品、副産物および被害保税貨物に関する管理弁法』（税関総署 税関総署令第111号 2004年5月25日公布 2004年7月1日施行）第6条により、「当該余剰材が加工貿易契約に基づいて輸入した原材料総額の3%以内、かつ総額が1万元以下の場合」は上述の対外経済貿易主管部門の審査は免除され、税関審査のみで手続きが行えます。

### 3. 進料加工契約における免税輸入原料の処理について

**Q** : 進料加工契約における免税輸入原料の処理に関して、以下のことについて教えてください。

1. 進料加工契約を締結し、免税で輸入された原料の有効期限はあるのでしょうか。
2. 免税で100輸入し、製造工程で80を使い切り、20残ってしまいました。この原料を加工契約以外の製品に使用する場合、関税、増値税を納付する必要があると思いますが、どの時点で納付するのでしょうか。
3. 上記のとおり、残った原料20を、次回、同じ製品を生産するのに利用したいと思います。残った20を免税のままで使用する場合、どのように処理すればよろしいでしょうか。

**A** : 1. に関しましては、『税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法』（税関総署 税関総署令第113号 2004年2月26日公布 2004年4月1日施行）第30条によれば、「経営企業は規定の期限内に輸入材料を加工して再輸出しなければならず、かつ加工貿易手帳取引下での最終ロットの完成品の輸出日、或いは加工貿易手帳の満期の日より30日以内に税関で照合消し込みを行わなければならない」と定められています。従って、手帳による保税輸入原料は当該手帳の有効期間中に加工再輸出することが原則であり、その有効期限は手帳の有効期間とリンクしてきます。

ちなみに、加工貿易に詳しいコンサルタントによると、手帳の有効期間は6ヶ月から1年と各地によって異なっているようであり、手帳の有効期間中に契約量の輸出が終わらない場合、華南地域では、有効期間の延長が2回を限度として税関で直接手続き

することができ、毎回の延長期間は2ヶ月以内と決められているようです。

2. に関しましては、3. の質問にて余剰原料の次回進料加工契約への繰越を想定されているようですので、本件は余剰原料を国内販売製品の生産へ転用するケースと推察して、コメントします。

『加工貿易保税輸入材料部品国内販売審査認可管理暫定弁法』（対外貿易経済合作部 [1999]外経貿管発第315号 1999年5月27日公布 1999年6月1日施行）によれば、保税輸入した余剰材料を内販製品の加工に充当する場合、税金を支払う前に省級の対外経済貿易部門の認可を得る必要があります。その場合、委託側の事情による加工貿易契約の中止、市場価格の下落による受託側からの加工貿易契約の中止、製品品質の契約条件への未達、加工技術の改良などによる余剰材料の発生、不可抗力による輸出不能、その他の正当な理由、これ

らのいずれかに該当することを前提に、加工貿易契約の期限内に申請しなければなりません。

この認可を得た後(認可証書受領後)、『税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法』第34条に基づき、税関で保税余剰原料に対する輸入税および延滞利息を納付することになります。

尚、『加工貿易の端材、余剰材、不良品、副産品および被害保税貨物に関する管理弁法』(税関総署 税関総署令第111号 2004年5月25日公布 2004年7月1日施行)により、「当該余剰原料が加工貿易契約に基づいて輸入した原材料総額の3%以内、かつ総額が1万元以下の場合」は商務主管部門の審査は免除され、税関審査のみで手続きが行える

と定められています。

3.に關しましては、『加工貿易の端材、余剰材、不良品、副産品および被害保税貨物に関する管理弁法』に基づき、まず余剰原料を別の加工貿易契約に繰り越し、使用する旨を税関に申請することが必要になります。

尚、繰越利用の前提条件として、同一の経営単位、同一の加工工場、同様の輸入原材料、および同一の加工貿易方式であることが挙げられます。

この条件を満たした場合、税関は規定に従い、使用量を査定した後、企業が当該契約の照合消し込み、およびその余剰材料、部品の移転手続きを行うことを許可することになっています。

#### 4 . 進料加工後の不良品返品について

**Q** : 現在、上海で進料加工した製品を日本に輸出し、日本で検品（不良品/良品の仕分け）をしています。上海保税工場を出荷する際にも検品はしていますが、精度が低く、不良品が日本に來ています。不良品は上海へ返送しています。

これを、上海保税工場で出荷後、中国国内で検品し（上海工場以外の場所）、不良品は上海保税工場へ返送、良品のみを日本へ出荷したいと考えています。

この時、以下について教えてください。

- 1 . 上海外高橋保税物流園区を使用した場合、不良品のみを上海保税工場へ返品することは可能でしょうか。可能な場合、どのような手配、手続きが必要になりますでしょうか。
- 2 . 上海外高橋保税区を使用した場合、保税区倉庫内で不良品と良品の仕分けをすることは可能でしょうか。

**A** : 1. に関しましては、上海保税工場で製造した製品を上海外高橋保税物流園区に搬出し、仕分け作業をした後、不良品のみ上海保税工場へ返品するという前提でお答えします。

結論から申し上げますと、仕分け作業後、不良品を区外の保税工場へ返品することは可能です。

まず、園区内の企業は、『税関の保税物流園区に対する管理弁法』（税関総署 税関総署令第134号 2005年11月28日公布 2006年1月1日施行）＜以下『弁法』＞第7条、第38条により、流通性の簡単な加工および付加価値サービスを行うことが可能で、それにはランク分けや分類、分割や仕分けなどの補助的作業が含まれます。

次に、保税転関により保税物流園区に搬

出された貨物を区外の企業に返還することは可能で、園区企業は積出地税関の返送連絡票を保税物流園区の主管税関に提出した後、主管税関にて手続きを行います（『弁法』第41条）。詳しい手続きについては、上海外高橋保税物流園区の税関にご確認下さい。

また、保税物流園区と保税監督管理場所間を往来する貨物については、税関が保税監督管理を行っていることから、増値税の還付申請書類（退税単）は発行されません（『弁法』第48条）。従って、退税単の処理に関する手続きは発生しないものと考えます。

2. に関しましては、上海の保税工場から進料加工により外高橋保税区の企業に貨物を搬出し、貨物に不良品があった場合の返品が可能かという前提でお答えします。

『輸出入関税条例』（国務院 国務院令第392号 2003年11月23日公布 2004年1月1日施行）の第44条に、不良品などの扱いについて規定されていることから、返品については可能と考えます。

進料加工の手続きについては、『加工貿易の端材、余剰材、不良品、副産品および被害保税貨物に関する管理弁法』（税関総署 税関総署令第111号 2004年5月25日公布 2004年7月1日施行）に基づき、主管税関への手続きを経て、税関で免税にて照合消し

込みを行うことが可能と考えます。

保税区内の貨物は、税関の監督管理下の貨物であり、『税関法』（全国人民代表大会 常務委員会 2000年7月8日第9期全国人民代表大会常務委員会第16回会議にて改正 2000年7月8日公布 2001年1月1日施行）第37条にも、税関の監督管理貨物は、税関の許可を受けずにその他の処置を行ってはならない旨規定されております。手続きに関する詳細については、現地の税関にご確認されることをお勧めいたします。

## 5. 手冊に関する税関総署公告について

**Q** : 日中投促のデータライブラリーに2006年1月1日施行の『税関総署公告 2005年第57号(税関加工貿易手帳の使用開始について)』の日文訳が掲載されていますが、それについて質問させて下さい。

1. 今回の公告は、今まで3つあった「登記手冊」を1つの「貿易手冊」に統一しましたが、その目的はなんですか。
2. 今まであった「加工装配和中小型補償貿易進出口貨物登記手冊」、「中華人民共和国海関進料加工登記手冊」、「中華人民共和国海関対外商投資企業履行出口合同所需進口料件加工復出口登記手冊」の3種類が統一されていますが、各手帳の用途について教えてください。

**A** : 1. に関しましては、『税関総署公告 2005年第57号』(税関総署 2005年11月18日公布 2006年1月1日施行) <以下『本公告』>の目的に関して、その序文にもあるとおり、「加工貿易の新たな形成の発展の必要に適應し、加工貿易管理をさらに規範化し、企業の加工貿易手続きを簡素化させる」と理解するのが正しい考え方かと思われます。

「登記手冊」と名のつくものはたくさんありますが、「加工貿易」に関して必要な「登記手冊」にはどのようなものがあるのか、という質問を北京海関加工貿易処に問い合わせたところ、『本公告』公示直前で有効であったものは、(1)「加工装配和中小型補償貿易進出口貨物登記手冊」、(2)「中華人民共和国海関進料加工登記手冊」、(3)「中華人民共和国海関対外商投資企業履行出口合同所需進口料件加工復出口登記手冊」の3種類だけである、との回答でした。地方によっては独自の「登記手冊」と

いったものが存在するようです。参考までに税関総署のHPで検索してみますと、上記(1)~(3)以外の登記手冊は出てきませんでした。

(1)はすでに新たには使用停止となっている登記手冊ですが、使用案内を読みますと「料件、設備和加工装配的成品」と記載されており、設備の他に材料や部品でも使えるようです。

2. に関しましては、上記の手冊の使用目的に関して、(1)は来料加工や補償貿易において使用されていました。

(2)(3)ともに進料加工において使用されていたものですが、(2)が内資企業のみ、(3)が外商投資企業のみ使用となっていました。

当時の加工貿易契約登記報告の手続きに関しましては、

[http://www.taxchina.cn/StatuteLib\\_StatuteDetail.asp?StatuteId=189768](http://www.taxchina.cn/StatuteLib_StatuteDetail.asp?StatuteId=189768) をご参照下さい。

## 6 . 輸出税還付の廃止と加工貿易禁止について

**Q** : 『一部商品の輸出税還付率調整および加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知』( 財政部・国家発展改革委員会・商務部・税関総署・国家税務総局 財税[2006]139号 2006年9月14日公布 2006年9月15日施行) の最後の段に、今回輸出税還付を廃止された商品を加工貿易禁止類目録に組み入れる、とあります。

還付率の廃止がどのように加工貿易禁止につながるのか、その背景を教えてください。

**A** : ご存知のとおり、中国の経済は量から質への転換を図ろうとしており、外資についてもITをはじめとするハイテク産業の振興を奨励する一方で、貿易黒字の縮小や自国の産業保護の観点からも、単なる労働集約的な産業(特に単純加工貿易)を抑えていこうとする動きが見られます。

今回の還付税廃止については、加工貿易を止めさせたいという意図が先にあり、還付率を下げるまたは廃止することによりコストアップをもたらし、加工企業側にギブアップさせることを狙ったものと考えられます。



## 7. 『加工貿易禁止商品目録』の輸出・輸入・輸出入の定義について

**Q** : 2006年11月1日公布の『加工貿易禁止商品目録』についてお尋ねいたします。このリスト中の備注(禁止方式)は輸出・輸入・輸出入の3つに分かれています。この加工貿易における輸出という意味は、外国から原材料を保税扱いで輸入し、これを中国で加工し、輸出するという流れと理解してよいのでしょうか。商品の内容を見ると中国産のものがなっていると思われませんが、これを輸入し、加工するというのもよく分かりません。同じく、加工貿易における輸入・輸出入という分類についてもご教示下さい。

**A** : 『加工貿易禁止類商品目録』(商務部・税関総署・国家環境保護総局公告2006年第82号 2006年11月1日公布 2006年11月22日施行) <以下『82号通知』>における輸出・輸入・輸出入の意味については、明確ではありませんが、次の意味と考えられます。

輸出 :

加工貿易において加工後に製品として国外に出すことを指します(原材料は、特に進料加工の場合は、必ずしも全てが輸入品ではありません)。また、一部商品はわざわざ「深加工結転(転廠)に用いる場合を除く」とありますので、その他は深加工結転に用いる場合も禁止するものと思われま

輸入 :

加工貿易の原材料用途として国外から輸入することを指し、上記から考えるとやはり深加工結転の原材料として国内他工場から入れることも含まれると考えま

輸出入 :

上記、輸出・輸入の両方の意味を備えていると考えます。

もちろん、『82号通知』において禁止するのは、あくまでも加工貿易としての保税での輸出や輸入であり、一般貿易の形で輸出増徴税の控除・還付を受けずに輸出したり、輸入関税・増徴税を支払って輸入したりすることは依然として可能です(一部地区税関で混乱があり、輸出入自体が禁止されたと誤解しているところもありますので、ご注意願います)。

なお、加工貿易に関連して、『82号通知』に先立ち、

『一部商品の輸出税還付率調整および加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知』(財政部・国家発展改革委員会・商務部・税関総署・国家税務総局 財税[2006]139号 2006年9月14日公布 2006年9月15日施行) <以下『139号通知』>

『一部商品の輸出税還付率調整の関連問題に関する補充通知』(財政部・税関総署・国家税務総局 財税[2006]145号

2006年9月29日公布 同日施行) <以下『145号通知』> が公布されています。

『139号通知』にて、増値税還付を取り消した品目を加工貿易禁止類商品目録に追加するとしております。また、『145号通知』は『139号通知』公布以前に増値税還付を取り消した品目のリストです。

『82号通知』には、『139号通知』で増値税還付を取り消した品目と『145号通知』の品目すべてを網羅してしかるべきなのでしょうが、『139号通知』や『145号通知』にあつて『82号通知』にない品目、逆に『139号通知』や『145号通知』になくて『82号通知』に新たに付加された品目もあり、一部品目については混乱が生じる恐れがあります。この問題を解決するために、『財税[2006]139号、財税[2006]145号と商務部が税関総署、国家環境保護総局と共に最も新しく公布した2006年第82号公告との間の関係についての問題に関して』(商務部産業司商産加函[2006年]311号 2006年11月24日

公布 同日施行) <以下『311号公文』> において、上記の三つの通知の関係を整理しました。すなわち、『311号公文』によると、『139号通知』は輸出税還付率を調整する商品のリストであつて、加工貿易禁止類商品目録ではありません。『145号通知』は以前に増値税還付を取り消した商品のリスト及び還付率が調整された個別商品に対する修正であつて、『139号通知』の補充であります。それに対して、『82号通知』は加工貿易禁止類商品目録を確定するものであります。従いまして、新たな加工貿易禁止類商品目録は『82号通知』に従うものとします。

また『311号公文』は、現在加工貿易禁止類商品目録は『商務部・税関総署・国家環境保護総局公告2005年第105号』(2005年12月11日公布 2006年1月1日施行)、『商務部・税関総署・国家環境保護総局公告2006年第63号(生皮加工貿易政策の調整実行に関して)』(2006年9月11日公布 同日施行 2008年12月31日失効予定)および『82号通知』によつて規定すると明確にしました。

## 8 . 進料加工貿易から来料加工貿易への変更について

**Q** : 2003年に現地法人を設立し、設備の一部を免税で輸入しました。現在進料加工貿易で製品を親会社に輸出していますが、この秋に進料加工貿易から来料加工貿易への変更を考えています。つきましては、次の内容について教えて下さい。

- 1 . 一部を免税輸入した設備を使用して、来料加工貿易は可能でしょうか。
- 2 . 原材料を100%供給しますが、残りの経費類は現地調達との考えでよろしいのですか。
- 3 . 日本から原材料を無償で輸出し、中国でこの原材料を輸入する場合、両国の税関でどのような手続き（課税）が発生するのでしょうか。
- 4 . 子会社においては、製品によっては来料加工や進料加工がそれぞれ同一時期に発生していても問題はありませんか。
- 5 . 来料加工貿易で完成した製品を中国国内販売や第三国に直接販売しても問題はありますか。

**A** : まず、進料加工貿易から来料加工貿易への変更は、日本側と中国側との間で委託加工契約の変更（または新規契約締結）を行い、関連当局に事前申請をして加工貿易の変更（または追加）の手続きを行います。当局の許可を得た後、現地法人の経営範囲を変更し登記を行うことが必要です。

1. に関しましては、進料加工開始時に免税で輸入した設備を来料加工にも利用できるか、という質問として回答します。結論から申し上げますと、進料加工から来料加工への加工貿易の変更申請時に、設備に関して同時に申請を行い、許可を得られれば転用可能と考えます。

2. に関しましては、ご質問の「残りの経費類」の特定ができませんが、人件費などは当然現地調達になります。来料加工の生産において掛かった経費は、加工賃として日本側企業から徴収することとなります。また、来料加工の場合には基本的には、原材料は海外から調達することとなっていますが、審査認可機関の許可を得れば、一定量（例えば原材料の20%）は国内で調達することができるようです。さらに、材料に関して「部品として構成されない消耗材」については国内調達も認められているようです。但し、通常免税（保税）とされる材料に対して、一部国内調達する材料に関しては増徴税を払わなければなりません。その製品を輸出した際に国内調達した部分の増徴税の還付を受けることができないとさ

れていますので、実質コスト増となります。  
なお、この取扱いには地域によって例外もあるようですので、実際には現地での確認をお勧めします。

3. に関しましては、中国側 = 原材料の輸入、日本側 = 原材料の輸出としてお答えします。

#### 中国側 = 原材料の輸入

企業は原材料を輸入するたびに、税関に申告しなければなりません。税関発行の登記手帳とその他書類を参照し、輸入申請書（報関単）を作成し、登記手帳の「輸入原料登記欄」に関する原材料の内容を記入し、輸入手続きを行います。税関は、審査の結果問題がなければ、規定に基づき監督管理手数料を徴収し、貨物検査の上、貨物を引き渡します。

進料加工・来料加工の取扱いであるため、輸入関税・増値税は掛かりません（保税扱いとなります）。

#### 日本側 = 原材料の輸出

日本側の原材料の輸出において特段問題となることはないと思われます。通関の手続き自体、物流企業に一括して依頼することも考えられるため、手続きの詳細につき

ましては、ご利用になられる物流企業にご確認下さい。

4. に関しましては、進料加工および来料加工の両方において許認可を取得していれば、進料加工と来料加工を並行して行うことは可能です。しかし、進料加工と来料加工を並行させることはオペレーション上、困難を伴うと考えられます。同一敷地内、同一建物内に、来料加工工場と外商投資企業（進料加工）を併設する場合、保税品と非保税品が混在することになりかねず、その管理、対応をいかに行っていくかという問題が生じます。税関の審査、認可が必要となってくるため、事前に所轄税関に併設の可否、管理方法のガイドラインについての確認が必要です。

5. に関しましては、来料加工貿易における完成品を中国国内販売や第三国に直接販売することはできません。来料加工貿易では、完成品全量を海外に輸出することを条件に保税（免税）を受けていますので、必ず一旦海外に出す、或いは物流園區を利用して輸出(輸出と同等の取り扱い)を行い、製品を中国に再輸入するなり、第三国へ輸出するようにしなければなりません。

## 9 .来料加工方式で免税輸入した生産設備を使用し国内販売を行うことについて

**Q** : 弊社は中国広東省(東莞)にて独資企業を設立し、来料加工方式にて親子間の取引を行っています。現状、生産設備の免税輸入優遇政策(恩恵)を受けていますが、今後、一部製品(小家電)を中国内販しようと考えています。この場合、優遇措置の恩恵を維持しながら、一部の製品を中国国内で販売することが可能でしょうか。その関連の規定も教えて下さい。

**A** : そもそも来料加工は、全量輸出が義務付けられています。但し、『加工貿易保税輸入原料・部品国内販売審査認可暫定施行弁法』(対外貿易経済合作部 [1999] 外経貿管発第315号 1999年5月27日公布 1999年6月1日施行) <以下『暫定施行弁法』> により、正当な理由がある場合にのみ、事前申請により保税輸入原料・部品またはその完成品の国内販売が認められます。正当な理由とは、『暫定施行弁法』第4条において規定されている、外国企業の契約履行中止、国際市場価格下落、品質問題、不可避な余剰原料発生、などです。また、『暫定施行弁法』第7条の規定において、内販に転用した製品の原材料に対して関税およびその延滞利息が徴収されます。

なお、『暫定施行弁法』においては、どの程度の割合まで内販が認められるかは規定されていません。また、免税輸入された設備は『加工貿易輸入設備の関連問題に関する対外貿易経済合作部および税関総署の通知』(対外貿易経済合作部・税関総署 [1998] 外経貿政発第383号 1998年7月1日公布 同日施行) <以下『本通知』> 第7条

に基づき、5年間税関の監督管理下に置かれるわけですが、この期間内に『暫定施行弁法』に基づいて内販をした場合に、遡って免税措置が取り消されるという規定は、特にありません。

御社の場合、『本通知』第2条に規定されている「独立し、かつ、専門的に加工貿易に従事する(すなわち、国内販売製品加工生産に従事しない)工場または生産現場を有し、かつ、価額評価しない設備を当該工場または生産現場においてのみ使用する。」ことを前提に、設備を免税輸入されていると思われます。従って、仮に同じ現場で一部製品を国内販売用に生産すると、『本通知』第7条により「対外経済貿易部門は、当該違反者の新たな加工貿易契約(協議書)の審査認可を停止し、税関は関税および輸入段階の増徴税の全額を補足徴収し、かつ、『税関法』、『税関法行政処罰実施細則』その他の関係する法律および法規の規定に基づき厳格に処理する。法律に抵触する場合には、司法機関に移送して法によりその刑事責任を追及させる。」と、厳しい処置を受けてしまいます。

## 第 8 章 人事・労務に関する事項



## 1. 法定制限を超える時間外労働について

**Q**：『労働法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行）第41条では、「労働時間は組合および労働者と協議した上で労働時間を延長することができる。《…中略…》但し1ヵ月当たり36時間を超えてはならない。」との規定がありますが、どうしても36時間を超過してしまう場合はどういう対応が実態としてなされているのでしょうか、またどう対応するのが法令順守上望ましいのでしょうか。

**A**：法定の制限を超えた長時間の時間外労働をしてもらう必要がある場合に、実態として従業員の同意を得た上で法に定められた割り増し賃金を支払うことで、弾力的に運用されている場合が多いかと思われます。

しかしながら、時間外労働時間に関する制限は強制法規であり、当事者間の合意や割増賃金の支給によって適法化されるものではありません。よって、あくまで法律処罰の対象となることをふまえ、従業員の増員など、負荷を低減する処置を講じられる

ことが法令順守の観点から望ましいと思われれます。

一方『「労働法」の徹底的实施にあたっての若干の問題に関する意見』（労働部 勞部発[1995]309号 1995年8月4日公布 同日施行）第65条～第69条に規定されているように、生産任務が不均衡な企業への対応として、労働行政部門の許可を受けて変形労働時間制を適用することは可能です。但しその場合でも、1日あたりの平均労働時間および週あたりの平均労働時間は、法定標準労働時間と同じでなければなりません。



## 2 . 損害賠償の就業規則への記載について

**Q** : 上海で運送事業を計画中です。企業から従業員への損害賠償請求について、就業規則に「企業が処分に処するときに、企業が被った経済損失の全部もしくは一部に関して、従業員に対し損害賠償を要求することができる。企業は経済損失の程度に応じて、従業員の賃金の中からその賠償金額を差し引くことができる。但し、毎月の差し引き額は当該従業員基本給与の % を超えてはならない。」と記載したいと考えています。法的に妥当な数字は何%になりますか。

**A** : 結論としては、最大20%です。『賃金支払暫定施行規定』(労働部 労部発[1994]489号 1994年12月6日公布 1995年1月1日施行)第16条にて、「従業員が企業に経済的損失を与えた場合、企業は、労働契約の約定に従って経済損害の賠償を請求することができる。経済損害の賠償は、従業員本人の賃金から控除することができる。但し、1ヵ月あたりの控除部分は、従業員の当月の賃金の20%を超えてはならない。控除した後の給与が当該地区の最低賃金基準を下回る場合には、最低賃金基準に従って支払う。」と規定されています。

ちなみに、労働規律違反に対する罰金も設定するなら、同様に考えていただいて結

構です。『企業従業員賞罰条例』(國務院 国発[1982]59号 1982年4月10日公布 同日施行)第16条に、「罰金の金額は企業が決める。一般にその従業員の月給の20%を超えてはならない。」と規定されています。

ここでは罰金徴収後の金額が最低賃金を下回ってよいか否かについての定めはないものの、この規定の制定時期が1982年と古く、その後に制定された『賃金支払暫定施行規定』第16条の規定を加味して考えると、「労働規律に違反した者」に対しての罰金も「控除した後の給与が当該地区の最低賃金基準を下回る場合には、最低賃金基準に従って支払う。」と考えられます。

### 3 . 経済補償金について

**Q** : 上海市の外資企業が企業側の事由により従業員を解雇する場合、「1ヵ月あたりの給与×勤続年数」を退職金として支払う以外に、何か法定の補償金などはありますか。また全国的な法規および上海市の条例に規定はありますか。

**A** : ご質問の中で「退職金」と書かれているのは、『労働法』(全国人民代表大会 主席令第28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行)や『労働契約違反および労働契約解除にあたっての経済補償についての規則』(労働部 勞部発[1994]481号 1994年12月3日公布 1995年1月1日施行)などに規定されている「経済補償金」のことですね。

上海の地方性法規も含めて関連法規を調べましたが、企業事由による解雇の場合に、経済補償金以外に法定の補償金などを必要とするような規定はないようです。

なお、蛇足ながら、『外商投資企業労働管理規定』(労働部・対外貿易経済合作局 勞部発[1994]246号 1994年8月11日公布 同日施行)第19条には「企業は本規定第11条第1号、第3号、第12条の規定に従い、労働契約を解除する従業員に対して、生活補助金を一括で支給しなければならない。」とありますが、『労働法』の徹底的实施にあたっての若干の問題に関する意見』(労働部 勞部発[1995]309号 1995年8月4日公布 同日施行)第93条によれば、この「生活補助金」とは経済補償金と同一です。

#### 4 . 雇員の病気時における補償金などについて

**Q** : 海外事務所の雇員が重い病気になりました。手術しましたが回復の見込みは少なく退院の目処も立っていません。給与は満額払い続けていますが、企業としてはどこまで生活補償として面倒を見る必要があるのでしょうか。

現地の中国人所長からは「外国企業サービス会社との雇用契約では、病気を罹った所員は規定される医療期間内に企業としては解雇できず、所員の給料を通常とおり払う」と言われています。この「規定される医療期間内」とは何を指すのかと聞いたところ、『大連市労働契約管理規定』の第6章の附則が該当することでした。この附則によると「労働者が病気または非業務で負傷した場合、雇用者は労働契約を解除・中止してはならない。雇用者は労働者の勤続年数により、3ヵ月から24ヵ月の医療期間を与えるものとする。」また「医療期間内の労働者の給料(疾患救済費)は雇用者が支給すべきで、支給基準は現地最低賃金基準(大連の場合600人民元)の80%を下回ることにはしてはならない。」と規定されているとのこと。但し、日本企業であり商社なので、現地最低賃金基準では本人や他の所員も納得せず不満を高めるので、相応の金額を支払うべきという意見でした。雇員の在籍期間は5年以下ですので、規定上の医療機関は3ヵ月ですが、すでに入院から3ヵ月余経過しています。

手元にある外国企業サービス会社との雇用契約書には「中国雇員が疾病或いは疾患の期間が満了したら、雇用主は契約解除を出すことができる。雇用主は規定により離職費以外にさらに労働法規定に基づく医療補助費用を支払う必要がある。」と記載されており、外国企業サービス会社としては面倒を見られないとの返事で、対応に苦慮しています。外国企業サービス会社との契約は確かに管理費方式に切り替えているものの、『労働法』にある補償義務は全て雇用主の責任として、外国企業サービス会社は何もなしというのは納得できません。この点は外国企業サービス会社との交渉になるのでしょうか。また補償金としての給与レベルが現地最低賃金基準で納得してもらえないなら、どの程度が一般的なのでしょうか。

**A** : 駐在員事務所の場合、外国企業サービス会社を通して従業員を雇用するわけですから、従業員との間では労働契約はなく、直接的には労働法規は適用されないと考えられますが、今回の場合のように実

際は外国企業サービス会社との契約に、駐在員事務所が雇員に対して直接雇用の場合と同等レベルの補償をするような取り決めがある場合もあります。まず直接雇用の場合に関連する労働法規について以下ご説明します。

『労働法』（全国人民代表大会常務委員会主席令第28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行）第29条により、疾病を患い、または負傷し、規定の医療期間内であるときは労働契約を解除できません。『企業従業員の疾病または業務によらない負傷の医療期間についての規定』（労働部 勞部発[1994]479号 1994年12月1日公布 1995年1月1日施行）第3条に医療期間の計算方法が規定されています。長くなりますが引用します。

「企業従業員が疾病または業務によらない負傷を負い、労働を停止し治療をおこなう必要がある場合、本人の実質的な労働参加年数および当該単位での勤務年数に基づき、3ヵ月から24ヵ月の医療期間を与える。

- (1) 実質的な労働参加年数が10年以下で、当該単位での勤務年数が5年以下の場合には3ヵ月とし、5年以上の場合には6ヵ月とする。
- (2) 実質的な労働参加年数が10年以上で、当該単位での勤務年数が5年以下の場合には6ヵ月とし、5年以上10年以下の場合には9ヵ月とし、10年以上15年以下の場合には12ヵ月とし、15年以上20年以下の場合には18ヵ月とし、20年以上の場合には24ヵ月とする。」

また、『労働法』の徹底的实施にあたっての若干の問題に関する意見（労働部 勞部発[1995]309号 1995年8月4日公布 同日施行）第59条に、「従業員の病気または業務外の負傷の治療期間については、定められた治療期間においては企業が規定により病気休暇賃金または疾病救済金を支払い、病気休暇賃金または疾病救済金はその地における最低賃金を下回って支払ってもよい

が、最低賃金基準の80%を下回ることはできない。」とあります。

『労働法』第26条には「医療期間満了後に元の業務に従事することができず、使用者が別に手配した業務にも従事することができないとき」に該当すれば、30日前の事前通知により労働契約を解除できます。しかし、『労働契約違反および労働契約解除にあたっての経済的補償についての規則』（労働部 勞部発[1994]481号 1994年12月3日公布 1995年1月1日施行）第6条には「労働者が病気を患い、または業務外で負傷し、労働能力鑑定委員会により、もとの業務に復帰できず、または使用者が手配するその他の業務にも従事することができないと判断され、労働契約を解除するときは、使用者は労働者のその職場における勤務年数に応じて、満1年につき1ヵ月の賃金に相当する経済補償金を支給し、同時に賃金の6ヵ月分以上の医療補助金を支給しなければならない。重病または不治の病のときは、医療補助金を増額しなければならない。重病のときの増額分は医療補助金の50%を下回らず、不治の病のときの増額分は医療補助金の100%を下回らないものとする。」とあります。

『大連市労働契約規定』（大連市人民政府大連市人民政府令第36号 2003年11月25日公布 2003年12月25日施行）第33条および第34条に解雇時の経済補償金や医療補助金について、また第44条に医療期間や病気休暇賃金について規定されています。内容は前述の『労働法』や労働部の各種法規の規定と同様ですので、割愛します。（なお、『大連市労働契約管理規定』はこの『大連市労

働契約規定』の施行と同時に廃止されています。名前が似ているのでご注意願います。但し、今回の件に関しては特に違いはないようです。)

契約解除時の経済補償金と医療補助金の解釈は以下のとおりです。

すなわち、勤続4年として、

経済補償金 4ヵ月分

+ 医療補助金 6ヵ月分(但し最低)

+ 医療補助金増額分 6ヵ月分

(不治の病の場合。上記×100%以上)

となります。

この場合の1ヵ月分の給与とは、契約解除前12ヵ月の平均給与です。

外国企業サービス会社が何も負担しない、ということは納得しにくいかもしれませんが、貴社の契約に明確に「雇用主は規定により離職費以外にさらに労働法規定に基づく医療補助費用を支払う必要がある。」と書いてある以上、前述のとおり労働法規に従って貴社が経済補償金や医療補助金を支払う義務があります。貴地の業界の相場や、貴社本社の病気休暇期間の給与(および傷病見舞金)などから、従業員に納得できそうなレベルを割り出すしかないと思われます。

## 5 . 労働契約の解除について

**Q** : 上海の物流企業ですが、ドライバー助手が無断欠勤を続けています。病院の診断書による3日間の休みの後、13日間連続で欠勤をしています。一度だけ連絡がありましたが、その後連絡がつかない状況です。就業規則に「労働契約の解除」を規定していますが、労働契約の解除を通達するに足る内容です。解雇する際に注意する点などありましたら教えて下さい。

**A** : 現在中国の労働契約については『労働法』(全国人民代表大会常務委員会主席令第28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行)第25条に「労働者が次の各号に掲げる事由のいずれか一に該当する場合、使用者は、労働契約を解除することができる。(1)試用期間中に採用条件に適合しないことが証明された場合 (2)労働紀律または使用者の内部規定に著しく違反した場合 (3)著しい職責怠慢または不正利得行為により、使用者の利益に重大な損害をもたらした場合 (4)法により刑事責任を追及された場合」と規定されています。

よって、今回のケースが、御社就業規則の契約解除事由である「無断欠勤」に該当するのであれば、『労働法』第25条に規定する(2)により契約解除は可能と思われます。また、『労働法』第28条では、「使用者は、本法第24条、第26条または第27条の規定に従い、労働契約を解除する場合、国の関連規定に従い経済補償金を与えなければならない。」と規定されていますので、経済補償金の支払義務もないものと思われます。

但し、通常であれば上記の解釈でよろしいかと思われますが、一つ気になるのが「病

気(または負傷)」で休暇をとっていたという点です。疾病や負傷中の契約解除について、『労働法』第29条では「労働者が次の各号に掲げる事由のいずれか一に該当する場合、使用者は、本法第26条または第27条の規定に従い労働契約を解除してはならない。(1)業務上の疾病に罹患し、または業務上の理由により負傷し、かつ、労働能力を喪失し、または一部喪失したことが確認された場合 (2)罹患し、または負傷し、規定された療養期間内にある場合 (3)女子従業員が妊娠、出産、授乳期間内にある場合 (4)法律、行政法規に規定するその他の事由」と規定されています。また、療養期間については、『企業従業員の疾病または業務外の理由による負傷の療養期間についての規定』(労働部 勞部発[1994]479号 1994年12月1日公布 1995年1月1日施行)第3条で、「企業従業員が疾病または業務外の理由による負傷により勤務を停止し療養する必要がある場合は、本人の実際の勤務年数および当該単位における勤務年数に基づき、3ヵ月から24ヵ月の療養期間を与える。」と規定しています。

今回のケースは、例え疾病または負傷していたとしても、企業に連絡なく無断欠勤をしているので、それが御社就業規則の契約解除事由である「無断欠勤」に該当するのであれば、原則どおり労働契約を解除することに問題なからうかと思われま

かし後々のトラブルを避けるため、病気が長引き連絡ができない状況にある訳ではない、御社として連絡努力をしたにもかかわらず連絡がつかず無断欠勤状態が続いた、といった状況を証明できるエビデンスを残しておいた方がよろしいかと思われま

## 6 . 駐在員事務所の中国人職員雇用について

**Q** : 駐在員事務所の中国人職員の雇用期間を、5～10年に設定したいと考えています。特段問題がないか、またその際の給与設定方法などにつきアドバイスをお願いします。

**A** : まず前提として駐在員事務所は、中国人職員を直接雇用できません。『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』(国務院 1980年10月30日公布 同日施行)第11条に「常駐代表機構が住宅を賃貸し、職員を雇用するときは、当該地の涉外サービス単位または中国政府が指定するその他の単位に委託しなければならない。」とあります。すなわち、FESCOなどの人材派遣企業と契約し、職員を派遣してもらう必要があります。職員は、自ら探した人に人材派遣企業に登録してもらって、そこから派遣される形をとることもできます。

さて、人材派遣企業との契約は、1年単位が一般的と思われます。5～10年の契約が可能かは人材派遣企業に確認する必要がありますが、当該職員の業務習熟や物価

上昇により、給与を毎年一度は見直すことになるでしょうから、長期の契約を結んだとしても、毎年更改することになり、あまり意味がないかもしれません。

給与設定方法については、学歴・専門性・経験などによって各地域で相場はあるのですが、結局は本人との交渉次第で、これといった決め手はないと思います。但し、人材派遣企業の手数料が給与にほぼ比例する契約であると(これが一般的と思われますが)、給与を上げると手数料も上がります。これを回避するため、たとえば給与上昇分をそのまま手数料上昇につながらないように人材派遣企業と交渉したり、給与以外の手当類を手厚くしたり、さまざまに工夫されている企業もあると聞いています。



## 7 . 外国籍社員への外貨給与支払いについて

**Q** : 中国の現地法人で日本人社員を直接雇用する場合、給与の全部または一部を外貨で支払うことはできるのでしょうか。

**A** : 『外国為替管理条例』（国务院令第211号 1997年1月14日改正 同日公布 同日施行）第7条では「中国国内では、外貨の流通を禁止し、かつ外国通貨による決算をしてはならない。」とあります。

但し、駐在員現地雇用日本人など外国籍社員への給与は、例外的に外貨建てで支払うことを認めていることが多いようです。

例えば、上海では、 手持ち外貨がある

こと、 給与の受取人が外国籍社員であること、といった条件を満たせば認められているようです（明確な規定はありませんが）。一方、広州では外貨建て給与支払いを認める通知があるにもかかわらず、実際には認められないという状況にあります。このように地域により運用が異なるので、現地法人所在地の外為管理局や銀行で確認されることをお勧めいたします。

## 8 . 中国に派遣した研修生の取得ビザについて

**Q** : 中国に実務研修目的（語学研修3ヵ月、実務研修9ヵ月、計1年）で企業  
の人員を派遣することを計画しています。身元引受人は研修先組織であり、  
当該組織には企業より研修料を支払う予定にしています。研修生は当初Fビザで  
入国予定です。

Fビザ（マルチ）は、6ヵ月と12ヵ月があり、どちらも1回の滞在日数は30  
日と認識していますが、現地（北京）で再取得することにより、滞在日数制限  
なしのビザ発給されると聞きました。これはどういうことなのでしょうか。

**A** : 半年以上の研修の場合はXビザが必  
要です。これはFビザから現地で切  
り替え可能です。ここで注意しなければい  
けないことは、あくまでも研修生ですから、  
中国内で役務の提供を行ってはなりません。

『外国人の中国における就業管理規定』（労働部・公安部・外交部・対外貿易経済合作  
部 勞部発[1996]29号 1996年1月22日公  
布 1996年5月1日施行）第28条により、就  
業証の受領を申請しないで無断で就業した  
と見なされれば、『外国人出入国管理法実施  
細則』（公安部・外交部 1994年7月15日公  
布 同日施行）第44条により、本人は1,000  
人民元以下の罰金、研修先企業は1,000人民

元以上5万人民元以下の罰金を科せられま  
す。

日系企業で問題になった例は聞いており  
ませんが、北京・上海などの大都市では外  
国人の不法就労が増加していることから、  
Xビザを持っていたとしても、研修先企業  
が何らかのチェックを受ける可能性は完全  
には否定できません。

なお、研修カリキュラムはきちんと備え  
ておかれるべきと思われます。また、研修  
先企業から研修生に対して金銭の支払があ  
ると、役務提供の対価（給与）と捉えられ  
る恐れがありますのでご注意ください。

## 9 . 工会の設置について

**Q** : 当社は中国に保税区独資現地法人2社の他、数ヶ所の駐在員事務所を持っています。計90名ほどの現地スタッフの内、約半分強が独資現地法人の所属になっています。従業員の数が増えると工会を設置しなければならないと聞きますが、弊社のような商社にとって、この工会問題は今後どのように対応すべきでしょうか。

**A** : まず、「従業員の人数が多い場合は工会を作らなければならない」という規定はありません。

工会設立はあくまで労働者の権利であり、企業としては設立の妨害や制限ができないことはもちろんですが、工会設置の義務はありません。

たとえば、『工会法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第62号 2001年10月27日改正 同日公布 同日施行)第3条において「中国国内の企業賃金収入を主な生活源とする労働者は、全て法に依って工会に参加し、組織する権利を有し、いかなる組織および個人もそれを妨害または制限することはできない。」とされ、『独資企業法実施細則』(國務院第301号 2001年4月12日改正 同日公布 同日施行)においても「独資企業の従業員は工会法の規定に従って基層工会組織を設立し、工会活動を展開する権利を有する。」とあります。

おそらく、『工会法』第10条に「企業、事業単位、機関で会員が25人以上いる場合は、基層工会委員会を設立しなければならない。《…中略…》二つ以上の単位の会員が共同で基層工会委員会を設立することもでき

る。」とあり、『企業工会活動条例(試行)』(中華全国総工会 総工発[2006] 41号 2006年7月6日採択 2006年8月4日公布 同日施行) <以下『工会条例』> 第7条においても「会員25人以上の企業は工会委員会を設立する。25人に足りない場合は単独で工会委員会を設立することができ、2つ以上の企業の会員が地域或いは業界連合に基づいて、連合で基層工会委員会を設立することもできる。《…中略…》企業工会は法律の保護を受け、いかなる組織および個人も工会活動期間をみだりに廃止したり、合併やその他部門へ帰属させたりしてはならない。」とありますので、ある程度以上の従業員数の企業は工会を作らなければならない、との誤解が生じやすいのかもしれませんが、この規定はあくまでも、工会ができた場合を前提にしたものであり、工会自体は何人からでも作れます。

一方で、中国政府としては工会設置を奨励しているようです。例えば『労働契約法(草案)』に関しては、日中投資促進機構の第14回定期合同会議(2006年5月29日開催)における労働社会保障部 労働工資司 助理巡視員 董平氏から、「我々は工会を代表

とする集団協議を通じて従業員全体の利益が企業の発展と同調して増していくこと、従業員全体が企業発展の成果を享受できることを願っています。そこで我々は条件の整っている企業や工会のある企業の労使双方が、その企業の発展や従業員に対するより高い待遇問題について話し合いを行うことを提唱、支援しています。」という発言がありました。また、地方当局や地元総工会から工会を作るように指導・要請を受けている企業もあります。

ですから、従業員の申し入れや当局の要請などによって、いざ工会の設置となった

場合を想定しておく必要はあると考えます。例えば、『工会条例』第46条に「企業が法に依って毎月全従業員の賃金総額の2%を工会へ経費として割り当て、工会の事務および活動の展開に必要な施設および場所などの物質的条件を提供するよう督促する。」と規定されており、金銭と場所の提供を求められることなどが挙げられます。従いまして企業側は、工会設置を申し入れされたとしても、それを人事・労務管理のパイプとして捉え、良好な労使関係を構築し、事業の発展に繋がるようにすることが大切と考えます。

## 10. 定年時の一時帰国について

**Q** : 中国在留の日本人が定年（60歳）を迎える場合は、その前に一時的な帰国が必要と聞きました。中国内で就業するに当たってそのような法律はあるのでしょうか。

また、外資企業が60歳以上の外国人を採用することにも問題ありと聞いたことがあります。あわせて教えてください。

**A** : まず、外国人の中国での就業に関する中央の基本的な法規として、『外国人入国出国管理法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第31号 1985年11月22日公布 1986年2月1日施行）、『外国人入国出国管理法実施細則』（公安部 1994年7月15日公布 同日施行）、『外国人在中国就業管理規定』（労働部・公安部・外交部・対外経済貿易合作部 勞部発[1996]29号 1996年1月22日公布 1996年5月1日施行）といったものが挙げられます。

これらの法規を見る限り、日本人（＝外国人）が中国で就業して定年（60歳）を迎える場合で、その前に一時的に帰国することを要求してはいないようです。恐らく、退職金を受取る前に帰国して日本で納税申

告をすれば、中国の高い税率による課税を回避することができるために、ご質問にあるような言われ方がされているのではないのでしょうか。

次に、60歳以上の外国人の中国での就業可否について、これも上記の規定に、明確に禁止している条項はありませんでした。

ただ『国務院労働者定年・退職暫定弁法』（国務院 国発[1978]104号 1978年6月2日公布 同日施行）第1条にて、一般の場合「男性60歳、女性50歳」と定めており、これも推察なのですが、この規定を踏まえて就業規則または採用基準を設けている外商投資企業もあるため、「外資企業が60歳以上の外国人を採用することにも問題あり」といわれているのではないのでしょうか。

## 11. 現地スタッフの直接雇用について

**Q**：弊社は商社で、保税区内独法を2社持っております。この他数ヶ所に駐在員事務所をもちしております。このうち上海については既に独法一元化が完了し、スタッフは形の上では独法雇用になっておりますが、実態は独法・事務所を問わず、全てのスタッフがFESCO経由の雇用です。

イメージとしては、将来全ての独法と事務所を一本化（オールチャイナの企業の元に支店を置く姿）することになるのではないかと思います。

コスト削減、スタッフの一元管理のためにも、今後はこれを直接雇用に切り替えたいと考えておりますが、下記の点に関し、ご教示願います。

1. 商社の場合、直接雇用のメリットは具体的にどのようなものがあるのでしょうか。
2. 直接雇用の場合、法制面での体制は既に完備されておりますか。
3. 現状のFESCO経由の雇用のデメリットは何でしょうか。
4. 最近ではFESCO以外にも日本の人材派遣会社に内容的に近い人材会派遣会社が出てきていると聞きますが、実態はどのようなものなのでしょうか。
5. 直接雇用を実行するために最低限本社として備えておくべき機能（知見）はどのようなことでしょうか。
6. 雇用面での地域格差の問題にはどのように対処すればいいのでしょうか。

**A**：1.3.に關しましては、現在のところ駐在員事務所においてはFESCOなど人材派遣会社経由の間接雇用しかできません。外商投資企業は直接雇用可能ですが、あえて間接雇用を継続する企業も少なくありません。

一般に間接雇用の場合は、人材派遣会社への手数料は当該労働者の賃金に連動させるため、賃金を引き上げると手数料までアップしてしまうことから、賃金引き上げに躊躇することはあるでしょう。ただ、その場合は賃金外の手当などを増額したり、人材派遣会社との交渉で、賃金引上げ分の手

数料アップ分を免除・減額してもらう例もあるようです。

直接雇用の場合は、この手数料を削減できる反面、人材派遣会社が代行してくれる社会保険・福利厚生などの手続きを自ら行わなければならない、という煩雑さ（およびそれに掛かる人件費コスト）はあります。しかし直接雇用をしても、それらの手続きを、手数料を支払ってFESCOなどに委託することは可能です。

また、間接雇用の場合は1年契約で、更新すれば半永久的に派遣可能、かつ契約更新しないことも可能です。しかし、直接雇用

の場合は、満10年以上勤務した労働者と引き続き労働契約を締結する場合は、『労働法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令 第28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行)第20条および『「労働法」の徹底的な実施における若干の問題に関する意見』(労働部 勞部発[1995]309号 1995年8月4日公布 同日施行)第22条に基づき、労働者の要求に応じて期間の定めのない労働契約を締結しなければならなりません。

商社に限った話ではありませんが、例えば将来的な現地化を目指して、独自の教育制度・人事制度・賃金制度などを構築して人材の育成・定着を図っていくならば、ある程度の長期雇用を前提として、直接雇用を選択することになるのでしょうか。逆に、ある程度労働者が流動しても企業として容認できる、労働者サイドも長期雇用を求めている、ということであれば、間接雇用がベターという判断になるかもしれません。

2.に關しましては、労働に関する法規は、法律自体は少ないものの、行政法規、部門規則、さらに地方性法規・地方性規則などが膨大にあり、主な事項はほぼカバーされていますが、非常に複雑です。また、特に地方性法規・地方性規則は、定期・不定期に内容の変更が行われることが多く、常に情報収集努力が必要とされます。

さらに、今年3月20日に全人代常務委員会弁公庁より出された、『労働契約法』(草案) <以下《本草案》>は労働者保護を強化する内容を多く含んでおり、企業側から非常に大きな反発があります。特に間接雇用に関連するものをご紹介しますと、『本草案』第40条にて、「労働者が受入単位へ派遣され満1年業務を行い、受入単位が当該労働者を引

き続き使用する場合、労働力派遣単位が労働者と締結した労働契約は終了し、受入単位が労働者と労働契約を締結する。受入単位が当該労働者を引き続き使用しない場合、当該労働者が在籍した部署は、労働力派遣の方式でその他の労働者を使用してはならない。」とあります。即ち、ある部署で一年以上業務が続くならば、結局誰かを直接雇用しなければならない、ということになります。

《本草案》に寄せられたパブリックオピニオンを参考に修正案策定中の模様ですが、既存労働法規との適用関係など不明点も多く、今後の進展が注目されています。

4.に關しましては、FESCO以外では、中智(中国国際技術智力合作公司)が有名です。HPアドレスは、<http://www.ciicbj.com/>で、日本支社もあります。どちらも全国展開していますが、手数料や業務内容に特徴の違いがあるようです。前者は人材派遣以外の各種サービスも手広くやっていますが、後者は人材派遣サービス中心のようです。ただ、その他含めて実態・評判などは残念ながら知りません。

5.に關しましては、まず労働契約に関する知識は最低限必要と思われます。また就業規則はすでにお持ちかもしれませんが、直接雇用の場合は紛争を防止するために漏れなく作成し、さらにそれに基づく各種規定も完備するべきと考えます。紛争に備えて企業側の措置の正当性を訴えるために各種記録を残しておく必要もあるでしょう。

上述のとおり、社会保険・福利厚生に関する手続きを自ら行うならば、それに関連する法規の知識も必須となります。

6.に關しましては、「雇用面での地域格差

の問題」が、具体的にどういうことを指しておられるかわかりませんが、例えば

人材市場の地域格差（相違）により採用の難易度に違いがあること。

人材市場価格の地域格差によって社内賃金制度の統一が困難であること。

社内で同一労働同一賃金でも地域物価差から賃金価値に格差が生じること。

戸籍の違いにより、社会保険などの扱いに差が生じること。

などが考えられます。



## 12. 「会計士」および「通関士」について

**Q**：外資企業において、会計士、安全衛生管理者、通関士、電気保安技師、消防管理者といった人の雇用が義務付けられていると伺いました。この中の「会計士」および「通関士」についてどういう職務なのか教えてください。

**A**：＜会計士について＞  
まず、いわゆる日本における公認会計士に当たるのは、中国では「注冊会計師」であり、雇用の義務はありません。ご質問の会計士は、「会計法に定める会計人員」のことを指していると思われます。

『会計法』（全国人民代表大会常務委員会主席令第24号 1999年10月31日第9期全国人民代表大会常務委員会第12回会議にて改正 1999年10月31日公布 2000年7月1日公布）の第38条には、「会計業務に従事する担当者は、会計従業資格証書を取得しなければならない。単位の会計機構責任者（会計主管人）を担当するものは、会計従業資格証書を取得するほかに、さらに会計師以上の専門技術職務資格または会計業務に3年以上従事した経験を具備していなければならない。会計人員の従業資格管理規則は、国務院財政部門が規定する。」とあります。従って、工場責任者がこの条件に合致しない限り、兼務は無理です。

『会計従業資格管理弁法』（財政部 財政部令第26号 2005年1月22日公布 2005年3月1日施行）によると、会計従業資格証書（上崗証）は試験を受けて取得します。試験は年2回あり、4科目、とのことです。また、中等専門学校以上の会計専門学歴を有する

者なら、卒業後2年以内4科目の中で2科目が試験免除になるとのことです。

資格証書取得の難易度は人によるでしょうが、それほどは高くないと思われます。また、例えばある上海の予備校のHPを見ると、3ヶ月750円のコースで、資格証書試験合格率80%以上（これが本当かは分かりませんが）を謳っていました。給与水準については、一般事務よりは高くなりますが、場所やレベル・経験にもよります。

ところで、『会計法』第37条には、「会計機構内部には、会計監査制度を設けなければならない。出納担当者は、検査、会計記録保管および収入、支出、費用、債券債務勘定の記帳業務を兼任してはならない。」とあります。（出納担当者は会計人員です。）但し、記帳業務は代理記帳を外部委託することはできます。とすれば、会計主管人が検査・会計記録保管を行い、代理記帳を外部委託すれば、会計主管人として1人だけいればよい、ということになります。しかし実際は、内部統制上（コンプライアンス上）は2人いる方が望ましく、また当局から2人以上雇用するように指導を受けることもあるようです。

< 通関士 >

『税関法』(全国人民代表大会常務委員会主席令第35号 2000年7月8日第9期全国人民代表大会常務委員会第16回会議にて改正2000年7月8日公布 2001年1月1日施行)第11条には「輸出入貨物の荷受人、荷送人または通関企業が通関手続きをする場合は、法に従い税関に登録しなければならない。通関担当者は必ず法に従い通関業務従事資格を取得しなければならない。(後略)」とあり、自社で通関業務を行う場合は、当然に通関士(中文:報関員)の雇用は必須となります。

逆に、通関業務を代理通関業者に委託する場合は、通関士の雇用義務はありません。但し、委託加工会社など輸出入の多い企業の場合は、通関業務を委託するとしても、

実務的なやりとりのために、通関士資格を持っている経験者を雇用する例が多いようです。

『税関の通関士資格試験に関する管理弁法』(税関総署 税関総署令第135号 2005年11月30日公布 2006年1月1日施行)などによると、資格を取得するには高校または中等専門学校以上の学歴で、年1回の全国統一試験に合格しなければならず、昨年の合格率は10.25%と低いものでした。

従って、やはり予備校などに通えば、それなりに費用や期間はかかるようです。しかし、難易度が高い割には、初任給は一般より若干高い程度で、経験や語学力に応じて賃金は上昇するようです。ただ、具体的な水準は不明です。

### 13. 最高賃金について

**Q** : 賃金に関する質問です。中国では、最低賃金は地域ごとに定められていることが分かっていますが、最高賃金についてはいかがでしょうか。また外資系企業の場合はどうですか。

**A** : 最高賃金について規定する法律はありません。外資系企業についても同様です。

但し、あまりに高額な賃金の場合、幾つか留意すべき点があると考えます。

つまり、

給与体系で計算根拠が明確にされているか。

同じ意味ですが「賄賂性」がないか。

給与体系とおりでも、同一業務同一賃金の原則から、他の従業員から苦情が出

ないか。

退職金は勤続年数によって決まるが、その対応もできているか。

周辺の日系企業、外資系企業からクレームが来ないか。

「賃金」の形で高額な支給を行うと所得税率も上がるので、必ずしも現地スタッフ（の場合）は喜ばない、むしろ、所得税控除の効く各種「手当て」を喜ぶ傾向がある。

などの点が考えられます。

## 14. 董事長の給与ベースアップについて

**Q** : 現地法人の董事長の職を中国人に委託して、その董事長の給与を毎年見直す契約を結びました。本年1月に初めての見直しを実施いたしますが、ベースアップの根拠としてどのような数字を用いるのが一般的でしょうか。例えば2005年の消費者物価指数は1.8%でしたが、インターネットを見ていると、公務員給与を15%上昇するというような記事も見られます。相場感を示すよい指標はありますか。いくつか具体的な例と数値をお願いします。

**A** : 董事長給与のベースアップにかかる根拠となる数字および指標について、結論からいうと、各企業の形態・規模により対応は様々であり、董事長に役員報酬として固定給で支給するか、或いは変動給で支給するかは経営者判断によるところが強く、一般的なルールはないと考えます。

指標として、物価上昇率もひとつの参考になると思いますが、人事コンサルタントの方に伺ったところ、「董事長はその企業の経営陣の一員」であるため、董事長の給与は、物価上昇率よりはむしろ業績変動型が一般的であるとのことです。経営管理責任能力や目標達成による成功報酬制度を採用することで総合的に評価し、給与を決めているケースが多いようです。一方名義貸しだけの、所謂雇われ董事の場合は、業績に左右されない程度の金額で、顧問料のように一定の金額を支払うことで対応しているケースが多いようです。

また過去には、中国の国有企業は年功的な賃金形態であるため、有能な経営者および能力に欠ける経営者に対ししかるべき賃金を与えられないなど、問題が多く挙げら

れていました。

かかる中、国有企業経営者の待遇向上、コーポレート・ガバナンスの構築および有能な経営者の労働意欲を高めるため、中国の各省や主要な都市の国営企業の中で「経営者年俸制度」を導入しています（例、『国有企業経営者年俸制度実施弁法（施行）に関する通知』（広西壮族自治区党委弁公庁・自治区人民政府弁公庁 桂弁発[1998]38号 1998年5月12日公布 同日施行））。

「経営者年俸制度」では、経営者の基本年俸と実際の業績に基づく業績年俸（実績分は基本給の3倍までと規定）を設けることや、地域・企業によっては、経営者の特別な貢献に対して奨励報酬制度を加え対応しているケースもあります。この「経営者年俸制度」は、経営者の潜在的な能力やインセンティブを引き出す合理的な制度であると評価が高いようです。

「経営者年俸制度」は主要な省や市ごとに通知が作成されています。

例えば、北京市の年俸制に関しては、以下の規定があります。

・『北京市国有及国有控股企業負責人經營業

績考核暫行弁法』北京市国有資産監督管理委員会 京国資考核字[2004]2号 2004年5月10日公布 2004年1月1日遡及施行)

・『北京市国有及国有控股企業負責人薪酬管

理暫行弁法』北京市国有資産監督管理委員会 京国資考核字[2004]3号 2004年5月10日公布 2004年1月1日遡及施行)

北京市国有資産監督管理委員会のHPに同規定がありますのでご参考下さい。

## 15. 董事の給与について

**Q** : 企業の日常における経営管理者（総経理、副総経理、工場長、総工師その他各部門長）の役職についていない董事については、一般的に給与は支給しなくてもよいではありませんか。董事は合弁当事者双方の代表として参加しており、普通には所属の組織・企業を離れている訳ではなく、従ってその所属の組織・企業から給与を支払うのが普通ではないでしょうか。

**A** : ご指摘のとおり、経営管理者として常時業務をおこなっていない董事は、あくまでも派遣役員としての位置付けであることや、個人所得税の納税義務の問題から、現地法人から董事としての役員報酬を支給されていないのが一般的だと考えます。

## 16. スタッフの地域手当について

**Q**：弊社は沿海地区以外に中西部にも駐在員事務所を持っております。  
スタッフの給与体系は全国统一ですが、地域によって物価水準、給与水準も異なることから、北京、上海、広州のみ「3拠点同額の地域手当」を加算し、支給しております。

拠点も増えたことから、現在この地域手当を見直そうとしておりますが、根拠とすべき数値（例えば、中国当局が公表するデータ）を何にすればよいでしょうか。（現在、上記3拠点の手当ては同額で、具体的な数値の根拠はありません。）

**A**：中国当局が発表している地域別のデータというものにはあるものの、調査母数によって数字がずいぶん違うことが多々あり、公平なデータというものが存在するとは言い難い、と思われるます。

これを踏まえた上で、それでも中国当局

が公表するデータを指標に、というのであれば、国家統計局が発行している『中国統計年鑑2005』（中国統計出版社）の中にある「10-16各地区城鎮居民家庭平均每人全年消費性支出」を参考にされるのが、地域手当の地域間格差を見直すに当たっては一番ふさわしいと思われるます。

## 17. 労働法の労働時間などについて

**Q** : 『労働法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行)第四章の労働時間および休息休暇の規定について、以下質問します。

1. 第44条第1項の延長規定は、月曜日から土曜日の午前中を越えた場合に適用されると解釈してよろしいですか。
2. 第44条第2項で規定する「休息日」とは、土曜日の午後を指すと解釈していいですか。
3. 第44条第3項で規定する「法定休暇日」とは、第44条で列記されている祭日を指すと考えますが、これには「日曜日」が入るのでしょうか。また、第5項でいう「法律、法規が規定するその他の休暇祭日」とは具体的にどのようなものがあるのでしょうか。
4. 弊社の中国の駐在員事務所および現地法人では、土曜日/日曜日は休みになっています。『労働法』に基づくと、土日に休日出勤した場合の残業代は第44条の第2項或いは第3項のどれが適用されるのでしょうか。

**A** : 1. は、『従業員労働時間に関する規定』(国務院 国務院令第146号 1994年2月3日公布 1995年3月25日『国務院「従業員労働時間に関する規定」の改正に関する決定』に基づき改正)第3条において、従業員1日の労働時間が8時間、1週間の労働時間が40時間となります。したがって、『労働法』第44条第1項の延長は、定めた労働時間以上の出勤時間を指します。また、『労働法』第41条によって、労働時間の延長は、一般的に1日1時間を超えてはいけません。特段の事由により、労働時間の延長を必要とする場合には、労働者の身体を健康を保障するという条件の下で、延長する労働時間は、1日3時間を超えてはならない。但し、1月36時間を超えてはならないとのことで

す。

2. は、法定休暇日を除く、法規が定めた労働時間以外に、「使用者が定めた休日」を指します。

3. は、法定休暇日に日曜日は含まれません。「その他の休暇祭日」については、『全国年間祝日および記念日休日弁法』(国務院令第270号1999年9月18日付)に規定されています。例えば、一部対象国民が休日になる「婦女節(3月8日)」「青年節(5月4日)」「人民解放軍建軍記念日(8月1日)」などがあります。また、少数民族が独自に設定することも認められています。

4. は、第44条の第2項が適用されます。第3項は上述の「法定休暇日」に出勤した場合に適用されます。



## 18. 労働契約の効力について

**Q** : 日中企業出資による外商投資企業（A社）が有ります。中方企業への出資持分譲渡方式により、日方企業は撤退を図ろうとしています。即ち、持分譲渡が完了すればA社は中国の内資企業（B社）になりますが、現在A社が従業員と締結している労働契約は持分譲渡完了以降のB社になっても効力を有し、そのまま継続可能なのでしょうか。

それとも一旦リセット（労働契約解除）し、新たに契約を締結すべきなのでしょうか。

**A** : 中国の労働契約について規定している『労働法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行）、「労働法」の徹底的な実施における若干の問題に関する意見（労働部 勞部発[1995]309号 1995年8月4日公布 同日施行）などにおいて、持分譲渡により投資者が変更した場合について明記されている条文は見当たりません。

今回のケースについては、弁護士にも確認しましたところ、法律上明記はされてい

ないものの、従前の労働契約が継続されると考えて宜しいようです。

尚、2006年3月に公表された《労働契約法》（草案）第25条では、「雇用単位が名称、法定代表者（主要責任者）或いは投資者を変更する場合、労働契約の履行には影響を及ぼさない。」と明記されておりますので、《労働契約法》（草案）がそのまま施行されれば今後持分譲渡があった場合についても、従前の労働契約に影響は及ぼさないものと思料されます。

## 19. 工会資金について

**Q**：弊社の中国独資企業は工会を設立しており、その資金は企業および従業員から出ています。それに関し、下記の3つの質問があります。

1. 工会に企業から支払う金額は「労務費の2%」としていますが、正しいでしょうか。
2. 工会に支払う労務費には「董事長と総経理の給与」も含まれますか。というのは、経営者（董事長と総経理）は工会に参加できないと聞いており、経営者の給与は対象外と考えます。
3. 労務費の範囲は基本給、残業代、福利厚生費、社会保険費用の何処まで含まれますか。或いはこれ以外に含まれるものがありますか。

**A**：1. に関しましては、現行の『工会法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第62号 2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議にて改正 2001年10月27日公布 同日施行）の第42条にて、工会の経費源を規定した項目の中に、「(二)工会組織を設立している企業・事業単位・機関が、従業員全員の賃金総額の2%を、工会に対して毎月支払う経費」との規定があり、工会への支払額の算定に用いる割合は2%です。

また『外資独資企業法実施細則』（国务院 国务院第301号 2001年4月12日『国务院の「外資企業法実施細則」改正に関する決定』に基づき改正 2001年4月12日公布 同日施行）第69条にも「外資独資企業は、毎月、企業従業員の賃金実際支払総額の2%を工会に経費として支給」と規定されています。

なお、工会への支払額算定にあたり、その基礎となるのは、従業員の社会保険費用を含んだ「労務費」ではなく「賃金実際支

払総額」になるのでご注意ください。

2. に関しましては、上記1. に対するコメントで説明した規定に基づき「従業員全員が対象」となります。

ここで問題になるのは「従業員」の範囲ですが、「従業員」を明確に定義した規定はございません。

但し『工会法』第3条の解釈において「企業から賃金収入を得ている者＝高級管理職も総経理までが従業員になる」と考えられます。また一方で、董事長を含めた董事全員は、賃金ではなく報酬を得ている者であり、従業員の対象外であると考えられます。

董事（長）が同社の管理職業務を兼任している場合は、同社で董事（長）と従業員という二つの身分をもつものと見なされ、当人が董事（長）として受取る董事報酬と、従業員として受取る賃金所得とに区分する必要があります。よって工会に支払う金額は、董事報酬を除いて、従業員賃金を含めて計算することになります。

3. に関しましては、「賃金総額の定義」について、『新「工会法」中の工会経費に関する全国総工会および財政部の具体規定』（全国総工会・財政部 工総財字[1992]19号 1992年8月29日公布 同日施行）第1条第2項に、「労働組合経費の支給に係る「全部の従業員の賃金総額」については、国家統計局が1990年1号令により公布した『賃金総額構成に関する規定』に従い計算する。」との定めがあります。

さらに「賃金総額の構成」は、この『賃金総額構成に関する規定』（国家統計局 国家統計局令第1号 1990年1月1日公布 同日施行）第4条にて、

- (1) 時間払いによる賃金
  - (2) 出来高払いによる賃金
  - (3) 賞与
  - (4) 手当ておよび補助金
  - (5) 残業・時間外労働賃金
  - (6) 特殊な状況において支払われる賃金の6部分から構成される
- と定義されています。

(1)～(6)の詳細は『賃金総額構成に関する規定』第5条～第10条にてそれぞれ定められています。

これに従えば、基本給・残業代は「賃金総額の範囲」となります。また、『「賃金総額構成に関する規定」若干具体範囲の解釈』（国家統計局 統制字[1990]1号 1999年1月1日公布 同日施行）の第4条第1項では、福利厚生費・社会保険費用は「賃金総額の範囲外」と明確に規定されています。

## 20. ストライキについて

**Q** : 『工会法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第62号 2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議にて改正 2001年10月27日公布 同日施行)の第27条にストライキ発生後の対応方法(概念)は記載されております。これを踏まえて、以下を質問いたします。

1. 中国ではストライキは合法なのでしょうか。
2. 就業規則に、ストライキを起こした主導者に対する罰則規定を設定することは可能でしょうか。
3. ストライキは「労使協議を重ね解決に至らない場合の最終手段とする」旨、就業規則に明記したいのですが問題ないでしょうか。

**A** : 中国では『憲法』(全国人民代表大会 2004年3月14日第10期全国人民代表大会第2回会議において改正 2004年3月14日公布 同日施行)第35条にて「公民は言論、出版、集会、結社、デモ行進の自由を有する」と規定されていますが、ストライキがその中に含まれていません。これによってストライキは認めないという暗黙の認識となっている、という考え方もあります。しかしながら現状ではストライキに対する罰則規定はございません。よって、現在の憲法においては、ストライキの自由を規定してはいないが、ストライキの禁止も規定していない、ということになるかと思えます。

中国では労働争議の解決については、『労働法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行)の第77条～第84条に規定されています。協議により解決できない場合の手段として、調停・仲裁・訴訟といった方法は、

第79条に定められています。

この他に『企業労働争議処理条例』(国务院 国务院令第117号 1993年6月11日公布 1993年8月1日施行)が労働争議に対しては適用されます。この第6条には、争議においてはまずは協議、それで解決しない場合は調停・仲裁・訴訟の手段をとることとし、「労働争議の処理過程で、当事者は矛盾を激化させる行為をとってはならない」との規定もあります。

しかしながら前述したように、憲法においてはストライキの自由を規定してはいないがストライキの禁止も規定していない、という状況において、就業規則にストライキを起こした場合の主導者に対する罰則規定を設定」すること、および「ストライキは労使協議を重ね解決に至らない場合の最終手段とする旨就業規則に明記」することは避けた方がいいのではないかと考えられます。

## 21. 企業工会活動条例（施行）の性質について

**Q**：『企業工会活動条例（試行）』に關しまして、「条例」と名前がついていますが、これは性質的には「法令」なのでしょうか（「法律」や「行政法規」にはあたらないので、「部門規章」レベルなのか）それとも総工会が全国の工会に適用する「内部ルール」なのでしょうか。

中華全国總工会は社会団体でありながら特別な政治的地位を持っているとどこかで読みましたが、行政機構でもあるのですか。

『工会法』の再確認のような規定とはいえ、企業の行動を律するような表現も見られる（28条など）ので、もし組織外部を律するルールを作れるのなら行政機構の性質を持っていないといけないのではないかと思いました。

**A**：『企業工会活動条例（施行）』（全国總工会 總工発[2006]41号 2006年7月6日中華全国總工会第14回執行委員会第9回主席団全体會議審議採取 2006年8月4日公布 同日施行）は「条例」と名がついていますが、これは中華全国總工会の内部規則の一つと思われます。

中華全国總工会は中国共産党の指導下にある社会団体であり、行政機構ではありません。しかし、以下の理由から、そのような団体が「条例」という名前で内部規則などを制定することは可能であると考えます。

そもそも『憲法』（全国人民代表大会 2004年3月14日第10期全国人民代表大会第2回會議において改正 2004年3月14日公布 同日施行）や『立法法』（全国人民代表大会、主席令第31号 2000年3月15日公布 2000年7月1日施行）によれば、立法権は全国人民代表大会、全国人民代表大会常務委員会にあります。國務院はその授權により、行政法規などを制定することができ、また省、

自治区、直轄市の人民代表大会およびその常務委員会は憲法、法律、行政法規に抵触しない範囲で地方性法規を制定することができます。逆に、これら以外の組織は法規を制定する権限はありません。

『行政法規制定程序条例』（國務院 國務院令第321号 2001年11月16日公布 2002年1月1日施行）第4条には、「行政法規の名称は一般に『条例』とし、『規定』『弁法』などと称することも可である。國務院が全国人民代表大会およびその常務委員会の授權に基づいて決定・制定する行政法規は、『暫行条例』或いは『暫行規定』と称する。國務院各部門と地方人民政府の制定する規則（原文：規章）は『条例』と称してはならない。」とあります。さらに、『規章制定程序条例』（國務院 國務院令第322号 2001年11月16日公布 2002年1月1日施行）第6条にも同じく、「規則の名称は一般に『規定』『弁法』とし、『条例』と称してはならない。」とあります。しかし、そもそも法令

制定権のない団体には、これらの条例は適用されない、と考えます。

実際に、「中国共産党」は行政機構ではありませんが、内部規則として『中国共産党党内監督条例』などという名称のものを出していますし、同じく行政機構ではない「中国人民政治協商会議」も『中国人民政治協商会議全国委員会提案工作条例』というものを出しています。但し、このような、中国共産党自体或いはそれに近い団体以外では「条例」という名称で規則を作っている例は見当たりませんでした。

なお、ご指摘のとおり、『企業工会活動条例（施行）』第28条第1項に「法律の規定に照らして、企業工会の主席、副主席の任期が未了の場合、みだりにその業務を配置転

換してはならない。業務の関係で配置転換が必要な際は、当該級の工会委員会および一級上の工会の同意を得なければならない。」とあるのは、『工会法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第62号 2001年10月27日第9期全国人民代表大会常務委員会第24回会議にて改正 2001年10月27日公布 同日施行）第17条の確認に過ぎないと思われれます。

その他精査しておりませんが、『工会法』などの法令に定められておらず新たに組織外部を律する条項があるとしても、やはり法令ではない以上、組織外部がそれに従う義務は発生しないと考えます（もちろん、現実的には従わざるを得ない場面はあるでしょう）。

## 22. 労働契約法（草案）について

**Q**：《労働契約法》（草案）が3月の全人代に提出されました。労働者の權益の保護が打ち出されているようです。

外国企業の常駐代表機構が職員を雇用する場合、『外国企業常駐代表機構の管理に関する暫定規定』（国務院 1980年10月30日公布 同日施行）第11条により、涉外サービス単位または中国政府が指定するその他の単位に委託する必要があります。通常、外国企業の常駐代表機構は、FESCO（外国企業服务公司）のような単位と中国人職員の派遣に関する契約を締結しています。

今後、《労働契約法》（草案）が正式に採択された場合は、FESCOの契約などにどのような影響をもたらすことになるのでしょうか。

**A**：今回の《労働契約法》（草案）＜以下《本草案》＞では、現行の『労働法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第28号 1994年7月5日公布 1995年1月1日施行）の規定に比べてさらに詳細に、かつ厳格に定めている項目があります。

例えば、試用期間について、現行の『労働法』では「試用期間は最長6ヶ月を超えてはならない」と定めているのに対して、《本草案》第13条では、「労働契約期間が3ヶ月以上の場合、試用期間を約定できる」との前提を置き、さらに「非技術系の部署の試用期間は1ヶ月を超えてはならない」、「技術

系の部署の試用期間は2ヶ月を超えてはならない」など、職種ごとに試用期間の最長期間について、現行の『労働法』より厳格に規定しています。

また《本草案》には、現行の『労働法』にない専門技術研修（第15条）や競業制限（第16条）に関する具体的な規定が採用されているのも特徴的です。

このような項目について、「FESCOの契約」においても、《本草案》との矛盾をきたさないような変更があるものと予想されます。

## 23. 「労働契約法」施行における経済的影響について

**Q** : 2007年7月を目処に《労働契約法》が施行されると聞いていますが、実際に施行された場合の影響について、お伺いします。

1. 現在こちらのサイトでも閲覧できますが、2006年3月20日付けの《労働契約法》(草案)は、「ほぼ立法化間違いなし」といったレベルなのでしょうか。

2. 2006年3月20日付けの草案における第39条にて、雇用者は労働者が自己都合で退職する場合を除けば、労働契約を解除するときは以下の保証金を支払う必要があると認識しています。

満6ヵ月で月額賃金の半月分

6ヵ月未満は6ヵ月として計算し、6ヵ月以上1年未満は1年として計算する。

満1年で同1ヵ月分

これを踏まえると、雇用者は『雇用側の都合による契約解除』のほか、単純に『契約期間満了(かつ契約延長なし)』という状況に際しても経済補償が必要と読み取れるのですが、実際のところどうなのでしょうか。

3. 労働者の当該企業における労働年数が、「満1年で労働期間1ヵ月分」の経済補償の支払いとなっておりますが、1年を超えた場合の補償額としては、(1ヵ月分の賃金)×(労働年数)という考え方ですか。

4. 経済補償の対象者としては、この法律が施行される前に契約をした労働者も対象ですか。

**A** : 1. に関しましては、《労働契約法》(草案) <以下《本草案》> は昨年10月28日の国务院常务会议で可決されたもので、本年3月20日から1ヶ月間全国各地の関係者から意見聴取を実施しました。今後一部の修正があるとは思われますが、基本的に大きな方針変更はないものと思われます。

2. に関しましては、契約の自然終了の場合も経済保証金の支給が必要となります。

3. に関しましては、勤務期間が1年を超えた場合、1年6ヶ月以下は1.5ヶ月分、それ以

降なら2ヶ月分という運用になると思われ  
ます。経済補償については、1年以上の契約  
期間については6ヶ月ごとに加算される  
という解釈になります。

4. に関しましては、対象にならないと思  
われます(政府よりガイドが出ると思われ  
ます)。原則として、新法施行前の契約につ  
きましては、旧法に定められた規定に基づ  
いた対応になります。即ち、新法施行後最  
初の更新契約より、新法に定められた規定  
の対象となります。





## 第 9 章 企業所得税に関する事項



## 1. 広告宣伝費の企業所得税税引前控除について

**Q** : 中国でブランドを広めるために多額の費用を使い、テレビや新聞などのメディアを通じて、また店頭でチラシやPOPを使って、広告宣伝をしようと考えています。しかし、税務上損金計上できる広告費は売上の2%までという上限があると聞きました。中国での広告宣伝費について、税務上の取り扱いがどうなっているのか教えて下さい。

**A** : 内資企業については、『企業所得税税引前控除弁法』(国家税務総局 国税発[2000]84号 2000年5月16日公布 2000年1月1日施行)第40条に「納税者の各納税年度に発生する広告費支出が販売(営業)収入の2%を超えない場合には、事実に基づいてこれを控除することができる。超過部分については、期間を限定しないで以後の納税年度に繰り越すことができる。《…中略…》納税者は、業種の特徴などの特段の事由により広告費の控除比率を高める必要が確実にある場合には、必ず国家税務総局に報告し承認を受けなければならない。」と規定されています。

また、『一部の業種に関する広告費の企業所得税前控除の基準に関する通知』(国家税務総局 国税発[2001]89号 2001年8月5日公布 2001年1月1日施行)第1条において、「製薬・食品・日用(化学)品・家電・通信・ソフトウェア開発・集積回路(IC)製造業・スポーツ文化と家具建材業に関しては年間販売(営業)収入の8%を超えなければ控除

できる。超過部分については、期間を限定しないで以後の納税年度に繰り越すことができる。」と規定されています。加えて、ソフトウェア開発・集積回路(IC)製造業などIT企業については、当局の審査・認可を得ることによって実際の掛かった費用、或いは控除率の引上げが認められるとされていますが、当該通知についても内資企業に適用されるものです。

外商投資企業の場合には、損金算入に関する制限は特に設けられておらず、実際発生額を控除することができます。

なお、内資企業向けの企業所得税法と外資企業向けの企業所得税法を統合した『企業所得税法』(全国人民代表大会 主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行)が2008年から施行されますが、これに伴い前述した内資企業と外資企業の異なる取り扱いがなくなり、内資企業、外資企業とも合理的な広告費用(年間売上の15%以内を予定している)を控除することができます。

## 2 .中国の企業所得税内外統一による日本のタックスヘイブン税制への影響について

**Q** : 現在中国における投資性会社の税率は33%ですが、現在開かれている全国人民代表大会で企業所得税は25%に統一されることが協議されています(一部優遇を除く)。

そこで、中国における投資性会社は、主たる業務を「株式の保有」と見なされるケースが多くなるのではないかと考えていますが、この場合、日本のタックスヘイブン税制はどのような影響をおよぼすのでしょうか。

中国の投資性会社の場合はそこに存在する経済合理性もあり、また子会社は実業を行っているため、適用除外されるべきだとも考えられますが、シンガポールや香港のケースを見ると、課税されるケースも見られるらしく、その点明確にしたいと思い質問させていただきました。

**A** : 日本のタックスヘイブン税制とは、「企業が、日本と比して著しく税負担の低い国または地域に実体のない子会社を設立し、その子会社との取引を通じて利益をその子会社に移転することにより日本における租税回避行為を行うということを防止するために設けられた制度」で、日本の親会社が軽課税国(実効税率25%以下)に有している子会社などに留保した利益は、日本の親会社に対して課税されることになっています。

実態のある企業であれば、この税制の適用除外となるそうなのですが、投資性会社の場合所謂持ち株会社ですので、定められている適用除外要件である「主たる業務が株式・債権の保有でないこと」に当てはまらない可能性が高いのではないかと危惧されているということですね。

ご質問をいただき調べている間に、『企業所得税法(全国人民代表大会 主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行)が採択され、企業所得税は25%に統一されました。

中国に投資性会社を有する何社かの方にタックスヘイブン税制対応についてヒアリングをしましたが、さすがにまだ検討されている企業はございませんでした(但し、ヒアリングは中国関連部署にしましたので、財務部門であれば検討されているかもしれません)。

中国でペーパーカンパニーを作る企業は想定できないため、特に問題ないと考えられることもできるのですが、現時点では確たる回答はできません。今後、日本の税務当局や企業がどのように動くのか、ウォッチしていきたいと思います。

### 3 . 移転価格設定の際の利益率について

**Q** : 移転価格を決める際の利益率の参考データの様な物が公表されているという話を聞きました。当社は、OA機器メーカーですが、我々の業種、もしくは家電や製造業の利益率の基準はわかるものでしょうか。

**A** : 残念ながら、お問い合わせいただきました移転価格を設定する際の利益率の参考データを見つけることはできませんでした。

移転価格税制については、『関連企業間業務取引税務管理規程』(国家税務総局 国税発[2004]143号 2004年10月22日公布 同日施行) <以下『規程』> 第27条に「企業とその関連企業との間の業務取引について、独立企業間の業務取引に従わないで代金または費用を収受し、または支払い、その課税すべき収入または納税すべき所得額を減少させた場合には、主管税務機関は、関連企業間業務取引の類型、性質および会

計検査の結果に基づき、かつ、関係要因を考慮し、相応する調整方法を選択・使用しなければならない。」と規定されています。

『規程』第28条では、具体的な移転価格の調整方法(独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法、その他の合理的な方法)が明記されていますが、どの方法にしても同業種や同一製品の利益率データがあり、それと比較するというものではなく、個別に比較対象となる取引および企業(比較対象企業)を選定し詳細な調査によって算定されるものとなっています。

#### 4. 外高橋保税区内貿易企業の企業所得税について

**Q** : 上海外高橋保税区内貿易企業の企業所得税について、下記のような理解で正しいでしょうか。

1. 現在、経済特区に準ずる優遇税率（15%）が適用されている。
2. 今後、浦西にある弁事処を「経営型分公司」として工商登記しても、当面この税率は変わらず、浦西の税務局に納税する。
3. 中期的にみれば、内外税率統一が実施され、上記優遇税率は廃止され、25～28%あたりに落ち着く。
4. これから保税区内独資法人の商業権申請、分公司設置（浦西に）を行う場合、既に保税区では税務登記済みだが、分公司設置時、新たに浦西で税務登記を行うため、4月以降税務登記する企業に該当する。

**A** : 1. に関しましては、『上海外高橋保税區条例（上海市人民代表大會 上海市第10期人民代表大會常務委員會第32回會議 1996年12月20日公布 1997年1月1日施行）第42条に基づき、上海外高橋保税區的貿易企業に適用される企業所得税率は15%です。

2. に関しましては、上海外高橋保税區的貿易企業が『外商投資商業分野管理弁法』（商務部 商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行）に基づいて經營範圍を拡大し、その後、上海市内に分公司を設立した場合の企業所得税の扱いについて、上海のコンサルタントからヒアリングいたしました。その内容を基に説明します。

- (1) 2006年4月1日以降に税務登記する企業  
当該企業が、上海外高橋保税區を登記地としながら、実際は浦西の区外分公司で營業活動を行っている場合、実際に營

業活動を行っている分公司所在地の税務局で納税することになります。

『税務登記集中管理弁法』（上海市国家税務局・上海市地方税務局 滬国税徴[2006]12号 2006年3月20日公布 2006年4月1日施行）が出されており、属地主義による徵稅原則に基づくものです。従って、浦西の税率が適用されることになります。

- (2) 2006年3月31日までに税務登記した企業

当該企業は、既に外高橋保税區で税務登記を行っていることから、区外に分公司があったとしても、外高橋保税區的税務局で納税します。但し、分公司が売上げた利益については、分公司所在地の企業所得税率が課せられるようです。

分公司の税務については、今後どのように運用されるかは不透明です。現地専門家にもご相談されることをお勧めいたします。

3. に関しましては、ご質問の企業所得税

制の改正に関し、2006年5月29日にホテルニューオータニ東京で開催した第14回定期合同会議の席上、国家税務総局の許善達副局長より関連する発言がありましたので紹介いたします（以下、発言内容抜粋）。

『1994年の工商税制改革後、我が国は内資企業と外商投資企業、外国企業に対して、2種類の企業所得税制を実行しています。外商投資企業は内資企業と比べて、実際の税負担が低く、これは企業の公平競争という良好な税収環境の形成に不利なものです。

企業所得税改革の基本構想は次のようなものです。各種企業に対して統一の企業所得税制度を実行し、法人を基本納税単位とし、企業所得税の納税者を正確に区分します。

税引き前控除項目の範囲と基準を合理的に区分し、企業所得税の課税ベースを

規範化します。

優遇政策は地域を主とするものから、産業を主とし地域を従とするものに転換します。税引き前控除、税収優遇などの政策の合理的な調整を結び付け、企業所得税の税率を適度に引き下げます。

全人代はすでに本案を立法計画に組み入れており、国務院はすでに関係部門へ準備作業を急ぐよう指示しています。準備作業完了を待って、正式に企業所得税法の草案を全人代へ提出して審議を受けます。』

4. に関しましては、「2006年4月1日以降税務登記をする企業」というのは2006年4月1日以降に上海外高橋保税区で税務登記をした企業という意味です。従って、保税区貿易企業などが対象で、浦西に所在する分公司ではありませんので、ご注意ください。





## 第 10 章 個人所得税に関する事項



## 1 . 日本での年金生活者の中国における個人所得税について

**Q** : 日本企業を定年退職した年金生活者が中国に渡り、数年間は中国企業に再就職して僅かな報酬ながらも、自分の技術やスキルを役立ててもらうことに生きがいを感じる人がいると聞きます。こうした生き方は今後も増えると思われませんか。

仮に、日本では月額20万円前後の年金収入があり、中国にて月額4,000人民元の報酬があったとした場合、日本と中国における収入を合算したのから基本控除額4,000人民元を差し引いたものが課税所得になるとの理解でよろしいでしょうか。そうであるなら中国税務当局へ支払う税額は幾らになるのでしょうか。

**A** : 日本で受取りの年金に対しては、中国での居住が5年以下の場合においては、中国の個人所得税は賦課されません。但し、居住が5年超となった場合には、この年金に対しても個人所得税が賦課されますので注意が必要です。また、給与所得に対しては、外国籍人員に係る控除費用が月額4,800人民元ですから、今回の場合、中国での給与所得についても課税されません。

年金に関しましては、『日中租税協定』（昭和59年条約第5号 1991年12月26日締結）第18条に「過去の勤務につき一方の締約国の居住者に支払われる退職年金その他これに類する報酬に対しては、その一方の締約国においてのみ租税を課することができる。」とあり、また、『個人所得税法実施条例』（国务院令第452号 2005年12月19日改正 同日公布 2006年1月1日施行）第6条において「中国国内に住所を有しないが1年以上5年以下居住する個人で、その中国国外を源泉とする所得については、主管税務機関の認可を経て、中国国内の会社や企業およびそ

の他の経済組織或いは個人が支払う部分についてのみ、個人所得税を納付することができる。5年を超えて居住する個人は、6年目からはその中国国外を源泉とするすべての所得について、個人所得税を納付しなければならない。」と規定されています。従いまして、日本にて支給される年金は、中国居住開始から5年間は中国での個人所得税の課税対象とはならず、6年目からは、中国国外に有する全ての所得につき個人所得税を納めなければならなくなります。なお、年金について、日本では非居住者に対する国内源泉所得に対して20%の源泉税を課すと思います。

給与所得に対しては、『個人所得税法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第44号 2005年10月27日改正 同日公布 2006年1月1日施行）の改正により基礎控除額が800人民元から1,600人民元に引き上げられ（第6条第1項第1号）、また『個人所得税法実施条例』第29条において外国籍人員に係る控除費用は3,200人民元とされています。従い

まして、外国籍人員に係る控除費用の合計は4,800人民元（基礎控除1,600元 + 追加控除3,200人民元）となり今回ご質問のケースにおいて、給与所得においても課税所得は0

人民元となります。

なお、「年金に係る個人所得税について」は、「Q&A集第4集P140」をご参照下さい。

## 2 .日本での使用人兼取締役が中国で総経理に従事する際の個人所得税について

**Q** :日本本社の使用人兼取締役が中国の合弁企業の総経理(常駐)として出向します。給与は合弁企業が負担し、一部は日本に居住する家族に生活費として、本社を通じて日本の本人口座に振り込み、その資金を合弁企業から本社に送金させています。個人所得税は、合弁企業が中国の個人所得税法に基づき源泉徴収し中国の税務当局に納税しています。

日本の税法施行令第285条第1項で、「内国法人の役員としての勤務で国外において行うもの」は、国内源泉所得として日本で課税されますが、同条に括弧書きで「当該役員として勤務を行う者が同時にその内国法人の使用人として常時勤務する場合の当該役員としての勤務を除く」とあり、国税局タックスアンサー1929でも「例えば、取締役支店長など使用人として常時勤務する場合は、役員に含まれない」とされていたので、使用人兼取締役が海外勤務する場合、日本では課税されないと考えておりました。所得勤務の実態からしても使用人として勤務地課税としていましたが、この程、本社が日本の税務当局の調査を受け、当該人は、使用人としては中国法人に勤務しており、本社においては役員の立場である、また、給与のうち、本社を通じて支給している部分の支給者は本社であるとして、日本側に納入すべきであるとのことで、(中国居住者として)非居住者に対する源泉徴収税率20%にて賦課決定を受けました。中国の税務当局は、中国法人の総経理として勤務中の給与については、中国に納税すべきと主張しています。この場合、いずれの見解に従うべきでしょうか。

『日中租税協定』に定める「役員の資格で取得する役員報酬」への該当について考えてみると、本社で支払う役員賞与については、日本で源泉徴収し、中国法人の総経理としての勤務に基因する報酬は、中国法人が負担し中国で源泉徴収し、納税しておりました。

また、本人はすでに日本に帰任しており、現時点で中国にて外国税額控除を行うことはできず、中国税務当局も、中国に課税権があるとしており、還付の請求も困難な状況で、両国の税務当局の見解が相違する中で、対応に困っているのが実状です。

今後も、このような勤務の形態はあり得ますが、事前に、居住国となる中国の税務当局に外国税額控除の承認を得ておくことで対応可能でしょうか。

**A** :まず、高級管理職の給与所得に対する課税については、『中国国内に住所を有さ

ない個人が稼得する給与所得の納税義務に関する通達』(国家税務総局 国税発[1994]148号 1994年6月30日公布 1994年7月1日施行) および『中国国内に住所を有さない個人に租税条約と個人所得税を適用する場合のいくつかの問題に関する通達』(国家税務総局 国税発[2004]97号 2004年7月23日公布 2004年7月1日施行)により、中国における国内所得(中国企業負担)は全額中国での課税対象となり、国外所得(派遣元負担)は中国滞在日数に応じて日割りで納税額を算出し課税されることとなります。

今回のケースにおいて、日本の税務当局の見解は、同人が使用人兼役員であることから、同人が日本の非居住者であっても役員報酬については日本で課税すべきであり、便宜上、日本本社が立て替えて支払った部分を役員報酬として課税したものと考えられます。一方、中国の税務当局の見解は、同人を中国の居住者として処理しており、中国国内と国外(日本本社の立替分)から支給された報酬を全て中国源泉所得として課税したものと考えられます。

以上によると、今回の二重課税部分は役員報酬となりますが、役員報酬については、『日中租税協定』(昭和59年条約第5号 1991年12月26日締結)第16条に「一方の締結国の居住者が他方の締結国の居住者である法人の役員の資格で取得する役員報酬そ

の他これに類する支度金に対しては、当該他方の締結国において租税を課することができる。」と規定しています。これによれば、日本法人からの役員報酬は日本で課税することができるかと解釈することはできますが、この場合においても中国での課税権を否定したものではありません。『外国企業の役員が中国国内で兼務する場合の税務に関する通達』(国家税務総局 国税函[1999]284号 1999年5月17日公布 同日施行)では、日本法人の役員報酬について中国源泉所得とみなされる部分に関しては、中国での課税を認めています。また、当然ながら、日中両国で二重課税が生じた場合は、『日中租税協定』第23条により、居住国での税額控除が可能であると定められています。

よって、今回のケースについては、どちらの国で外国税額控除を行うかということになりますので、同人がどちらの国の居住者であるか(質問から判断するところ、中国居住者のようですが)がポイントになるかと思われます。

また、『日中租税協定』に明記されているとおり、二重課税は排除されるべきですが、今回のように両国の当局間で見解が分かれる可能性がある場合については、両国の当局と事前に十分な相談や打ち合わせを行うことは非常に重要なことだと思われます。

### 3 . 滞在期間による個人所得税率変更の有無について

**Q** : 中国に駐在する外国人の個人所得税は、滞在期間が5年を超える時点で、税率そのものがアップするということはあるのでしょうか。

**A** : 個人所得税については、根拠法規である『個人所得税法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第44号 2005年10月27日改正 同日公布 2006年1月1日施行)および『個人所得税法实施条例』(國務院令第452号 2005年12月19日改正 同日公布 2006年1月1日施行)により、納税義務者・課税対象・税率などが定められています。

給与所得に対する税率については、『個人所得税法』第3条に「給与所得に対しては超過累進税率を適用し、税率は5%から45%までとする。」と規定されているとおり、月間課税所得額に応じ、9段階に区分されています。滞在期間に応じて、税率が変更すると

の記載はありません。

なお、中国での滞在期間が5年を超える個人については、『個人所得税法实施条例』第6条に規定されているとおり、国内外源泉を問わず全世界で発生する所得全てを合算して、中国で納税する義務が発生します。その時点で課税所得金額自体が増額となり、その結果、税率がアップする可能性は考えられます。

なお納税額の計算においては、課税所得の種類ごとに区分して所得計算することになると思います。その点にご留意下さい(詳細につきましては、「Q&A集第10集P114」をご参照下さい)。



#### 4 . 中国に派遣した研修生の個人所得税について

**Q** : 中国に実務研修目的（語学研修3ヵ月、実務研修9ヵ月、計1年）で企業  
の人員を派遣することを計画しています。身元引受人は研修先組織であり、  
当該組織には企業より研修料を支払う予定にしています。派遣人員は当初Fビザ  
で入国予定です。

研修生の個人所得税は、『日中租税協定』の第21条に基づいて免税対象とな  
ると認識していますが、どうすれば研修生であることを証明できるのしょう  
か。空港での出国時審査の際には問題がないのでしょうか。

また、それ以外に研修生については中国における所得税が免税対象であるこ  
とを証明するための書類などは何か揃えておく必要がありますか。

**A** : 研修生は『日中租税協定』（昭和59年条  
約第5号 1991年12月26日締結）第21条  
に基づいて個人所得税を免除されます。  
ここで注意しなければいけないことは、あ  
くまでも研修生ですから、中国内で役務の  
提供を行ってはなりません。

また、特にどのような様な証明書類を用意すれ  
ばいいかは決まっていますが、研修カリ  
キュラムはきちんと備えておかれるべきと  
思われます。加えて、研修先企業から研修  
生に対して金銭の支払があると、役務提供  
の対価（給与）と捉えられる恐れがありま  
すのでご注意下さい。

なお、研修生が空港出国時に納税の件で  
問題になる可能性は低いと思われます。『税  
収徴収管理法』（全人代常務委員会 主席令

第49号 2001年4月28日公布 2001年5月1  
日施行）第44条に「滞納中の納税者或いは  
その法定代表者が出国しようとする場合に  
は、出国前に税務機関に本税、延滞金を精  
算するか、或いは担保提供を行わなければ  
ならない。本税、延滞金の精算を行わず、  
また担保提供も行わない場合には、税務機  
関は出国管理機関にその出国阻止を通知す  
ることができる。」と規定されています。

現時点で税務機関（税務総局管轄）と出  
入国管理機関（公安部管轄）の間で納税情  
報が共有されているわけではありませんの  
で、当該者が出国前から税務機関との間で  
納税に関して懸案事項があり、税務機関が  
特別に出国阻止を出国管理機関に求めない  
限りは、まず問題になりえないと考えます。

## 5 . 中国人採用者に関わる個人所得税について

**Q** : 現在、日本本社で中国人を新規雇用し、中国国内で勤務をさせようと考えています。調査したところ、本人の2006年1～7月の中国滞在日数は既に170日を超えており、今年の滞在日数は183日を超すことは間違いありません。

本人の申告によると、昨年も従来の勤務先の関係で183日以上中国に滞在したが、中国における個人所得税は支払っていないとのこと。これに関しまして、以下を教えてください。

- 1 . 彼を新規採用した場合、2005年に遡って追徴を受ける可能性があるのでしょうか。一般論として、入国管理事務所から税務署に連絡が行くなど、システムティックに運用されているのでしょうか。
- 2 . 2006年の滞在日数が183日を超えた場合、当社が採用した日付から当社が本人に代わって納税をしようと考えますが、当社採用以前に遡って言及された場合、新規採用する個人に対して納税義務が発生するのでしょうか。
- 3 . 中国において2005年度分を追徴されたとして、日本において支払った税金の修正申告および還付が可能でしょうか。

**A** : 1. に関しましては、入国管理事務局から税務局にシステムティックに連絡が行く、という形にはなっていないようです。日本人で中国滞在183日を超えて出国する際に、個人所得税を納入するよういわれた例はあるようですが、中国籍の方の場合はその可能性は低いでしょう。むしろ、2006年度の個人所得税申告の際に提示するパスポートから2005年の出入国記録が判明し、2005年度分の追徴を受ける可能性は高いと思われます。

2. に関しましては、そもそも183日を超えた（或いは超える可能性が高い）段階で納税申告するわけですから、新規採用以前の部分を含めて同時に納税することになると考えられます。その部分については本来、個

人が負担すべきものと思われるので、負担については事前に本人と話し合っておくべきです。

3. に関しましては、中国において2005年度分の中国での個人所得税を納税した場合、日本の2005年度（平成17年度）所得について、修正の請求を平成18年3月16日から平成19年3月15日の間に行うことができます。税務署がこの請求を認めた場合、所得税の還付があります。詳しい手続きについては税務署にご確認願います。ただ、この還付税額は本人に帰属するものですので、企業として手続きを行うなら、2005年度分の個人所得税の納税負担者も含めて事前に本人と話し合う必要があります。

## 6. 本社長が現地法人の役職を非常勤で兼任する場合の個人所得税について

**Q** : 日本本社の社長が、非常勤で現地企業(独資)の董事長と總經理を兼務します。非常勤かつ兼務の理由は、個人所得税の軽減です。この時、以下について教えてください。

1. 董事長に対する「役員報酬(労務報酬所得)」の支給は必ず必要ですか。
2. 總經理に対する「給料(給与所得)」の支給は必ず必要ですか。
3. 社長に対する役員報酬(日本での所得)は、中国で課税されますか。
4. 非常勤の場合、税務局での個人所得税納税のための登記は必要ですか。

**A** : 1. に関しましては、『公司法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第42号 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18回会議にて改正 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行)第38条に記載されているとおり、董事への報酬は株主会で決定することになっており、現地法人からの董事への報酬は必ずしも必要ではありません。

2. に関しましては、『中外合弁経営企業法実施条例』(國務院 國務院令第311号 2001年7月22日『國務院の「中外合弁経営企業法実施条例」改正の決定』に基づき改正 2001年7月22日公布 同日施行)第83条に記載されているとおり、總經理の賃金待遇は董事会が決定するとなっており、現地法人からの總經理への給与は必ずしも必要ではありません。

3. に関しましては、社長に対する日本本社からの役員報酬は、『日中租税協定』第16条に「一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する役員報酬その他これに類する支度金に

対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。」と規定されています。これによれば、日本法人の役員報酬は日本で課税することができるを読み取れますが、但しこの場合も中国での課税権を否定したものではありません。『外国企業の役員が中国国内で兼務する場合の税務に関する通達』(国家税務総局 国税函[1999]284号 1999年5月17日公布 同日施行)において、日本法人の役員報酬について、中国源泉所得とみなされる部分に関しては、中国での課税を認めています。当然ながら、日中両国で二重課税が発生した場合は、『日中租税協定』の第23条に基づき、居住国での税額控除が可能となります。

なお、日本の本社から派遣されている人員が、中国で董事ないし高級管理職となった場合の董事への董事報酬または高級管理職への給与については、『中国国内に住所を有さない個人が稼得する給与所得の納税義務に関する通達』(国家税務総局 国税発[1994]148号 1994年6月30日公布 1994年7月1日施行)、『中国国内に住所を有さな

い個人に租税条約および個人所得税法を適用する場合のいくつかの問題に関する通達』(国家税務総局 国税発〔2004〕97号 2004年7月23日公布 2004年7月1日施行)に規定されているとおり、中国における国内所得(中国企業負担)は全額が課税対象となり、国外所得(派遣元負担)は中国滞在日数に応じて日割りで納税額を算出し、課税されることとなります。

4. に関しましては、『租税徴収管理法』(全

国人民代表大会常務委員会 主席令第49号 2001年4月28日第9期全国人民代表大会常務委員会第21回会議にて改正 2001年4月28日公布 2001年5月1日施行)によって、たとえ非常勤であっても、納税義務(国内企業から役員報酬等を受領する、ないし国外企業から役員報酬等を受領かつ中国への滞在日数が発生する)が生じる場合は税務登記が必要となります。

## 7. ワールド課税について

**Q** : 中国への駐在員は、日本の給料（非課税）と中国の給料を合算して、中国で納税する仕組みになっています。駐在期間が5年を経過した場合、ワールド課税といわれていますが、実際どのような課税になるのでしょうか。

**A** : 個人所得税については、個人所得税の根拠法規である『個人所得税法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第44号 2005年10月27日第10期全国人民代表大会常務委員会第18会会議にて改正 2005年10月27日公布 2006年1月1日施行）および『個人所得税法実施条例』（国務院 国務院令第452号 2005年12月19日『国務院の「個人所得税法実施条例」改正に関する決定』に基づき改正 2005年12月19日公布 2006年1月1日施行）により、納税義務者や課税範囲を、住所の有無、居住の有無、居住期間などに応じて定めています。

簡単にまとめますと下記のとおりになります。

中国国内に住所を有する個人

全世界所得に対して課税（国内外源泉を問わない）

尚、中国国内に住所を有する個人とは、国籍、家庭、経済利益関係により、中国国内に慣習的に居住する個人のことを指す。

中国国内に住所を有しないが、5年超居住する個人

全世界所得に対して課税（国内外源泉を問わない）

中国国内に住所を有しないが、1年以上5年以下居住する個人

中国国内源泉について課税、中国国外源泉のうち税務機関の認可により中国国内の組織単位または個人が支払った部分以外は免税とすることができる。

尚、国内に満1年居住するとは、一納税年度のうち、暫時出国日数（連続30日以内、合計90日以内）を含め、365日間中国に居住していることを指す。

中国国内に住所を有しないが、1年未満居住する個人

中国国内源泉について課税、国外源泉については非課税

中国国内に住所を有しない短期滞在者（暦年で中国滞在期間が183日以下）

中国国内源泉（中国国内企業が支給或いは負担した部分を除く）、国外源泉ともに非課税

なお、日中租税条約により、中国滞在期間が183日以下となっているが、中国の個人所得税法上は、90日以下である。

よって、中国国内に住所を有しないが、5年超居住する個人については、のとおり、国内外源泉を問わず、全世界で発生する所得全てに対して中国で納税する義務が発生します。

例えば、家賃収入をはじめとした不動産所得については、不動産所在地国に課税権があり、日本に所在する不動産からの家賃

収入は、日本で申告納税する義務があります。しかしながら、中国に5年超居住している個人の場合は、日本に所在する不動産か

らの家賃収入についても、中国でも自己申告納税義務があります。



## 第 11 章 関税・流通税に関する事項





## 1. 増値税の一般納税者資格について

**Q**：現状、当社は日本独資で商業貿易企業を設立し、一般納税者の資格を2006年5月に取得いたしました。

但し、現状は「発票」を25万人民元分しかもらえない状態であり、半年後の11月に再度税務当局と相談をして、枠を広げてもらう段取りとなっています。そのため、現状においては、25万人民元分の売上発票を切った時点で税務当局を訪問し、追加発行してもらっている状態です。

税務当局に話を聞くと、「現状は商業貿易企業には脱税などの諸問題を起こす可能性が高く、全てにおいて、このような処置を取っている。あなた方が、脱税などを行わない企業として問題ないことは分かっているものの、設立して間もない一般的企業は半年後に再交渉の取り扱いにしている。」と言われております。このようなことは一般的なことなのでしょうか。

**A**：『新設商業貿易企業の増値税徴収管理強化に関する問題の緊急通知（国家税務総局 国税発明電[2004]37号 2004年7月1日公布 2004年8月1日施行）の規定および『新設商業貿易企業の増値税徴収管理強化に関する問題の補足通知（国家税務総局 国税発明電[2004]62号 2004年12月1日公布 同日施行）により、商業企業として新設する場合、規模、経営管理などにより、増値税の一般納税者資格の認定を受けることができますが、半年間の補導期間が設けられ、この半年間では一般納税人資格はあくまで仮ということで、売上実績に応じて半年後に正式に一般納税者資格を取得し、桁数の大きな発票が発行できるようになっています。但し、当初から大きな設備のような一台何億円もするような商品を販

売する場合において、桁が足らず、発票が足りないために販売できないというような場合には、税務当局に申請し、税務当局が企業の実際のニーズを審査した上、桁数の大きな発票の発行を認めることもできます。

また、上海の税務当局にヒアリングしたところ、「日系企業が脱税などの問題を起こす可能性は低いと認識しているが、日系企業だけ特別扱いするわけにもいかず、ルールどおり運用する。」という旨の回答がありました。

但し、上海では区によっては、過去実績のある現地法人と親会社が同一である新設企業について、区の税務当局が積極的に後押しして桁数の大きな発票を認めるようにしている例もあるようです。

## 2. 増値税発票の発行期日について

**Q** : 中国現地法人が、中国サプライヤーから商品を人民元建てで購入し、一般倉庫に保管して日本の本社に適時輸出するスキームを考えています。

増値税還付作業を簡易にするために、現地法人が日本へ輸出するごとに、中国サプライヤーに輸出分だけの増値税発票を発行させることができる、と深圳で聞きましたが、本当に可能なのでしょうか。

**A** : 増値税発票の発行については、『増値税専用領収証使用規定』（国家税務総局 国税発[2006]156号 2006年10月17日公布 2007年1月1日施行）以下『規定』の第11条第1項第3号において、「増値税納税義務の発生時点に発行しなければならない。」と規定されています（以下、「発票」=「専用領収書」として回答します）。

また、『増値税暫定施行条例』（国务院令 第134号 1993年12月13日公布 1994年1月1日施行）以下『条例』第19条第1項において、増値税納税義務の発生時点は「財貨または課税役務の販売の場合は、売上代金の受領または売上代金取立書を取得したその日とする。」と規定されています。さらに、『増値税暫定施行条例実施細則』（財政部 財法字[1993]38号 1993年12月25日公布 同日施行）第33条では、『条例』第19条第1項に定める増値税納税義務の発生時点について、売上代金の決済の方式ごとに規定されています。よって、増値税発票の発行については、各々の取引形態にあわせる増値税納税義務の発生時点に行う必要があります。

今回のケースでは、既に代金の支払いが

行われており、輸出にあわせて増値税発票を発行していくということであれば、『規定』等に抵触するのではないかと思料されます。また、税務当局が地方ごとに若干異なる運用をしている可能性はありますが、深圳においてお問い合わせの方式が認められているか、については不明です。

〔参考：『増値税暫定施行条例実施細則』第33条〕

財貨または課税役務の販売の増値税納税義務の発生時点（専用領収証の発行日付）に関する規定は以下のとおりとする。

- (1) 直接代金受取方式を採用している財貨の販売は、財貨の発送に関わらず、売上代金の受領又は売上代金取立証憑を受領し、かつ貨物引換証を購入者側に引き渡した当日とする。
- (2) 代金取立依頼と銀行委託回収方式を採用する財貨の販売は、財貨を発送して代金取立依頼の手続を完了した日とする。
- (3) 掛売りと分割代金回収方式を採用する財貨の販売は、契約に定める代金支払日の当日とする。
- (4) 代金前受方式を採用する財貨の販売は、

財貨を発送した当日とする。

(5) その他の納税者に財貨の代理販売を委託するものは、代理販売者が販売した代理販売清算書を受領した当日とする。

(6) 課税役務の提供は、役務を提供するとともに売上額を受領したか、または売上代金取立証憑を取得した当日とする。

(7) 本細則第4条第3号から第8号に掲げる事項が発生したときは財貨販売行為と見なし、財貨移送日の当日とする。

### 3 . 液晶ディスプレイの増値税還付率について

**Q** : HSコード9013.80.30の液晶ディスプレイの増値税還付率は17%になるという理解でよろしいでしょうか。

**A** : 『一部商品の輸出税還付率調整および加工貿易禁止類商品目録追加に関する通知』(財務部・国家発展改革委員会・商務部・税関総署・国家税務総局 財税[2006]139号 2006年9月14日公布 9月15日施行)により、中国からの輸出税還付率の改定が行われました。

お問合せのHSコード9013.80.30の液晶

ディスプレイは、国の産業政策で輸出を奨励するハイテク製品に該当し、輸出税還付率を従来の13%から17%に引き上げるとしています。

その他、還付率調整の項目詳細につきましては、日中投資促進機構会員ネットのデータライブラリーをご参照下さい。

#### 4 . 親子ローンの利息に関わる税金について

**Q** : 当社と子会社(中国現地法人)は親子ローン賃借契約に基づき、親会社が子会社に融資(中国当局には登記済)しています。貸付利息については、貸付して数年据置きの記事があり、今月貸付金利息の回収を予定しています。

企業所得税10%、営業税5%が発生すると聞いていますが、回収金額を1,000米ドルとした場合、税金控除分および入金金額(計算式)を教えてください。

**A** : ご存知のとおり、日本法人(親会社)から中国現地法人(子会社)への親子ローンに係る貸付金利息を日本に送金する場合には、営業税および企業所得税が源泉徴収されることとなります。今回ご相談いただいたケースについてですが、発生する貸付金利息を1,000米ドルとした場合の算式については下記のとおりです。

営業税 : 1,000米ドル × 5%  
= 50米ドル.....

企業所得税 : (1,000米ドル - 50米ドル)  
× 10% = 95米ドル.....

回収金額 : 1,000米ドル - ( + )  
= 855米ドル

源泉徴収される営業税に関しましては、『営業税暫定施行条例』(国務院令第136号 1993年12月13日公布 1994年1月1日施行)により貸付行為に係る税率は8%と定められましたが、その後『金融保険業の営業税

税率を降低することに関する通知』(財政部・国家税務総局 財税字[2001]21号 2001年3月7日公布 同日施行)の規定により、2003年1月1日から税率は5%に引き下げられました。企業所得税に関しましては、『日中租税協定』(昭和59年条約第5号 1991年12月26日締結)第11条によりその租税の額は利子額の10%を超えないと定められています。

なお、『日中租税協定』第2条により、『日中租税協定』が適用される租税は、中国においては個人所得税、外国企業所得税、地方所得税の3つであり、営業税は含まれていないため、外国税額控除の対象にはなりません。よって、今回のケースでは、企業所得税の源泉徴収分のみ外国税額控除の対象となるため、上記のとおり95米ドルとなります。

## 5 . 修理代金への関税について

**Q** : 日本より輸出した製品を修理目的で引き戻し、修理後に再輸出を行う予定があります。保証期間内の製品の修理代金をINVOICEへ記載しますが、中国の輸入通関時には関税の対象となるのでしょうか。

**A** : 修理代金は関税の対象になります。  
『輸出入関税条例』( 国務院令第392号 2003年11月23日公布 2004年1月1日施行 ) 第25条に「国外へ運び出して修理する機械器具、輸送手段或いはその他貨物が、出国時に税関に報告済みで、かつ税関の規定する期限内に再度運び入れ入国する場合、国外修理費および材料費を審査して課税価格を確定しなければならない。」と規定されています。

なお、税関の定める期限内に再入国しない場合は、一般の輸入貨物として、製品自

体にも関税が掛けられます。

また、一旦納品( 輸出取引 ) が完了した製品を日本に引き戻す場合は、国外修理品として輸出申請をすれば輸出関税は掛かりません。さらに、保証期間中での修理で、修理費用が掛からないといった契約の場合においては、修理契約書か修理に関する規定を含む元の輸入契約書で「無償」とされていれば、関税は掛からないでしょう。また、これが曖昧な場合には、修理業者から無償で行った旨の証明書を貰えば問題ないと考えられます。

## 6 . 新たな輸出関税品目について

**Q** : 新聞などで、2006年11月1日から中国が石炭や割り箸など110品目の輸出品に輸出関税を掛ける、との報道がありますが、公式に通達が出ているのでしょうか。また、関税が掛かる110品目には他にどのような品目が含まれているのでしょうか。

**A** : ご質問の通知は、『一部商品の輸出入暫定税率調整に関する通知』( 国務院関税税則委員会 税委会[2006]30号 2006年10月27日公布 2006年11月1日施行 )として公布されています。

この通知につきましては、中華人民共和国財政部のHPに掲載されております。

日中投資促進機構でも翻訳 (本文のみ)の上で会員ネットのデータライブラリーに掲載いたします。

< 中華人民共和国 財政部HPアドレス >

[http://www.mof.gov.cn/news/20061027\\_1500\\_20298.htm](http://www.mof.gov.cn/news/20061027_1500_20298.htm)

### 【回答後の変更】

上記『一部商品の輸出入暫定税率調整に関する通知』の本文は、2006年10月31日付にて会員ネットのデータライブラリーに日文を掲載いたしました。



## 7. 中国とタイとの間の租税協定について

**Q** : タイ現地法人より技術者を応援してもらうことになりました。  
タイと中国との間で租税協定はあるのでしょうか。税金の二重払いは避けられるのでしょうか。

また、企業所得税に係る源泉徴収率は、どのように考えればよろしいのでしょうか。

**A** : 中国とタイの間には『中華人民共和国政府とタイ王国政府との間の所得の二重課税防止と脱税防止に関する協定』(1986年10月27日公布 1986年12月29日施行) <以下『中泰租税協定』> が締結されています。中国側の対象税目は、『中泰租税協定』第2条により、個人所得税、外国企業所得税、地方所得税と定められています。また、二重課税の排除については、『中泰租税協定』第23条に明記されています。

『中泰租税協定』の中文につきましては、下記アドレスをご参照下さい。

[http://www.chinalawedu.com/news/2003\\_9/5/0909146484.htm](http://www.chinalawedu.com/news/2003_9/5/0909146484.htm)

なお、企業所得税に係る源泉徴収率ですが、『外国投資企業および外国企業所得税法』(全国人民代表大会 主席令第45号 1991年4月9日公布 1991年7月1日施行) <以下『外企所得税法』> 第19条により、外国企業については中国国内源泉所得の20%と定められています。『外国企業のわが国を源泉とする利息などの所得に対して企業所得税を軽減することに関する通達』(国務院 国発[2000]37号 2000年11月18日公布 2000年1月1日施行) <以下『通達』> により、現在は10%と定められています。

### 【回答後の変更】

『企業所得税法』(全国人民代表大会 主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行)の施行に伴って、上記『外企所得税法』が廃止される予定ですが、『企業所得税法』第4条第2項においても、外国企業の中国国内源泉所得徴収率を20%と定められています。また、『通達』の規定が『企業所得税法』の施行によって改正される可能性がないわけでもないですので、その点に留意する必要があると思われます。

## 8 . 委託加工における増値税について

**Q** : 中国子会社が、中国国内企業に対し原材料を提供し、加工を委託した場合の増値税について質問させていただきます。

- 1 . 無償で原材料を提供した場合、中国子会社 委託会社（下請）への発注の段階では増値税は発生せず、委託会社 中国子会社へ納品の段階で増値税が発生すると考えればよいのでしょうか。
- 2 . 有償で原材料を提供した場合は、中国子会社 委託会社（下請）へ販売した段階で売上増値税17%が発生し、委託された製品が納品されれば、仕入増値税17%が発生するのでしょうか。2次・3次下請けを繰り返せば、販売価格も増値税も膨らむ計算になりますか。
- 3 . 委託加工された1次製品（進料加工として輸入した原料を含んだケース・原料はすべて中国国内調達のケース）が中国子会社で最終製品となり、国内または海外販売する場合、優遇税制はあるのでしょうか。

**A** : 1. に関しましては、中国子会社が中国国内の企業へ原材料を無償支給して、委託加工契約により加工賃を支払う取引の場合、加工賃に対して増値税17%が課税されます。

2. に関しましては、中国子会社が中国国内の企業へ原材料を提供し、完成した製品を中国国内企業から納品してもらうものと仮定します。

中国子会社では中国国内企業へ原材料を販売した段階で売上に対する増値税が発生します。中国子会社は、その原材料部分における売上増値税額から仕入れた増値税額を控除することができます。

また、中国子会社が中国国内企業から完成した製品を購入する際には、その製品に対する仕入増値税が発生しますが、その製品を他社へ販売すれば、その際に発生する

売上増値税額から仕入増値税額を控除することは可能です。下請けが増えても付加価値が増えないかぎり（加工を1社で担当するか複数社で担当するかによって影響なし）営業税と異なり増値税が増えることはありません。

3. に関しましては、原料の中で、進料加工で輸入した部分については保税扱いにできますので課税されませんが、国内調達した部分は仕入増値税が発生します。海外販売した場合は、この仕入増値税は免税控除還付方式により税額控除または還付が行われますが、課税率と還付率の差額相当分はコスト負担になります。税制上の優遇は進料加工で輸入した原料の保税措置だけです。国内調達原料に対する優遇はありません。また、国内販売する部分については保税措置もありません。

## 9 . 金型への課税について

**Q** : 金型への課税に関して、以下について教えてください。

- 1 . 日本では金型は固定資産税の対象となりますが、中国では対象外であると聞きました。資産登記とは別個に考えてもよいものなのでしょうか。
- 2 . 日本では商社などが金型を製作し、成形委託先に貸与する方法が取られる場合がありますが、中国では商社が金型を資産として持つことはないと言いました。これは本当ですか。
- 3 . 2 . のような場合、いわゆるファブレス企業がオリジナル商品（日用雑貨の成形品など）を企画する商社（例えば100円均一ショップに製品を納入する企業など）が発注元として金型費用を支払い、自社の資産として管理し、発注先である製造会社に金型を貸与するケースが考えられると思います。中国においては、このようなファブレス企業という概念はまだ存在しないのでしょうか。  
もっともこのような企業の場合に、経営範囲を製造会社とするか、貿易会社とするかが問題になるような気がします。如何でしょうか。
- 4 . 金型資産を自社で保有し、製品として顧客に販売する場合、金型は設備と同じ扱いになるため、増値税が二重に掛かることになりませんが、回避策はないのでしょうか。

**A** : 1. に関しましては、日本本社が中国にある金型を所有し資産計上している場合、資産台帳に登記して、相当する固定資産税を日本の税務当局に納付する必要があります。次に、在中国現地法人が手元に金型を所有している場合、中国では日本の固定資産税に相当する、固定資産所有に課税する税制度がありませんので、そもそも納税の必要はありません（但し、2006年4月17日付新京報で建設部政策研究センター陳主任が今後、固定資産税導入の可能性ありと明言しています）。

2. に関しましては、中国での「商社」と

は所謂『外商投資商業分野管理弁法』（商務部 商務部令2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行）に定められる「商業企業」であると考えますが、「商業企業」に認められる経営範囲は、卸売や小売に代表される商行為に限られています。従って、規定上、金型の保有など製造に関連する行為を、商業企業の経営範囲に含めることはできないのではないかと考えます。

3. に関しましては、まずファブレス企業の定義ですが、一般的には「製造は他者に任せて、企画・開発・設計・販売だけを自社内で手掛ける企業」と理解されているよう

です。当方で調べた限りでは、このような業態は『中華人民共和国国家標準-国民經濟業種分類』（国家質量監督檢驗檢疫總局 GB/T4754-2002 2002年5月10日公布 10月1日施行）には分類されていないようです。

中国でいう商社は、『外商投資商業分野管理弁法』に定められている經營範圍（手数料代理、卸売、小売、フランチャイズ經營）にしか従事できず、従って外部委託の有無はともかく製造を前提に金型を保有することは商業企業として不可能と考えます。

次に、生産型企業としてファブレス企業を設立できるか否かの観点から考えてみますと、生産型外商投資企業設立に必要なプロジェクト申請をする段階で、工場・製造設備自体を保有しない形で申請を行っても二免三減と優遇税制の享受を狙った生産実態のないプロジェクトと見なされ、審査認可はおりない可能性が高いと考えます。

実際、今回問い合わせを行った日系商社の中に、金型を所有し、貸与している企業はありませんでしたし、問い合わせを行った中国地方政府の駐日事務所からは工場・製造設備を保有していない生産型ファブレス企業の認可は正直難しいとの回答を受けています。

しかしながら、ITなどの回路設計分野では、北京の「中関村科技園区」にファブレス企業が集中していると聞いています。但し、質問にあるように、金型を所有して生産委託先に貸与して生産させている取引形態をとっているかは、不明です。

4. に関しましては、「増値税が二重にかかる」とは、設備の購入の際に発生した増値税を、売上増値税から控除できない状況を

指すとの前提でコメントします。

増値税における納税額計算では、『増値税暫定条例』（國務院 國務院令第134号 1993年12月13日公布 1994年1月1日施行）第4条に基づき、売上税額から仕入税額を控除した残額が納税額になります。しかしながら、第10条にて、売上税から控除してはならない仕入税額の項目として、「固定資産の購入」が挙げられており、金型を購入した場合、売上税額から金型の購入に関わる仕入税額を控除することは原則できません。

但し、2004年に『東北地区における増値税の控除範圍の拡大に関わる若干の問題についての規定』（財政部・国家稅務總局 財稅[2004]156号 2004年9月14日公布 2004年7月1日施行）が公布され、東北三省（遼寧省、吉林省、黒龍江省）で実験的に固定資産購入に係る増値税の仕入税額を売上税額から控除することを認める企業の認定業務が開始されており、今後試行段階を経て固定資産購入に係る増値税の仕入税額控除が適用される範圍が拡大される可能性があります。

また、『外国投資企業の購入する国産設備に対する税額還付管理試行弁法』（国家稅務總局 國稅發[1999]171号 1999年9月20日公布 1999年9月1日施行）<以下『弁法』>では、外国投資企業が国産設備を購入した場合、所定の条件を満たせば、増値税を還付する制度があります。

この所定の条件とは、この弁法および『輸出貨物税還付（免除）に関する若干の具体的問題に関する財政部、国家稅務總局の通知』（財政部・国家稅務總局 財稅[2004]116号 2004年7月10日公布 2004年1月1日施行）<以下『2004年通知』>に規定されて

おり、これらによれば、「国産設備購入時の増値税を還付申請できる設備」は以下の項目を満たす必要があります（『弁法』の第4条および第5条において、税額還付を享受する設備の「範囲」と「条件」をそれぞれ分けて示していますが、ここでは便宜的に短く(1)～(6)にまとめました）。

- (1) 『外商投資産業指導目録』（国家発展改革委員会・商務部令第24号 2004年11月30日公布 2005年1月1日施行）にある奨励類に該当していること。
- (2) 『外商投資プロジェクト非免税輸入商品目録（試行）』（税関総署 1997年12月29日公布 同日施行）に該当していないこと。
- (3) 現金で購入し、未使用の国産設備であり、現物出資および無形資産出資でないこと。
- (4) 税務機関査定による税額還付投資額内で、かつ1999年9月1日以後に購入したものの。
- (5) 中国国内の企業が生産する設備であること。
- (6) 現金投資総額（登録資本および追加投資金額を含む）から既購入免税輸入設備

価値を差し引いた額の範囲内であること。

また、増値税還付にあたっては、所轄税務当局に国産設備購入の登記手続を行い「外国投資企業国産設備購入登記手帳」の交付を受け、増値税専用伝票と共に販売企業の所轄税務当局が交付する輸出貨物専用の税務領収書、契約書などを添付して輸出免税申告書を提出することになります（『弁法』第6条、第13条）。なお、5年以内に当該固定資産を転売、寄付、貸与した場合には、減価償却の未償却分について還付税金を返還することになっています（『弁法』第16条）。

『弁法』第6条に登記手続に必要な添付書類が定められていますが、その内の第5項記載の「対外貿易経済合作部のプロジェクト認可書の写し」は「中華人民共和国外商（台湾・香港・マカオ・華僑）投資企業認可証書の写し」に改められています（『2004年通知』第1条）。

以上のように、国産設備購入時にも、増値税の支払は発生しますが、国産設備の使用を奨励するという中国政府の方針の元、申請を行った上で、支払税額の全額還付を受けられるというものです。

## 10. 立替金にかかる営業税について

**Q** : 中国現地法人が負担すべき海外輸送費を一旦、日本の親会社が支払った後に中国現地法人に請求したところ、税務局から支払に際し、営業税5%が掛かると指摘されました。本件につき、以下を教えてください。

1. 法規を読んでも当該立替金に営業税が掛かるとは思えませんが、どのような解釈で営業税が掛かるのでしょうか。
2. 営業税は外国税額控除の対象外ですが、100%コスト負担になりますか。例えば、中国での所得税から控除できませんか。

**A** : 1. に関しまして、営業税は『営業税暫定条例』（国務院 国務院令第136号 1993年12月13日公布 1994年1月1日施行）＜以下『条例』＞第1条に基づき、中国国内での役務提供、無形資産の譲渡、不動産の売却などの行為が課税の対象であり、それら行為の主体者が納税義務者となり、営業税を納付する必要があります。

従って、立替金自体は営業税の課税対象に該当せず、かつご質問の内容によれば、日本の親会社が中国現地法人の海外輸送費を中国国外で立替えていると考えられます。よってご指摘のとおり、立替金に営業税は課税されないと考えます。

但し、本件の海外輸送に関して、日本の親会社が現地法人のために何らかの形で役務を中国で提供したと税務局が見なした場合、営業税が課税される可能性はあると考えます。この場合、納付税額は算出のための計算式は以下のとおりになります：

納付税額  
= 営業取引額（代金 + 価格外費用）× 税率  
（『条例』第4条第1項および第5条）

さらに、上記の「営業取引額」を構成する「価格外費用」について、『営業税暫定条例実施細則』（財政部 [93]財法字第40号 1993年12月25日公布 同日施行）第14条第1項では、「相手側から收受する手数料、基金、資金調達費、代理徴収金、立替金およびその他各種性質の代金以外の受領金額が含まれる」と規定しています。

上述にも記載しましたが、現地法人のための日本の親会社による役務提供と税務当局が見なした場合、「営業取引額」のなかに、役務提供の代金に加えて、ご質問にある「海外輸送費」が「価格外費用」として課税対象に含まれている可能性は想像できます。

「価格外費用」については中国国内の役務提供本体があって、その立替金が課税対象になります。中国国外の役務提供のみ、即ち、海外輸送費であった場合には国外発生分に課税されませんので、その価格外費用も課税対象となりません。

従って、課税根拠に疑問が残り、中国国内の役務提供と見なされた可能性があることから、何のための海外輸送費か確認する

必要があります。

2.に關しましては、ご指摘のとおり、営業税は日中租税条約で定められている外国

税額控除の対象となりません。また、取引の都度、課税され、支払額の控除もできません。

## 11. 建築工事の営業税について

**Q** : クライアントが所在する開発区から、建築施工の営業税をクライアントの所在する地方政府に納めてほしいとの強い要求が来ています。本来、建築営業税は、建築施工を行う我々の現地法人が所在する地方政府に納めることが定められていると思うのですが、入札条件に、営業税をクライアントが所在する地方政府に納税するとの一筆を記せばよいと指導されています。また、このような事例はよくあることで、この開発区の建設工事では、慣例的に行っているとのことです。

上記については、クライアントが所在する開発区ということもあり、我々としても対応をしたいと考えているのですが、違法性および、我々の現地法人の所在する地方政府からの納税要求（二重課税）の危険性について回答をいただけないでしょうか。

また、このようなことは、中国各地で行われているのでしょうか。

**A** : 営業税の根拠法規は、『営業税暫行条例』（国务院 国务院令第136号 1993年12月13日公布 1994年1月1日施行）<以下『条例』>、『営業税暫行条例实施细则』（财政部 [93]財法字第40号 1993年12月25日公布 同日施行）<以下『实施细则』>が該当します。

ご質問の納税地に関し、『条例』第12条によれば、納税者が課税対象となる役務の提供を行う場合、課税役務の発生地における主管税務局にて申告納税する必要がありま

す。従って、実際に役務提供が発生する開発区の主管税務局に営業税を納税する必要があると考えます。逆に、現地法人所在地の主管税務局で納税した場合、役務提供地の税務局から税務否認をされる可能性もあると思われます。

例外的に、請負工事が省、自治区、直轄市にまたがって行われる場合には、その現地法人所在地の主管税務局にて申告納税を行います（『实施细则』第31条）。



## 12. 売買契約に関わる印花税について

**Q** : 当社は広東省東莞の生産輸出系現地法人です。生産形態は、香港の商社系現地法人から材料を有償で輸入し、加工後の製品を同現地法人に輸出する進料加工です。内貨製品については上海の投資性公司（商社）に出荷しています。

仕入先・出荷先ともに関係企業ということもあり、実際には売買契約は結んでいません。P/O (Purchase Order)・S/I (Shipping Instruction) で注文を出し、Invoiceを発行して仕入・出荷を行っています。よって、印花税は未納です。

日系コンサルタントや税理士事務所に相談したところ、「仕入・出荷は本来契約を結んで行うべきである。よって、契約書がないとはいえ、印花税の未納付はリスクが大きい。納付すべきである。」との意見でした。しかし、現実には納付している企業は非常に少ないようです。実際問題、税務局の見解はどのようなものでしょうか。金額の大小によっても対応は変わるものでしょうか。直接税務局に尋ねると、当然納付するようにいわれるので、まずは機構の見解を知りたいと思います。

**A** : 華南での実態に知見のあるコンサルタントに伺ったところ、例えば、会計帳簿にも印紙を貼らなければならないのですが、実際には貼っていない、といった例をはじめ、印花税を未納としている企業は現実問題としてあるようです。これを意図的にやっているのか、それとも規定を理解しきれていないために、故意ではないがやっちゃっているのかまではわかりません。

印花税は年に1回、申告の義務があります。また立ち入り検査にて税務局の人間が突然現れ、契約書、帳簿などを見て、もし貼っていないければ、ペナルティをごっそり取っ取られているというのが現状として多々あるようです。

機構の見解としては、相談されたコンサルタントや税理士事務所と同じく、「仕入・出荷は本来契約を結んで行うべきである。よって、契約書がないとはいえ、印花税の未納付はリスクが大きい。納付すべきである。」としかコメントできません。なお、FAXやメール（印刷したもの）による受注書についても印花税の対象となります。

中国現地法人経営においてコンプライアンスの遵守は必須事項です。厳しいコスト管理を行っていることは理解できますが、それとコンプライアンスの問題を同列に考えては絶対にいけません。ご期待に沿えない回答かもしれませんが、このようにしかお答えできません。

### 13. 労務発票について

**Q** : 労務発票とはどのような制度で、どのような場合に代理発行可能なのかご教示下さい。

**A** : 労務発票は、「代開(代理発行)発票」の1つであり、『税務機関の代開普通発票業務における強化と規範に関する通知』(国家税務総局 国税函[2004]1024号 2004年9月2日公布 同日施行)によって規定されています。

臨時工の人件費を費用処理するときに、何も根拠がないと費用処理できませんが、

地方税務局で支払った人件費の関連証憑を持参して労務発票の代理発行を依頼して、労務発票を取得すれば、その臨時工の人件費を経費処理することができるようになります。

このような労務発票の代理発行は、一般的な税務機関の代理発行の手続によるものとされています。



## 第 12 章 外貨・資金管理に関する事項



## 1. 保税區独資企業からの送金について

**Q** : 当社は商社で、中国企業（以下「A社」）がOEM生産した金属部材を輸入し日本国内メーカー（以下「B社」）に販売しておりますが、この部品製造にはB社が定期的に技術指導を実施しております。今般、中国国内販売への切替えを検討しており、当社上海の保税區独資企業（以下「C社」）を介することにしております。これによってこれまでの

「A社 当社 B社 最終消費者」の流れが、「A社 C社 B社の中国顧客」に変化します。

この時、以下について教えてください。

- 1 .B社は商流から外れますが、A社に対する技術指導、品質保証の対価として、一定のロイヤリティー（利益）を、C社からB社に直接支払うことは可能でしょうか。
- 2 .仮に不可能である場合、A社が直接B社に対して外貨送金することは可能でしょうか。

**A** : まず、技術指導はB社からA社になされているため、A社とB社の間で技術輸入（技術指導含む）契約を締結し、A社からB社にロイヤリティーを支払うのが、妥当と思われます。技術輸入契約については、『技術輸出入管理条例』（国务院 国务院令第331号 2001年12月10日公布 2002年1月1日施行）、『輸入禁止輸入制限技術管理弁法』（对外貿易合作部・国家經濟貿易委員会令2001年第18号 2001年12月30日公布 2002年1月1日施行）をご参照願います。

技術輸入には、貨物の輸入同様、对外貿易經營権が必要です。以前はA社のような中国資本企業にとって、对外貿易經營権を得るには国家の許可が必要で、容易には許可されなかったようですが、『对外貿易法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第

15号 2004年4月6日第10期全国人民代表大会常務委員会第8回会議にて改正 2004年4月6日公布 2004年7月1日施行）の改正により、届出・登録のみで外貿権を得られるようになりました（第9条）。

以上より、A社からB社へのロイヤリティー支払については、当該技術が輸入禁止技術でない限り可能と考えます。

次に、B社のA社に対する技術指導の対価を、C社がB社に支払うことは可能か、という問題です。『对外貿易法』第12条には、「对外貿易經營者は他人の委託を受けて、經營範囲内で对外貿易業務を代行することができる」とあります。即ち、A社とC社の間で技術輸入の委任契約を締結し、A社とB社の間で技術輸入契約を締結するわけです。

理論的には可能と思われますが、実務上

の問題があるか当方では不明です。敢えてこの方法を行う場合には、外為指定銀行などに相談されることをお勧めします。

なお、『「保税区分外貨管理弁法」公布に関する通知』(国家外為管理局 匯発[2002]74号 2002年7月25日公布 2002年10月1日施行)第24条により、保税区分企業は本規則に別途定めのある以下の場合を除いては、外貨購入することができず、外貨預金口座より支払う必要があります。

<外貨購入可能な場合>

1. 人民元建てで資本金を登録し設立された企業(第29条)
2. 外国投資者の利益・固定配当金・配当金を外貨で国外送金する場合(第25条)
3. 区内貨物小口配送企業(パーツセンター)または製品の一部を国内販売する区内加工企業で、輸入決算代金支払或いは外貨建て借入金弁済を行う場合(第30条、第31条)

なお、どの場合も外貨購入による支払は、「自己保有外貨が支払に不足するとき」との制限がつけられています。

## 2 . 三国間取引について

**Q** : 「A社（日本）→B社（中国企業・貿易権有り）→C社（第三国の企業）」の外国間取引（三国間取引）において、商品は中国に入らず、日本から第三国へ直送となりますが、取引は可能でしょうか。また取引に伴う中国B社からA社への対外支払いは可能でしょうか。

増値税などの中国の税はどのような扱いになりますか。

**A** : ご質問につきまして、実務上可能かどうかを現地の金融機関にヒアリングした結果、B社が保税区の企業ではない、という前提であれば資金決済は可能のようです。増値税や関税もかかりません。

また、国外送金に伴う必要資料は、以下のとおりです。

（回収先、支払後のケース）

- ・ 詳細書面説明
- ・ 経貿主管部門の業務批准書（中継貿易が可能である旨）
- ・ 購買契約
- ・ 販売契約
- ・ インボイス

- ・ 購入先の信用状または入金通知
- ・ 送金申請書
- ・ 輸入支払核銷単

（支払先、回収後のケース）

- ・ 詳細書面説明
- ・ 経貿主管部門の業務批准書（中継貿易が可能である旨）
- ・ 購買契約
- ・ 販売契約
- ・ 購入先の信用状または外国銀行が発行した支払保証
- ・ 送金申請書
- ・ 輸入支払核銷単



### 3 . 仲介貿易の外貨送金と増値税について

**Q** : 日本の商社が中国内A社から設備を購入し、中国内B社へ販売するという契約の場合、設備売買代金は日本商社からA社へ支払われ、日本商社はB社から販売代金を回収します。一方設備そのものは中国内のA社からB社へ国内移動されます。

この時、以下の二つを教えてください。

- 1 . この契約形態は法的に認められますか。
- 2 . この場合の増値税・増値税の還付はどのような扱いとなりますか。

**A** : 1. に関しましては、日本の商社とA社間、日本の商社とC社間でそれぞれ売買契約を締結しても、外貨による代金の決済が不可能ですので契約内容を実行することはできないと考えます。

日本の商社とA社間との取引は、本来、A社から日本の商社へ貨物を輸出しなければなりません。中国では制度上、貨物を輸出通関後、輸出代金が確実に回収されたかどうかを照合・確認する制度があります。本件では、外貨の入金が発生するも、貨物の輸出通関がなされず、最終的に回収照合が行われないことから、輸出増値税還付の為の架空輸出と指摘される可能性もあります。同時に、日本の商社とB社間では、日本からB社は設備を輸入しなければなりません。輸入代金の対外支払を行う際には、原則、外為指定銀行へ船積書類や輸入貨物通関申告書などを提出しますが、これらの書類が整わないので、貿易取引として外貨送金は困難で、実質的に輸入取引が成り立ちません。

2. に関しましては、A社が輸出増値税の還付を受けることは不可能と考えます。

輸出増値税の還付とは、輸出売上については増値税の徴収を免税とし、その輸出製品を生産するために仕入れた原材料などにかかる仕入増値税を売上税から控除するか、控除しきれない場合は一定の還付率で仕入税を還付する方式です。

輸出増値税の還付を申請する為には、還付申請するA社が貨物を通関して輸出貨物通関申告書(輸出税金還付専用)、輸出インボイスなどの証憑を取得することが必要ですので、今回のような貨物を中国国内間で移送する場合において還付申請は不可能と考えます。

この場合、代替案として物流園區を活用した取引が考えられます。

A社からB社への貨物の直接納入にこだわらないのであれば、保税物流園區に貨物を一度搬出して輸出扱いとし、その後再輸入してB社に貨物を搬入することは可能で、A社は物流園區に貨物を搬入した時点で、輸出増値税の還付を受けることが可能です(個別の取引については、物流会社などにご確認下さい)。

#### 4 . 日中間の代金決済について

**Q** : 日本のメーカーA社が中国の印刷会社B社にカタログ印刷を発注することとなりました。このとき中国の商社C社が印刷会社B社に中国国内の紙を納入し、代金を日本のA社に請求することを考えています。品物の流れは中国の紙を中国国内に納入する一方で、代金請求は日本に行うということになりますが、こうした決済は可能でしょうか。

**A** : 中国の外貨管理制度は、『外国為替管理条例』( 国務院 国務院令第211号 1997年1月14日 『国務院の「外国為替管理条例」改正に関する決定』に基づき改正 1997年1月14日公布 同日施行 ) に則って、取引を国際収支上の經常収支に属する經常項目 ( 貿易収支、役務収支 他 ) と資本収支に属する資本項目 ( 直接投資、各種貸付 他 ) に分類し、各項目別に外貨管理を行っています。

資本項目に属する外貨の受取・支払につきましては、外貨管理局の審査許可を受けなければ実行できませんし、經常項目に属

する外貨の受取・支払につきましても輸出入貨物と輸出代金回収額・輸入代金支払額の照合が義務付けられています。

以上から、今回のケースでは、内資企業C社は商品 ( 印刷紙 ) を内資企業B社に直接納入しており、A社への輸出の実態がありませんので、代金回収照合の際に必要な輸出通関申告書が発行されず、税関からも輸出外貨代金回収証明用通関申告書も入手できません。従いまして、C社は外貨回収の照合手続きができず、A社からの外貨受取はできないものと思われます。

## 5 . 物流関連コストの送金について

**Q** : 日本側の輸入者が日本の通関業者に対し、日本で発生した輸入諸掛費用は、中国の輸出者が負担することになっているとのことから中国に請求するよう指示しました。そこで通関業者が中国に請求したところ、「支払いたいが通関料などは海外送金できない」と断られています。

中国側のいうとおり海外送金は出来ないのでしょうか。

**A** : 中国の企業が日本の企業へ貨物を輸出し、物流関連コストを中国の企業から日本の通関業者へ支払うものとして回答します。

現地の日系銀行に確認したところ、輸出にかかわる物流関連コストを中国の企業から日本へ対外送金した事例はあるそうです。

『外貨の買取、売渡、対外支払管理規定』（中国人民銀行 中国人民銀行令1996年第1号 1996年6月20日公布 1996年7月1日施行）『「外国為替決済、売却および支払管理規定中」の関係問題に関する国家外国為替管理局の解釈および説明』（国家外為管理局 政策法規局 部門規定 1996年7月4日公布 同日施行）において外貨管理の点からも經常取引の貿易外取引に該当することから、

エビデンスがあれば銀行限りで支払えると考えます（第13条）。送金について、外為管理局の認可は必要ない代わりに、外為指定銀行による「真実性の審査」が必要で、外為指定銀行は契約内容と提出書類の正当性や合理性を確認します。

例えば、契約書の内容とインボイスによる請求の内容が一致しているかどうかなどをチェックしますが、それら内容が合致しているか否かを、まずは確認することをお勧めいたします（契約内容と実際の支払先が相違していることなどが考えられます）。さらに、エビデンスの内容に問題がないことを確認した後、中国の企業へ上述の規定を根拠に、送金の可否を銀行に確認するべきと考えます。

## 6 . 輸出作業費、輸送費の送金について

**Q** : ある書籍の中で「貨物代金の対外送金は可能だが、サービス（日本国内で発生した輸出設備の梱包費、船積み費、海上運賃、中国国内の輸送費などの物流費）のみを対象とした対外送金は不可能」という記事を読んだことがあります。これに基づいて、貨物代金と一緒にあれば可能、ということから機械メーカーとCIF契約にせざるを得ません。

購入側（当社：中国側）からすれば自前の物流会社を起用し、輸送費のコストダウンを少しでも図りたいと考えています。そこで日本の機械メーカーに、日本側（親会社）が指定する倉庫・輸送会社の梱包工場へ搬入させ、その時点で所有権を当社に移転（EX-GODOWN契約）します。後は自前で梱包・船積みから中国現地工場へ搬入するまでの全てを当社起用業者で行い、その費用も当社から日本の輸送業者へ支払いたいと考えます。

この取扱いは、現在の外貨管理規定から判断して可能でしょうか。

**A** : まず、中国の外貨管理においては、大きく「経常取引」と「資本取引」に分類され、「経常取引」には輸出入決済などの「貿易取引」ならびに配当金や技術支援などの無形資産の導入に対する支払などの「貿易外取引」が含まれ、原則、銀行の審査のみで手続きが可能です。

そこで、中国に所在する貴社が日本の機械メーカーから貨物を輸入し、貴社が運送費用、保険料などを負担するという前提下、物流会社からのヒアリングも交えて回答させていただきます。

中国のバイヤー（貴社）が、梱包を含めた日本での物流関連コスト（FOB Charge）および海上運賃を、バイヤーが指定した日本の物流業者に支払う場合、中国国内で国際貨運免許を有した物流業者を経由して、日本の物流業者に支払う方法が一般的なよう

です。

中国と日本の物流業者間には、正式な代理店契約があることが条件となりますが、国際貨運免許を有した中国側物流業者から、日本側梱包業者や国内作業者に、日本側で発生した費用に代理店料を上乗せして中国側物流業者に代理で支払うことは問題ありませんし、ある物流会社でも実際に行われているようです。なお、このケースは中国国内払いであり、人民元決済も可能ですが、必ず中国側物流業者に対する代理店料が発生します（無償で代理行為によるサービス提供をすることは税務上問題があると思われます）。

次に、貴社から海外物流業者へ直接代金を支払う方法ですが、海上運賃については船会社、或いは船会社代理店が国際貨運免許を有していれば、バイヤーの支払でも問

題ありません。外貨管理の点からも經常取引の貿易取引は、『外貨の買取、売渡、対外支払管理規定』（中国人民銀行 中国人民銀行令1996年第1号 1996年6月20日公布 1996年7月1日施行）第13条に該当することからエビデンスがあれば銀行限りで支払えると考えます。その際に、外国為替指定銀行に提出する書類は 輸入契約書、 運送料の領収書、 保険料の領収書などですが、詳しくは、現地日系金融機関にご確認下さい。なお、『2006年版 外資系企業に対する中国の外貨管理』（桑田良望 著 みずほ総合研究所 発行）にも詳しく記載されています。

一方、梱包・FOB Chargeの支払につい

ては、物流会社によれば実例は少ないそうです。現在世界で採用されている貿易ルールはIncoterms2000に基づくケースがほとんどで、Incoterms2000ではすでに“EX-GODOWN”という受け渡し条件は消滅しており、“FCA(FREE CARRIER'S ALONGSIDE)”に代わっております。外貨管理上も經常取引の貿易外取引に該当し、輸入に関する海運運送費用として送金は可能と考えますが、銀行にIncoterms2000に対する理解度、融通性に差異があることから一概に可能とは言えません。より確実な方法として、代理店を絡ませた支払方法を選択するのも一つと考えます。

## 7. 貿易外取引の送金手続について

**Q** : 日本から中国に設備を輸出し、契約書に基づき代金回収しました。その後、中国ユーザーの責任で設備に不具合が発生し、日本のメーカーが修理の為に日本から人員を派遣し中国で作業をしました。そこでその際に発生した費用（渡航費、S/V費用、修正に必要な部品）を請求したいと考えています。

上記の場合、費用を回収するにあたって、具体的な手続（必要書類、手順など）根拠になる法律を教えてください。

**A** : 経常項目にかかわる対外支払規制は段階的に緩和され、商業取引における正当なサービスの対価を対外送金することも手続の簡素化が図られてきていますので、所定の手続を踏むことで対外送金は可能と考えます。

本件の場合、中国ユーザー側において、支払額を抑えたいという意図が働いているのか、当事者間のアフターサービスにかかわる契約上の問題なのかを一度確認し、明確にする必要があると思われるが、以下、対外送金の手続、関連規定について回答します。

本件は、S/V契約に基づく渡航費およびS/V費用の支払と、修理用パーツの支払とに分けられ、前者が貿易外取引、後者は通常の貿易取引に該当すると考えます。

貿易外取引の送金手続については『貿易外支払にかかわる外貨の売渡、対外支払および国内居住者の外貨収支管理取扱規定（試行）』（国家外為管理局 匯発[2002]29号 2002年3月18日公布 2002年5月1日施行）＜以下『取扱規定』＞に基づき、基本的に外為指定銀行＜以下「銀行」＞限りの審

査確認で送金手続が可能となっています。

具体的には、『取扱規定』に基づき、その他の貿易外取引に関する対価の支払として、書面による確認申請、契約書、インボイスまたは請求書、税務証憑などを提出し、「銀行」で適法性、真実性の審査確認を受けて、対外送金を行うこととなります。

なお、この際、S/V契約において、渡航費、交通費、生活費、日当、その他費用の負担が中国ユーザーにあることを明確に定めておく必要があると考えます。

ちなみに、『経常項目外貨管理政策の調整に関する通知』（国家外為管理局 匯発[2006]19号 2006年4月13日公布 2006年5月1日施行）により、役務対価などサービス貿易にかかる外貨支払手続時の照合書類の簡素化が図られており、法人向け5万米ドル以下の場合は、契約書或いは請求書だけで対外送金が可能とされています。

次に修理用パーツについては、『外貨の買取、売渡、対外支払管理規定』（中国人民銀行 中国人民銀行令1996年第1号 1996年6月20日公布 1996年7月1日施行）第13条に基づき、輸入契約、輸入代金対外支払照合

書、インボイス、輸入貨物通関申告書などをエビデンスとして提出し、これも「銀行」限りの審査確認を受け、対外送金を行うこととなります。

## 8 . 設備代金について

**Q** : 日本から中国の企業に設備を輸出する際、設備の据付や技術指導などの費用を設備代金に上乗せして、請求また送金手続きすることは問題ないでしょうか。

もし上乗せしての請求が可能な場合、設備の据付や技術指導などの費用に関して、設備代金に占める割合などについての規制がありますか。

**A** : 設備の据付や技術指導などの費用を設備代金に上乗せして送金できるか否かについて、それら費用が設備の輸入契約書に織り込まれ、輸入段階における関税、増徴税を含めて免税措置を享受できれば、送金は可能と思われます。

『輸入設備税収政策調整に関する通知』（国務院 国発[1997]37号 1997年12月29日公布 同日施行）第1条第3項には、輸入免税設備の範囲として「契約に照らして設備と共に輸入する技術および部品、予備部品も関税と輸入段階での増徴税の徴収を免除する」とあります。従いまして、据付や技術指導部分が、契約上ならびに税務上設

備と一体であれば送金は可能と考えます。

外貨管理の点でも『外貨の買取、売渡、対外支払管理規定』（中国人民銀行 中国人民銀行令1996年第1号 1996年6月20日公布 1996年7月1日施行）第13条第8項によれば、輸入に係る資料代、技術料、情報料などの付帯費用について対外支払が可能とあります。輸入契約書の内容、およびその他証憑類に基づき、外為取扱銀行で送金は可能と考えます。

また、付帯費用が設備代金に占める割合を規定は見当たらなかった為、特段の定めはないと考えられます。



## 9 . 外資企業の利益送金について

**Q** : 外貨規制措置の資料などに外資企業の投資収益の国外送金の方法として、「利益・配当など」や「税引き後利益 / 配当」とあります。外資企業の利益を国外の本社に引き上げる方法としては、「配当」もしくは「ロイヤリティー」と理解していたのですが、配当以外に「利益」を本体に送金する方法があるのでしょうか。

**A** : まず、中国現地法人が決算により計上した税引き後利益を含む処分可能利益につきましては、日本の株主資本など変動計算書（旧利益処分計算書）に該当する利潤分配表に基づき、過年度欠損金の補填、三項基金の積立（外国投資者による独資企業は発展基金の積立は不要）、投資者への利益分配（配当）を行います。

また、上記により確定した配当を外国投資者に送金する場合には、『外貨の決済、売却、支払管理規定』（中国人民銀行 中国人民銀行令1996年第1号 1996年6月20日公布 1996年7月1日施行）の第21条

で、「外商投資企業の外国投資者が法に従い納税した後の利益、配当の海外送金は、董事会の利益処分決議を提示し、その外貨口座から支払い、または外貨指定銀行で交換して支払う。」と規定されています。

同規定の中で、「利益、配当の海外送金」と記載されていますが、実際のところ、利益処分により外国投資者への海外送金を行う場合につきましては、今も配当のみ認められているのが現状です。ここでいう「利益」につきましては、現地法人の清算により発生する清算所得などを指しているのではないかと考えられます。

## 10. 中国企業との契約について

**Q** : 当社は、外資系中国企業(自動車メーカー)に設備輸出契約を締結すべく、詳細を詰めていますが契約書の表記が下記の場合、中国から日本への対外決済に問題がないか懸念されます。

< 契約書の表記 (当事者) >

Buyer (買方) : 外資系自動車メーカーの子会社工場 (南京公司) で、設備の納入先。

Seller (売方) : 当社 (日本企業)

Coordinator (契約方) : Buyerの親会社 (重慶本社)

< 補足 >

・ 調査会社によればBuyerは非独立法人企業で、輸出入経営権は取得していませんが、対外決済は親会社 “ Coordinator ” から権限を受けるので可能とのことです。

( 実際の送金手続は子会社 “ Buyer ” が行うが、送金先が受取る銀行からの入金通知書には親会社 “ Coordinator ” の名前が表記される )

・ 通常の契約も親会社をCoordinatorとして表記して契約している。(輸出入経営権がないことによる対外決済問題をクリアーするため)

・ 中国政府の承認は受けているため問題はない。

・ インボイスの宛先は子会社 “ Buyer ” 名とする。

以下、質問です。

・ 輸出入経営権がない場合、Buyerにはなれないことから、契約書のBuyerは親会社名義 (輸出入権あり) が正しいのではないのでしょうか。

・ インボイスの宛先も上述同様親会社名義でなければならないのではないのでしょうか。

・ 上述のような先方の主張は実際認められ、対外決済は問題ないのでしょうか。

・ 認められる場合は根拠になる法令、通達はあるのでしょうか。

**A** : 専門家にも、本契約に基づく決済上の問題などについて確認しましたが、残念ながらクリアーにはなりません。外為管理局や銀行が本件の対外支払を認めているのであれば、どのような契約・イン

ボイスであっても代金回収上はあまり問題ないとしても、やはり下記のとおり何点か、先方に (或いは契約書を) 確認する必要があります。

一般に対外貿易権のない企業が輸入を行

う場合、

A. 外為管理局から特に許可を得て輸入する。

B. 代理人を使って輸入する。

の2つが考えられます。

Bの場合、一般には代理人になり得るのは特別に許可を受けた対外貿易企業のみです。但し、親会社である重慶本社が投資性公司であるならば、「投資先企業(南京公司)に協力し、またはこれを代理して、国内外から当該企業が自ら使用する機器・設備、事務設備、生産に必要とされる原材料、部材および部品を購入すること」は可能です(『外国投資家が投資により投資性公司を設立・運営することに関する規定』(商務部商務部令2004年第22号 2004年11月17日公布 2004年12月16日施行)第10条第2項第1号)。

代理人は委託者と書面による代理契約を締結し、その代理契約に基づいて対外契約を締結します。さらに、輸入許可書、輸入証明、通関申告、外貨の照合書などにおいてはすべて代理人の名前で行われる必要があります(『輸出入代理業務をルール化するいくつかの規定』(対外貿易経済合作部・税関総署・国家外為管理局 外経貿政発第725号 1998年10月6日公布 1998年12月1日施行))。とすれば、本件の契約やインボイス

の宛名などから考えるに、仮に重慶本社が投資性公司など代理人になりうるとしても、本件においては代理人という位置付けではなさそうです。

そうすると、本件はAであると考えられます(即ち、契約の直接の相手方は契約書どおり南京公司)。外為管理局として事前に南京公司の申請に基づいて真実性の審査をし、外貨支払を認めれば可能となる場合もあります(『輸入代金支払照合における貿易取引の真実性を審査認定する規定』(国家外為管理局 [98]匯国函字第199号 1998年6月22日公布 1998年7月1日施行))。先方のいう「中国政府の承認」とはこれを指しているかと推察します。

但し本件の場合、南京公司の口座ではなく(おそらく南京公司は外貨口座を持っていないのでしょう)重慶本社の口座からの送金となっているようですが、この辺りのスキームについては不明です。

支払が信用状または前受け金でなされるのであれば、心配は少ないのかもしれませんが、そうでなければ、外為管理局の承認内容、送金スキームの詳細、重慶公司の役割(支払いに対する保証責任など)については、やはり確認をしておくべきであると考えます。

## 11. 借入限度額と総投資額の関係について

**Q**：総投資額と登録資本金の差額が借入限度額と理解しておりますが、これは親子ローンのような外債管理に規制されるものであって、中国在の邦銀から借入する場合はこの規定は適用されないと理解しておりますが正しいでしょうか。

**A**：本件、結論としてはご理解のとおりでよろしいと思われま

す。  
『外資企業法実施細則』( 国務院 国務院第301号 2001年4月12日 『国務院の「外資企業法実施細則」改正に関する決定』に基づき改正 2001年4月12日公布 同日施行) 第19条より、「外資企業の投資総額とは、外資企業の創立に必要な資金総額、即ちその生産規模によって投入する必要のある基本建設資金と生産運転資金の総和を指す。」( 『中外合弁経営企業法実施条例』( 国務院 国務院令第311号 2001年7月22日 『国務院の「中外合弁経営企業法実施条例」改正の決定』に基づき改正 2001年7月22日公布 同日施行) の第17条も同様) と規定されていることから、借入限度額( 生産運転資金) は投資総額から登録資本( 基本建設資金) を差し引いた範囲内と解することができます。

一方、『外債管理暫定弁法』( 国家発展計画委員会・財務部・国家外為管理局令第28号 2003年1月8日公布 2003年3月1日施行) 第18条では、「外商投資企業が借り入れる中長期外債累計発生額および短期外債残高の合計は、審査認可部門が認可したプロジェクトの総投資および登録資本間の差額

内に抑えなければならない。」と規定されています。また、当該弁法によって、現在、外債として登記の対象となっているのは、国外からの金融機関借入、国外からの親会社借入、国外機構の保証に基づく借入に係る保証履行額とされています。

( 国外機構の保証に基づく借入に係る保証履行額については、下記の【参考】の部分を参照下さい)

従いまして、借入限度額の範囲について、中国内銀行( 邦銀・内銀ともに) からの借入は人民元の場合、借入限度額に含めないで運用しているのが実態のようです。

但し、『外債統計監視測定暫定規定』( 国家外為管理局 1987年8月27日公布 同日施行) 第3条第2項では、中国国内登録する外資銀行から外貨の借入が外債とみなすとの規定があるので、中国内の邦銀から外貨の借り入れの場合、借入限度額の規定が適用されるとのことです。

【参考：国外機構の保証に基づく借入に係る保証履行額 について】

外債管理上の借入限度額に関し、『外貨担保に基づく人民元貸出に関する問題についての補充通知』( 国家外為管理局 匯發[2005]26号 2005年4月15日公布 同日施

行)が出され「偶発債務登記制度」が導入されたことにより、外債の適用範囲が拡大(中国在の邦銀から親会社の保証付借入を行うケースなど)さらに『外債管理整備の関連問題に関する通知』(国家外為管理局 匯 発 [2005]74号 2005年10月21日公布 2005年12月1日施行)が施行され、外債管理上の借入限度額については、以下の算式で管理されることになりました。

算式：

$$\begin{aligned} & \text{「中長期外債累計発生額」} + \text{「短期外債残高」} \\ & + \text{「国外機構の保証に基づく借入に係る保証履行額」} \\ & \text{「投資総額」} - \text{「登録資本」} \\ & = \text{「借入限度額」} \end{aligned}$$

この算式によれば、親会社保証付の中国内銀行(外資・内資問わず)からの借入(外貨・人民元問わず)が返済不能となり、海外の親会社が代位弁済を行った段階で、その代位弁済額が「借入限度額」に含まれることとなります。

但し、このようなケースは現地法人の清算などにほぼ限定されると思いますので、代位弁済などの事由が発生しない企業に対しては影響がないものと考えます。

## 12. 親会社保証付の現地金融機関からの借入について

**Q** : 日本の親会社（以下「A社」）が、中国の銀行（以下「B銀行」）に保証を差し入れ、B銀行は、A社からの保証を担保に、A社の中国現地企業（以下「C社」）に貸付を行います。しかし、C社（C社総投資額50万米ドル、登録資本金10万米ドル）は、破産してしまいました。

この時、以下につき教えて下さい。

1. C社は、A社の求償権に基づいて外債登記を行いますか。
2. 外債登記は、総投資額50万米ドルと登録資本金10万米ドルの差額である40万米ドルしか登記できませんか。
3. 外債登記できない部分については、A社は回収不能となりますか。
4. B銀行は、A社からの保証に基づき、外債登記可能額に関係なく、A社から全額返済を受けることは可能ですか。

**A** : まず総投資額と登録資本金に関してですが、総投資額が300万米ドル以下の場合、最低資本金比率は70%以上となります。従いましてC社は登録資本金が35万米ドル以上なければいけません。

1. に関しましては、『外債管理整備の関連問題に関する通知』（国家外為管理局 匯発[2005]74号 2005年10月21日公布 2005年12月1日施行）＜以下『通知』＞第4条第2項に基づき、C社が受け入れた国外保証（A社保証）に保証履行が発生した場合は、債務者であるC社が保証契約の履行後15日以内に所在地の外貨管理局で外債登記の手続を行わなければなりません。即ち、保証履行によりB銀行とC社間の債権・債務関係は消滅し、保証を履行したA社とC社との間の債権・債務関係に転じ、この関係は純然たる外債に該当してくることから、A社の求償権に基づき、C社が外債登記を行うこと

になります。

2. に関しましては、外債算入限度額は『通知』に基づき、以下の算式で管理することになっています。

算式：

「中長期外債累計発生額」+「短期外債残高」  
+「国外からの保証履行額」 「総投資額」  
-「登録資本金」

但し、前述したとおり、C社は登録資本金が35万米ドル以上なければいけないので、本件以外に親子ローンなどの外債が発生していない前提であれば、C社が破綻した場合、15万米ドルが外債登記の上限となります。

3. に関しましては、外債の元利金弁済は外貨管理局の審査認可事項であり、『外債統計監視実施細則』（国家外為管理局 匯政発字[1997]第60号 1997年9月24日公布

1998年1月1日施行)第22条で「登記手続を済ませていない外債の償還については、外貨管理局は審査、確認をしない」旨規定されており、対外送金時に必要な「資本項目外貨業務認定書」が外貨管理局から発行されません。よって、外債登記できない部分については求償権の請求に基づく保証人への返済や送金ができず、A社は回収できないと考えます。

4. に関しましては、現状、銀行の取り扱いに関する規定が明確ではなく、ある日系金融機関に伺ったところ、本件のような事例が実際に発生した際に、外貨管理局に個別に対処方法を確認する形になるのではないかとのことでした(実際に発生しないことには外貨管理局も検討の仕様がなく、現時点で当局に確認したとしても、直ちに明確な回答を得ることは難しい模様です)。

### 13. 債務保証の限度額について

**Q**：漠然とした質問ですが、親会社の保証付で、中国現地法人（総投資1.4億円、資本金1億円）の所在地の金融機関からの借入を行う場合、債務保証の限度額について、従来当該企業の場合には、4千万円が借入可能枠であると思っています。最近、その限度が緩和されたという話がありますが、本当でしょうか。

**A**：貴社の中国現地法人が現地金融機関から親会社の保証に基づいて借入をするものとして回答いたします。

< 現地法人の借入限度額について >

『外資企業法実施細則』（国務院 国務院第301号 2001年4月12日『国務院の「外資企業法実施細則」改正に関する決定』に基づき改正 2001年4月12日公布 同日施行）第19条より、「外資企業の投資総額とは、外資企業の創立に必要な資金総額、即ちその生産規模によって投入する必要のある基本建設資金と生産運転資金の総和を指す。」（『中外合弁経営企業法実施条例』（国務院 国務院令第311号 2001年7月22日『国務院の「中外合弁経営企業法実施条例」改正の決定』に基づき改正 2001年7月22日公布 同日施行）の第17条も同様）と規定されていることから、借入限度額（生産運転資金）は投資総額から登録資本（基本建設資金）を差し引いた範囲内と解することができます。

一方、『外債管理暫定弁法』（国家発展計画委員会・財務部・国家外為管理局令第28号 2003年1月8日公布 2003年3月1日施行）第18条では、「外商投資企業が借り入れ

る中長期外債累計発生額および短期外債残高の合計は、審査認可部門が認可したプロジェクトの総投資および登録資本間の差額内に抑えなければならない。」と規定されています。

現在、外債として登記の対象となっているのは、国外からの金融機関借入、国外からの親会社借入、国外機構の保証に基づく借入に係る保証履行額とされています。つまり現状においても、総投資額（1.4億円）と登録資本金（1億円）の差額（4千万円）が現地法人の借入れ限度額となります。

< 国外機構の保証に基づく借入に係る保証履行額について >

外債管理上の借入限度額に関し、『外貨担保に基づく人民元貸出に関する問題についての補充通知』（国家外為管理局 匯発[2005]26号 2005年4月15日公布 同日施行）が出され「偶発債務登記制度」が導入されたことにより、外債の適用範囲が拡大（中国在の邦銀から親会社の保証付借入を行うケースなど）さらに『外債管理整備の関連問題に関する通知』（国家外為管理局 匯発[2005]74号 2005年10月21日公布



2005年12月1日施行)が施行され、外債管理上の借入限度額については、以下の算式で管理されることになりました。

算式：

「中長期外債累計発生額」+「短期外債残高」  
+「国外機構の保証に基づく借入に係る保証履行額」  
「投資総額」-「登録資本」  
=「借入限度額」

この算式によれば、親会社保証付の中国内銀行(外資・内資問わず)からの借入(外貨・人民元問わず)が返済不能となり、海外の親会社が代位弁済を行った段階で、その代位弁済額が「借入限度額」に含まれることとなります。

従いまして、借入限度額(4千万円)が全て、親会社の保証に基づく借入であれば、借入が発生した段階では、上記算式に含まれず、親会社からの保証を履行した段階で算式に含めることとなります。

## 14. 日本本社保証による現地銀行からの人民元建借入について

**Q** : 当社(中国現地法人)は、日本本社の保証(本社取引銀行発行のスタンバイL/C)に基づき現地銀行から人民元建の借入を検討しています。

以下3つの質問について教えてください。

1. 当社は、保証の最終受益者となりますが、所得移転の観点から、日本本社あて保証料を支払う必要がありますか。
2. 保証料の支払いが必要な場合、この保証料の料率設定の水準はいくらにするべきでしょうか。
3. 当社からの日本の本社への保証料支払は、「資本取引」として外貨管理局の認可および登記が必要でしょうか。

**A** : 1.のスタンバイL/C保証に対する親会社への保証料の支払いに関しましては、これは一般的には支払う場合が多いようです。従来は「中国だから...」ということで親会社が支援していたケースが多く見られたようですが、親会社としては、保証を提供し実際に保証委託料などの経費を払っていることから、対価として支払いを受けることも当然と思われる。

2.の保証料の対外送金に関しましては、保証料は資本取引に分類されることから、企業所在地の国税局にて、10%の源泉税を納付し外貨管理局の「完税証明」を取得し、外貨管理局にて送金銀行宛の事前承認「核準件」を取得した後、銀行にて対外送金を実行するといった手順になります。

審査認定に必要な書類などは、

保証料支払申請書(制定様式がありますので外貨管理局で受領或いは外貨管理局のウェブサイトからダウンロードして下さい)

保証人による保証料支払督促通知

保証契約、保証状

保証の対象となる主たる債務契約

外貨預金から払い出す費用であるときは、最近5営業日の外貨預金口座の移動明細書

外貨を購入して支払う費用であるときは、最近5営業日のすべての外貨預金口座の移動明細書

申請人が外資系企業であるときは外商投資企業外貨登記証

外貨管理局で登記が必要な債務は、対外債務調印情況表

債務契約に関わる引き出し証憑

上述資料に対し提出すべき補充説明資料  
となります。

次に保証料の料率設定の水準についてですが、日系金融機関にヒアリングしてみましたが、決まった水準は分かりませんでした。これに関しては個別のケース対応で相互協議にて任意に決定して構わないと考えます。

但し、親会社が銀行にスタンバイL/Cの発行を依頼し、保証委託手数料を支払っているわけですから、少なくともそのコストをカバーしないと親会社の採算割れになりますし、親会社は保証履行のリスクを負うわけですから、それに見合う保証料を負担すべきでしょう。

3.の日本の本社への保証料支払いにおける登記の必要性に関しましては、保証料は資本取引に分類されることから、登記が必

要です。『外債管理整備の関連問題に関する通知』（国家外為管理局 匯発[2005]74号 2005年10月21日公布 2005年12月1日施行）によって、偶発債務の登記方式が変更され、登記手続きが「債務者（借入人）による偶発債務の個別登記」から「債権者（銀行）による定期登記の義務化」に代わり、保証履行が実行されたときの実際の履行金額を対外債務として登記されることとなりました。

## 15. 借入限度額について

**Q**：借入限度額 = 総投資額 - 登録資本金と聞いたことがあります、親会社の保証があれば借入限度額も拡大することができるのでしょうか。また、日本の親会社の保証で合弁企業は借入金をしているのですが、現在の借入残高を全額返済しないと追加での借入はできないのでしょうか。

**A**：まず、現地法人の借入限度額についてですが、『外資企業法実施細則』（国務院 国務院第301号 2001年4月12日 『国務院の「外資企業法実施細則」改正に関する決定』に基づき改正 2001年4月12日公布 同日施行）第19条より、「外資企業の投資総額とは、外資企業の創立に必要な資金総額、即ちその生産規模によって投入する必要のある基本建設資金と生産運転資金の総和を指す。」（『中外合弁経営企業法実施条例』（国務院 国務院令第311号 2001年7月22日 『国務院の「中外合弁経営企業法実施条例」改正の決定』に基づき改正 2001年7月22日公布 同日施行）の第17条も同様）と規定されていることから、借入限度額（生産運転資金）は投資総額から登録資本（基本建設資金）を差し引いた範囲内と解することができます。

『外債管理暫定弁法』（国家発展計画委員会・財務部・国家外為管理局令第28号 2003年1月8日公布 2003年3月1日施行）第18条では、「外商投資企業が借り入れる中長期外債累計発生額および短期外債残高の合計は、審査認可部門が認可したプロジェクトの総投資および登録資本間の差額内に抑えなけ

ればならない。」と規定されています。現在、外債として登記の対象となっているのは、国外からの金融機関借入、国外からの親会社借入、国外機構の保証に基づく借入に係る保証履行額とされています。

これによると、親会社保証付の中国国内銀行（外資・内資問わず）からの借入（外貨・人民元問わず）が返済不能となり、海外の親会社が代位弁済を行った段階で、その代位弁済額が「借入限度額」に含まれることとなります。

但し、このようなケースは現地法人の清算などにほぼ限定されると思いますので、代位弁済などの事由が発生しない企業に対しては影響がないものと考えます。

従いまして、日本の親会社保証による借入については、保証履行額が借入限度額に含まれることとなりますので、借入限度額を算出するにあたって、親会社保証による借入の額面金額や現時点での借入残高は関係ありません。

親会社保証による中国人民幣借入であれば、借入限度額の算定に含まれていないといえます。

## 16. 金型購入費用を国内顧客に負担させることについて

**Q** : 日本A社が中国子会社B社に免税で輸出した金型費用について、中国内取引先のC社が製品代金と別途に発生した金型費用を人民元にてB社に支払います。

この取引において、中国子会社B社は、金型費用をC社に請求できるでしょうか。できるのであれば、どのような形で請求するのでしょうか。

**A** : 「B社はC社に納入する製品製造のために、A社より金型を免税にて購入。B社はC社にその購入費用を請求したいが、製品代金に上乘せするのではなく別途請求したい。C社は支払については同意している。」との前提でお答えします。

結論から申し上げますと、正当な形で請求・支払いをするのであれば、下記のように当該金型の売買契約に基づくしかないと考えます。

金型は免税で輸入されていますが、『外商投資企業の輸出入貨物に対する監督管理お

よび徴税弁法』(税関総署第29号令 1992年7月25日公布 1992年9月1日施行)第18条によれば、免税で輸入した設備や材料などは5年間税関の監督管理下に置かれます。その期間内に国内で転売或いは販売するには、税関の許可を得、使用期間に応じて減価償却評価した価額に基づく関税と増値税を支払って、監督管理を解除する必要があります。

売買契約において、所有権移転時期や引渡期限については契約で自由に決められますので、B社が使い続けることを約定することも可能です。

## 17. 駐在員への日本国内支払給与の現地法人負担方法について

**Q**：最近、日本国内では国税局の徴税が強化されており、海外現地法人へ派遣している駐在員に対する日本国内給与・賞与については、現地法人が負担すべきとの見解を出されています。

これを受けて、本社より現地法人負担について打診がありました。日本国内での支払いは従来どおりの取扱いとし、本社からDebit Noteにより負担額を現地法人に請求するとした場合、現地法人から本社へ送金することは可能でしょうか。

**A**：まず、海外現地法人の駐在員に対する日本国内給与・賞与について親会社が負担することは、現地法人に対する贈与になるとの明確な規定がなく、税務当局の判断によるところが多いようです。しかし、現地法人における日本人の出向者の給与は、現地子会社負担というのが税務当局の基本的な見解であり、税務当局より指摘を受けたのであればそれに従わざるを得ないと判断します（通常は現地法人の勤務者であることから、当然に現地法人負担と考えられます）。

そこで、現地法人へのDebit Noteを利用した立替給与（費用）の請求ですが、『国家外為管理局の多国籍企業の貿易外取引にかかわる外貨の売渡、対外支払管理に関する通知』（国家外為管理局 匯発[2004] 62号 2004年6月29日公布 2004年8月1日施行）<

以下『通知』>において、国家外為管理局の認可を受けた企業は、国家外為管理局が発給した承認書および関係証明資料を持参し、銀行に取扱いを申請することで外国送金が可能とされています。

その中の項目に「外国籍社員に対する立替給与、福利手当（『通知』第6条）があり、国外からの請求書・社員の身分証明書（パスポート）・雇用証明・人民元の収入明細・納税証明などが必要とされています。この「国外からの請求書」として「Debit Note」を利用すればよいことになります。

但し、規定上は請求書の性格を持つ物であれば送金時の確認資料として認められますが、実際の運用上Debit Noteで取扱いされるかどうかの事前確認をお勧めいたします。

## 18. 保税區企業の外貨管理に関する制限について

**Q** : 保税區企業の外貨買い入れ・売却に関する制限として出された『保税區外貨管理弁法』は、その後緩和されているのでしょうか。保税區企業が輸入し、国内販売して得た人民元の米ドル転の自由度はどのようになっていますか。

**A** : ご質問の件、保税區企業は原則、自ら保有する外貨資金を優先的に対外支払いに充当し、例外的に人民元を外貨に交換することが可能です。

ご存知のように『保税區外貨管理弁法』（国家外為管理局 匯発[2002]74号 2002年7月25日公布 2002年10月1日施行）により、保税區企業による外貨交換は制限されています。原則、保税區企業は自ら保有する外貨資金を対外支払い資金に充当することのみ可能で、以下のケースに該当する場合、例外的に銀行で外貨を購入し送金することが可能です。

- (1) 人民元資金で設立された保税區企業が、国外或いは区外へ支払いを行う場合、まず自己外貨資金を使用し、自己外貨資金が不足する場合は、外為管理局の許可を条件に外貨買い入れ支払い手続きが可能。
- (2) 保税區内の貨物小口配送企業が、国外或いは区外へ支払いを行う場合、まず自己外貨資金を使用し、自己外貨資金が不足する場合は、銀行の審査のみで外貨買い入れ支払い手続きが可能。

(3) 製品の一部を国内販売する保税區内の加工企業が、国外或いは区外へ支払いを行う場合、まず自己外貨資金を使用し、自己外貨資金が不足する場合は、銀行の審査のみで外貨買い入れ支払い手続きが可能。

また、上海外高橋保税區に所在し、かつ輸出入経営権を取得する企業が一定の取引要件を満たせば、『上海外高橋保税區の輸出入経営権取得試点企業に関する外貨管理実施意見（試行）』（国家外為管理局上海市分局 上海匯発[2004]42号 2004年3月19日公布 同日施行）の規定に従い外貨購入が可能なようです。

輸出入経営権を取得するには、『対外貿易経営者届出登記弁法』（商務部令[2004]第14号 2004年6月25日公布 2004年7月1日施行）に基づき、地方の対外貿易主管部門で登記をするだけで可能です。なお、個別の実際の手続きについては、現地の銀行に確認されることをお勧めいたします。

## 19. 現地法人同士の取引における親会社保証について

**Q** : 当社の中国現地法人(保税区内貿易公司)が当社は資本参加していない日系独資企業と取引を行うに当たり、相手企業から親会社の裏保証を求められました。確か中国域外の企業による裏保証は認められていなかったと思いますが、状況を教えて下さい。

**A** : ご質問にあります「裏保証」という言葉は、日本で一般的に次のような意味合いで使われているようです(法律用語ではないようです)。

- (1) 保証人が保証債務を履行した場合に債務者に対して取得すべき求償権を保証すること。
- (2) 取引先の第三者に対する債務を数行の銀行で保証する場合、債権者に対しては幹事銀行だけが表に立って全額を保証し(表保証)他の銀行が自分の分担額のみ幹事銀行に対して保証すること。
- (3) 債務者の了解なしに保証人の単独の意思で保証すること。

ちなみに、中国語には「裏保証」という言葉はありません。しかし、中国の『担保法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第50号 1995年6月30日公布 1995年10月1日施行)第4条に「反担保」というものがあり、これは担保提供者の求償権を担保するために、担保提供者から債務者に提供を求める担保のことを指していますが、これを「裏保証」と訳す例がありました。おそらく、上記(1)と同様だからでしょう。

但し、これらの「裏保証」の意味合いでは、ご質問の文脈に合いません。従いまして、「中国内において日系現地法人a社を売り手とし日系現地法人b社を買い手とした取引において、b社の親会社である日本のB社を保証人とし、b社が代金支払不能の場合にB社に代位弁済させることができるのか。」という質問として、回答させていただきます。

結論からいえば、ご指摘のとおり、これはできないと考えます。

北京・上海の外為管理局に確認しましたが、こういった保証行為を明確に禁止する法規はありません。そもそも、『外国為替管理条例』(国務院令第211号 1997年1月14日改正 同日公布 同日施行)第7条にて、中国国内での外国通貨による決済は禁止されています。

a - b間取引は国内取引ですので、仮にB社が保証人になれたとしても、人民元で代位弁済しなければなりません。非居住者であるB社が人民元口座を開設してはならない、との法規はありませんが、たとえ開設したとしても、人民元転の認可を取得することは困難でしょう。



また、中国としては、人民元値上がり期待による投機（不動産など）を警戒しており、こういった保証行為が可能なら、それを隠れ蓑にした外国資本家による悪意の投機が横行する恐れがあることから、認め

られないと考えます。

もちろん、b社が決済に当たって銀行借り入れをする場合に、この借入に対してB社が保証を入れることは可能です。

## 第 13 章 会計に関する事項



## 1. クレーム損失引当金の計上について

**Q**：中国現地法人が中国国内で販売する際、クレーム発生時に備えて、クレーム引当金を計上しようとしています。毎月計上していき、決算時に何も発生しなければ戻入れを行う予定です。このような会計処理は中国で認められているのでしょうか。

**A**：まず、中国における外商投資企業の会計制度については、2002年1月より『企業会計制度』（財政部 财会[2000] 5号 2000年12月29日公布 2001年1月1日施行）が適用されています。

現行の企業会計制度においては、企業の合理的な基準により、クレームなどに対処するクレーム損失引当金や製品保証引当金といった負債性引当金の計上が認められているようです。ここでいう企業の合理的な基準とは、個々の企業実態に応じて計上基準が異なるため、企業実態に合った独自の計上基準を策定する必要があります。そのため、エビデンス資料の作成など、計上基準および計上金額の算定根拠を合理的に説明できる体制を整える必要があると思料されます。

また、上記のとおり、負債性引当金の計上については会計上の問題はないものと思料されますが、税務上においては、請求または損失が確定するまで負債性引当金の損金算入はできませんので、その点にご注意下さい。

よって、今回のご質問のケースについては、試算期時点では内部管理上B/Sに毎月引当を積み、決算時に確定した損失のみP/Lに計上することについて、会計上問題ないものと思料されます。

なお一つ注意していただきたいこととして、毎月引当を積み際には、月次費用の平準化は行うべきではない、と思われれます。月次費用の平準化を目的とした会計処理は、事実即した処理ではないので合理的とはいえないと考えられます。内部管理上は対応可能かもしれませんが、会計上は月次であっても実際に発生した損失を処理すべきです。

年度の引当金を合理的に見積り、それを月次決算で均等して費用処理することはあるかもしれませんが、今回のケースでは最終的に引当処理するわけではなく、発生費用を処理することになりますので、仮に年度の初めに多くのクレーム損失が発生したとしても、期末まで全額が処理されない可能性があります。

## 2 . 財務会計文書の保管期間について

**Q** : 財務・会計関連の諸文書の保管期限について、具体的に規定している法規がありましたら教えてください。

**A** : まず、財務関係規定では『会計档案管理弁法』( 財政部・国家档案局 财会字 [1998] 第 32 号 1998 年 8 月 21 日公布 1999 年 1 月 1 日施行 ) があります。

この規定では財務会計文書の保管期限は永久、定期の二種類に分類され、定期保管期間は3年、5年、10年、15年、25年の5種類になります。具体的な保管期間については上記の「管理弁法」をご参照下さい。

なお、税務関連規定でも下記の規定があります。

『外商投資企業および外国企業所得税法実施細則』( 国務院令第 85 号 1991 年 6 月 30 日公布 1991 年 7 月 1 日施行 ) < 以下『実施細則』 > 第 100 条第 4 項に「企業の会計証憑・帳簿および財務書類は、最低 15 年間保存しなければならない。」と規定されています。

『実施細則』第 100 条第 1 項に「国家が別途規定する場合を除き、企業は中国国内に課税所得額を正確に計算できる会計証憑・帳簿を具備しなければならない。」とあることから、中国内に 15 年間保存する必要があります。

なお、『実施細則』第 100 条第 3 項には「コンピューターを使用し記帳する企業は、コンピューターにより保存・出力される会計記録を会計帳簿とみなし、書面に出力されていない記録の磁気テープ・磁気ディスクはすべて保存しなければならない。」ともあります。

### 【回答後の変更】

『企業所得税法』( 全国人民代表大会 主席令第 63 号 2007 年 3 月 16 日公布 2008 年 1 月 1 日施行 ) の施行に伴って、『実施細則』の元である『外国投資企業および外国企業所得税法』が廃止される予定です。それによって、上記『実施細則』の規定が改正される可能性がありますので、その点に留意する必要があると思われます。

### 3. ソフトウェアによる会計処理について

- Q** : ソフトウェアによる会計処理に関して、以下のことを教えてください。
1. 中国でソフトウェアを外部から購入した場合の会計処理について、根拠法令なども含めて教えてください。
  2. 会計システムを新規に導入する場合、旧システムとの3ヶ月の平行ランにより計算結果が一致することが必要なようですが、この規定は現在も生きているのでしょうか。地域によって違うのでしょうか。

**A** : 1. に関しましては、中国のソフトウェア会計処理についての規定は『財政部が発布する「会計電算化管理弁法」などの規章に関する通知』(財政部 [94]財会字第27号 1994年6月30日公布 1994年7月1日施行)がその集大成となっています。その中に付属文書として『会計電算化管理弁法』『商品化会計核算軟件評審規則』『会計核算軟件基本效能規範』の詳細が書かれており、本来はそうした規定に沿わないソフトは使用ができません。

しかし、かなり古い法律であり、近年ではほとんど顧みられておりません。会計士事務所、および税務局へのヒアリングによれば、実際には外資系企業は独自ソフト、或いは既存の商品化されたソフトを購入、利用しているようです。

各企業が独自に開発した会計ソフトを使う場合には、必ず届出(いわゆる「備案」)が必要です。その際、そのソフトの機能、原理を書面で説明する必要があり、該当システムの還元計表については中国語の表示

が求められます。よく使用されている会計ソフトとして中国の二大メーカーである用友と金蝶の開発したソフトが有名です。

中国語になりますが、中華会計ネット校 [www.chinaacc.com](http://www.chinaacc.com)も覗いてみて下さい。

2. に関しましては、コンピュータによる会計計算を導入する際に、ハンドによる会計計算(「旧システム」とはこのことと解釈します)とコンピュータによる会計計算とを同時に3ヶ月以上行い、同一の結果を得ることを要求しているのは、『会計電算化管理弁法』の第9条で、この規定は現在でも有効です。

なお、運用に関しては、地域によって異なります。北京では平行ランを強制していませんし、広州では政府に認められた会計事務所による評価書が必要と聞いています。

#### 4 . 三項基金について

**Q** : 当社の合弁企業では、今般、三項基金の使用方法を董事会で決定する予定  
です。「董事会決議により準備基金から配当可能」との案が中国側から提  
出されています。定款上、準備基金は欠損補填と増資目的と規定されていま  
すが、配当に使ってもよいのでしょうか。

なお、準備基金の積立に上限はなく、企業発展基金の積立は登録資本金の  
50%を上限としています。

関連法規を読む限り、株主への配当金は三項基金積み立て後の未処分利益よ  
り行うものと読めるのですが、財務担当者からは株主への配当金は諸手続を経  
た後、三項基金の準備基金から配当を行うことが可能と聞いています。

**A** : 三項基金とは、準備基金、従業員奨  
励および福利基金、および企業発展  
基金のことを指します。外商投資企業は、  
税引後利益から三項基金の積立を行う必要  
がありますが、『外資企業法実施細則』（国  
務院 国務院第301号 2001年4月12日『国  
務院の「外資企業法実施細則」改正に關す  
る決定』に基づき改正 2001年4月12日公  
布・改正）などの法規定により、企業の設  
立形態（独資・合弁・合作）に応じて、基  
金毎の引当基準が定められています。

『企業会計制度』（財政部 財会[2000] 25  
号 2000年12月29日公布 2001年1月1日施  
行）第83条に、「準備基金とは、法律、行政  
法規の規定により純利益の中から積み立て、  
承認を受けて欠損補填と資本増加に用いる  
準備基金を指す。」と明記されていることか  
ら、準備基金から配当を行うことはできな  
いものと思われます。

なお、出資者への配当金につきましては、

『企業会計制度』第111条の中で、配当可能  
額の計算方法が明記されており、配当可能  
額は可処分利益から三項基金などを差し引  
いたものとなっています。

上記以外に、『中外合弁経営企業法実施条  
例』（国務院 国務院令第311号 2001年7  
月22日『国務院の「中外合弁経営企業法実  
施条例」改正の決定』に基づき改正 2001  
年7月22日公布 同日施行）第76条第2項に  
おいて「準備基金は合弁企業の損失の補填  
に使用するほか、審査認可機関の認可を経  
て、当該企業の増資、生産拡大に使用して  
もよい。」とはっきりと使用目的が明記され  
ているため、準備基金について配当他その  
他の目的のために取り崩すことはできない  
ものと思われます。

従って、今回の中国側の提案は、どのよ  
うな根拠に基づくものなのか、もう一度ご  
確認いただいたほうがよろしいかと思われ  
ます。

## 5 . 還付税金の会計処理について

**Q** : 当社の出資する合弁企業は、中国の政府機関から優秀企業として受賞したことで、税金の一部還付を受けました。その還付分は合弁企業の当期利益に算入して利益分配することができますか。

**A** : 公認会計士に確認したところ、合弁企業は、中国の政府機関から優秀企業として受賞したことで、税金の一部還付を受けました。その還付分は合弁企業の当期利益に算入して利益分配することができます。よって、当該還付税金については、当期利益に算入することができます、分配可能利益として配当可能とさせていただきます。



## 6 . 借入金支払利息の損金算入について

**Q** : 『企業所得税税引前控除弁法』第36条に「借入金額が登録資本金額の50%を超えた場合、超過部分の利息支出は損金算入ができない」とありますが、これは外商投資企業にも適用されるのでしょうか。外部（地場銀行）からの借入の場合はどうなるのでしょうか。

また、外商投資企業の場合、支払利息は制限なしに損金算入できるという解釈で宜しいでしょうか。

**A** : 『企業所得税税引前控除弁法』（国家税務総局 国税発[2000]84号 2000年5月16日公布 2000年1月1日施行）〈以下『弁法』〉では、まず第1条において、「『企業所得税暫定施行条例』〈以下『条例』〉およびその『実施細則』〈以下『細則』〉の規定の精神に基づき、この弁法を制定する。」と定めています。『条例』および『細則』共に、内資企業を対象にしていることから、『弁法』についても外商投資企業を対象にしていません。外商投資企業を対象とした『外国投資企業および外国企業所得税法』（全国人民代表大会 主席令第45号 1991年4月9日公布 1991年7月1日施行）でも、同

様の規定はありません。

また、外商投資企業を対象とした『外国投資企業および外国企業所得税法実施細則』（国務院令第85号 1991年6月30日公布 1991年7月1日施行）第21条に、「企業にその生産および経営に係る合理的な借入金利息が発生した場合は、借入金利息支払の証明文書を提出し、所在地の税務機関の審査同意を経た後、費用とすることが認められる。《…中略…》本条第1項にいう「合理的な借入金利息」とは、一般的な商業貸付利率で計算した利子より上回らないものを指す。」と規定されていますので、制限なしに損金算入はできないと考えられます。

**【回答後の変更】**

『企業所得税法』(全国人民代表大会 主席令第63号 2007年3月16日公布 2008年1月1日施行)の施行に伴って、上記の『条例』および『外国投資企業および外国企業所得税法』が廃止される予定なので、上記の借入金利息に関する規定が全て変わるのではないかと予想されています。

また、『企業所得税法』は中国国内における企業およびその他収入を取得する組織を対象にするから、外商投資企業もその規定に従うものとします。

さらに、『企業所得税法』第46条において、「企業が、その関連当事者から受けた債権性投資および持分性投資の比率について所定の標準を超えて生じた利息支出については、課税所得額を計算するときに控除してはならない。」と規定されています。この規定によると、少なくとも2008年1月1日から、支払利息の損金算入は制限されることが明確になると考えられます。また、本条における「所定の標準」を定める規定はまだ存在していないので、これからの関係規定の制定に注意する必要があると思われます。

## 7. 法定積立金の再投資について

**Q** : 生産会社A社（弊社70：中方30の合併企業）の事業拡大を目的として、A社と同じ省の別の経済開発区に、この同じ中方パートナーと新たに別会社B社（出資比率は若干異なります）を設立して、A社を解散・清算する、という案件を進めています。

このA社の解散・清算については、中方との完全な同意の下、順調に進んでおり、現在、かなりの段階まで清算処理が進んで、まもなく残余財産の分与の段階に入ろうとするところです。このA社の最終B/Sにおける純資産の段階で、資本金、未分配利潤に加えて、かなりの額の法定積立金（企業発展基金、準備基金）があります。

ここで質問ですが、弊社が上記のようなA社清算における残余財産をB社に再投資するとした場合、再投資による優遇措置（税金還付）は、どの金額にかかってくることになるのでしょうか。

現地の会計担当者によりますと、再投資額のうち、その対象となるのは、未分配利潤部分だけで、企業発展基金、準備基金については、その対象にならず、従って、再投資優遇措置による税金還付も大した額にならない、との報告を受けております。この優遇措置の対象額の範囲について確認させて下さい。

**A** : 再投資による優遇措置（税金還付）を検討する前に、かなりの内部留保を有するA社の清算行為に税務当局がどのような反応を見せるか、気になる部分があります。

通常、清算する企業は累積損失などを抱え、未分配利潤もほとんどないケースが多いかと思われます。一方、今回のケースは、かなりの収益を上げてきた企業が移転拡大のために現所在地での事業を清算し、その残余財産を別地区で立ち上げる企業に再投資するということであり、清算所得にかか

る納税、および再投資にかかる税金還付申請はいずれも現所在地の税務当局で行うことを勧告すれば、税務当局が清算行為自体に厳しい対応（審査）を迫ってくることも予想されます。

次に、再投資による優遇措置（税金還付）についてですが、一般的には利益の再投資なので、準備金などは配当できないことから対象にはならないと思います。また実際に納税した税額が限度ですので、二免三減などにより免税されていれば、還付額はありません。

## 第 14 章 技術ライセンスと知的財産権に 関する事項



## 1. ロイヤリティー契約の契約期間について

**Q** : 日本の親会社とロイヤリティー契約を結ぶ際、ロイヤリティーの継続について、例えば10年以下などといった年限が中国の法規で定められているのでしょうか。契約そのものは1年の自動更新です。

**A** : ご質問のロイヤリティーが何の対価か定かではありませんが、一般的な技術ライセンスの対価或いは商標使用の対価としてお答えいたします。

結論から申せば、これらにおいて期間は制限されていません。

現在、技術ライセンスに関しては、『技術輸出入管理条例』（国務院令2001年第331号 2001年12月10日公布 2002年1月1日施行）<以下『本条例』>に規定されています。

『本条例』施行前にあった『技術導入契約管理条例』（国務院 1985年5月24日公布 同日施行 2002年1月1日失効）においては技術ライセンス契約の契約期間は特別に認可を得ない限り10年を超えてはならないとの制限がありました。『本条例』において

その制限はなくなっており、契約期間を自由に約定することができます。

なお蛇足ながら、『中外合弁経営企業法実施条例』（国務院令第311号 2001年7月22日改正 同日公布 同日施行）第43条第2項第3号に「技術移転協議の期間は、通常、10年を超えないものとする。」とありますが、上記の改正により、この規定は意味を失っていると解されています。

また、『商標法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令第59号 2001年10月27日改正 同日公布 2001年12月1日施行）第37条には「登録商標の存続期間は10年」とありますが、使用契約や使用料支払の期間を制限するものではありません。

## 2. ロイヤリティー契約を締結する際の当該技術権利の帰属先について

**Q** : 中外合弁企業の設立において、日本側の所有技術を評価し、出資の一部として投入し、10年間の合弁契約を結びました。ところが、10年が経ってから、

中国側は技術を出資の一部とし、所有権は現地の企業にある

またこの技術を当社と合弁したもう一つの企業に提供し、ロイヤリティーを受け取る権利がある

と主張されています。

この二件における所有権の帰属はどうなるのでしょうか。教えてください。

**A** : 日本の親会社（以下、A社）が技術を評価し、現物出資により中国に合弁企業（以下、B社）を設立。さらに、A社が出資して設立した別の合弁企業C社とB社間で当該技術をもって、ロイヤリティー契約を締結する際の当該技術権利帰属先について回答いたします。

結論から申しますと、A社がB社に対して技術成果（注）で出資を行った際に、その権利帰属を明確に約定していれば、その約定に従い、A社にその権利が帰属する可能性があるものと考えます。

契約で権利帰属を取り決めることはある程度は可能ですが、企業の存続期間において、その財産権が企業に帰属する必要があると思います。

『公司法（全国人民代表大会常務委員会主席令第42号 2005年10月27日改正 同日公布 2006年1月1日施行）第28条にて、「株主は、期日どおりに企業定款に定める各自が払込を引き受けた出資額を全額払い込まなければならない。株主は、通貨をもって出資するときは、有限責任会社が銀行に開

設する口座に通貨による出資の全額を払い込まなければならない。非通貨財産をもって出資するときは、法によりその財産権の移転手続を行わなければならない。」と規定されています。この規定から、無形資産などを評価して出資する場合、その財産権の移転手続が必要となります。財産権の移転というのは人格権のような移転できないものを除いて、移転できる財産権は移転すべきと解釈されるものと考えますが、いかなるものでしょう。

しかしながら、そのような詳細の取り決めをされていないのであれば、出資を受けたB社が当該技術成果を自己の享有に帰属することを主張した場合、その主張が認められる可能性があります。

但し、当該技術成果の価値および当該技術が出資額に占める割合が出資者であるA社、および合弁パートナーの利益を不当に損なう場合はその例外となります（過少に評価されて出資された場合などが考えられます）。

従って、経営期間が満了（10年）するま

でもなく、B社に権利帰属を主張されれば、飲まざるをえないというのが最高人民法院の解釈ですが、中国専門の弁護士にも一度ご確認下さい。なお、この解釈は、『最高人民法院の技術契約紛争事件の審理の法律適用における若干の問題に関する解釈』（最高人民法院 法釈[2004]20号 2004年12月16日公布 2005年1月1日施行）<以下『最高人民法院解釈』> 第16条になります。

（注）技術成果：科学技術の成果や情報、  
経験を用いて作り出された製品、技術、  
材料およびその改良に関する技術考案  
を指し、特許、特許出願、技術秘密、  
コンピューターソフトウェア、集積回  
路配置図設計、植物の新種などを含む  
（『最高人民法院解釈』第1条）。



### 3. 偽造防止技術製品（シール）の輸出について

**Q**：中国で生産している商品に、本物の証明のため、日本で作られている偽造防止技術製品（シール）を輸出したいのですが、特に中国側の許可が必要でしょうか。

もし、許可が必要な場合、許可を得ずに輸出したら、どのような罰則がありますか。

仮に、偽造防止技術製品（シール）は、認定を受けた物の場合は、特に輸出に関して問題はないのでしょうか。

**A**：まず前提として、偽造防止技術製品については、『産品防偽監督管理弁法』（国家質量監督検験検疫総局令第27号 2002年11月1日公布 2002年12月1日施行）＜以下『弁法』＞および『産品防偽監督管理弁法実施細則』（国家質量監督検験検疫総局 国質検質[2003]246号 2003年8月7日公布 同日施行）＜以下『実施細則』＞による規制の対象となっています。

偽造防止技術製品の使用手続きに関しては、『弁法』第3章および『実施細則』第5章などに細かく規定されていますので、是非ご確認をお願いします。

国外品を輸入し使用する場合、簡単にいえば、次のような手続きが必要です。

1. 偽造防止技術製品を開発生産する外国企業は、まず、当該偽造防止技術製品に使用する偽造防止技術自体の審査認定を、全国偽造防止技術製品管理弁公室が指定する技術審査認定機構に申請し、「偽造防止技術審査認定証書」を受ける。
2. その上で、当該外国企業は中国内の企業を普及代理機構とし、ここを通じて「偽

造防止登録登記証」を取得する。

3. 当該偽造防止技術製品を使用する企業は、地級質量技術監督部門に使用の申請をして認可を受ける。省級質量技術監督部門は地級部門より申請資料を受け取った後、公告をする。

なお、「偽造防止登録登記証」を取得していない偽造防止技術製品を使用した場合、1万人民元以上3万人民元以下の罰金を科せられます。

「シールの輸出に当たって何らかの問題はないのか」ということに関しては、特に輸入の制限があるものではありませんので、特別な許可は必要ありません。また、『弁法』にも『実施細則』にも、輸出単位を偽造防止技術製品メーカーに限定したり、輸入単位を普及代理機構に限定したりする規定は特にありませんので、シールメーカーから直接、或いは貴社が日本でシールを購入して、現地工場に輸出しても差し支えないと考えます。

## 第 15 章 その他に関する事項



## 1. 輸出入食品の包装材に関する規制について

**Q**：中国から輸出また中国に輸入される食品包装材について出入境検疫検査局の検査が開始されたと伺っています。

輸出時の手続きの流れ、輸入時の手続きの流れ、輸出入の通関との兼ね合い（この検査が終了しなければ輸出入できないのか）、中国国内流通（輸出入が絡まない場合）も検査が必要か、といったことについて教えてください。

**A**：輸出入食品の包装容器、包装材料に  
関しては、『輸出入食品包装容器、包装材料の検査監督管理業務実施管理規定』（国家質量監督検査検疫総局 国質検検[2006]135号 2006年4月6日公布 2006年8月1日施行）<以下『規定』>が施行されています。

『規定』によれば、ご質問の手続きは以下のとおりとなります。

### 1. 中国から輸出する時の手続き

輸出食品の包装は、生産企業所在地の検疫検査機関が検査および監督管理の責任を負い、輸出食品包装の生産原料および製品は安全生産技術法規に合致する必要があります。

食品の包装および材料の生産企業は地元  
の検疫検査機関で検査検疫を申請の上、検査検疫に合格し、「輸出入食品包装および材料検査検疫結果書」が発行されて初めて輸出が可能です。

### 2. 中国へ輸入する時の手続き

輸入食品の包装における検査監督管理は、荷受人が検査申告を行う際に申告した目的地の検査検疫機関が実施します。検査検疫に合格し、「輸出入食品包装および材料検査検疫結果書」が発行されて初めて食品の包装や輸入が可能です。

輸入食品包装に対しては、中国における技術規範に従う必要があり、その検査検疫の根拠、基準は総局が別途公布するとありますが、現状そのような基準は公布されていないようです。

### 3. 食品容器、包装材料を中国国内で生産し、中国国内で販売する場合

『食品衛生法』（全国人民代表大会常務委員会 主席令59号 1995年10月30日公布 同日施行）に従い、必ず衛生標準および衛生管理弁法の規定に適合しなければならず、原材料についても、必ず衛生要求に適合する物を使用しなければなりません。従って、法が求めるこれら要求を満たして初めて、国内に流通することができるものと考えます。

## 2. 喫茶店経営（上海）について

**Q**：現在、上海市以外で飲食店を営んでいる現地法人（以下「A社」）が、上海市で、マンション1階の一角を購入（建物の区分所有）し、喫茶店の経営を検討しています。不動産企業からは、物件購入代金とは別に、毎月地代が必要となる旨の説明を受けました。

そこで以下について質問させて下さい。

1. 物件購入について、日本本社（以下「B社」）、または、日本本社の社長個人で購入することは可能でしょうか。
2. 購入者を、「A社」、または「B社」、または「社長個人」とする場合、税制面・賃借契約締結面・賃料面（地代）・将来の売却面の4つの面で有利なのは、どの購入者となりますか。
3. マンション1階の一角を購入後、別途、毎月地代が必要となるのは一般的なことでしょうか。
4. 上海市の喫茶店経営を、「A社」が行うことは可能でしょうか。
5. 可能な場合、喫茶店設立手続きの流れを簡単に教えて下さい。
6. 「A社」が経営する場合と別途上海で現地法人を新設し経営する場合とは、どちらが有利（一般的）でしょうか。
7. その他、本物件取得に係る留意事項があれば教えて下さい。

**A**：1.2.に關しましては、最近まで、外国人（法人含む）も手続きは面倒ではあるものの自由に購入できたのですが、『不動産市場への外資の参入許可および管理の規範化に関する意見』（建設部・商務部・国家発展改革委員会・中国人民銀行・国家工商行政管理総局・国家外為管理局建住房[2006]171号 2006年7月11日公布 同日施行）<以下『規範化意見』> および『規範化意見』をさらに詳しくした『不動産市場の外貨管理の問題の規範化に関する通知』（国家外為管理局・建設部 匯發[2006]47号 2006年9月1日公布 同日施

行）<以下『規範化通知』> が出され、外国人の不動産購入の規制が強化されました。

仮に「B社」または「社長個人」がマンションを購入しても、自分で使用するわけではなく、喫茶店を営む現地法人に貸すわけですが、『規範化意見』第1条第1項に「海外機構および個人が国内で投資して非自己使用の不動産を購入する場合は、外商の不動産投資の関連規定に従って、外商投資企業の設立を申請しなければならない。」とあることから、本件の場合は「B社」や「社長個人」が直接購入することはできません。

また、「A社」が当該マンションを購入し

て、自ら喫茶店を経営するのならば、『規範化意見』や『規範化通知』の適用対象にはなりません。仮に上海新現地法人を設立し、そこに貸して喫茶店を運営させるなら、外商投資不動産企業としての経営権を取得する必要があると考えます。

3. に関しましては、中国の場合、土地は全て公有（国有または農民集体所有）であり、土地使用者はその使用权を期間限定（マンションの場合は一般に70年）で取得します。マンションデベロッパーが土地使用权を有償取得し、使用权料を分割してマンション代金に上乗せして分譲するのが一般的なようですが、そうせずに使用权料（地代）を月払いで請求すること自体は可能でしょう。その分、相場に比べてマンション代金が安いかもしれませんのでご確認願います。なお、日本と同様に管理費は毎月請求されるのが通常です。

なお、『城鎮土地使用税暫定条例』（国务院令第483号 2006年12月31日改正 同日公布 2007年1月1日施行）が改正の上、公布されました。これは、以前の『城鎮土地使用税暫定条例』（国务院令第17号 1988年9月27日公布 1988年11月1日施行）を見直したもので、旧条例において内資企業、個人のみ課されていた城鎮土地使用税の課税対象を外商投資企業、外国企業および個人に拡大しています。

4.5. に関しましては、「A社」の経営範囲が不明ですが、すでに他地区で飲食店を経

営しており、仮に経営権拡大が必要だとしても、上海における喫茶店経営は可能と思われます（但し、場合によっては、増資を求められるかもしれません）。

その場合、上海の喫茶店を分公司という位置付けで設立することになります。分公司設立の大まかな流れは一般の企業とさほど変わりませんが、飲食店特有の規制がいくつかあります。例えば、

- ・公安局に「特種行業許可」を申請取得する必要がある。
- ・内装工事終了前に消防局、ガス公司、環境保護局などの検査を受ける必要がある。

といったことです（細かいところになると、やはり現地に確認する必要があります）。

6. に関しましては、「A社」による経営と上海での現地法人新設どちらが有利かは一概にいえません。但し、企業所得税は総公司所在地で納税することになっているため、「A社」が経営するなら、上海市には法人所得税が入りません。このため、当局としては現地法人新設を望むかもしれません。

また、飲食店経営は一般に独資でも可能ですが、各種手続きが面倒なこともあってか、慣れている地元企業と合併企業を設立する、内資企業をフランチャイジーとするフランチャイズ経営をする、といったことが多いようです。

いずれにせよ、このあたりは経営判断になると思います。

### 3 . 中国の法律法規の名称の違いについて

**Q** : 中国の法律・法規などの名称にいろいろありますが、整理して理解したい  
と思います。思い付くままに「 ×法、弁法、令、通知、意見、条例、規  
定、決定、細則」などありますが、夫々の違い、効力などを教えて下さい。

**A** : 中国の法律体系に関しては、『立法  
法』(全国人民代表大会 主席令第31  
号 2000年3月15日公布 2000年7月1日施  
行)にて規定されています。『立法法』第78  
条にて『憲法』は最高法規性を有するもの  
で、一切の法律・法規などは『憲法』に抵  
触してはならない。」としています。『憲法』  
(全国人民代表大会 2004年3月14日改正  
同日公布 同日施行)以外の法律・法規な  
どに関しては、『立法法』第79条～第83条に  
おいて、優位性が定められています。この  
優位性は、制定した機関によって生じてい  
るものであり、名称によつての優劣はあり  
ません(但し、一般に「 ×法」と名称の  
つくものは全国人民代表大会および全国人  
民代表大会常務委員会によって制定された  
ものであり、これは『立法法』第79条に基  
づき他の名称の法規などに優越していま  
す)。

『立法法』では制定した機関による区別  
として、 全国人民代表大会および全国人  
民代表大会常務委員会によって制定された  
「法律」、 國務院の制定する「行政法規」、  
國務院の各部・各委員会の制定する「部  
門規章」、 地方の人民代表大会が制定する  
「地方性法規」、 地方人民政府が制定する  
「地方政府規章」、 民族自治地域において

制定される「自治条例」および「単行条例」  
といったものが定められており、ご質問に  
ある、「法、令、弁法、通知、意見、条例、  
規定、決定、細則」などに関する定義は、  
『立法法』にはありません。これらの「法、  
令、弁法、通知、意見、条例、規定、決定、  
細則」の名称は、「法律」「行政法規」「部門  
規章」「地方性法規」「地方政府規章」「自治  
条例」「単行条例」に随意に使用されており、  
名称によつて効力の優劣があるわけではあ  
りません。名称の使用法に関する定義は  
恐縮ながら正確な知見はありませんが、そ  
の法規の内容によつてそれぞれの名称が採  
用されているものと思われま

す。名称によつて重要度や優位性を判断する  
ことは避けられた方がよろしいかと思いま  
す。

ご参考として、『立法法』制定直後の2000  
年4月29日に、糸賀・曾我法律事務所(当時、  
現在は弁護士法人キャスト糸賀)の曾我貴  
志弁護士が、NNA「中国法律基礎講座Q&A」  
第93回に記載されたものを、ご本人了解の  
元、一部抜粋して転載させていただきます。

-----  
《立法法の制定》

2000年3月15日に立法法が制定され、同年7月1日から施行されることとなりました。同法の特徴は、【1】憲法、【2】全国人民代表大会およびその常務委員会が制定する法律、【3】国務院が制定する行政法規、【4】国務院の各部・各委員会が制定する部門規章、【5】地方の人民代表大会が制定する地方性法規、【6】地方人民政府が制定する地方政府規章、【7】民族自治地域において制定される自治条例および単行条例、【8】特別行政区（香港、マカオ）において制定される法令、【9】中央軍事委員会が制定する軍事法規という従来から存在していた重層的な法体系を維持した上で、それぞれの間の効力関係を含む法適用の原則を定めたことにあります（但し、守備範囲との関係で憲法や特別行政区の法令に関する言及はありません）。

上記の各法令のうち、(1)憲法が最高法規であり、以下(2)法律、(3)行政法規、(4)部門規章その他の順番で効力が高いことは従来より明らかでした。中国においても単に「法律」といった場合、日本の国会に相当する全人代（常務委員会）が制定したものを指し、憲法に次ぐ地位を与えられているわけです。しかしながら、「条例」「弁法」「規定」といった名称は行政法規以下の各段階の法令において用いられており、それ

らの優先関係は名称だけからは判断できないことが通常です。しかも、従前は、(4)部門規章およびその他の法令の優先関係については明確な規定を欠いていました。

そのような状況下で登場した立法法は、第一に、地方性法規は同級以下の地方人民政府の制定した地方政府規章に優先すること、第二に、省または自治区の人民政府の制定した地方政府規章は当該省または自治区の中の市が制定した地方政府規章に優先すること、第三に、部門規章同士または部門規章と地方政府規章との間は同等の効力であって優劣関係は存在しないこと、第四に、自治条例、単行条例または経済特区の地方性法規は当該区域の実情に合わせて普遍的なルールを変更したものであるから当該区域内に関する限り、その他の地方性法規に優先すること、を明確に決めました。しかし、地方性法規と部門規章の優劣関係などのように立法法の規定だけでは依然として優先関係が明らかでない場合も残っており、また同一レベルの法規間や部門規章と地方政府規章の間のように同等とされて優先関係が存在しない場合もあり、今後法令の具体的適用にあたって仮に複数の法令間に矛盾が存在するようになるときに問題となりえます。



#### 4 . 中国版RoHS指令の施行における運用細則について

**Q** : 2007年3月1日より中国版RoHSがスタートすると聞いています。EUとは適用範囲が異なる訳ですが、施行時期が迫っても具体的な内容が見えないため不安を感じています。以下の二点について教えてください。

- 1 . 輸出製品用の原材料 / 部品に関して、来料・進料加工だけでなく通常の輸入も対象外と聞いているが、実際のところはどうでしょうか。
- 2 . 生産設備に関しては、規定上は対象だが適用除外はできないでしょうか。

**A** : 『中国版RoHS指令』ですが、これは『電子情報製品汚染予防管理弁法』

( 情報産業部・国家発展改革委員会・商務部・税関総署・国家工商行政管理総局・国家品質監督検検疫総局・国家環境保護総局 情報産業部令第39号 2006年2月28日公布 2007年3月1日施行 ) <以下『本弁法』> のことです。『本弁法』が公布されて以降、情報産業部は数度にわたって実行における解説ともいえる「問答」を公表しています。

小職の知る限りでもこれまでに3回、

[2006年3月3日]《電子情報製品汚染予防管理弁法》「十問十答」

[http://www.mii.gov.cn/art/2006/03/03/art\\_1221\\_7431.html](http://www.mii.gov.cn/art/2006/03/03/art_1221_7431.html)

[2006年6月8日]《電子情報製品汚染予防管理弁法》「三十六問」

<http://www.dianzinet.com/news/C2/file/23862.html>

( 12月1日の「問答」が出たことで、現在は情報産業部のネットには掲載されていない模様。)

[2006年12月1日]《電子情報製品汚染予防管理弁法》「よく見受けられる問答」

[http://www.mii.gov.cn/art/2006/12/01/art\\_1221\\_27258.html](http://www.mii.gov.cn/art/2006/12/01/art_1221_27258.html)

が出されています。

お問い合わせの件も情報産業部に問い合わせましたが、この「十問十答」と「よく見受けられる問答」に記載されている情報以外の情報は現在のところない、というのが公式の見解です。

『本弁法』の実施に当たっては、「十問十答」に記載されていますが、『電子情報製品汚染予防重点管理目録』<以下『目録』> が制定される予定です。これが所謂「実施細則」の位置づけとなるのかはわかりません。情報産業部のコメントとしては、この『目録』は2007年3月1日までには公布は不可能で、公布日がいつになるかも現時点では明示できない、とのことです。2007年3月1日以降、この『目録』が公布するまでは『本弁法』に定める「明示」の義務だけを企業がやっていたら結構ということのようです。

前置きが長くなりましたが、『中国版RoHS指令』はEUのものをモデルとしなが

らも、実際の施行に際しては中国独自の運用を考え模索している内容もあるため、実施に際しての具体的内容に関しては詳細が決まっていないものが多々あります。

『本弁法』がEUの『RoHS指令』と大きく異なる内容の一つとして、第2条で「輸出製品の生産行為には適用しない」と定義していることがあります。また「よく見受けられる問答」の第33項では「来料加工とは、外国から原料・部品を輸入して製造した製品をすべて外国に輸出することを指すのであるから、輸出される製品およびその原料・部品は『本弁法』の影響を受けない。進料加工とは、外国から原料・部品を輸入して製造した製品を販売するわけだが、これが輸出されるなら『本弁法』の影響を受けないし、中国国内に販売されるのであれば、『本弁法』に従わなければならない」と記載されています。

従いまして、お問い合わせの「輸出製品用の原材料/部品」に関しましては、製品が本当に全量輸出されるのであれば対象外という認識で結構ですが、万一、一部でも中国国内への販売の可能性のある取引の場合は、対象となるものと考えて下さい。また生産設備は、基本的に中国に残るものですから、現在の規定上では対象から外れる方法はないものと思われます。もちろん実行において、何らかの特別措置がとられるかもしれない可能性を否定はしませんが、現在のところはそのような特別措置を信息产业部が考えているという情報はありません。

EUの『RoHS指令』の目的は有害物質含有製品の販売を防止し、有害物質含有製品を市場に入れないようにすることです。加

工貿易を重視する中国では「輸出製品の生産行為には適用しない」という政策をとりましたが、生産設備全般を対象外とすることは難しいのではないかと個人的には考えています。

なお、『本弁法』では有毒有害物質に対する管理は「二段階」の方式を取ります。第一段階としては『本弁法』発効日から市場に進入した電子情報製品に対して、自ら声明の形で関連の環境保護情報を公開すること、つまり消費者がわかるように標識を貼るか、製品説明書に有毒有害物質と成分の名前を明示し、環境保護使用期限とリサイクルの可否も明示することしか要求していません。第二段階としては『目録』に入った製品に対して厳しく管理し、有毒有害物質の代替或いは数量制限標準の要求を満たす必要があり、それから強制認証(3C認証)を受けてから市場に進入できるとしています。中国版では有毒有害物質の制限と禁止のスケジュールが未定になっています。

その後、ある会員企業様から、2006年12月4日に北京で「中国・EU RoHS大会」が開催され、中欧共通の電気・電子製品の環境基準を作成することに関して意見交換したとの情報をいただきました。『本弁法』はEUの『RoHS指令』と制定の目的は類似してはいますが、処理方法が大きく異なり、また製品ラベルやリサイクル可能な材料の使用、強制認証などの要求が大きく相違しているといった内容が示されたようです。

## 5 . 製品品質法について

**Q** : 『製品品質法』では「本法でいう製品とは加工、製造を経て、販売に用いる製品を指す。」とありますが、輸入品は適用外でしょうか。もしくは輸入品に関する品質法があるのでしょうか。

**A** : 『製品品質法』(全国人民代表大会常務委員会 主席令第33号 2000年7月8日改正 同日公布 2000年9月1日施行) <以下『本法』> における製品は、輸入品も含まれます。

『「製品品質法」条文解釈』(国家技術監督局 技監局法函[1993]345号 1993年8月3日公布 1993年9月1日施行)第2条第4項には、『本法』において製品と称される範囲の

輸入製品にも本法の関連規定が適用される旨、規定されています。

蛇足ながら、『本法』は日本の『製造物責任法』<以下『日本PL法』> にほぼ該当します。『日本PL法』の責任主体は、製造業者、加工業者、輸入業者ですが、『本法』の責任主体は、製造者と販売者です。

## 6. 「批発」と「零售」の用語の定義について

**Q** : 中国では「批発」と「零售」はどのように定義付けされているか教えてください。

**A** : 「批発」と「零售」の定義は、『外商投資商業企業管理弁法』(商務部令 2004年第8号 2004年4月16日公布 2004年6月1日施行)第3条の定義が一番適切かと思えます。

すなわち、「批発」は「卸売」と訳し、「小売業者および工業、商業、機関などのユーザー-或いはその他の卸売業者に対する商品販売および関連する付属サービス」と定義され、「零售」は「小売」と訳し、「固定の

場所において、或いはテレビ、電話、郵送販売、インターネット、自動販売機を通じて個人或いは団体の消費使用に供する商品の販売および関連する付属サービス」と定義されることになるかと思われます。

なお、国家標準の『国民経済行業分類(GB/T 4754-2002)』において、行業のひとつとして「批発業」と「零售業」の定義が紹介されています。

## 7. 「兼併」と「合併」の用語の違いについて

**Q**：「兼併」と「合併」の違いを教えてください。  
なお、ここでいう「兼併」は『關於企業兼併的暫行弁法』を意識していません。

**A**：『關於企業兼併的暫行弁法』（国家体制改革委員会・国家計画委員会・財政部・国家国有資産管理局 体改経[1989]38号 1989年2月19日に公布 同日施行）は、現在も有効な弁法です。

『關於企業兼併的暫行弁法』の第1条には、「この弁法でいう企業統一（原文：企業兼併）とは、ある企業が他の企業の財産権を買い、他の企業の法人資格を失わせる、或いは法人実体を変更させる、ということを目指す。企業を売買しない方法の企業間合併（原文：企業之間的合併）は、この弁法の規定には属さない。」と定義されています。

『關於企業兼併的暫行弁法』において中国語の「兼併」は吸収合併を、中国語の「合併」は対等合併を指しているものと考えます。

なお、その後に施行された『外商投資企業の合併と分割に関する規定』（対外貿易経

済合作部・国家工商行政管理局 [1999]外経貿法発第395号 2001年11月22日改正 同日公布 同日施行）第3条には、「本規定でいうところの合併（原文：合併）とは、二つ以上の会社が『公司法』の関連規定に照らし、協議書を締結し、一つの公司になることを指す。公司の合併は吸収合併と新設合併の二種類の形式をとることができる。吸収合併とは、会社がほかの公司を吸収し、吸収する方の公司が引き続き存立し、吸収される方の公司は解散することをいう。新設合併とは、二つ以上の公司が合併して一つの新公司を設立し、合併前の公司はそれぞれ解散することをいう。」と定義されています。

『外商投資企業の合併と分割に関する規定』においては、中国語の「合併」は吸収合併を指しているものと考えます。

同じ中国語の「合併」でも、法令によって定義が異なっているようです。

**【参考資料】**

**最近の外資政策関連法規の公布状況**

**(2007年4月～2008年2月)**

【参考資料】

最近の外資政策関連法規（2007年4月～2008年2月）

2007年4月

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
外商誘致外資導入業務における国の土地関連政策を厳格に執行することに関する通知	07.04.03		商務部弁公庁
『内地と香港特別行政区の所得に対する二重課税回避および脱税防止に関する協定』の関係条文の解釈および執行問題に関する通知	07.04.04		国家税務総局
上場会社の董事、監事および高級管理人員の自社株式保有およびその変更管理規則	07.04.05	07.04.05	中国証券監督管理委員会
商務部、税関総署、環境保護総局公告 2007 年第 17 号（2007 年加工貿易禁止類商品目録）	07.04.05	07.04.26	商務部、税関総署、環境保護総局
中華人民共和国政府情報公開条例	07.04.05	08.05.01	國務院令
保険公司独立董事管理暫定弁法	07.04.06	07.04.06	中国保険業監督管理委員会
保険公司リスク管理の手引き（試行）	07.04.06	07.07.01	中国保険業監督管理委員会
中外合作学校経営の秩序をさらに規範化することに関する通知	07.04.06		教育部
鋼材輸出税還付率調整に関する通知	07.04.09		財政部、国家税務総局
環境情報公開弁法（試行）	07.04.11	08.05.01	国家環境保護総局
企業破産案件審理に係る管理人指定に関する規定	07.04.12	07.06.01	最高人民法院
企業破産案件審理に係る管理人報酬確定に関する規定	07.04.12	07.06.01	最高人民法院
加工貿易管理強化の関連問題に関する通知	07.04.12		商務部
行政審査認可項目をさらに整理廃止および調整することに関する通知	07.04.15		國務院弁公庁
中華人民共和国税関の印刷品および A V 製品の出入国監督管理弁法	07.04.18	07.06.01	税関総署
元の企業年金の引渡業務を適切に行うことに関する意見	07.04.24		労働社会保障部
『中華人民共和国企業破産法』施行時に未結審の企業破産案件適用法律の若干問題に関する規定	07.04.25	07.06.01	最高人民法院
『中華人民共和国物権法』の海域物権制度の全面的実行の徹底実施に関する通知	07.04.28	07.10.01	国家海洋局
産業構造調整の推進を加速させ、高エネルギー消費業種の度重なる無計画拡張を抑制することに関する緊急通知	07.04.29		国家發展改革委員会
商業フランチャイズ経営届出管理弁法	07.04.30	07.05.01	商務部
商業フランチャイズ経営情報公開管理弁法	07.04.30	07.05.01	商務部
商務部、税関総署 2007 年第 41 号公告（一部鋼材輸出に対する輸出許可証管理の実行）	07.04.30		商務部、税関総署
国内金融機関の不良債権対外譲渡届出管理の規範化に関する通知	07.02.01	07.04.01	国家發展改革委、国家外為管理局
中華人民共和国税関の輸入貨物直接積戻し管理弁法	07.02.02	07.04.01	税関総署
自動輸入許可管理貨物目録（20070310）	07.03.10	07.04.01	商務部、税関総署
生皮および生毛皮の輸入段階での増値税税率を明確にすることに関する通知	07.03.20	07.04.01	財政部、国家税務総局
中華人民共和国税関の珠海マカオを跨る工業区の珠海園区管理弁法	07.03.08	07.04.08	税関総署

2007年5月

『中華人民共和国物権法』徹底実施に関する通知	07.05.08		国土資源部
中華人民共和国パートナー企業登記管理弁法（改正）	07.05.09	07.06.01	國務院

【参考資料】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
重慶市高温天气労働保護弁法	07.05.10	07.06.01	重慶市人民政府
中部地区の増値税控除範囲拡大の暫定弁法	07.05.11	07.07.01	財政部、国家税務総局
非全日制雇用に関する若干規定（深セン）	07.05.13	07.07.01	深圳市労働社会保障局
税関総署公告 2007 年第 19 号（『2000 年免税を付与しない商品目録』に対する調整について）	07.05.16	07.05.25	税関総署
商務部公告 2007 年第 23 号（毒物製造可能化学品）	07.05.16		商務部
2007 年自動輸入許可貨物目録調整（20070520）	07.05.20	07.06.10	商務部、税関総署
国外証券取引所在中代表機構管理弁法	07.05.20	07.07.01	中国証券監督管理委員会
一部商品の輸出入暫定税率調整に関する通知（20070521）	07.05.21	07.06.01	関税税則委
工事監理企業資質基準	07.05.21		建設部
外商直接投資不動産業審査認可および監督管理をさらに強化、規範化することに関する通知	07.05.23		商務部、国家外為管理局
中華人民共和国行政復議法実施条例	07.05.29	07.08.01	國務院令
パートナーシップ企業登記管理業務をよりよく行うことに関する通知	07.05.29		国家工商行政管理総局
税関総署公告 2007 年第 23 号（加工貿易製造原単位管理弁法発布の関連問題について）	07.05.30	07.05.30	税関総署
外商投資の天然ガスプロジェクト経営の生産性企業享受の関連問題に関する通知	07.05.30		国家税務総局
通信業務に従事する外商投資企業の企業所得税納付の関連問題に関する通知	07.05.30		国家税務総局
不動産開発に従事する外商投資企業のセールスアンドリースバック業務の所得税処理問題に関する回答	07.05.31		国家税務総局
商業フランチャイズ経営管理条例	07.02.06	07.05.01	國務院令
身体障害者雇用条例	07.02.25	07.05.01	國務院令
中華人民共和国税関の暫時出入国貨物管理弁法	07.03.01	07.05.01	税関総署
中華人民共和国税関の輸出入貨物商品分類管理規定	07.03.02	07.05.01	税関総署
商用暗号製品使用管理規定	07.03.24	07.05.01	国家暗号管理局
外国組織および個人の中国における暗号製品使用管理弁法	07.03.24	07.05.01	国家暗号管理局
再生資源回収管理弁法	07.03.27	07.05.01	商務部
商業フランチャイズ経営届出管理弁法	07.04.30	07.05.01	商務部
商業フランチャイズ経営情報公開管理弁法	07.04.30	07.05.01	商務部

2007年6月

都市供熱価格管理暫定弁法	07.06.03	07.10.01	国家發展改革委、建設部
省エネ排出削減の総合業務案発布に関する通知	07.06.03		國務院
北京市都市土地納税等級分級範囲	07.06.04	07.01.01	北京市地稅局
大型商業保険および各種入札業務管理の更なる強化に関する通知	07.06.05	07.06.05	中国保險監督管理委員会
商務部、税関総署公告 2007 年第 51 号（2007 年 6 月 15 日より標準砂の輸出に対し輸出許可証管理を実行）	07.06.05	07.06.15	商務部、税関総署
税関総署公告 2007 年第 25 号	07.06.11	07.06.11	税関総署
商務部、税関総署公告 2007 年第 54 号（2007 年 6 月 18 日よりインジウム、モリブデンに対し輸出割当許可証管理を実行）	07.06.11	07.06.18	商務部、税関総署
外商投資企業が工事材料請負方式で委託した建築請負企業が買入れた国産設備の税関還付問題に関する通知	07.06.12		国家税務総局
最低賃金制度をさらに健全なものにすることに関する通知	07.06.12		労働社会保障部
『輸出外貨代金回収審査弁法』廃止の関連問題に関する通知	07.06.14	07.07.01	外為管理局、商務部
身体障害者就業促進の稅收優遇政策に関する通知	07.06.15	07.07.01	財政部、国家税務総局



【参考資料】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
輸入医療器械検査監督管理弁法	07.06.18	07.12.01	国家質量監督検査 検疫総局
建設部など8部門の『不動産市場の秩序キャンペーン展開に関する通知』の徹底実施に関する通知	07.06.18		国家税務総局
一部商品の輸出税還付率引き下げに関する通知(070619)	07.06.19	07.07.01	財政部、国家税務総局
保険許可証管理弁法	07.06.22	07.09.01	中国保険監督管理委員会
輸送専用自動車構造調整促進の関連問題に関する通知	07.06.24		国家発展改革委員会
商務部行政事務サービスセンターが受理する一部行政管理事項目録	07.06.25	07.06.25	商務部
工事監督管理企業資質管理規定(2007年)	07.06.26	07.08.01	建設部
建築企業資質管理規定(2007年)	07.06.26	07.09.01	建設部
建設工事実地調査設計資質管理規定(2007年)	07.06.26	07.09.01	建設部
建設部の『国務院の省エネ排出削減総合性業務方案発布に関する通知』徹底に関する実施方案	07.06.26		建設部
都市土地使用税調整の関連政策に関する通知(大連)	07.06.29	07.01.01	大連市人民政府
中華人民共和国個人所得税法(2007年改正)	07.06.29	07.06.29	主席令
中華人民共和国労働契約法	07.06.29	08.01.01	主席令
国有株主保有の上場公司株式譲渡管理暫定弁法	07.06.30	07.07.01	国有資産監督管理委員会 中国証券監督管理委員会
企業破産案件審理に係る管理人指定に関する規定	07.04.12	07.06.01	最高人民法院
企業破産案件審理に係る管理人報酬確定に関する規定	07.04.12	07.06.01	最高人民法院
中華人民共和国税関の印刷品およびAV製品の出入国監督管理弁法	07.04.18	07.06.01	税関総署
『中華人民共和国企業破産法』施行時に未結審の企業破産案件適用法律の若干問題に関する規定	07.04.25	07.06.01	最高人民法院
中華人民共和国パートナー企業登記管理弁法(改正)	07.05.09	07.06.01	国務院
重慶市高温天気労働保護弁法	07.05.10	07.06.01	重慶市人民政府
一部商品の輸出入暫定税率調整に関する通知(20070521)	07.05.21	07.06.01	関税税則委員会
2007年自動輸入許可貨物目録調整(20070520)	07.05.20	07.06.10	商務部、税関総署

2007年7月

商業銀行情報開示弁法	07.07.03	07.07.03	中国銀行業監督管理委
金融許可証管理弁法(2007年改正)	07.07.03	07.07.03	中国銀行業監督管理委
金融機関派生商品取引業務管理暫定弁法(2007年改正)	07.07.03	07.07.03	中国銀行業監督管理委
商業銀行資本充足率管理弁法(2007年改正)	07.07.03	07.07.03	中国銀行業監督管理委
団体顧客と信業務リスク管理ガイド(2007年改正)	07.07.03	07.07.03	中国銀行業監督管理委
銀行間取引管理弁法	07.07.03	07.08.06	中国人民銀行
2007年第17号公告(加工貿易禁止類目録)の関連事項に関する補充通知	07.07.04	07.07.04	商務部、税関総署、環境保護総局、質検総局
財政部、税関総署公告2007年第20号(中外合作海洋石油採掘関連)	07.07.04	07.08.01	財政部、税関総署
輸入商品損害検査鑑定管理弁法	07.07.06	07.10.01	国家質量監督検査 検疫総局
一部商品の輸出税還付率引き下げに関する補充通知	07.07.10		財政部 国家税務総局
都市土地使用税制調整後の納税にかかる事項に関する通知(大連市)	07.07.10		大連市地方税務局
税関総署、発展改革委、財政部、商務部2007年第35号公告(税関が執行する輸入税関関連の優遇政策に対する適用問題について)	07.07.13	07.07.13	税関総署、発展改革委、 財政部、商務部
貯蓄預金利息に対する個人所得税徴収の実施弁法(2007年改正)	07.07.20	07.08.15	国務院令
商務部、税関総署公告2007年第44号(加工貿易制限類商品目録)	07.07.23	07.08.23	商務部、税関総署
食品などの生産安全監督管理強化に関する特別規定	07.07.26	07.07.26	国務院令

【参考資料】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
全国主体功能区計画編制に関する意見	07.07.26		國務院令
税関総署公告 2007 年第 39 号 (商品分類決定集改正)	07.07.27	07.07.27	税関総署
輸出税還付率データ調整に関する通知	07.07.31		国家稅務總局
保険公司リスク管理の手引き (試行)	07.04.06	07.07.01	中国保險業監督管理委員會
都市生活ごみ管理弁法	07.04.28	07.07.01	建設部
中部地区の増値税控除範囲拡大の暫定弁法	07.05.11	07.07.01	財政部、国家稅務總局
非全日制雇用に関する若干規定 (深セン)	07.05.13	07.07.01	深セン市労働社会保障局
国外証券取引所在中代表機構管理弁法	07.05.20	07.07.01	中国証券監督管理委員會
『輸出外貨代金回収審査弁法』廃止の関連問題に関する通知	07.06.14	07.07.01	外為管理局、商務部
身体障害者就業促進の税収優遇政策に関する通知	07.06.15	07.07.01	財政部、国家稅務總局
一部商品の輸出税還付率引き下げに関する通知 (070619)	07.06.19	07.07.01	財政部、国家稅務總局
国有株主保有の上場公司株式譲渡管理暫定弁法	07.06.30	07.07.01	国有資産監督管理委員會 中国証券監督管理委員會
2007 年上海市都市企業事業單位退職者の基本養老金調整に関する通知	07.08.22	07.07.01	上海市労働社会保障局

2007年8月

国家認証認可監督管理委員會 2007 年第 21 号公告 (強制性認証)	07.08.06		国家認証認可監督管理委員會
外国籍個人および香港台湾マカオ住民個人の貯蓄預金利子所得の協定税率適用の関連問題に関する補充通知	07.08.07	07.08.07	国家稅務總局
個人所得税の全員全額控除申告管理業務をさらに推進することに関する通知	07.08.14		国家稅務總局
保税區監督管理区域の外貨管理弁法	07.08.15	07.10.01	国家外為管理局
銀行間外貨市場における人民元と外貨通貨のスワップ業務開設の関連問題に関する通知	07.08.17	07.08.17	中国人民銀行
建設工事実地調査資質管理規定実施意見	07.08.21		建設部
2007 年上海市都市企業事業單位退職者の基本養老金調整に関する通知	07.08.22	07.07.01	上海市労働社会保障局
税関総署公告 2007 年第 46 号 (『商務部、税関総署 2007 年第 44 号公告』の関連執行問題について)	07.08.22	07.08.22	税関総署
輸出入商品数量重量検査鑑定管理弁法	07.08.27	07.10.01	国家質量監督檢驗檢疫總局
化粧品マーク管理規定	07.08.27	08.09.01	国家質量監督檢驗檢疫總局
食品マーク管理規定	07.08.27	08.09.01	国家質量監督檢驗檢疫總局
檢驗管理總局、税関総署公告 2007 年第 131 号 (全地形車など製品に対する強制輸出検査管理実行について)	07.08.30	07.08.30	国家質量監督檢驗檢疫總局、税関総署
保税物流センター (B 型) 試点拡大期間の適用税収政策に関する通知	07.08.30		財政部 税関総署 国家稅務總局
中華人民共和国都市不動産管理法 (2007 年改正)	07.08.30	07.08.30	主席令
『中華人民共和国企業所得税法』公布後企業に適用される税収法律問題に関する通知	07.08.31	07.08.31	財政部、 国家稅務總局
中華人民共和国反独占法	07.08.30	08.08.01	主席令
中華人民共和国就業促進法	07.08.30	08.08.01	主席令
企業所得税査定徴収の課税所得率調整に関する通知	07.08.30	07.01.01	国家稅務總局
中華人民共和国行政復議法実施条例	07.05.29	07.08.01	國務院令
工事監督管理企業資質管理規定 (2007 年)	07.06.26	07.08.01	建設部
財政部、税関総署公告 2007 年第 20 号 (中外合作海洋石油採掘関連)	07.07.04	07.08.01	財政部、税関総署
銀行間取引管理弁法	07.07.03	07.08.06	中国人民銀行
貯蓄預金利息に対する個人所得税徴収の実施弁法 (2007 年改正)	07.07.20	07.08.15	國務院令

【参考資料】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
商務部、税関総署公告 2007 年第 44 号 (加工貿易制限類商品目録)	07.07.23	07.08.23	商務部、税関総署

2007年9月

中華人民共和國税関保税港区管理暫定弁法	07.09.03	07.10.03	税関総署
加工企業届出登記業務を適切に行うことに関する通知	07.09.04		商務部弁公庁
商務部、税関総署公告 2007 年第 71 号 (台帳保証金納入方式について)	07.09.05		商務部、税関総署
広東省高温補助基準公布に関する通知	07.09.07	07.09.07	広東省労働社会保障庁 他
輸出許可証発給業務規範 (改正)	07.09.07	07.09.07	商務部
輸出入商品の品質および食品安全の特別整備実施細則	07.09.10		国家質量監督検閲 検疫総局
全国土地法執行百日行動方案	07.09.12		国土資源部
税関総署公告 2007 年第 51 号 (商品分類の協議と質疑手続きの公布について)	07.09.14	07.09.14	税関総署
税関総署公告 2007 年第 52 号 (AV 製品および電子出版物の輸入段階での増値税税率調整関連問題について)	07.09.14	07.09.15	税関総署
加工貿易企業届出登記業務を適切に行うことに関する通知	07.09.18		広東省対外貿易経済 合作庁
中華人民共和國植物新品種保護条例実施細則(農業部分)(改正)	07.09.19	08.01.01	農業部
権利侵害違法コピー行為の通報、取締り奨励暫定弁法	07.09.20	07.09.20	国家版權局
中華人民共和國税関行政再審弁法	07.09.24	07.11.01	税関総署
電子廃棄物環境汚染防止管理弁法	07.09.27	08.02.01	国家環境保護総局
国有建設用地使用権の入札、競売、公示、私下規定 (改正)	07.09.28	07.11.01	国土資源部
国際化粧品原料基準中文名称目録	07.09.28	08.01.01	衛生部
『国務院の食品など製品の完全監督管理強化に関する特別規定』の若干問題に関する実施意見	07.09.30		国家質量監督検閲 検疫総局
出入国種苗花卉検閲検疫業務強化に関する通知	07.09.30		国家質量監督検閲 検疫総局
製品の品質および食品安全の特別整備行動の統計業務をより良く行うことに関する通知	07.09.30		国家質量監督検閲 検疫総局
保険許可証管理弁法	07.06.22	07.09.01	中国保険監督管理 委員会
建築企業資質管理規定 (2007 年)	07.06.26	07.09.01	建設部
建設工事実地調査設計資質管理規定 (2007 年)	07.06.26	07.09.01	建設部

2007年10月

保税監督管理区域の外貨管理弁法操作規程	07.10.08	07.10.01	国家外為管理局
輸出企業の環境監督管理強化に関する通知	07.10.08		商務部、環境保護総局
第 4 次行政審査認可項目の取消および調整に関する決定	07.10.09		国務院
増値税納税者免税権放棄の関連問題に関する通知	07.10.15	07.10.01	財政部、国家税務総局
動産抵当登記弁法	07.10.17	07.10.17	国家工商行政管理総局
新エネルギー自動車生産参入管理規則	07.10.17	07.11.01	国家發展改革委員会
国家發展改革委員会公告 2007 年第 73 号 (車両識別番号管理現場審査実施弁法試行)	07.10.17		国家發展改革委員会
広東省労働契約署名受領公示暫定弁法	07.10.22	07.10.22	広東省労働保障庁
製紙、アルコール、旨み調味料、クエン酸の立ち遅れた生産能力淘汰業務を適切に行うことに関する通知	07.10.22		国家發展改革委員会、 国家環境保護総局
中小企業技術革新支援に関する若干の政策	07.10.23		国家發展改革委員会、 教育部、財政部 他

【参考資料】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
中華人民共和国律師法（改正）	07.10.28	08.06.01	主席令
外商投資産業指導目録（2007年改正）	07.10.31	07.12.01	国家發展改革委員会、商務部
2008年度のイグサおよびその製品の輸出割当入札資格審査を行うことに関する通知	07.10.31		商務部
中華人民共和国物権法	07.03.16	07.10.01	主席令
『中華人民共和国物権法』の海域物権制度の全面的実行の徹底実施に関する通知	07.04.28	07.10.01	国家海洋局
都市供熱価格管理暫定弁法	07.06.03	07.10.01	国家發展改革委員会、建設部
輸入商品損害検査鑑定管理弁法	07.07.06	07.10.01	国家質量監督検査検疫総局
保税區監督管理区域の外貨管理弁法	07.08.15	07.10.01	国家外為管理局
輸出入商品数量重量検査鑑定管理弁法	07.08.27	07.10.01	国家質量監督検査検疫総局
中華人民共和国税関保税港区管理暫定弁法	07.09.03	07.10.03	税関総署

2007年11月

道路輸送業のより良くより速い発展を促進することに関する若干の意見	07.11.01		交通部
税関総署の一部税関規則廃止に関する決定	07.11.02		税関総署
外商投資商業分野管理弁法補充規定（三）	07.11.05	07.11.05	商務部
就業サービスおよび就業管理規定	07.11.05	08.01.01	労働社会保障部
一部の労働社会保障規則廃止に関する決定	07.11.09	07.11.09	労働社会保障部
『中外合作人材仲介機構管理暫定規定』に関する補充規定	07.11.16	08.01.01	人事部 商務部 国家工商行政管理総局
税関総署公告 2007年第61号（外商投資企業が輸出する課税商品につき徴税することを明確にすることについて）	07.11.16		税関総署
新規着工プロジェクト管理の強化と規範化に関する通知	07.11.17		國務院弁公庁
土地保留管理弁法	07.11.19	07.11.19	国土資源部、財政部、中国人民銀行
外資企業の輸出税還付申告期間問題に関する通知	07.11.22		国家税務総局
税関総署、質検総局 2007年第68号公告（通関申告書オンライン審査実施について）	07.11.26	08.01.01	税関総署、国家質量監督検査検疫総局
中小企業の省エネ排出削減業務をより良く行うことに関する通知	07.11.27		国家發展改革委員会
中華人民共和国税関行政再審弁法	07.09.24	07.11.01	税関総署
広州市外国籍人員の個人所得稅務資料申告管理弁法	07.09.25	07.11.01	広州市地方税務局
国有建設用地使用権の入札、競売、公示、私下規定（改正）	07.09.28	07.11.01	国土資源部
新エネルギー自動車生産参入管理規則	07.10.17	07.11.01	国家發展改革委員会

2007年12月

中華人民共和国耕地占用稅暫定条例	07.12.01	08.01.01	國務院令
中華人民共和国税関総署公告 2007年第71号（2007年商品分類決定）	07.12.05	07.12.05	税関総署
中華人民共和国企業所得稅法实施条例	07.12.06	08.01.01	國務院令
サービス貿易發展「十一五」計画綱要	07.12.07		商務部
税関総署公告 2007年第72号（新出入国旅客申告制度の実行について）	07.12.11	08.02.01	税関総署
全国祝祭日および記念日休暇弁法	07.12.14	08.01.01	國務院令
従業員有給休暇条例	07.12.14	08.01.01	國務院令
小麦など原糧およびその製粉の輸出税還付廃止に関する通知	07.12.14		財政部 国家税務総局

【参考資料】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
空港出入国旅客健康申告手続き簡素化に関する公告	07.12.17	08.01.01	国家質量監督檢驗 檢疫総局 中国民 用航空総局
商務部 税関総署公告 2007 年第 110 号 (2007 年第二次加工貿易 禁止目録 輸出禁止)	07.12.21	08.01.21	財政部 税関総署
農産品地理マーク管理弁法	07.12.25	08.02.01	農業部
特別行政区および上海浦東新区の新設高新技术企業の過渡的税 収優遇実行に関する通知	07.12.26	08.01.01	國務院
企業所得税過渡優遇政策実施に関する通知	07.12.26		國務院
耕地占用税平均税額および納税義務発生日問題に関する通知	07.12.28		財政部 国家稅務総局
2008 年許可証発給機關許可証発給目録 (輸出)	07.12.29	08.01.01	商務部
2008 年許可証発給機關許可証発給目録 (輸入)	07.12.29	08.01.01	商務部
2008 年輸出許可証管理貨物目録	07.12.29	08.01.01	商務部
2008 年輸入許可証管理貨物目録	07.12.29	08.01.01	商務部
自動輸入許可管理貨物目録 (2008 年)	07.12.29	08.01.01	商務部 税関総署
中華人民共和国個人所得税法 (2008 年改正)	07.12.29	08.03.01	主席令
中華人民共和国労働爭議調停仲裁法	07.12.29	08.05.01	全人代常務委員会
土地登記弁法	07.12.30	08.02.01	国土資源部
2008 年原糧およびその製粉輸出暫定関税税率表	07.12.30		財政部
ビニール製買い物袋の生産販売使用制限に関する通知	07.12.31		國務院弁公庁
輸入医療器械檢驗監督管理弁法	07.06.18	07.12.01	国家質量監督檢驗 檢疫総局
外商投資産業指導目録 (2007 年改正)	07.10.31	07.12.01	国家發展改革委員 会、商務部

2008年1月

用地の節約集約促進に関する通知	08.01.03		國務院
従業員の年間月平均業務時間および賃金換算問題に関する通知	08.01.03		労働社会保障部
一部電子部品製品の輸入関税税率調整	08.01.08	08.01.01	信息産業部
生産企業が正式操業前に加工を委託し同類製品を回収して輸出 する際の税還付問題に関する通知	08.01.08		国家稅務総局
中華人民共和国税関の加工貿易貨物に対する監督管理弁法 (2008 年改正)	08.01.14	08.03.01	税関総署
中国人民銀行 税関総署公告 [2008 年] 第 3 号 (金およびその 製品の輸出入許可証について)	08.01.21	08.01.21	人民銀行 税関総署
土地税収管理業務をさらに強化することに関する通知	08.01.23		国家稅務総局 財 政部 国土資源部
自動車金融公司管理弁法 (2008 年改正)	08.01.24	08.01.24	中国銀行業監督管 理委員会
中華人民共和国税関の輸出入貨物集中申告管理弁法	08.01.24	08.05.01	税関総署
中古設備輸出税還付 (免除) 暫定弁法	08.01.25		国家稅務総局
建設起重機安全監督管理規定	08.01.28	08.06.01	建設部
中華人民共和国税関の監督管理場所管理弁法	08.01.30	08.03.01	税関総署
中華人民共和国税関の企業分類管理弁法	08.01.30	08.04.01	税関総署
企業所得税の予納問題に関する通知	08.01.30		国家稅務総局
中華人民共和国企業所得税法	07.03.16	08.01.01	主席令
中華人民共和国労働契約法	07.06.29	08.01.01	主席令

【参考資料】

法令・通知名	公布日	施行日	公布主管部門
中華人民共和國植物新品種保護條例實施細則(農業部分)(改正)	07.09.19	08.01.01	農業部
國際化粧品原料基準中文名稱目錄	07.09.28	08.01.01	衛生部
就業サービスおよび就業管理規定	07.11.05	08.01.01	労働社会保障部
『中外合作人材仲介機構管理暫定規定』に関する補充規定	07.11.16	08.01.01	人事部 商務部 国家 工商行政管理総局
税関総署、質検総局 2007 年第 68 号公告(通関申告書オンライン 審査実施について)	07.11.26	08.01.01	税関総署 国家質量 監督検閲検疫総局
中華人民共和國耕地占用税暫定条例	07.12.01	08.01.01	国務院令
中華人民共和國企業所得税法実施条例	07.12.06	08.01.01	国務院令
全国祝祭日および記念日休暇弁法	07.12.14	08.01.01	国務院令
従業員有給休暇条例	07.12.14	08.01.01	国務院令
空港出入国旅客健康申告手続き簡素化に関する公告	07.12.17	08.01.01	国家質量監督検閲 検疫総局 中国民 用航空総局
特別行政区および上海浦東新区の新設高技術企業の過渡的税 収優遇実行に関する通知	07.12.26	08.01.01	国務院
2008 年許可証発給機関許可証発給目録(輸出)	07.12.29	08.01.01	商務部
2008 年許可証発給機関許可証発給目録(輸入)	07.12.29	08.01.01	商務部
2008 年輸出許可証管理貨物目録	07.12.29	08.01.01	商務部
2008 年輸入許可証管理貨物目録	07.12.29	08.01.01	商務部
自動輸入許可管理貨物目録(2008 年)	07.12.29	08.01.01	商務部 税関総署
商務部 税関総署公告 2007 年第 110 号(2007 年第二次加工貿易 禁止目録 輸出禁止)	07.12.21	08.01.21	財政部 税関総署

2008年2月

銀行連結諸表監督管理手引(試行)	08.02.04	08.02.04	中国銀行業監督管 理委員会
税関特殊監督管理区域に入る一部製品について輸出関税を徴収 しないことに関する通知	08.02.04	08.02.15	関税税則委員会
土地調査条例	08.02.07	08.02.07	国務院令
一部化学肥料の輸出関税調整に関する通知	08.02.09	08.02.15	関税税則委員会
中華人民共和國個人所得税法実施条例(2008 年改正)	08.02.18	08.03.01	国務院令
登録商業、企業名称が先願権と衝突する民事紛糾事案審理の若干 問題に関する規定	08.02.18	08.03.01	最高人民法院
電子廃棄物環境汚染防止管理弁法	07.09.27	08.02.01	国家環境保護総局
税関総署公告 2007 年第 72 号(新出入国旅客申告制度の実行について)	07.12.11	08.02.01	税関総署
農産品地理マーク管理弁法	07.12.25	08.02.01	農業部
土地登記弁法	07.12.30	08.02.01	国土資源部